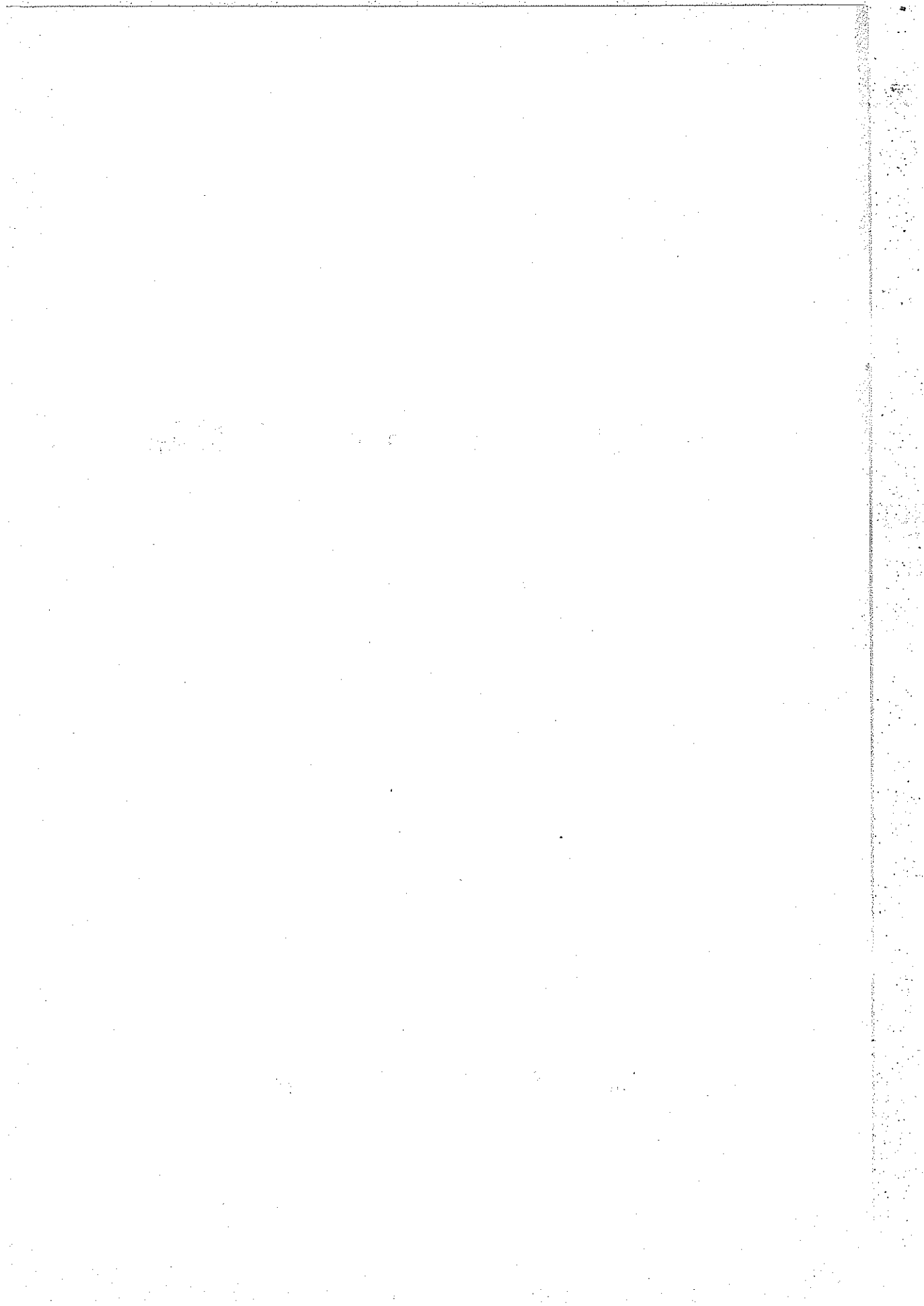


昭和53年 6 月27日開会  
昭和53年 6 月30日閉会

# 和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定例会会議録目次

### 昭和53年6月27日（火曜日）第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 開会宣告（午前10時20分）	2 頁
○ 永年勤続議員表彰伝達（池辺秀夫君、藤原要馬君、藤原利一君、坂上國治君、 富山敏治君）	3 頁
○ 全国議長会の模様報告	3 頁
○ 会議録署名議員指名（大谷昌幸君、金沢勝君、松下定君）	16 頁
○ 市長開会あいさつ	17 頁
○ 会期の決定（6月27日～6月30日4日間）	17 頁
○ 一般質問	17 頁
1 番に    2 番 天 堀    博 君	
2 番に    20 番 田 中 包 治 君	
3 番に    21 番 直 村 静 二 君	
○ 散会宣告（午後4時49分）	72 頁

### 昭和53年6月28日（水曜日）第2日目

○ 出席議員、欠席議員	73 頁
○ 議事説明員その他	73 頁
○ 開会宣告（午前10時20分）	75 頁
○ 一般質問	75 頁
1 番に    1 番 寺 田    茂 君	
2 番に    17 番 富 山 敏 治 君	
3 番に    16 番 木 下 甲子三 君	
4 番に    29 番 藤 原 利 一 君	
5 番に    15 番 横 田 憲治郎 君	
6 番に    13 番 赤 阪 和 見 君	
○ 散会宣告（午後4時37分）	129 頁

昭和53年6月29日（木曜日）第3日目

○ 出席議員、欠席議員	131頁
○ 議事説明員その他	132頁
○ 開会宣告（午前10時20分）	137頁
○ 日程第1 母子家庭医療費公費負担に関する請願（厚生文教委員長報告）	一 括 上 程  137 頁 か ら 142 頁 ま で
○ 日程第2 老人重症身体障害者・母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願（厚生文教委員長報告）	
○ 日程第3 和泉市身障者福祉に関する請願（厚生文教委員長報告）	
○ 日程第4 緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願（厚生文教委員長中間報告）	
○ 日程第5 緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願（厚生文教委員長中間報告）	
○ 日程第6 重度身心障害児（者）養護施設養護学校に関する請願（厚生文教委員長報告）	
○ 日程第7 教育予算の増額補正化に関する請願（厚生文教委員長中間報告）	
○ 日程第8 身体障害者（児）・精神薄弱者（児）及びねたきり老人見舞金・啓老祝金等の増額に関する請願（厚生文教委員長報告）	
○ 日程第9 青少年野球場陸上グラウンドの新增設を要望する請願（厚生文教委員長中間報告）	
○ 日程第10 和泉市身心障害児（者）の福祉に関する請願（厚生文教委員長中間報告）	
○ 日程第11 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和53年1月分）	一 括 上 程 144 頁 か ら 237 頁 ま で
○ 日程第12 "（水道部企業出納員扱昭和53年1月分）	
○ 日程第13 "（市立病院企業出納員扱昭和53年1月分）	
○ 日程第14 "（収入役扱昭和53年2月分）	
○ 日程第15 "（水道部企業出納員扱昭和53年2月分）	
○ 日程第16 "（市立病院企業出納員扱昭和53年2月分）	
○ 日程第17 "（収入役扱昭和53年3月分）	
○ 日程第18 "（水道部企業出納員扱昭和53年3月分）	
○ 日程第19 "（市立病院企業出納員扱昭和53年3月分）	
○ 日程第20 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	
○ 日程第21 " "（昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第7号））	247頁

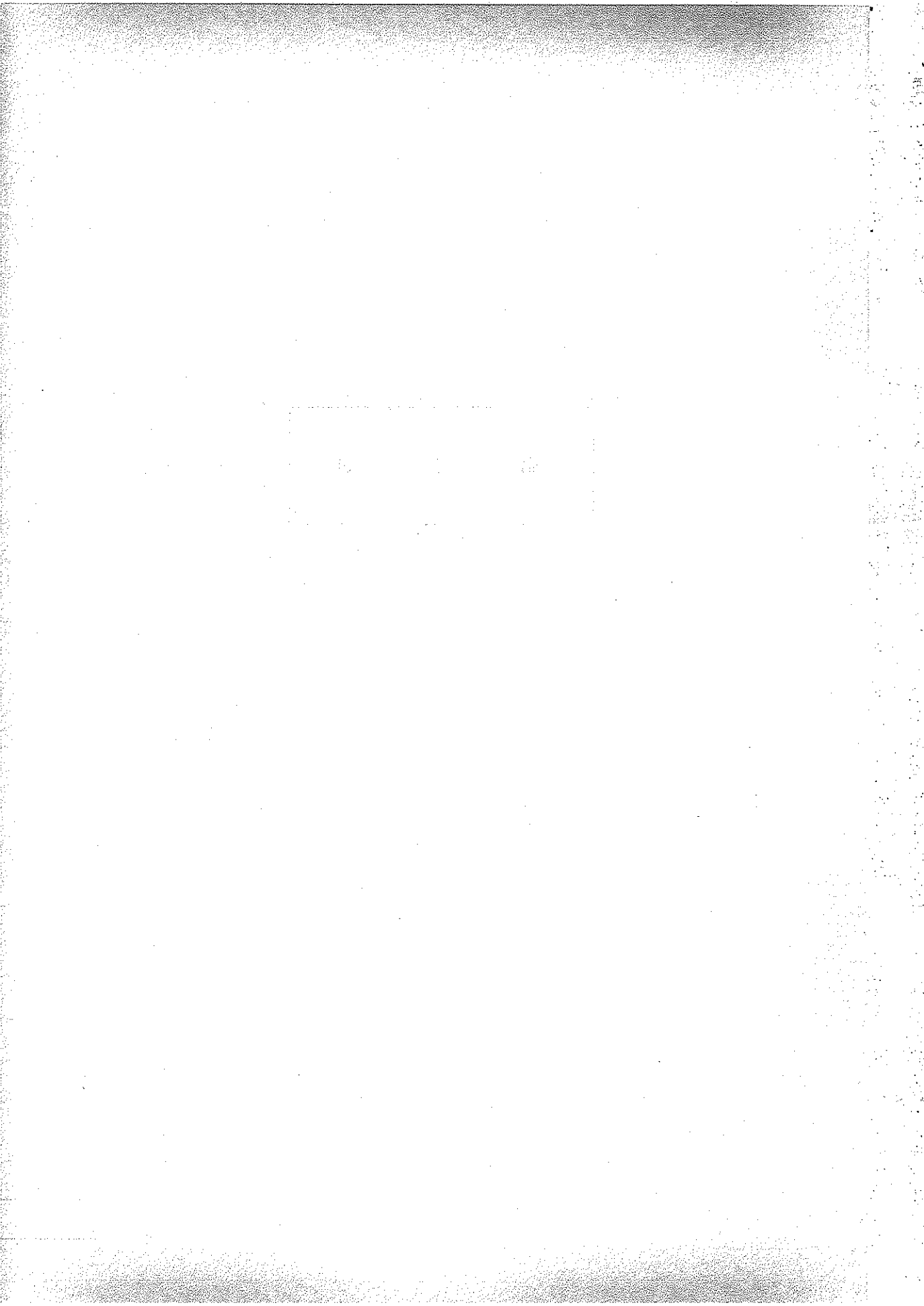
○ 日程第 22 専決処分の承認を求めることについて (昭和 53 年度和泉市一般会計補正予算(第 1 号))	248 頁	一括 上程 )
○ 日程第 23 " " (昭和 53 年度和泉市土地区画整理事業特別会計 補正予算(第 1 号))	308 頁	
○ 日程第 24 昭和 52 年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について	309 頁	一括 から 程 )
○ 日程第 25 昭和 52 年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	314 頁	
○ 日程第 26 昭和 52 年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について	314 頁	
○ 日程第 27 昭和 52 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について	314 頁	
○ 日程第 28 昭和 52 年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	315 頁	
○ 日程第 29 昭和 52 年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について	318 頁	
○ 日程第 30 和泉市土地開発公社昭和 52 事業年度決算書類の提出について	320 頁	
○ 日程第 31 財団法人和泉市商工業振興会昭和 52 事業年度決算書類の提出について	323 頁	一括 上程 )
○ 日程第 32 財団法人和泉市商工業振興会昭和 53 事業年度計画書類の提出について	424 頁	
○ 散会宣告(午後 4 時 48 分)		424 頁

昭和 53 年 6 月 30 日(金曜日) 最終日

○ 出席議員、欠席議員	425 頁
○ 議事説明員その他	425 頁
○ 開会宣告(午前 10 時 20 分)	428 頁
○ 日程第 1 昭和 53 年度和泉市一般会計補正予算(第 2 号)	428 頁
○ 日程第 2 和泉市特別土地保有税審議会条例制定について	446 頁
○ 日程第 3 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	452 頁
○ 日程第 4 和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	457 頁
○ 日程第 5 和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を 改正する条例制定について	469 頁
○ 日程第 6 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例制定について	474 頁
○ 日程第 7 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	477 頁
○ 日程第 8 農地の固定資産税に関する要望決議	481 頁

○ 閉会宣告（午後2時53分）	484 頁
○ 市長閉会あいさつ	484 頁
○ 議長閉会あいさつ	484 頁

第 1 日





昭和58年6月27日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
12番	藤原要馬君	26番	柳瀬美樹君
13番	赤阪和見君	27番	竹下義章君
15番	横田憲治郎君	28番	坂上國治君
		29番	藤原利一君

欠席議員(1名)

11番 上代卯之松君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	財務部次長	北野敦雄
助	役	坂口禮之助	財政課長	大塚孝之
収入	役	中塚白	同和対策部長	中西淳富
参与兼市公室長	取扱	西川喜久	同和対策部次長	生田稔
参与、土地開発公社	局長	林徳次	市民部長	森保
市長公室企画担当理事		佐原行雄	市民部次長兼所長	富田宏之
市長公室次長兼秘書広報	課長事務取扱	竹田明郎	産業衛生部長	内田繁
財務部長		麻生和義	産業衛生部次長	角谷泰夫

建設部長	山本俊兼	教育委員長	堀内由延
建設部次長 兼建設総務課長事務取扱	吉田日出男	教育長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教育次長	広岡史郎
改良事業部次長 兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管理部長	杉本弘文
解放総合センター所長兼 総務課長事務取扱	萩本啓介	管理部次長	青木孝之
病院長	竹林淳	指導部長	高橋貞良
病院事務局長	平野誠蔵	指導部次長	橋本昭夫
病院事務局次長 兼管理課長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中稔	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本喬久	監査委員	西口喜一郎
消防長	松村吉堯	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井洋
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

(午前10時20分開議)

○ 議長(柳頼美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和53年和泉市議会第2回定例会を開催いたしたいと存じます。

- 議長（柳瀬美樹君） 会議に入る前に去る5月30日、東京において開催されました第54回全国市議会議長会定期総会の席上において、永年勤続議員として池辺秀夫議員、藤原要馬議員、藤原利一議員、坂上國治議員、富山敏治議員の5名の方々が表彰を受けられましたので、ただいまからその表彰状を記念品とともに贈呈伝達を行いたいと思います。

（表彰状贈呈伝達式）

- 議長（柳瀬美樹君） この際、伝達受賞者のあいさつをお願いいたします。

（受賞者代表あいさつ）

- 18番（池辺秀夫君） それでは、まことに僭越とは存じますが、表彰者を代表いたしまして一言、ごあいさつ申し上げます。

今回、第54回全国市議会議長会定期総会におきまして、私たちが永年勤続議員として表彰を賜りました。まことに身に余る光栄と存じます。ありがとうございました。これもひとえに皆様方のいままでの私どもに対します御交誼、市民の方々の御協力のたまものと深甚より厚く御礼申し上げます。

今後、この表彰におこたえすべく一意専心、市政発展のため全力を傾注する覚悟でございます。どうか今後も変わらぬ御交誼のほどをよろしく御願ひ申し上げます。はなはだ簡単粗辞ではございますが、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（柳瀬美樹君） まことに御丁重なるごあいさつをいただきありがとうございました。はなはだ高いところから恐縮でございますが、私より議会を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

池辺秀夫議員、藤原要馬議員、藤原利一議員、坂上國治議員、富山敏治議員の5氏には、今回の受賞まことにおめでとうございます。衷心よりお祝い申し上げます。今後ともますます御自愛の上、地方自治進展と本市発展のため格段の御助力を賜らんことをお願いいたします。

まことに簡単ですが、これをもって伝達式を終わります。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（柳瀬美樹君） なお、今回の全国議長会の模様につきましては、印刷物を配布してあるとおりでありまして、全議案を満場一致で可決いたしましたので御報告にかえさせていただきます。と存じます。

#### 第54回定期総会議案

会長提出議案第1号 地方行財政制度の改革に関する決議

わが国経済の長期にわたる不況と円高などによる急激な変動により地方財政は昭和50年度以来巨額の財源不足に悩んでいる。国は毎年度地方債の増発と地方交付税特別会計借入れによる応急措置を講じてきたため、昭和53年度末の地方債の現債高は一般会計分のみでも20兆円を超え、さらに地方交付税についても財源借入額は5兆円を上回る見込みである。現行のまま推移するならば、明年度はさらに赤字の累積が予想され、特に都市行財政の運営は年々増大する住民の需要に応じきれず危殆に瀕することは必至である。

よって、国は長期的な視野にたつて国・地方を通ずる行政事務の再配分及び税財政制度の根本的な改革を断行し、特に下記事項を早急に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1. 国・地方を通ずる税源配分を適正化し、都市税源を増強すること。
2. 地方交付税制度を全般的に見直し、都市への配分を強化すること。
3. 国費・地方費の負担区分を地方の実態に即するよう改善合理化するとともに地方超過負担を完全に解消すること。

以上決議する。

昭和53年5月30日

第54回全国市議会議長会定期総会

部会提出議案第1号

#### 地方行財政の抜本的改革について

(九州部会提出)  
説明担当 福江市

経済の安定成長時代を迎え、住民の行政需要は増大かつ多様化しており、自治体の的確な対応が強く求められている。

しかしながら、現行制度のもとでは、自治体の行財政運営における自主性、自律性の発揮の余地は極めて限られており、住民の要求に応えられないのが実態である。

よって、国においては次の事項について速やかに改善されるよう強く要望する。

1. 地方制度調査会の答申に基づき、国、地方を通ずる行政事務の再配分と税源の再配分を断行し、地方行財政制度の抜本的改善を図ること。
2. 地方交付税総額の算定基礎となる税目の拡大、地方交付税率の引き上げなど地方交付税制度の改善を図ること。
3. 地方債の円滑な消化を図るため、地方団体金融公庫を創設すること。
4. 国庫補助負担事業における超過負担の完全解消、各種公共事業に対する補助率及び補助単価

の大幅引き上げを行うこと。

5. 急傾斜地崩壊対策事業地元負担金の全額を一般公共事業債の適用事業とすること。

#### 部会提出議案第2号

##### 地方税法等の改正期日の適時を求める要望

(関東部会 提出)  
説明担当 市原市

近来、地方税の一部改正は例年実施されているが、その改正時期は年度末、または新年度当初において行われることが通例となり、ために地方公共団体においては財政運用上、多大の支障を余儀なくされている。

よって、国は税の基本法たる関係法令の成立については、地方公共団体の予算編成期、あるいは当初予算審議のための議会開催期に適合するよう特段の配慮を要望する。

(理由)

1. 地方税の一部改正に伴い、各地方公共団体の税条例を改正しなければならないが、その時期が3月予算審議会に間に合わぬ実情であり、臨時議会の開催あるいは長の専決処分の方法によって対処せざるを得ない。
2. 地方税法の改正内容が大幅になされた場合にあっては、納期の変更、財政資金の運用上、一時借入金の措置等余分な事務量の増加及び利子負担等の支出を招いている。
3. 各地方公共団体は、総計予算主義の原則により、税収の適確な把握に努めているが、税法改正に伴い税源の算出に苦慮せざるを得ず、いたずらに予算審議の論点を惹起させている。
4. 地方税法の改正は、税条例の改正のみにとどまらず、国民健康保険税、あるいは福祉関係の諸措置の限度額等にも影響をもたらし、多大の行政事務の繁雑化を招来している。

#### 部会提出議案第3号

##### 公共事業用地等に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて

(北信越部会 提出)  
説明担当 三条市

公共事業に係る土地収用などの場合においては、その譲渡所得に対し、所得税等について、最高3,000万円の特別控除が行われ、課税対象から除外の措置がとられているが、この控除額は最近の大型事業の用地取得の場合は、極めて低額であり、その事業推進を困難ならしめる要因ともなっているため、これらの特別控除額を大幅に引き上げられるよう、強く要望いたします。

#### 部会提出議案第4号

##### 住居表示に関する法律の一部改正について要望

(近畿部会 提出)  
説明担当 明石市

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第2項の規定により変更の請求があれば、同条第6項の規定により市町村会議は公聴会の開催が義務づけられている。

従って、変更の請求後において当該変更の請求人から関係地区住民の円満協議の故をもって、撤回の申し出があっても、同法には何らの規定がないため、地域の連帯意識を阻害する公聴会を開催しなければ議決できないのは誠に不合理である。

よって、政府においては、これらの不合理を解消するため同法の改正をされるよう強く要望する。

#### 部会提出議案第5号

##### 義務教育施設の整備促進について

(北海道部会 提出)  
説明担当 赤平市

義務教育施設の整備充実は、地方自治体の重要な施策であり、また次代を荷負う子どもたちのためにも緊要な行政の責務であります。

しかし、今日の経済状況と自治体財政の悪化の中にあっては、過密、過疎を問わずそれぞれに大きな障害となっている現状であります。

このたび政府は、義務教育施設の危険校舎耐力度点数について特別措置を講ずる方針を打ち出したのであるが、これを15カ月予算に限定することは、真の教育施策とはいえないものであります。

よって政府は、地方自治体が抱えている諸問題を十分認識され、下記事項について積極的に対処されるよう強く要望するものであります。

##### 記

1. 義務教育施設の危険建物改築にかかわる耐力度点数の特別措置を15カ月予算に限定せず、制度化すること。
2. 義務教育施設の新、改築にかかわる補助及び起債対象を実態に即して拡大するとともに、国の補助率の引上げ(現行3分の1を2分の1に)と建築単価の引上げを図ること。
3. 学校用地取得費に対する特別財政措置の範囲の拡大及び既設校の校地拡張、借用校地の買収、校庭整備費について国庫補助、起債の対象とすること。

部会提出議案第6号

義務教育施設の整備並びに教職員の定数増について

(中国部会 提出)  
説明担当 尾道市

都市化の進展に伴う義務教育施設の整備並びに児童生徒の能力を開発助長させるため、教職員の定数増と教育内容の充実強化は、教育行政の基本的かつ重大な課題である。

よって、政府におかれては、次の事項について速やかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 教育施設の整備について

- (1) 学校用地取得に係る補助基本額を、現行7割から全額に拡大すること。
- (2) 危険建物の改築補助率を、現行3分の1から2分の1に引き上げるとともに、景気対策上の臨時措置である耐力度点数5,500点を、今後も継続実施すること。

2. 教職員の定数増について

- (1) 1学級30人とした教職員を措置すること。
- (2) 校区に同和地区を持つすべての学校に、同和教育主担者を最低1名配置すること。
- (3) 障害児学級に複数の教員を配置すること。

部会提出議案第7号

学校給食施設設備に対する国庫補助金の増額等について

(中国部会 提出)  
説明担当 山口市

学校給食の充実強化について下記事項を講ぜられ、超過負担の解消並びに地方財政負担の軽減を図られるよう要望する。

記

1. 学校給食の施設の改善並びに米飯給食導入のための設備整備に対する補助単価及び補助率を大幅に引き上げること。
2. 学校給食調理員の配置基準を再検討し、米飯導入等による作業量の増大に対応した基準に改善するとともに人件費についても国庫補助制度を確立すること。

部会提出議案第8号

国民健康保険制度の抜本的改善の早期実施要望について

(四国部会 提出)  
説明担当 阿南市

国民健康保険は医療保険制度の中核としての役割りを果たしつつも、被保険者に老人あるいは低所得者層を多く抱えているため、その財政基盤はきわめて貧弱であり、年を追って悪化し極度の財政難に直面しており、これが地方財政硬直化の要因となっている。

こうした中において今回の医療費改訂により国保事業は被保険者負担の大幅引き上げを実施せざるを得ない窮状に追い込まれているが、もはや被保険者の負担能力も限界を超えており、国保事業は全く崩壊の危機にさらされていると断ぜざるを得ない。

よって、国は、かかる現状を認識され、医療保険制度全般について抜本的な改革要綱を固めつつあるが、これを寸刻も早く実施されるよう強く要望する。

#### 部会提出議案第9号

##### 障害児保育事業実施要綱の改善並びに養護学校設立促進について

(東北部会提出)  
説明担当 二本松市

近年保育需要の多様化に伴い、一般幼児の保育と軽度の心身障害児との集団保育が実施されつつあるが、現在制定されている「障害児保育事業実施要綱」の措置基準等は現実に即していないものがあり、かつ障害児の入所措置を地方公共団体が単独で実施することも財政的に極めて困難な状況にある。

よって政府は心身障害児の福祉増進のため、次の事項について早急に本要綱の改善を図るよう要望する。

また、特殊教育については近年著しく振興されつつあるが、心身障害児はその障害がいかに重度であり、重複している場合であってもひとしく教育を受ける機会が与えられるべきものであり、政府はこれが方策として昭和54年度から養護学校の義務制を採ることとして、現在その実施に当たっての準備事務が進められているが、その概要を早急に明らかにし、促進されたい。

さらに、実施に当たっては障害児の医療、福祉両面の連携のもとに、障害児の教育に当たる教職員の完全確保と一層の専門的知識、技能を修得させる適切な教育が行われるよう特段の配慮をするとともに、確実に昭和54年度から履行されるよう強く要望するものである。

#### 記

1. 障害児の入所措置対象年齢（現行概ね4才以上）は制限をしないこと。
1. 障害児については「保育に欠ける」ことを条件としないこと。
1. 入所措置定数基準（現行概ね90名以上）を撤廃するとともに、対象児童の入所人員は定数の1割程度に満たなくとも補助対象事業とすること。



1. 保母の配置に要する費用の補助率（現行2分の1以内）を国10分の8、県10分の1の一般保育所措置費の負担と同様とすること。

1. 障害児の入所措置に伴う施設の増設については補助対象事業とすること。

#### 部会提出議案第10号

##### 救急医療体制の確立について

（東北部会 提出）  
説明担当 仙台市

救急医療は今や大きな社会問題となっており、その体制の確立は緊急かつ重要な課題である。

しかしながら、救急医療体制の確立については、財源及び医師、看護婦等医療従事者不足、更には救急医療の不採算性によって未だ十分な整備がなされていない現状である。

よって国は、救急医療体制確立のため、早急に次の措置を講じられるよう強く要望する。

##### 記

1. 救急医療機関に対する財政措置の大幅拡大
2. 休日、夜間及び第二次、第三次の診療体制を含む総合的な救急医療体制の整備

#### 部会提出議案第11号

##### 救急医療体制の確立について要望

（近畿部会 提出）  
説明担当 高槻市

保健医療の確立は、直接住民の生命にかかわる重要な問題であり、迅速にして、適切な医療の享受、とりわけ緊急時の医療に対する住民の要求は、切実である。

地方自治体においては、財政事情の逼迫している中で懸命の努力を重ねているところであるが、医療体制の充実、地方自治体だけの力ではおのずから限界があり、早急に国においても適切な措置を講じ、その責任を全うすべきである。

住民に健康で文化的な生活を営む権利を保障し、その生命、自由及び幸福追求に対する住民の権利を最大限に尊重することは、憲法においても明らかである。

よって国においては、速やかに救急医療に関する法制を整備確立し、財政的措置を飛躍的に拡大するなど、住民の要求にこたえ得る制度実現のため、早急に次の事項につき技術的施策を講じられるよう要望する。

##### 記

1. 救急医療体制について、国の責務を明確にし、救急医療の法制化を図ること。
2. 休日及び夜間の急患診療施設の建設及び運営に要する経費の国庫補助の基準額及び補助率について、大幅に拡大すること。

8. 救急医療の二次医療施設について、施設建設・設備整備・運営費に対する国庫補助制度を確立すること。

部会提出議案第12号

水道事業に対する財政援助等の強化について

(九州部会 提出)  
説明担当 甘木市

水道水源開発施設に伴う地域開発の進展、市民生活の近代化による水需要は、増加の一途にあり、また原水の水質汚濁も進行している。

この対策として、水道施設の整備拡充に努めているところであるが、これに要する経費は、巨額の資金を必要とし、特にその財源のほとんどを占める企業債の元利償還金は年々増大しコストアップの大きな要因となっている。

しかしながら、水道料金の引き上げについては、公共料金の名のもとに抑制されているため、水道財政は大きく逼迫しているのが現状である。

したがって、市民生活に不可欠で重要な基幹施設である水道事業に対し国において次の措置を早急に講ぜられるよう要望する。

記

1. 水道水源開発事業および水道広域化事業に対する国庫補助金の大幅増額と、上水道事業の新規建設費については2分の1、拡張建設費については3分の1程度の国庫補助金を交付されたい。
2. 起債(既往債を含む)の改善について
  - (1) 起債対象事業の拡大を図るとともに、起債枠の拡大を図られたい。
  - (2) 起債については、政府資金、公営企業金融公庫資金とともに、利率を年5%以下に引き下げるとともに、償還年限を水道施設の平均耐用年数に見合う40年までに延長されたい。
3. 高料金対策費の改善について  
国の高料金対策の基準を大幅に緩和されたい。
4. 漏水防止対策を補助対象事業とすること。

部会提出議案第13号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の改正について

(中国部会 提出)  
説明担当 境港市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条に、し尿浄化槽清掃業の許可制度があり、市町村長の固有事務とされている。

この条項は、き東処分とされているため、この許可をめぐる市民生活への影響が大きく、市町村長は許可申請書の処分に苦慮している実状である。

よって、同法第9条を改正されるよう要望する。

#### 部会提出議案第14号

水田利用再編対策による転作推進のための国の助成措置確立について

(東海部会 提出)  
説明担当 豊田市

本年より政府は、米の第3次生産調整政策の実施にふみきられたのであるが、現在の助成制度は転作等についての奨励金のみである。よって転作推進のための国の助成措置の確立をはかられるよう要望する。

#### 部会提出議案第15号

水田利用再編対策に関する要望について

(四国部会 提出)  
説明担当 新居浜市

昭和53年産米から国が実施しようとしている米の生産調整目標は、170万トン(水田面積で39万1,000ヘクタール)という規模の大きさに加え転作目標に達しないときは面積・収量ともに次年度に加算される取り扱い等、これまでの水田総合利用対策に比し、きわめて厳しいものとなっている。このことは農家経済に多大の影響を及ぼし一層の不安を与える結果となる。

現在、各自治体では、農協等関係団体の協力を得てこの問題に取り組んでいるが、従来の生産調整とは異なりその対策に苦慮しているところである。

よって、政府におかれては、今後、農家の生産意欲が損なわれないよう、合理的な過剰米対策に配慮されるとともに、この際、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1. 水田利用再編対策関連事業の大幅な充実と助成。
2. 転作奨励補助金の増額。
3. 転作物の技術指導、価格安定対策の推進、価格保証制度の確立。
4. 転作目標を達成した地域の超過米を政府が全量買い上げること。
5. 土地基盤整備事業の充実。
6. 推進事務費の大幅増額。
7. 米の消費拡大施策の実施。

部会提出議案第16号

日ソ漁業問題に関する要望

(北海道部会提出)  
説明担当 根室市

北洋漁場に大きく依存する北海道の水産業は、昨年、ソ連の200カイリ漁業専管水域の設定により、壊滅的な打撃を受けたところである。

本年は、さらに厳しい漁獲割当て量の大幅な減、禁漁区域の拡大、これに伴い8割減船を余儀なくされる等、漁業者はもとより関連産業は死活問題ともいうべき重大な岐路に立たされている。

よって、国は緊急に下記の施策を講ずるよう強く要請する。

記

1. 減船漁業者に対し、国の責任において完全補償を行うこと。
2. 漁業規制の強化に伴う水産加工業者、造船業者等、これに関連する業者の低利・長期融資措置を講ずること。
3. 漁業労働者・漁業関連産業労働者の生活安定対策の早期樹立を図ること。

部会提出議案第17号

漁港整備事業の促進について

(北信越部会提出)  
説明担当 氷見市

漁業専管水域 200カイリ時代への突入により、日本海における漁業は、北洋、沖合、沿岸とも厳しい局面に直面し、漁業関係者は大きな衝撃を受けており、漁業の見直しを余儀なくされている現状である。

こうしたことから、今後沿岸漁業にリターンすることも考えられ、漁業生産基盤である漁港の整備が最も急務とされるので、昭和52年度を初年度とする第6次漁港整備計画による漁港修築及び改修事業等の早期完成を期するため、事業費の年度別配分の増大を強く要望する。

部会提出議案第18号

都市計画街路事業費の総枠の大幅確保について

(東北部会提出)  
説明担当 盛岡市

近時都市街路は、ますます激増する自動車交通に対応できず、随所で交通渋滞を招き社会的、経済的に都市機能を阻害している。

さらに東北新幹線及び東北縦貫自動車道の開通により関連支幹線にも及び、交通事情は広域的にも一層悪化することが想定される。

についてはこれらの情勢に対応し、早急に都市街路の整備を図る必要があるので、都市計画街路事業費の総枠を大幅に確保し、都市基盤の整備を強力に推進されるよう強く要望する。

部会提出議案第19号

街路事業の促進について

(北信越部会提出)  
説明担当 飯田市

景気浮揚対策は、国・地方自治体を挙げて全力を尽くすことが要請され、そのために特に公共事業が重要視されている今日、その中において都市施設整備の進捗は大幅に遅れており、都市環境悪化の要因ともなっている。したがって改善策の一つとして街路事業の促進が急務と考えられ次の事項を推進されるよう強く要望する。

記

都市計画街路事業の促進に関し国庫債務負担行為(再取得国債)の年割額相当分を街路事業費に別途加算した大幅予算の計上を講じられたい。

部会提出議案第20号

公営住宅制度の改善について

(北海道部会提出)  
説明担当 北見市

公営住宅法制定以来、すでに26年を経過し、その間、多くの改善がなされてきているところであります。

しかし、公営住宅の建設費及びその用地費等が年々増高し、それともななって家賃も高額になるため、新設公営住宅への応募は年々低下しているとともに入居資格の収入基準が低いため、入居を希望しても満たされないという者も相当出ている状況であります。

このような現況から、入居者の負担軽減を図り、入居しやすい公営住宅制度とするため、国においては、次の措置を講ずるよう要望いたします。

記

1. 公営住宅建設費に対する国庫補助率を引き上げること。
2. 公営住宅入居資格の収入基準を増額すること。
3. 傾斜家賃を導入すること。

部会提出議案第21号

公営住宅入居のための収入基準の改訂並びに家賃差額の補助について

(東海部会 提出)  
説明担当 尾西市

公営住宅入居のための収入基準は、公営住宅法施行令第5条の規定により、第1種公営住宅は、47,000円を超え81,000円以下、第2種公営住宅は、47,000円以下となっている。

この基準はそれ自体、低きに失するもので、入居希望者の実情にそわず、入居者を厳しく限定する結果となっていると同時に、全国一律の基準であるため地域の所得水準等の実情を全く度外視しており、公営住宅の大きな課題となっている。

又、今日、用地費・建設費等の家賃原価に占める諸要素は逐年高騰しており、やむを得ず政策家賃を採用せざるを得ない事態に立ち至っているが、このため自治体の負担は将来にわたり極めて大きなものになっている。

したがって、国においては下記事項について早急に措置されるよう強く要望する。

#### 記

1. 公営住宅入居申込者の収入基準額について、地域別格差を設けるなどの配慮をするとともに、同収入基準額については、ベースアップ等による所得水準の上昇にスライドするよう考慮し、また2年ごとに行われる基準改訂を毎年行うこと。
2. 公営住宅の家賃原価と、政策家賃との差額を補助する制度を確立すること。

#### 部会提出議案第22号

##### 再開発住宅建設事業の補助率の引上げについて要望

(近畿部会 提出)  
説明担当 姫路市

市街地再開発事業の施行に当ってビル入居ができず住宅に困窮する零細権利者のために、市が建設する賃貸の再開発住宅の建設費並びに用地取得造成費に対し国が1/2の補助を行っているが、現行の補助ではなお家賃に占める地代相当額、建物の償却費の割合が大きき、家賃が高額となるので、国においてはこれが低額な家賃で賃貸できるよう補助率を住宅地区改良事業と同率の2/3に引き上げるよう強く要望する。

#### 部会提出議案第23号

##### 代替バス路線経営赤字に対する補助の制度化要望について

(四国部会 提出)  
説明担当 土佐清水市

過疎路線の代替バス運行が市町村財政に重い負担となっている。国あるいは県の補助制度のある路線でさえ、このような状態にある中で、地元ハイヤー業者等に委託し、何の補助制度もない路線運行については限界にきている。

よって、これらの路線を持つ市町村は財政基盤の弱い過疎地域である事実を十分考慮され補助対象事業として制度化されるよう強く要望する。

部会提出議案第24号

地震対策について

(東海部会 提出)  
説明担当 下田市

地震に対する施策については、東海大地震が近い将来駿河湾沖に発生するという予測がされていることから、かねてより国に大震災対策特別法を制定して国・地方自治体の役割を明確に定め、一元化した総合的対策を講ずるよう要請してきたが、未だにこれが実現されていない。このときに1月14日伊豆大島近海地震が発生した。

よって、この地震のもたらした状況をも見きわめ、巨大地震の国民に与える精神不安や社会秩序の混乱、さらには産業・経済におよぼす影響を認識し、国や県においては、次の事項について早急に抜本的対策と今回の地震による被災地の早期復旧を推進されるよう強く要望する。

記

1. 地震対策特別緊急措置法を制定すること。
2. 観測網の強化と充実をはかること。
3. 防災行政無線の増強整備をはかること。
4. 道路等危険個所の再調査と恒久的防災対策をとること。
5. 危険物の貯蔵、保管、取扱場所等の施設及び鉱さいたい積場の総点検と危険防止策を樹てること。
6. 幹線道路並びに交通網の復旧を進めること。
7. 地方財政がひっ迫しているとき被災市町村は連年にわたり災害をうけている実状を考慮し、特別な財政援助を行うこと。
8. 被災地は、観光地という特殊性から被害は直接的なものに加えて間接的なものも大きく、さらに度重なる被災で経済的に苦境に立たされているので、応急融資と金融制度や方法に特別な措置を講ずる。

部会提出議案第25号

沖縄返還協定放棄請求権等の補償について

九州部会 提出  
説明担当 那覇市

沖縄返還協定により放棄された沖縄県民のいわゆる「放棄請求権」については、特殊事情下

において支配侵害された県民の財産権並びに生活権補償に係る極めて重要な問題であり、その措置に関しては、戦後処理及び復旧処理の視点に立って、国において然るべき補償措置を講ずべきものと思慮いたします。

よって国におかれては、早急にその具体策について検討され、下記事項について補償措置を講じ、県民の権利回復を図っていただくよう強く要請いたします。

記

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 1. 残地補償   | 8. 地上物件補償                       |
| 2. 離作補償   | 9. 境界設定費補償                      |
| 3. 水利補償   | 10. 管理費補償                       |
| 4. 近傍財産補償 | 11. 土地使用料補償                     |
| 5. 入会補償   | 12. 復旧前の米軍賠償委員会による<br>却下等事案補償   |
| 6. 漁業補償   | 13. 米軍土地賠償請求審査委員会による<br>却下等事案補償 |
| 7. 土地復元補償 |                                 |

---

○ 議長（柳瀬美樹君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席・遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思っております。現在、24名でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告とおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 会議録の署名議員を6番・大谷君、7番・金沢君、9番・松下君、以上3名にお願いいたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承願いたいと思います。

この際、市長のあいさつを願います。



(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和53年第2回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきましてただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、和泉市特別土地保有税審議会条例制定について外6件、専決処分の承認を求める報告4件、その他報告9件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げる次第でございます。

また、ただいま全国議長会より永年議員として表彰を受けられました池辺秀夫議員、藤原要馬議員、富山敏治議員、坂上國治議員、藤原利一議員の皆さん方には、長年にわたり地方自治進展、和泉市政の発展に御尽瘁を賜りました御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、受賞を心からお祝い申し上げ、今後ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げる次第でございます。まことにおめでとうございました。

なお、また、過般の泉北環境整備施設組合の不祥事件につきましては、議員各位を初め市民皆様方に非常に御迷惑をおかけし、心からおわび申し上げる次第でございます。今後、一日も早く事件により生じた混乱、失った信用の回復と、よりよき組合運営の方策を樹立し、管理者ともよく協議の上、改善に鋭意努力してまいる所存でございます。何とぞ議員皆様方の御協力をお願い申し上げます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお祈りを申し上げます。

- 
- 
- 議長(柳瀬美樹君) 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より6月30日までの4日間と決定いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会の会期は、本日より6月30日までの4日間と決定いたします。

- 
- 
- 議長(柳瀬美樹君) それでは、これより一般質問に入ります。2番・天堀君。
- 2番(天堀 博君) それでは、通告の要旨に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初は、老朽及び木造の校舎並びに園舎の改築についてでございます。以前の本年の予算委員会などにおきまして種々質問させていただいておりますので、細かな点につきましては省き、主として今後の改築計画と老朽分に対する応急措置等につきましてお伺いをしたいと思います。

第1点は、本年度に横山、芦部並びに北松尾、そして南池田等の小学校の校舎及び体育館の改築をされる予定でございますが、それが完成いたしますと、今後、木造として残るのはどの学校のどの程度の部分かということをお聞かせ願いたいと思います。また、国府小学校の改築計画が住宅公団がらみということで聞いておりますけれども、どのような経過と計画になるのかという点をお聞かせ願いたいと思うわけであります。

第2点は、改築後の問題であります。残った部分とその関係で授業や、その他グラウンド使用について支障、障害がないかどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。たとえば南池田の小学校ですが、体育館は別の位置に新築され、古い体育館は取り除かれるので、この点ではグラウンドがかえって広がってよくなるのですが、その他の学校では支障のある部分がないかどうかということでもあります。

第3点目は、特に老朽の校舎や園舎に対する改築問題でございますが、今後、どのようにしていくのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。また、当面すぐに改築がなされないということであれば、その部分に対する格差を少なくしていくということも含めまして、どのような手だて、対策をとっていくのかということをお聞きいたします。

次は、2点目のサービスセンターの設置についてでありますけれども、事務改善委員会といわれるプロジェクトチームがつくられてから久しくなるというふうに思います。そこで種々調査研究、検討されているというふうに聞いておりますが、現在の進みぐあいはどの程度のものなのかお聞かせを願うと同時に、そろそろ結論というか、何らかの形で方向づけが出てよさそうなものだと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

次に第3点目の不燃焼物及び産業廃棄物並びに残灰処理場についてであります。これは三つに分けてお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、和泉市の不燃焼物処理場についてであります。第1点は、用地との関係でどうなっているかということでもあります。というのは、用地買収、その他の進みぐあい、あるいは借地の問題等も含めてどうなのかということをお聞きしたいと思います。

第2点目は、小田池がすでに満杯状態にあります。早急に次の処理地が必要とされてきておりますが、松尾山の処理場がなかなか進まないというのが現状です。それはどういう原因があってなかなか進みにくいのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、汚水の処理施設、その他も含めまして、すべてが計画どおり完了したとしますと、用地費、施設費が総合計で幾らなのか、あるいはその財源についてはどのように措置されようとしておられるのかという点についてお聞かせ願いたいと思うわけであります。

3番目の問題の2つ目でございますけれども、産業廃棄物の処理についてであります。これのまず第1点目は、現在、府などに申請の出ている業者名と、それに対する市の意見が求められておられると思います。その市の意見の結論がどうなっているのかということと、2点目は、今後予想される業者、その市の態度、そういうものについてもお聞かせ願いたい。

さらに3点目は、現在、操業が行われており、もうほとんど終わりですが、大和興業という処理業者がございまして、ここの実態の把握と、それに対するいろんな問題が出ておられるわけでありまして、その対処をどうしているのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

3番目の三つ目、残灰処理場でございますが、泉北環境のいわゆる焼却後の残灰の処理を当市の黒石地区に御協力をお願いし処理を行っておりますが、この残灰処理については、泉北環境の関係で当市の市長も一定の責任があると思っております。公共企業体というか、自治体行政として明らかにけしからんというか、無責任きわまりない状態で灰を捨て続けていると考えるわけでありまして、まさに谷間に灰を捨てるだけという能力のなさ、対処が何もできていないというのが現実であります。もし何か問題が起きましたら、せっかく御協力をいただいている黒石地区の方々に対しまして、申しわけないというふうにお聞きしております。黒石があんなところに灰を捨てさせるからこんな問題が起きたんや、と後でいろんな問題が出てきても大変でございます。

残灰処理地はなくてはならない。どこかに処理地を求めなくてはならない。そういうことでそれぞれの適地というか、その土地の所有者あるいは地元の町会等にも御協力をいただくということ、特に黒石等で御協力をいただいているということで大変ありがたいということでございます。そこに迷惑のかかることになってはいけなし、また、後に借る地域、その他で公害が起きてきても大変であります。早急な対処が必要と思っておりますが、地元の市としてどういうふうに考えておられるのか、この点をお聞かせ願いたいと思っております。

以上、要旨の説明をさせていただきました。御答弁によりまして、また再質問させていただく権利を留保いたしまして、一般質問の趣旨説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 天堀議員さんの御質問にお答え申し上げます。

最初に、木造校舎として残る分でございますが、昭和53年度事業及び債務負担として今回事業実施されるものを除いた分は、小学校の場合は8747平米、中学校719平米、幼稚園

は1918平米、体育館として210平米、これだけが木造として残るわけであり  
ます。

次に、国府小学校の改築計画でございますが、今回、住宅供給公社が行います府中団地の開  
発事業並びに住宅公団が行います住宅開発事業、これらを合わせますと、563戸が建設計画  
で立てられております。これに対処するため、現に国府小学校の危険校舎、老朽校舎となつて  
おります13教室に合わせまして図書室、これらをすべて今回、改築計画に乗せて取り組んで  
まいりたい。かように思つてゐるわけでございます。

御承知のように、公団が行う事業につきましては、鶴山台、また光明台の団地等で見られる  
ように、公団資金の導入という形で資金手当をお願いしてゐるわけでございます。いずれにして  
も、一般財源の持ち出しが多額に上りますが、これに対して5年据え置き、22年の年利6%  
という均等償還で行つていくという形で手当を願うわけでございます。

国府小学校の事業計画でございますが、校舎、屋体並びに合併処理を含めまして、3億4千  
900万円余を計画しております。いずれ最終的な詰めを行つて、入居による発生児童生徒の  
収容に全力を尽くしてまいりたいと考えるわけでございます。これから発生いたします児童は  
253名を見込んでおります。現在、1,030名の学校規模でございまして、これを合わせま  
すと1,283名、いずれ昭和56年にはピークとなるという計算が成り立つわけでございまし  
て、そのときの学級数は35学級プラス養護学級が2学級、児童数は、1,340名を推計して  
おります。

次に、木造校舎として残る分のいろんな弊害と申しますか、支障についての御質問でござい  
ますが、御指摘のように、南池田体育館は別途用地を求めまして、狭わいなる運動場を広くす  
るという中で効率を上げてまいりたいと思つてゐるわけでございます。他にいろいろと体育館等の建  
設によつて、工事中のいろんな支障は当然免れないわけでございますけれども、工事中におけ  
る児童生徒の事故を未然に防ぐとか、あらゆる観点から対処してまいりたい、かように思つて  
ゐるわけでございます。先ほど申し上げた国府小学校の場合は体育館が大変狭く、不適格な体育館で  
ございますので、今回、この事業計画の中で小栗街道筋に千平米の改築を行つていきたいとい  
うことでございまして、できるだけいろんな支障を避けていく中で取り組みたいと思つて  
ございます。

なお、今後の校舎、園舎の改築計画の御質問でございますが、児童生徒が快適な環境の中で  
勉学にいそしめる施設設備の整備については、常々配慮し努めてるところでございます。木造  
の校舎、園舎の改築は、本年度事業として債務負担分を含め鋭意取り組んでいるところでござ  
いますが、当初申し上げましたように、小中学校、幼稚園になお木造校舎、園舎の存置が余儀

なくされるわけでございます。古い伝統、歴史を持つ危険校舎と、住宅開発等による新設校との間に施設格差が出ているわけでございまして、御意見、御注文も多くいただいているわけでございます。

今回、政府が閣議決定で昨年度後半より景気浮揚策の中で、文教施設の整備に当たっては木造校舎の改築を重点的にやるという中で、一定の補助緩和策を示しております。本市においても、本年度事業分については、なお鋭意取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

今後の改築計画でございませうけれども、木造校舎並びに園舎につきましては危険認定が得られるもの、また校区内において住宅開発等による社会増と合わせ、なお、市の財政計画も十分検討してまいり、積極的に対処してまいりたいと考えてるわけでございますので、御賢察賜りたいと思います。

○ 2番(天堀博君) 一つずつ聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

木造の校舎、園舎がどれくらい残るかという点で、できれば各学校別にどのようなものがあるかということ、これはいますぐでなくても結構でございますので、全体でこういう面積が残るんだということですので、個々の学校あるいは幼稚園についてどうかということについて、資料でも結構ですのでお願ひしたいと思います。

それから、これは改築された後の授業あるいはグラウンドの使用について支障がないのかという点でございませうけれども、工事中についてはある程度やむを得ない、工事の材料置き場、その他の問題もございませうが、狭いことで工事中に事故があつてはならない。改築後の問題ですが、先ほど申し上げましたように、南池田小学校はグラウンドが広がる。ところが、私の地元の問題を申し上げて申しわけないのですが、たとえば横山小学校についてもグラウンドがかなり狭くなる。工事中にはもちろん体育祭、運動会ができないということで先般、18日でしたが、急拠、梅雨の合間を縫って暑い最中でございましたが、運動会をやったということです。大変狭くなり、今後のグラウンドの使用に問題が出てくるということが一つ。

それから、南側の校舎が残りますので、その校舎利用の問題がまた出てくること。たとえば学級数の半分くらいが残る、以前でしたらそういうことでしたが、そういうことでしたら、3年生までは古い校舎でしんぼうしてもらおうということですが、今回のようにわずか残ると、たとえば新一年生をそこへ入ってもらわないかとか、管理棟を入れるとか、いろいろやっただいてますが、管理棟が離ればまた問題が出るということも現実でございますので、そういう実際の授業をやっていく段階でも問題がある。それから、グラウンド使用面でも問題が出てくるということで、こういう場合についてどう考えてるのか。一遍にやっしまおうというような計画がないのかどうか、その点をひとつお聞かせ願わないと、非常に狭いところで、

800人もの生徒が来年も運動会をやる場合に支障が出るということですから、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、国府小学校でございますが、市のいわば中心地ということですから、さらに、人口急増がこの周辺で激しいということで綿密な計画を立てている、先ほどもピーク時がいつかもお聞かせ願いましたが、コンピューターの問題もあると思います。ほかでも鶴山台校区等でコンピューターに狂いが生じたのか、元の資料がどうであったが別にして、いろいろ計算違いも出てきているということですから、綿密な計算計画を立てて適切な対処、措置を願いたいと思います。

3点目の老朽校舎、園舎でございますが、施設格差が出ていることも教育委員会でお認めになっておられるわけです。前の予算委員会でやったように、非常に横山幼稚園等を見ても大変な状況なんです。たとえば雨が漏るとか、トイレが悪臭を放つ、蚊がわいてしょうがないとかの点ですでに解消されてるのかということとあわせ、こういう点での手だてを積極的にとっていただきたいと思いますので、いま、最後にお願ひした点のお答えと、それから支障が出てくる分について、どういうふうにされるかという点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

今後、改築等を行う場合、学校の授業等に支障、また、グラウンド使用上の諸問題を提起していただきましたが、これらについては、学校担当教職員並びに建築課等々と十分協議し、教育活動に支障のないよう、また、工事期間中の児童生徒の事故防止の未然策にあらゆる角度から検討して善後策を講じたいと思うわけでございます。

国府小学校の問題ですが、これについては、鋭意学校当局の御意向を拝聴しながら取り組んでまいりたい、かように思うわけでございます。

それから、校舎、園舎の中でいろいろ悪臭とかの問題が木造校舎でございます。これらについても、学校経営におけるいろんな環境整備の中で未然に防ぐようないろいろ対処していきたい、かように思うわけでございます。一応、全木造校舎、園舎について、校長さん等の意見を聞いて実態を把握したい。かように思うわけでございます。いずれにしても、木造の校舎、園舎の改築が先決問題ですが、残存する校舎についても、より有効的に、より効果的な運営に鋭意取り組んでまいりたいと思うわけでございます。よろしく御賢察賜りたいと思います。

（議長退席、副議長着席）

○ 2番（天堀博君） 残った部分で支障が出るという点については、具体的な事例もお話しておりますので、早急に当面の対処をしていくということとあわせて、今後の問題として、それ

だけ残して学校そのものの体制に問題が出てくるという状況を速やかになくしていったいくことを教育長にもひとつお願いしておきたいと思います。

それから、最後に意見でございますが、私は何も木造校舎が悪いと言っていない。かえって木造校舎の方が通気面でもいい場面もあります。

資源問題もありますので、何でもかんでも鉄筋にしてしまおうたらええということではないんです。先ほど教育委員会が言われたように、新しい住宅が建ち、学校も新しいのが建つのを子供が見ており、うちの学校は木造でおんぼろや、という気持がある。そういう面もありますので十分考慮していただきたい。現場では、先生方が老朽の校舎、園舎については苦勞されてる実態でございますので十分配慮され、今後支障のないようにやっていただきたいと思います。

○ 副議長（大谷昌幸君） 次の答弁。

○ 市民部長（森保君） 2 番目の御質問にお答え申し上げます。

サービスセンターにつきましては昨年9月、和泉市の事務改善研究委員会の人事委員会として、センター設置研究会のプロジェクトチームが発足したのであります。広範な行政区域の人口増にかんがみ、当市の行政サービスの充実を目的として設置しております。メンバーですが、市民部関係、財政企画の3セクションから8名選出しております。

研究課題ですが、業務内容と方法、システム、センター設置場所基準、運営方法、費用コストを含めた問題と実施先進都市の実態、以上5項目につきまして、今日まで研究6回、事務改善委員会の報告2回、先日の6月23日、中間報告を行い、御協議申し上げます。あと数点の研究事項の御指示を受けてございます。すぐにセンター設置研究委員会にかけまして、一部調査に取り組んでございます。最終結論までもう少し調査期間をいただきたい。何とぞよろしく御理解いただきたいと思ひます。

○ 2 番（天堀博君） 大体概要を報告していただきましたけれども昨年9月から研究6回していただいているということ、最終結論にはもう少し時間をほしいということでもありますけれども、特に私は本腰を入れてやっているのか、と言うと言ひ過ぎ、語弊があるかもしれませんが、たとえば先進都市の視察とか調査、こういうものも含めまして、本年度予算の中でこういう事務改善委員会等に使える調査費というか研究費というか、こういうものにどれぐらい金を使っているのかということをまず一つ、先にお伺ひしたいと思います。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

調査費も含め12万円計上しております。

（副議長退席、議長着席）

○ 2 番（天堀博君） この12万円、私の方で調べましたら、何も事務改善委員会そのものに

使う金が12万円ではなく、他のものも入ってる。実質上は5万か8万ぐらいしかない。文書作成費とか、何かパッと印刷したらしまいというものらしい。たとい1人の人でもどこかへ行って先進的なところを見るとなると、その費用も出てこないという実態ではないかと思えます。お隣の岸和田とか高石へ行くぶんには市の公用車を使えば済むのですが、特に先進的にやられてるのは、私も先日、福島県の郡山、千葉県千葉市、市原市へ行ってきましたが、関東方面では非常に進んだ形態をとっております。いろんな調査でも明らかです。たとえばそんな遠くへ行かなくても、そういうものらしきところへ行くとすれば、それだけの費用も出てこないという実態です。そういう状況で果たしてどれだけ本腰を入れてやれるかどうか。視察に行けばそれで済むんだということではないが、本腰を入れてるかどうかをお聞きしてるわけです。

これはやる気になればとか、いざやろうとなれば、大体市内を何ほかのゾーンに分けてここはいつ、ここはいつ、と年次計画も立つでしょうし、たとえば南池田へ設置したら、横山や南横山から文句が出るというのであれば、計画をきちんとしていけば問題はないと思えます。そういう点で本腰を入れてるかという点が、一つの大きな問題だと思います。

たとえば模写電送システムを導入してやっていくかどうかは別にして、それ以前に事務改善を図るんだということで、たとえばいま各市が実施しているような、印鑑証明の手帳ではなく、カードでやる方式等についても検討されとるのかどうか。これがあれば、サービスセンターなんかを設置した場合でも非常に便利がいいし、安全性もあると思えますが、そういう内容的にはどうなんでしょうか。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

印鑑証明等については、現在、手帳等に改善の方向を市民課で検討中でございます。また、模写電送装置を導入して現在の印鑑証明が実施できるかということですが、現在の印鑑証明でも模写電送装置をかけた場合、実施は可能でございます。ただ改良した場合、安全性が半減します。

○ 2番（天堀博君） 9月からやってきてるということですが、なかなか結論的な方向づけは出てこないということは、腰の入れ方、先ほど申しあげましたように、住民に対する市の顔の向け方、これは市長にもひとつ聞いてもらわないかんのですが、この点は非常に問題があるんじゃないか。庁舎管理の面でも、案内表示についてもよく議会で質問して何か改善されてきてるようですが、実際には、なかなかその中身が、市民にわかるものになっていない実態だと思えます。市の職員がいろいろ考えていただいているのは結構ですが、市民の側から見てわかりやすいものになっていない。

先ほど言ったように、視察に行ったどの地域を見ても、庁舎へ入ると、非常にわかりやすく



説明されている。いちいち探さなくても済むようになってる。2階にございますとなれば、2階へ上がればすぐどこにあるかわかるようになってる。市民に対してどう顔を向けてるかということが非常に大きな問題であると思います。役人、お役所仕事であってはならないと考えております。

そういう点から見て、まだまだ市の幹部の中には、サービスセンターについては、昔の出張所みたいなもんやという考え方が根強く残ってる。だから人件費が高くついて大変ですし、台帳も持っていないかんとということが頭の中に残ってる。この辺を洗いがえてもらわんことには前進しないということが一つの問題としてあると思います。何か月かの経過を見るとね。もっと簡単にできる。しかも先進的なところでは、そういう点は簡易にやってる。千葉市なんか通勤者の利便を図るために、千葉市の駅前に連絡所を設けて朝7時から夜の7時までやってる。朝行くときに申し込んでおくと、帰りにはもらって帰れる。あるいは翌朝もらえる。昼間、買い物のおさん方が頼んで十分か十五分待たないかんとすれば、その間に買い物に行って帰りにもらう、そういう利便も図ってる。私は、そっくりそのまま物まねせよとは言わないが、そういうことまでして市民の方々に利用していただこう、こんなもん設置して銭もうけはできません。庁舎の中でやってる印鑑証明や住民票を発行してももうけにはなっていない。そんなもんを外へ広めてよけいもうけにならんことは事実です。しかし、和泉市の人口急増地域においては、そういう点をもっともっと真剣に考えていかないかん。そのためには市の幹部の頭の中も前進的に切りかえていってもらわないかんと思いますので、その点、市長でも部長、公室長の方からでも結構ですが、何かあれば言うといってもらええと思っております。

- 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げます。

経過につきましては、ただいま市民部長から御説明申し上げたわけでございますが、それらの中で、まだまだ研究検討しなければならない点がありまして、特に御指摘をいただいておりますところの適用可能な事務あるいはサービスセンターに対する基本的な考え方、システムの検討あるいは複写電送装置の内容、導入に伴う経費の負担等がございまして、23日に一定の協議会を持ったわけですが現時点においては、結論をお出しただけでなかったのが実態でございます。そういうことから、これらを整備するまでの一定の時間が必要でございますので、御指摘の点につきましては積極的に取り組んでまいりたい、かように存じますので、いましばらくの結論を出すまでの時間の猶予をお願いしたい、かように考えます。

- 2番(天堀博君) これ以上やっても進みませんので、早急に結論づけをやっていただきたいということと、いま私が言いましたように、やはりもっと新しく頭の中で進めていただかないかんと、いま私が言いましたように、やはりもっと新しく頭の中で進めていただかないかんと、たとえば先ほどの庁舎の案内表示等も管財だけで考えると

いうんじゃない、外部の専門家にお願いもしていかんと、せっかくつくったもんがむだとは言いませんが、十分な役割を果たさないということにもなってくると思います。そういうことに金を使っても結構、生きて返ってくると思います。

以前に赤阪議員も質問されましたが、市民課の待合のところにベッドを置くとか、これは千葉市なんかもちろん置いてやっています。こんなこともなかなか実施されない。場所がどうかと言う前に、やはり市の幹部、理事者も頭を切りかえていかなければいかんと思いますので、その点を指摘して、この点については終わりたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） お答えいたします。

まず、不燃焼物、産業廃棄物、残灰処理の3点に分けて御質問があったわけですが、まず、不燃焼物の問題について、市の松尾山の不燃焼物処理場の進捗状況をお尋ねでございます。これにつきましては、一応、用地の買収あるいは借地を含めまして完了しております。以後、その施設計画によりまして、これに何らかの関連のある方、いわゆる周辺地主さんあるいは町会水利組合等に対しまして、一応の説明を行っております。また一方、担当課の方といたしましては、用地買収が完了いたしましたので、基本設計の委託をしたいということで現在、各課にその協議を重ねております。近くその協議が整い次第、これらに早急に取り組んでまいりたいという進捗状況でございます。おくれるんじゃないかということでございますが、私たちとしては、事務的には幾分おくれるように思いますので、スピードアップして何とかこのおくれを取り戻していきたいと考えております。

それから、事業費のことでお尋ねがございましたが、まだ仮設計の段階での工事費の概算でございますので、基本設計に入ると多少変わりますが、一応、現在の概算工事費で申し上げますと、処理地の工事費、これはまあ、擁壁とか汚れの調節池、処理施設一切を含めて約4億8千万円かかることになっております。それから、粗大ごみの施設工事費ですが、付帯工事費も含めて8億5千万円程度必要ではないか。これに対する財源でございますが、いまのところ、われわれとしては、国、府からは2分の1、起債2分の1、これは工事費についてですが、そういうふう考えております。それから施設関係につきましては、8億5千万円のうち国庫補助が1億3千700万円程度、起債が1億3千万円、あと府あるいは市単費で賄わなければならないというふうに、これは現在の計画上ですが、そういう計算になっております。不燃焼物についてはそういうことですので、御理解賜りたいと思います。

それから、産業廃棄物についての問題でございますが、現在、申請されてるといふか、府の方へ出されている業者名等についてお尋ねがございましたが、現在、私の方で府からの意見具申

を求められているものでは、南大阪産業株式会社がございませう。これについては昨年5月、大阪府から本市に対しまして意見を求めてまいっておられます。本市といたしましては、関係各課に寄っていただき、これについて協議を重ねてまいりましたが、これに対する一定の回答を出しております。これには理由をつけて回答を出したわけでございませうが、理由等については、時間の関係上省略させていただきますが結論としては、やはり当処理地についてはきわめて不適當である、という意見を付して府に回答を申し上げております。

しかし、本年4月に至りまして、また事業主からこの産業廃棄物処理地についての計画変更が府に出され、再度、府から意見を求めてまいられました。これについては現在、われわれも再度検討を重ねているわけでございませうが、これについても当初回答いたしましたとおり、いまの状況からして、設置については好ましくないというまとめ方でいざるを得ないんじゃないかということでいたしております。これについては、まだ府の方には意見の回答を出しておらない状況でございませう。

それから、いわゆる今後の民間処理業者の進出についての考え方でございませうが、御承知のように、産業廃棄物の収集、運搬、処分業務を行う者については、府の許可を受けなければならないという法の規定がございませう。これはもう御承知のとおりでございませう。ただこれに基づいて基準を設けておりまして、それに従って業者としては許可を得べく、それらの措置をするわけでございませう。しかし、いま申し上げましたように、産業廃棄物については、一応、業者は業者なりに基準に沿った措置をするわけでございませうが、われわれ地元では、後の処理方法等に非常に問題があるかのように思います。そういう点から考えまして、これは法的には一応決めてはございませうが、大阪府が現在採用しておりますように、必ず地元市の意見の照会があった時点でやはり歯どめというか、そういうものもしてまいりたい、こういうふうに今後の処理申請に当たっての考え方を申し上げたわけでございませう。御了承賜りたいと思います。

それから、産業廃棄物で大和興産の実態というか、どのようにしてるのかという御質問だったと思います。これにつきましては、昭和48年11月に埋め立て許可を得たということでこの事業に入れられたのでございませう。当初、この時点でも地元市の意見が求められればよかったんですが、府が独自にに許可をしたために事業を進められております。これの埋め立ての品目については、廃プラスチック、ごみくず、木工くず、繊維くず、金属くず等でございませうが、そういう種目のものを埋め立て処理をいたしております。

これについては、大阪府としてもやはり許可を出した関係もございませうし、また、法的にも決められておりますので監視体制を強化され、府の環境整備課ですか、約2カ月ごとに1回、水質の抜き打ち検査あるいは法定の検査等もされまして、私の方にも一部いただいております、現

在では基準値を下回っているという結果が出ているわけでございますが、そういうように監視体制を強化して対処されているのが実態でございます。そういうようなことで、この大和興業につきましては、間もなく埋め立ても終了するように聞いておりますが、後の問題等についても府と十分協議し、これらの処置についても十分対処していきたいと思っております。

それから、残灰処理場の問題で御指摘がありました。まことに恐縮に存するわけでございます。この泉北環境から出てくる焼却灰ですが、御指摘のとおり、積み重ねた状況で、私も担当することになって現地へ参ったわけでございますが、御指摘のとおりでございます。したがって、これらにつきましては現在、泉北環境についての水質検査状況等も現在、私どもの手で持っておりますが、滲出水の検査結果につきましては、汚濁はきついのですが、判定基準を下回っておる、しかし、こちらもそのままにしておくわけにもまいりませんし、地域の住民の方々の苦情もないということですが、市としては、今後のいろんな事故等も勘案した場合には、やはり判定基準がありますが、そういう排水に対する処理施設等も十分考えなければいけないと思っております。今後、泉北環境に対しましては、強く処理施設等も設置するよう申し入れもいたしたいと考えてるわけでございます。

なお、この積み重ねの問題につきましては一つの理由がございまして、現在、関西電力の鉄塔がございまして、その鉄塔の根元を保護しなければいけないということがありまして、この目的で根巻きをしなければならぬ。泉北環境といたしましては、関西電力との話し合いは済み、一応の契約も終わっておりますので、近く鉄塔の根巻き工事が行われる予定でございます。それが完了すれば、それによって整備をしていきたいということも聞いておりますので、あわせてお答えいたします。

- 2番(天堀博君) 答弁の関係もあるので、多少の時間の延長もお願いしたいと思っております。お昼も近いので早く終わりたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

市の処理場についてですが、周辺の地主とか町会に説明しているということですね。説明しているのはわかりますが、いわゆる了解を得るといふか、かめへんということになってるのかどうか、それをまず、第1点。また、処理場がおくれているということであれば、早急にやっってもらうことが必要だと思っておりますが、まず、市の不燃焼物処理場についてはそれだけお伺いしたい。

- 産業衛生部長(内田繁君) 説明時点では一応の了解は得ておるんですが、過渡的な設計時点での施設の説明でございまして、基本設計に入った時点では、この設備の状況等も再度説明していかなければならないと思っております。

- 2番(天堀博君) 私も、これは最終的な図面じゃないということですが、見せていただい

たんですが、現場も見て谷底に擁壁をつくるとか、汚水槽、その他の処理施設をつくらないかん、工事的にも大変なことだと思います。かなり工事費もかかるし、工事そのものが至難だということでもありますし、早急に事務的な措置を進め、付近の住民とか町会の方々、地主さんなどの了解を得るといふか、こういう公害防止対策の方策を積極的に説明、了解を求めに行くべきだと思います。

この点については時間もないのでこのぐらいにしておきますが、2つ目の産業廃棄物の問題です。特に大和興業の問題からいきますと、これは私、非常にふんまんやるかたないといふか、あげつないと思います。一応、覆土しておりますが、規定どおりの覆土かどうかわかりませんが、上へ土を載せてあるだけでですので、昨日あたりへ行くと、以前の雨でにじみたいなものが農免道路へしみ出してる。非常に臭い汚い。雨が続いたら、ほんまに汚いものがどんどん流れ出すんです。雨が降らなくても汚水が出ている。

それから、処理途中の問題ですが、民間業者はなかなか責任をもってやらない。処理途中の昨年3月14日に火災が発生してるんです。夕方の18時30分ごろ出火、恐らく3月ですから日が暮れており、担当者は帰っておらなかったやろうと推測しますが、ほかしたごみを燃やしたのから火がついたと考えられます。消防署の後の調査によりますと、焼失程度が約5百平米、産業廃棄物が燃えたわけですが、ごみ焼却の火が広がったんやろうと見ております。

これを夕方、たまたま国分の地域でこれを見て、非常に火の手が上がったので、これはえらいこっちゃ、とそばまで行ったが、このままほっといたらえらいことになる、すぐ119番した。消防署からポンプ車が2台、小型動力車ポンプが1台と装備車が1台、署員が14名出動している。消防団からは、第3分団と第6分団116名、ポンプ車1台と小型動力ポンプが14台出動している。こんなことがあるんです。

今後問題もあるので言うときですが、こんなもんがあちこちにできたら、いつ火災が起こるかわからない。たまたまこの日の天候状況を調べますと、西北西の風が秒速2メートル程度そよ風程度ですからよかったが、もう少し風があったら、付近の山に燃え移ってるという危険性がある。たまたま朝、雨が降ってたとか、そういう点の条件からいけばよかったので、その程度の火災で済んでおりますが、こんなことが現実にある。

また、話に聞きますと、消防署は関知してないが、何かたびたび小さい爆発程度のものが起きるんだとか、付近の農作物にも被害を与えている。昨日、農林課の方から職員に行っていたいて被害程度を調べていただいたら、いまの時点では、他の山に比べて害虫の発生状況がひどいとかいうことはないらしい。

ところが1974年(昭和49年)7月2日に、府の環境整備の方から市の農林、公害、水

道が寄って協議している事項がありますが、みかんの被害場所ということでちゃんと書かれて被害が出ている。

それから、付近の水質汚濁によって、井戸を掘って防除するときその水を使ってるんですが、ノズルが詰まってしまうとか、夏なんか、日照りで山に散水するのですが、とにかくその水が臭くしてしまうということです。こういう被害が出ている。

それから、滲出水ですが、沸き水とかが方々から寄ってくる。谷ですから、最後に処理施設をつくってますが、何も用を足してない。槽みたいなものですが、ここへ流れて出てくるのが滲出水です。これが汚いもんです、いうだけではわからないので、ここへくんできたんです。大体バケツでくんで図ると、毎分60リットルぐらいこんな水が出ている。正確にはどのぐらいかわかりませんが、この水を市長、一遍かいでもろうたらわかりますよ。市の理事者が一遍ぐんと飲んでもうろう下痢も起こさんと済むというんやったらこんな質問はしません。こんなもんが出てるんですよ。産衛部長も見てもうろうたらわかるが、非常にそういう点で問題があるから言うてるんです。

先ほど言った1974年7月2日に協議したときに、排出基準だけではなく、農業用水基準なんかも新しくプラスしてやっていくんだと言われてる。ところが、私は素人ですから何とも言えませんが、そのときに出ている農林省の公害研究会作成の農林省構造改善局計画部資源課の農業用水の水質汚濁防止対策関係資料というのと比べると、これは交通公害課の方で出していた資料ですが、昨年10月19日、PH(水素イオン濃度)が6.0~7.5となっているが、この調査では8.05という数字が出ている。それから、SS(無機浮遊物質)が100ppm以下となっているが、この調査結果では118ppm出てる。私は、この数字だけ取り出して云々ということは、専門家ではないのでわかりませんが、すでにこういう農業用水基準からいっても問題であるということが出ている。いま現在、農業用水基準に照らして調査してるのかどうか、後で調べてください。以前、そういうことをやります。と府が言ってるんですから、いま現在、やってないのかどうか、あるいはやったが、問題がないのかどうかもひとつ調べておいてほしいと思います。

こんなもんがどんどん流れ出してるんです。市長、そこから見えますか。昨日だれやらにかいでもろうたら、臭いね、ということ、まあ、お昼前で申し訳ないが、全く上げつない。この中で見に行かれた方もあると思うんですが、どんどん出てる。何か水道の大きいようなのがあって、水だめみたいのところへ入ってる。それがこっちから出てるだけの話です。横にコンプレッサーみたいなものがある、以前は動力ポンプで何かやってたが、そんなもんは、行ったときは止まり、錆びついて動いてない、電池がありませんからね。そんな状態で放置してある。

前の12月議会でしたか、いまの建設部長が産衛部長のとき、9月でしたか、質問しました。府にもやかましく言ってもらって、それから2カ月に1回、いまの検査報告を出してもらいますが、基準なんかは別にして、こんなもんが出てるのは問題です。

200メートルほど下流にほかの小川との合流地点がありますが、そこでこっちの小川の水をすくってみると臭くてしょうがない。この前、子供さんが流されるという不幸がありました。あの雨の日にちょうど行ったんですが、両方とも濁流が出てる。それをすくっても臭いんです。滲出水は天気の日と同じくらいしか出てない。しかも、この温度が非常に高い。こんなもんが出ているのを放置しておったんではしょうがないので、産衛部長も市長も基準に適合してると言うんなら、あるいは業者にそういう設備をようつくらさんと言うんやったら、府の方で責任をもってつくってもらってくださいよ。そこまで言いたい。山の中でわからないといっても問題です。その点どうですか、市長でも産衛部長でも結構ですがね。

○ 産業衛生部長(内田繁君) いま、かなり厳しい御指摘もございましたが、この大和興業さんについては、いままでにもいろいろ問題があったかのようでございます。これにつきましては、現在、有害物質が出ていないということで、府も改善命令なり、停止命令を出していないわけですが、一応、そういう御指摘もございますので、府に対して改善してもらおうよう、あるいは適切な措置をとっていただくべく、私の方からも強く要望いたしたい。できれば、府の監視体制を強化していただき、措置していただくよう要望していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○ 2番(天堀博君) 私はいま、大和興業の実態を申し上げました。ほかにもいろいろあるんですが、時間の関係でおときますが、なぜこのくらいやかましく厳しく言うかということ、現在の問題もあるんですが、今後が問題なんです。先ほど、予定されてる業者の名前を言ってくれましたが、資料としてもらってるのでは、先ほどの南大阪産業株式会社、これは納花町の谷山池の周辺、もう一つは、株式会社大阪環境処理センター、いま言ってる大和興産の松尾川の方1万9千339平米で、すでに52年9月29日付で国土利用法に基づいて売買の届け出があるわけです。目的は、不燃焼物の廃棄物の最終処分地ということなんです。これは市の方で計画してないので、どこの市がやるのか知りませんが、あるいは民間業者がやるのか、こういうものが計画されている。こういうものに対して今後、市がどういう態度をとっていくか。

谷山池の農免道路わきで青葉台から丸見えのところなんです。ここにしますと、また、ハエがわいたとか問題が出てくるとあわせて、谷山池に滲出水が流れ込むが、これを天上坊池かどこかにパイプで流して松尾寺の方へ持っていったら水質に問題がないだろう、和田の浄水場の関係ですね、そういうことを言ったりしてますが、そんな保証は何もない。こんなもん、業

者はもう終わりや言うてる。どんどん流されて末代まで流れ出てくるのに、業者はどこかえ行ってしもうたら、後の責任はどこかとなると府なり市である。絶対に民間の処理業者には許可してはならないと思いますので、その点市長の方から明確にお答えを願っておきたい。

いちいち言うてきたら、そのたびに意見書だけをつくるというのではなく、和泉市はあかん、えらい目に遭うてるんやということではっきりする。それが問題があるというなら、和泉市で環境保全条例みたいなものをつくって別の面から歯どめをかけないとあかん。和泉市は、処分地としては好適地なんです。その点できちんとしておかなければいかんと思いますので、そのお答えをちょっとしてくれますか。

- 産業衛生部長（内田繁君） 先ほども申し上げましたように、こういう産業廃棄物業者の進出について今後どう考えていくかということでございますが、これも一定の法的に定められておりますが、府から必ず地元の意見の照会がございますので、その時点で歯どめ等も考えてまいるという現在の考え方でございます。

いまちょっと法的に保全条例的なものを設けては、という考え方ですが、これも一つの法が現在ありますので、それ以上にきつい規制をする条例をつくることができるかについても問い合わせいたしました。これはできないという回答でございますので、その点も御参考までに申し上げておきます。

- 2番（天堀博君） いまの答弁では十分満足いたしません。環境保全条例等についても、なかなかむずかしい問題があると思います。その点では、できないからといっても、もっと強い姿勢で臨むべきだと思います。

参考までに申し上げますと、49年2月15日段階で府から問い合わせがあり、大和興業以後に、またその付近で埋め立て処分を行う計画が別の業者にあった。そのことで和泉市に文書照会してるんですが、そのときの和泉市の文書回答では、いかなる設備を施すとしても、廃棄物の処分地は、和泉市においては一切認めないということを府に対して報告してるんです。だから、部長がどんな根拠で言ったんか知りませんが、こういう態度を置いて歯どめをすべきだと、意見として申し上げておきます。後でまたおいをかいください。

それから、泉北環境の残灰処理ですが、部長、市長も責任あるわけですからね、あんなのはめちゃくちゃでっせ。灰をほかしてるだけです。この間の雨の降る日に行きましたが、どっと流れ出して臭い。片方にたんぼの水が落ちてるが、全然違う。片方は臭くてしょうがない。そんなもんがどんどん流れてる。排出基準以下であろうとなかろうと、大体泉北環境とか和泉市とかがたれ流しにしてほっとくことが問題です。

以前の黒石の処分地についても問題がありましたが、前のところは道路が堰堤みたいになっ



て止まってました。しかし、今度のところは何んもない。向こうへ何ほでもいく。しかも、計画では広い範囲でほかす。

先ほど視察で行った千葉市の不燃焼物処理地は、同時に残灰の処理も行っていますが、一番底に上流からの水を通すためにパイプを何本か通してます。そして、ゴムシートを全部張って、下にパイプが通ってる。パイプにはきれいな水を下へ通す。そして、ゴムシートのところにきた汚水を二次、三次処理してやるということまでしてるんです。やればできる、逆に言えば、やらないかんのではないか。いまからでちゃんとした設備を泉北環境に施させるべきだと思いますが、この点については、市長の方からちょっと御答弁を願って終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 黒石の残灰処理についていろいろ御指摘をいただきました。本件につきましては、もちろん三市で構成しております泉北環境の残灰のことでございます。御指摘十分胸にいただきまして、私の方からもうちのセクションを通じ、泉北環境の方にはいろいろ注意もしてまいりたいと思います。泉北環境議会でも御指摘をいただいている向きもございまして。至急に何らかの歯どめを指示していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 2番（天堀博君） 最後に申し上げたいことは、こういう廃棄物処理の問題については、和泉市そのものが非常に弱腰でかかっているんじゃないか。環境保全是何年か、十何年か前からの問題です。もっと厳しく当たっていないか。たとえば環境整備課等にパトロールを設けて定期的に山間部をパトロールする必要があるのではないか。南大阪環境が予定していると目される周辺に、個人の地主か知りませんが、みかん山に建築の廃材を捨ててる。そんなものを全部チェックして行政指導に当たるといふことまでやらなかったらだめだと思う。そういう点での強力な姿勢で臨んでいってもらうことがいまこそ必要だということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。非常に長くなって申しわけありませんでした。

○ 議長（柳頼美樹君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

○ （午後1時11分再開）

○ 議長（柳頼美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは20番・田中包治君。

○ 20番（田中包治君） 20番・田中でございます。

通告に基づきまして、一般行政と同和行政との関連及び同和各級機関、俗にいう付属機関の選出の基準についての質問をいたしたいと存じます。

私たちは、同和行政の重要性というものはわかりますけれども、和泉市政の中で同和行政は一種の特殊行政であり、特別行政であるかのごとく行為が行われております。

私たちが考えなくてはならないのは、同対審の答申なりその他の方向から考える場合に、皆様方も御存じのとおり、明治4年に解放令が施行されました。それがいわゆる平民と貴族というかっこうの中で行われてきました。そして、今回の同対審の答申等々の中で考えなくてはならないのは、そういう解放令ができながら、いまだに社会的問題の壁が厚くして、あらゆる差別が行われておる。これをなくする。たとえば結婚、就職、そういうもろもろの差別をなくすということが基本になっておるのが同和答申の趣旨でございます。

この同和行政をどうして行うかという、国及び地方自治体の責任において行うことであって、あくまでも一般行政であり、特殊行政や特別行政ではないということが明確にされております。俗に第2の解放令ともいわれておるこの同和問題を、和泉市政が特定の、特別行政的な措置を行っておるということについて、私は非常に不満と憤りを感じます。

そこで、一つを考えますと、常任委員会と特別委員会との噛み合いもでございます。私たち28人の議員が全部寄って、4つあるいは3つの常任委員会を持ち、各分担に基づいて一般行政を行っていく。調査をし、いろいろやるというシステムになっております。そして、一般行政に関与しない問題は特別行政の中で処理していく、というのが一般の定石でございます。

私たちが属しておるところの厚生文教委員会、これは常任であります。同和行政の調査なりそういうものをやるのは厚生文教委員会の任務であるわけです。ところが、厚生文教委員会に対しましては、同和行政に一かけらの相談もなかったし、ただ単に部長がかわりました。だれが上がりましたと、これだけなんです。

こういうように私たち議員の選出権すら侵害する理事者のやり方、同和特別委員会というのは、何を審議しているか、ということを私は聞きたい。ここに大きな問題点があるのではないだろうか。すなわち、市の理事者は同和行政は特別行政であり、一般行政でないということを確認しておると思う。この点についての明確なる回答を願いたいと考えます。

第2点に、市長はいつも市民の納得する同和行政だと言っております。しからば、過日の予算委員会でいろいろ論議の出た問題があります。いわゆるアンバラ行政の問題。私は多くは申し上げませんが、一つだけ質問したい。それは保育料の問題でございます。私の孫も保育所に行っております。30そこそこの子供ですから、大体月15、6万円が関の山だと思いますが、保育料に支払う金が3万4千円であります。ところが、同和地区の保育料が、あの時の話では2千4百円であった。この理由を速やかに明確にお願いしたいと思います。この理由を市民代理等々の中ではっきり明快なる御回答をお願いしたいと思います。

もう一つは、前年度及び今年度において縁故登用をやっていると思います。どういう理由で縁故登用をやったのか、この点についても、明快なる御回答をお願いしたいと考えます。

縁故登用がいかに悪害をしたかということは、皆様方が御存じのとおり、泉北環境の一連の問題にいたしましても、すべてがそういう問題から派生しておるということであります。縁故登用、いわゆる12名の縁故登用をやっているはずなんです。この点について、はっきりとした明快なる御回答をお願いしたいと考えております。

次に、解放センターの運営委員会の問題でございます。私は厚生文教委員長になったとたんに、運営委員会の規則をもって、これは昨年の2月から施行しておたらしいですけれども、同和の人々あるいは地区の人々ばかりが運営して、市民のセンターとしての任務を果たしてないのではないかと、これでは困る。ましてや、解放センターは伯太地区にある。伯太地区の議員、他の人によって運営を任せないのかと。そういうことは、常任委員会に出した場合は、常任委員会で紛糾するからやめておくべきだということで、市長及び担当者に連絡しました。

そうすると、このセンターの運営委員について、議会の代表者会議の中で、私と富山議員の2人が選ばれました。富山議員は社会党でございますから、解放同盟と関連の人ですけれども、違っておるのは、普通の一般人というの私だけです。

その中で私が言いたいのは、任期が3月31日までであるけれども、一回も開いておらないということです。最初、開こうとして、局長は非常に努力しておたつもりです。ところが、どこの圧力によって運営委員会を任期満了までやらなかったのか、というところに問題があると思う。

そして再度、先月の5月に、私に「また持ってくれ」と言うから、「私がおったら運営委員会は開かないでしょう。それではお断わりします。」ということでお断わりした。そうしたらとたんに、わずか10日もせんうちに運営委員会が開かれたということです。

こういう実態が続くなら、これは特別会計じゃなくして、1つの運営委員会というもののの中で、これはするなら、市が解放センターを貸して、補助金制度によって行うことが筋道じゃないかと考えます。ましてや、この問題のときに、うちの厚生文教副委員長の三井議員が使用許可を申請している。これが拒否されているわけなんです。こういう実態をどのように考え、どのように処理しようとしたのか。だれの権限で…。

こういう問題は、運営委員会でやるんだということを私は聞いておりましたが、ところが、1回の運営委員会も開かずしてやっておるというようなことは、果たして、こういうやり方がいいか悪いか、この点も考えなくてはならないと思います。

最後に、和泉市の同促協の協議会でございますけれども、同和促進協議会の位置づけをどう

考えておるかということです。御存じのとおり、同和事業というものは、あくまでも民主化運動の一環であります。この中で全然民主団体の代表者も入れておらない。市の職員という名目は、これはあくまでも市の職員組合の代表であるとか、そういう人々を入れるのが筋だと思います。

ここで問題になるのは、議会代表と書いてあるわけですね。議会代表とは一体どこで相談して、どこでどういう方法で選出したのか、その点をはっきり承りたいと思います。

それからもう一つは、関係行政機関の代表が入っております。これはどういう意味かわかりませんが、採決することになっているわけです。採決するのに、委員に助役、その他が入っておって、そして、採決要員に来ている。管理者一体の原則であるならば、こういうものが入ってくるのはおかしい。あるいは小学校、中学校長というような、いわゆる管理者と一体である人間を多く選んでおります。

それからもう一つは、学識経験者という美名に隠れて、議員なり、業界代表を入れております。こういうものはあくまで議員の資格であり、何ら学識経験者ではない。学識経験者というのは、学校の先生であるとか、あるいは過去和泉市において市長をやっておったとか、そういう人々が学識経験者なんだ。そういう中で選ばれておるといのは、何かしら納得と理解ができない。

そういうことでございますので、市会と同促協との噛み合い、市長は任命しておるとい、この文章をそのまま理解するならば、市会が市長の隷属機関であるという印象を受けざるを得ない。そういうことについては、はっきりとした答弁をしていただき、再度の質問をいたしたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

一般行政と同和行政について、同和各級機関の選出についてというお尋ねでございましたが、基本的な考え方を私から申し上げ、細部については担当のセクションからお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、同和行政は国民的課題でございまして、国と地方自治体の責任で行う。こういう中で、同対審の答申を受けて特別措置法が制定をされました。自来10年を経過せんといたしております。特別措置法の示すところは、実態的差別、地理的差別を何とか解消しなければならぬ。こうした意味合いで、国と地方自治体という位置づけの中で法律が施行され、これを受けまして、本市におきましても同和行政を最重点施策と位置づけをいたしまして、今日まで議会の御理解を得ながら施策を推進してまいってきております。

そこで、具体的なお尋ねでございますが、常任委員会、特別委員会との関連についてのお尋ねも一点ございました。私なりの所見を申し上げて御理解をお願いを申し上げたいと存じます。また、常任委員会というこの位置づけの中での問題については、議会としての御指導もいただきとうございますし、調整もお願いを申し上げたいと存ずる次第でございますが、私が存じておりますのは、地方自治法109条3項によって常任委員会が設置をせられております。あるいは法第10条で特別委員会がこれにのって組織をせられております。

特定の常任委員会の所管に属するものではございますが、地方公共団体の行政全般にわたる総合的な施策に関するようなもの、あるいは2つ以上の常任委員会にまたがる場合、こうした行政全般にわたる総合的な施策については、特別委員会を設置するというのもございます。たとえば第二阪和特別委員会もございまして、開発事業対策特別委員会、それぞれ重要なその部門によって特別委員会を御設置いただいて、御指導と御協力をお願いしているところでございます。

同和対策特別委員会については、私は本議会で設置をせられますときに、行政全般にわたるものだということの解釈の上に立って設置をせられ、いろいろと御審議をいただき、御指導を相賜っているものと存じております。

したがって、常任委員会、特別委員会それぞれの責務の中で、議会の皆さん方がいろいろと御心労を煩わし、いろいろと御審議あるいは御指導を相賜っているものと存じております。常任、特別の問題についてはひとつ御理解を相賜りまして、今後とも御指導をお願い申し上げたい、このように存ずる次第でございます。

それから、いろんな問題がございますが、担当からお答えさせていただくとして、端的に御質問ございました市同促の構成あるいは人選、この点について特に私からお答えを申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、同和対策市同促の設置につきましては、かねがね議会からも御指摘をいただき、早く設置をせよということの御督励もいただいております。それを受けて、昨年3月からこの同和市同促設置に向けまして準備委員会を御設置いただき、8名の方々をもって本年4月に至る間、数回にわたり準備委員会を開催していただきまして、そして御答申をいただいて、私自身御委嘱を申し上げた経過がございます。

市長の諮問機関としての市同促という位置づけの中で、準備委員会の御答申の上に立った人選をそこでお願ひ申し上げて、御答申をいただいたことを尊重していただいて、御委嘱をさせていただき、本年4月24日に第1回の市同促の発会式をお願い申し上げた経過がございます。その時点でお手元に同対部の方から名簿その他お届けをさせていただいたと存ずる次第でござ

います。

この中で「議会代表」という言葉が用いられていることの御指摘でございますが、準備委員会でいろいろと御論議をいただきまして、議会として正副議長さん、あるいは先ほど常任委員会、特別委員会の方で所見を申し上げさせていただいたわけでございますが、行政全般にまたがる同和行政についての同対委員会という位置づけの中で、同対の正副委員長さんを委員として御選任をいただき、私から御委嘱をさせていただいた、こういう経過でございます。

あるいは関係行政機関といたしましては、本市の助役、教育長、収入役、市長公室長、いわゆる行政機関として人選をいただいております。各種団体につきましては、連合町会長を初め連合区議会議長、PTA協議会会長、人権擁護委員長、福祉協議会会長、小学校長会会長、中学校長会会長ということで、和泉市の各種団体の長をもってこの人選を御委嘱申し上げさせていただいております。

学識経験の代表といたしましては、地元において同和行政のことに経験豊富な、識見のある方ということでお願いを申し上げまして、なおそこで、準備委員会の委員長でございました藤原議員さん、それから副委員長でございます地元の連合会長の西口清一さん、この方々も学識経験という中で御選考をいただき、御答申をいただいたわけでございますが、その理由につきましては、準備委員会で市同促の発足に向けていろいろと御苦勞をいただいていた中で、市同促を発足させる上に立って、いままで御苦勞をいただいた準備委員会の正副委員長は、やはり市同促の一員に入っていたかきかならん、こういうような御論議の中で、御選任をいただいたように私はお聞きをいたしております。

その場合に、委員としての学識経験というのはどうかというお尋ねでございますけれども、準備委員会の正副委員長さんという立場で、藤原要馬議員さん、市同促の準備委員長として御苦勞をいただいておりますので、経験豊富という意味合いをもって、学識経験者ということで御選任をいただいた。副委員長の西口さんにつきましては、地元の幸校区連合町会長であられた方でございますし、地元の総計の委員長もされております。いわゆる経験豊富だということの中で、生みっ放しではなしに、準備委員会の正副委員長に市同促の発足に当たって入っていただくという御配慮の中で、こうした位置づけで御選任をいただいた経過を私自身もお聞きをいたしております。

学識経験という字句の解釈は非常に微妙でございますけれども、いろんなことを参考例として、各種の学識経験者をいうものがございまして、いわゆる学識、またその問題についての経験者、いろいろ識見を持った方、こうした方も学識経験のうちに入るというようにもお聞きをいたしております。そうした意味合いで、学識経験者という中で御選任をいただい

きた経過を私はお聞きをいたしております。

こうした中で、準備委員会の1年にわたる人選、運営面についての御配慮、こうしたことの上に立って御答申をいただきまして、御委嘱を申し上げた、こういうような経過でございますので、何とぞよろしく御理解をいただければありがたい、今後とも御指導をお願いしたいと存じます。

- 20番(田中包治君) いまいみじくも、同和行政全般はいわゆる同和特別委員会だと、こういうことですか。そうすると、問題になってくるのは、条例の中で、同和行政あるいは調査あるいは敬蒙については、厚生文教委員会で行うことになっておりますね。そうすると、あなたが言われておるとおり、同和行政は特別行政であると、そう確認してよろしいですね。
- 市長(池田忠雄君) 同和行政は最重点施策でございます。
- 20番(田中包治君) そんなこと聞いてない。条文の解釈を言うてんねや。
- 市長(池田忠雄君) だから、私が申し上げている意味は、常任委員会の厚生文教委員会では、同対部の御所管はいただいております。しかし、行政全般にまたがることについてというような中で、議会として同和対策特別委員会を設置をせられ、常設機関として運営をしていただいております。こういうように理解をしておりますので、率直に申し上げただけでございます、それが即特別行政かというお尋ねには当たらない、このように言っております。
- 20番(田中包治君) 特別委員会が常設するということは常任委員会ですね。そうですね。特別委員会というものは、案件がなくなったら自然に解散するんです。同和特別委員会にどういふ案件をお願いしたんですか。

これははっきり書いてあるんだから。厚生文教委員会の所管は、同和行政と調査その他がやる。こうなっておる。厚生文教委員会がやる所管というものははっきりしているわけです。それをあなたが取ってゆく。それやったら常任かというんです。現在、4つある常任委員会を外しなさい。そうでなければ、地方自治法に抵触しますよ。これどうなんですか。

あんたが口でごまかしたって無理ですよ。現実に同和特別委員会、同対部というのは何にもしておらないでしょう。何にもしておらないから廃止しなさい。所管がありながら一言の相談もない。そうでしょう。そんなら廃止しなさい。高い金使う必要ない。どういう意味や。

あんた全般だという。行政は全般ですよ。ところが、この中でこうなっているわけだ。解放会館を建設するから、同和特別委員会をやるんだというなら話はわかる。行政なんですよ。あなたが言うているように一般行政なんですよ。特別行政と違いますよ。そこをはっきりしてもらいたい。

- 市長(池田忠雄君) 御指摘のとおり、特別措置法の中での最重点施策という位置づけて、

同和行政を本市が行ってきております。

なお、常任、特別の関連につきましては、冒頭、私が申し上げましたように、やはり今後ともあることですので、議会の御指導と御調整をお願いしたい点がございますけれども、少なくとも、数年前から同和対策特別委員会というものが設置をされてきた経過がございます。現実、いろいろと諸活動を行っていただいております。そこで、常任、特別との関連ということのお尋ねでございますので、議会の問題でもありととも、理事者として考えている考え方だけを申し上げたわけでございまして、その中で、おっしゃるとおり、厚生文教委員会、同和対策部が所管になっております。これは御指摘のとおりでございます。

なお、同和问题特別委員会というものが数年前から設置をされてきた経過がございます。その経過のゆえんというものを私なりに考えてみますと、1つの常任委員会に属していることであっても、行政全般にまたがるし、同和行政は本市の全般にまたがっております。こういう意味合いから、特別委員会というものが設置をされたんだろうと私なりに理解をいたしております。そういう考え方を申し上げて、御理解と今後の御指導をいただきたい、こういうふうに思うわけです。

- 20番(田中包治君) あんた、ごまかそうと思ってるのか知らんけどね。同和特別委員会というものができたし、わしはあんまりやった経験もないけれども、問題はですよ、法律に基づいて議会というものは運営されておるんですよ。そうでしょう。何で同和だけ……、取っていくんやったら、同和だけ厚生文教委員会から外さないのか。これははっきりしてください。

あんた全般だ、全般だという。全般ということは特別なものだということですよ。土地開発公社とか、病院とか、水道と一緒に。せやったら特別ですぞと言うてんね。これどうですか。

- 市長(池田忠雄君) 冒頭申し上げたように、この問題については、議会の御理解あるいは御指導と今後の御調整をお願いしなきゃならん一面も含んでいると思います。

ただし、お尋ねでございますので、常任委員会というのは、議員さん御指摘のとおり、地方自治法109条の3項に基づきまして、常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する、と規定されている常設的な機関でございまして、特別委員会は、地方自治法110条に基づきまして、特定の事件を審査する必要がある場合に設置をする、と相なっております。それは御案内のとおりでございます。

そういう中で、特に重要な第3阪和問題とか、人口急増の本市に対する開発事業であるとか、あるいは交通公害、いろんな特定部門について特別委員会の設置を願って御指導と御協力をいただいております。

同和対策特別委員会も、議会で御設置いただいた理由につきましては、常任委員会、厚生文



教委員会の所管事項であるとともに、行政全般にまたがっているという立場から、最重点施策という位置づけの中で、私は特別委員会が設置をされて、同和問題について御審議と御指導をいただいておりますものだという理解をいたしておりますので、その辺を申し上げただけでございまして、できましたら、御了解いただきたいと思っております。

- 20番(田中包治君) 時間たつぱっかりですけどね。私は法律的に質問しているんです。最高重点施策やと、こう言うているんだからね。最高重点施策なら特別行政かと。それやったら、なぜ同和行政を厚生文教委員会から外さないのかということですよ。そうでしょう。

あなた方は法律や条例をつくりながら、この条例は無効ですよ、と言うているのと一緒だ。あなた方は法律を守る義務があるんですよ。条例を守る義務があるんだ。なぜ守らんのか。それを言っているわけだ。そこらはどうなんですか。はっきりしてください。

あなた方が条例を、法律を守らんのならね、こんなところで大きな顔する必要ないんだ。理事者というのは法律、条例の番犬なんだ。なぜ守らんのか。特別委員会ができたとかできなんだとか、いつの問題やわしら知らんねん。永久的に続いていくものと違うねや。

- 市長(池田忠雄君) 重ねてお答えを申し上げます。

厚生文教委員会で同対部が所管をしていただいているということにつきましては、そのとおりでございます。特別委員会が設置された理由とその権限という問題に及んでまいりますので理事者の所見だけを申し上げたということでございます。

お尋ねの趣旨からいたしまして、この問題については、率直な話、理事者としても今後議会と御協議を申し上げ、御指導や御調整をお願い申し上げなきゃならん点もあろうかと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 20番(田中包治君) いつまで質問しても仕方ないから置いときますけどな。問題は、議員の審査権とかそういうものを剥奪していることは事実だ。

それでは、解放センターですが、これはどうして開かなかったのか。それと問題は、これは代表者会議で選ばれたんだから、代表者会議を迂回しているんだから、どうして代表者会議を入れないのか。この処置については、議会の代表者会議で決めてもらわないかん。

- 解放総合センター所長(萩本啓介君) 解放センターの運営委員会につきまして御指摘をいただきましたけれども、御委嘱を申し上げながら、運営委員会を開くことがおくれまして、非常に申しわけなく思っております。

運営委員会がおくれました理由といたしましては、事務局段階で緊急な案件がなかったこと、それから本年の2、3月につきましては、特に予算編成等で運営委員会を開催する適当な日程をわれわれの方で見つけることができなかったということで、特に理由があつてということ

はございません。何を申し上げましても、事務局をあずかる私自身の不手際でございまして、今後、こういうことのないようにしたい、こういうふうに思います。

それから、三井議員さんの使用の問題についても触れておられました、特に拒否をしたというようなことはございません。議員さんの方で日程が決まり次第、私どもが御相談を申し上げようと、こういうことになっております。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) いわゆる因縁つきの運営委員会やったと思うんですよ、はっきり言いましたら。そして、特殊な人々だけで運営しておるのはけしからんやないかという話が出ていた。それでは、ということで議会に選出をお願いしたはずなんです。それだから、議会の代表として私ら2人入った。入ったら、会議は開かれない、理屈はさておいて。それで任期は満了したんだ。そして開かれない会議はいかんし、議会代表でしてるのに、そんなあほな話はないじゃないかと。それやったら私は受けません、と言って断わった。そうしたら十日たたずにまた会議を開いてまんねん。そういう実態を考えてみたらどう思いますか。

これは、私は議会の代表者会議ではっきり決着がつくものと思う。私は議会から選ばれていて、そして、向こうの機関で拒否された。それをはっきりしてもらいたい。

- 解放総合センター所長(萩本啓介君) センターの運営委員会を6月に開かしていただいたわけですが、1つは、3月31日で52年度の任期が終わりまして、53年度の新委員さんにつきましては、常任の方と新任の方とございますけれども、特に町会関係の役員さんが決まるのを待っておりました関係で、5月の段階になりまして、4月1日にさかのぼって委嘱をお願いした、こういうふうな事情でございまして、その後、議員さんのメンバーが出そろいました段階で、6月の中旬に開かしていただいたということで、特に他の理由というのは、先ほども申しましたように、何らないわけでございます。

- 20番(田中包治君) こんなもんね、あったからってめったに言いつこないだよ。この問題は、議会の代表者会議をやったんだから、わしは選ばれたんだから、代表者会議で結論出してくださいな。それでええと思います。

もう1件は、市会代表。これはどこでだれが相談を受けたんですか、同促協の。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、準備委員会でいろいろ御選考いただきました結果、議会側として正副議長さん、それから、同和対策特別委員会の正副議長さんということで、準備委員会で御答申をいただきまして、私から御委嘱をさせていただいた、こういう経過でございますので、よろしく御願います。

- 20番(田中包治君) おかしいやないか。あんた、準備委員会とかすったもんだ言うけ

ど、あなたの私設機関でしょう。権限もなにもない私設機関です。そうでしょう。議会をあなたが採配する権限があるのか。それなら議会として納得できませんよ。そんな話あるかい。

○ 市長（池田忠雄君） お答えを申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、市同促の発足に向けて準備委員会をお願いをさせていただきました。もちろん、市同促発足に向けての準備機関でございます。その中で御入選をいただきましたので、決して私は議会の権限を侵すとか、そういうつもりは全然ございません。これは議員さんも御案内のとおりであります。

しかし、諮問機関としての市同促という位置づけの中でそうした御答申をいただいたので、私は正副議長、正副委員長さんに御委嘱を申し上げたという経過ございまして、他の各級機関、いわゆる議会選出ということでお願いします。また、代表者会議等でお選びいただきます各級の行政機関と諮問機関とは、おのずから違うという位置づけもあろうかと思えます。

そういう意味合いから、準備委員会で御選出いただいた御答申どおり、私から御委嘱をさせていただいたわけでございまして、決して議会を侵すとかどうとかいう気持ちは寸分もございませんので、その点、ひとつ御了承をいただきたいと存じます。

○ 20番（田中包治君） ちょっとおかしい。議会代表ですよ、これは。準備委員会はあなたの好きな者を集めた会議ですよ、はっきり言うたら。議会から準備委員会に選出した覚えはありませんよ。あなたが勝手に好きな人を集めて、ここでやっただけなんですよ。ほかに何かありませんか。

どこの機関でこれを決めましたか。あなたが勝手にやった一つの私設機関でしょう。いわゆるあなたのブレーンでしょう。蛭川府政がやったですね。ブレーンでやった。そして決まったやつが、これは議会代表ですよ。これは何事や。これどういう意味や。

あなたは、議会というものを自分の下部機関だと思っているんだ。そうでしょう。じゃ、どうしてこんなことを書くねん。どうして書くんやと聞いているんや。こんなものを書くということは下部や。議会の正式機関で選んだやつは代表だと。これはどういう意味や。

○ 市長（池田忠雄君） 言葉についての御指摘でございましてまことに恐れ入ります。ただ、私は議会を下部機関だとは全然思っておりません。これは市民から選ばれた機関でございます。これは御案内のとおりであります。

ただ、私自身、諮問機関としての市同促ということの発足に向けまして、御指摘のとおり私設機関でございますけれども、準備委員会で1年間御答申をいただいて、その上に立って、私から真じんで御委嘱をさせていただいて、お引き受けをいただいた経過がございます。

そういう意味合いから、言葉が代表ということであればお許しをいただきたいと思いますが、

議会から出ていただきます4人の議員さんにつきましては、正副議長さんと同対の正副委員長さんに御委嘱をさせていただいたわけございまして、各種各級の行政機関と、市長の諮問機関としての市同促という位置づけの問題もあろうかと思えますけれども、決して下部に見てどうこうという気持ちはさらさらございませんので、やはり御人選をいただいたその上に立って御委嘱を申し上げた経過がございます。その辺はひとつ、下に見ているという意味では全然ございませんので、よろしく願いいたします。

○ 20番(田中包治君) ちょっとおかしいと思うんですよ。そんなんやったら、同和促進協議会というのは何をするとこだ。この位置づけをはっきりわし質問してるはずですよ。どういう位置づけをしてるのか。

○ 市長(池田忠雄君) 位置づけについては、議員さんも御案内のとおり、いわゆる付属機関として同和促進協議会規則というものがございます。この規則にのっとって、いろいろと設置もさせていただきましたし、また、今後の運営について、同和行政を円滑に推進する場として、もろもろの調査、研究、啓蒙、あるいは運営、指導その他、同和対策事業の促進に必要な事項について市長として御諮問を申し上げ、それについて御答申を賜る、御意見をいただく場として市同促を発足させていただいたと、こういうような位置づけでございます。よろしく願いいたします。

○ 20番(田中包治君) おかしいと思う、それやたらね。市同促というのは、私はそういうものではないと思う。それなら、一般の民主団体の代表をなぜ入れなかったか。ちっとも入れてないでしょう。同和行政というものは民主化運動ですよ。そうでしょう。差別をなくそうという民主化運動だ。なぜ1人も入れなんだ。

で、これ決まったら一体どこへ持っていきまんねん。答申をしたらどこへ持っていくねん。それもはっきりしとらんでしょう。どうだっか。

○ 市長(池田忠雄君) 何遍も申し上げておりますように、市長の諮問機関として御設置をいただいているのは、ここに書いておりでございます。いろいろの御諮問を申し上げて、御意見を聞き、あるいは御答申をいただくことは、市長に対していただく機関でございます。これをもって私自身、同和行政の一つの答申を尊重する中で行政施策を行うためにいろいろと考えてまいりたい。そして、議会に御提案をさせていただく。こういうような筋道に相なるかと存じます。

○ 20番(田中包治君) それでは、立場を変えて質問いたしたいと思います。

部課長がよく支部へ行ってまん。これは公用ですか、私用ですか。セクション交渉でよう行ってまん。私用でっか、公用でっか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えします。

現在われわれの方では、公用という考え方で行っていただいております。

○ 20番（田中包治君） そうなると、私は問題になってくると思いまんねや、はっきり言いまして。そうすると、解放支部というのはGHQか、あるいは昔の將軍のようなかっこうでか。昔、GHQに各担当大臣がお伺いに行った。帰ってきてそれを施行する。將軍に各大名が行って、これをお願いしますと。こういう行政ですね。これは間違いないですね。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。そのような感覚ではもちろん考えてございませぬ。いわゆる一般庶民の方々との関係におきましても、いろいろの要請等がございました場合は、そのときの情勢によりまして、市の関係部長なりが現地へ出向くことも再々ございます。

当然、解放同盟の方との協議の中でも、先方へ向かうこともあれば、用件の内容によっては当方へお越しをいただくということもある。それは一般の陳情される方々と全く同じような観点での扱い方をいたしておるといふふうに理解しておるわけでございます。

○ 20番（田中包治君） ちょっとおかしい。セクション交渉とは一体何やねん。セクション交渉とは何だっか。

○ 助役（坂口禮之助君） 各部門ごとに要求をされている問題について、双方の理解を得るための話し合いの場だと、このように理解いたしております。

○ 20番（田中包治君） 同和行政の責任個所は市役所でしょう。何で向こうから来えへんね。これはどういう意味や。市の責任においてやるんですよ。市は政治ですよ。政治というものは金が半うんや。政治団体なり大衆団体というのは、金関係なしに要求出すねん。ここに違いがあるんですよ。その責任個所である市役所を放棄して、どうして行くんだと聞いているんです。

○ 助役（坂口禮之助君） 市役所を放棄してというようなことでございますけれども、そういう考え方ではございません。その状態の中で、それぞれの内容によりまして、話し合いの場所というものは、適宜適切にその場所を設置し、お互いに協議しながら定めていっておる、というのが現実でございます。

○ 20番（田中包治君） うそだましたかてそらあかんですよ。現実にはセクション交渉というのは、いついつか ありますとはっきりしているんでしょう。なかってもあっても、1カ月に何回か知らんけども。あんた方ね、理事権、執行権というものを放棄しているんですよ。そうでしょう。どうして放棄してないと言える。へなへな何で行きまんねん。来てもうたらよろしねや。われわれでも呼び出すんですよ。どうして向こうだけ行きまんねん。

○ 助役（坂口禮之助君） 再三申し上げておりますように、そのときの状態において、適切な個所を双方で協議の上設置しながら話し合いを行っている というのが事実でございます。

それ以上主体権を放棄しているというような考え方は、さらさらわれわれとしては持っておりませんので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

- 20番(田中包治君) そう言うたかて、現実にセクション交渉をやり、セクション交渉で行っているやないか。どういふ意味や。セクション交渉というのはい体何だっか。これは行政権を放棄してやっているわけですよ。昔、GHQへ各大臣がお願いに行つたのと同じことですよ。将軍に各地方の大名がごきげん伺いに行くのと一緒ですよ。なぜ市役所を放棄して行くのかと言つてゐるんです。

それと保育所の保育料の話、答弁してください。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

保育料の軽減についてでございますが、趣旨等について明確にお答えいたしたいと思ひます。同和対策の一環として……。

- 20番(田中包治君) 理屈はええねや、そんなもん。
- 議長(柳瀬美樹君) 簡単明瞭にお願いします。
- 市民部長(森保君) 同和地区の就学前児童に対しては、就学前の段階から差別に打ちかつ健全な心身を育て、将来、地域及び社会に役立つ有為な人材を育成するための同和保育の推進を図るとともに、保護者が安心して入園できるよう、保護者経費の軽減を図るために、保育料の軽減を図つて実施しているものでございます。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) それ一遍「市民広報」に書いてやってくれまんか。「市民広報」に、普通の人は3万4千円、同和の人は2千4百円ですよ。この理由は、いまあんた言うたとおりだと。これは市長の執行権でやっているはずですよ。市長の執行権限でやりますと。これ書いてくれまっか、市長。はっきりしてください。わしは書いてくれたらええねん。

これであんた方、世の中通るといふねんやったら書いてください。片方は所得制限ありません、片方は所得制限によって行われていると、これははっきり書いてください。「市民広報」に書きまっか、どうや。

- 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

この件につきましては、当然、施策として実施してございますが、広報にPR云々については、後日、市長と十分その点は協議いたしたい、かように考えます。

- 20番(田中包治君) 市長は、同和行政は市民合意の行政だと言つてゐる。そういう施策をやる場合は、市民の理解と納得を得て3千4百円でしてますと、こう言わないかん。

片方は、済まんけれども3万4千円もろてますと。こう説明をせなんだらいかんやないか。公表し、それをするのがあんたの仕事だ。書けないというのはどういう意味だ。隠すのか。どや。

わしは予算委員会ときに、全部出せということをやかましく言った。公表すべきであると言ったはずだ。出してきたやつは、1つだけ取り上げてるわけやなしに、まだたくさんあるはずや。同和施策であるから、所得は1千万円以上あっても2千4百円ですよ、片方は10万円の所得で3万4千円でよと、これはっきり書きまっか、どや市長。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申しあげたいと存じます。

先ほど来市民部長がお答えいたしておりますように、同和施策という位置づけの中で、保育料等も今日まで運営をいたしております。御理解のとおりであると思っております。したがって、公表するのかどうかということについて、これは議会に向けて資料、その他を出して公表させていただいております。

なお、広報その他に書くのかどうかという問題については、全般行政とのからみがございしますので、検討させていただきたい、このように存じます。決して隠すつもりはございません。

○ 20番(田中包治君) 議会に報告したいうて、これはうそでしょう。これは確か天堀議員が質問したから、しぶしぶ出したんです。うそでしょう。初めからこうだと書いてないでしょう。出さなかったでしょう。天堀議員がこの問題を予算委員会で質問したから出てきたんです。

要は、あなたが考えておるのは、同和行政を一般市民にわからんようにやろうとしているのがあんたの考え方なんだ。そして、口では市民合意の同和行政、市民同意の同和行政と言っておるわけだ。現実はそのとう違う。どないして隠そうかとかかかっている。

私たちは悪いと言っておらへんねや。必要な、必要の理由をはっきりすりゃええねん。これは理事者の執行権限なんだ。条例とか法律に基づいてやってると違うねん。理事者執行権の問題として、2千4百円と3万4千円の開きがあるわけだ。うそでしょう。

同和地区なら最高2千4百円、それから下もあるでしょう。一方は15、6万円給料もらっておったら最高3万4千円。差が2万円かなんぼになる。こういうことを理解と納得するような方法であんたがやっておるか聞いています。それやったらね、何も市民合意といううなことを言わんときなはれ。同和行政は私の権限でやります。おたくらの世話になりませんと、はっきり言いなさい。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほど申し上げましたように、同和施策全般にわたってございます。保育料ととも、そのうちの一端でございまして、御指摘のように、同和保育料についても、いま、鋭意検討しているわけでございまして、いろいろと今後に対処したい、このように存じているわけでございます。

ただ、私は同和行政というのは、御指摘のように、本市最重点施策としての位置づけ、その中でこうした減免制度というものがあって、数年間、こういう実態でまいてきております。こういうような実態の上に立って、決して私は隠すつもりではなしに、これはやはり公表してまいりたいと存じております。ただ公表の仕方その他の問題等については、理事者として検討させていただきたいということでございまして、決して同和行政をこそこそやるつもりは毛頭ございません。施策としての位置づけの中で推進しているわけでございますので、議会にも御報告申し上げ、御審議をいただいていると、こういう実態でございます。決してそういうつもりはございません。

- 20番(田中包治君) うそ言うのもええかげんにしてもらいたいねや。これは言われたから出したんだ。わしら議員5、6年やっているけど、ことしの予算委員会までわからなんだ、こういう施策があったということ。これが実態ですよ。だれが考えてもわからなかった。

あんたは理解と納得の上でやりますというんだから、書いたらええやないか。ほかの問題もあるやろしね。減免措置の問題、学校給食の問題いろいろある。私は必要ないとは言わない。しかしながら、1千万も2千万も年間所得のある人までが、2千4百円ということで、だれが納得するか。そうでしょう。あんた、それ違うというならばっきりしてくれというんです。

あんた方は同和行政、差別をなくすると書いてるけれども、しからば、どうしてなくすかということは書いておらない。なぜこういう施策が必要かということは一言も書いてない。議会でも予算書ぱっと出して、専門家やないとわからんようなことを言う。これは一体どういう意味や。はっきりしてくれよ。

せやから、広報に書くのか、書かんのかということや。あんた、市民合意なんでしょう。市民合意なら書いたらよろしいねん、理由を。いま、市民部長が第何条なんか言うとしたけど、同和地区の人は1千万円あってもこうです、地区外の人は3万4千円です、と書きまっか。むずかしい理屈言う必要あらへん。これがあんたの執行権限において行われている施策なんだ。条例とか、上部機関からどうだこうだというものと違うねん。そうでしょう。で、税金がなんや。自主財源がなんやいうて、どんどん公共料金を値上げしてんねや。これが実態ですよ。書くのか、書かんのかどっちやな。

- 市長(池田忠雄君) 何度も申しあげておりますように、書くのか、書かんのかという問題については、十分検討させていただきたいということをお答え申し上げております。

- 20番(田中包治君) どうして検討せないかんねん。現実のありのままの姿を市民に



報告するのに、どうしてガラス張りの政治ができない。ガラス張りの政治がなぜできないかと聞いてまんねん。その理由を言ってください。

- 市長（池田忠雄君） 何度も申し上げております、広報に書くのか、書かないのかというお尋ねなので、私は率直な話、十分検討さしていただいて、対処さしていただきたいとお答えしているわけでごさいます、決して隠すつもりもなければ、何もございせん。

ただ、同和行政ということの必要性、位置づけ、御案内のとおりでございまして、全国で有数の同和地区を抱えている本市の実態からくるいろんな問題がございまして、御指箇の特別行政ではございせんが、やはり自治法に基づく最重点施策という位置づけの中で、今日まで推進してきてまいっております。いろんな諸制度もございまして、こうした問題については、市民さんの御理解を得なければならぬと存じております。そのための方途については、いろいろと検討さしていただきたいということを申し上げているわけでごさいます。

- 20番（田中包治君） 時間もたちましたので、あえて言いませんけれども、結局やみからやみへ葬っていかうと。そして、何とか議会を通すために、議会代表やとごまかして選出してみたり、そういうことをしているわけだ。

私たちが考えなくてはならないのは、あくまでもガラス張りの政治でなくてはならんわけです。同和行政の重点施策はわかっておるねん。ところが、政治というものと、運動団体というものの考え方が違うわけなんだ。これはだれしもはっきりしていると思う。政治家というものは、金がつきものです。運動団体というのは、理想論に走って言うとならええわけなんだ。それが自分の代でできなんだら、子供の代、あるいは孫の代でできるように努力するのが運動団体であり、大衆団体なんだ。政治は、現実のお金をどうするかということなんだ。

あんた方は口で偉そうに言って、いや同促協の趣旨だなんだ言いながら、そして、後からぶくぶく出しておるねや。それを隠そうとする。昔の地方大名がやっているようなことをやっているわけだ。そうでしょう。時間が来たから、私はもうあえて言いませんけど、しかし、こういうことで市政が行くと思うたら大きな間違いです。

- 
- 
- 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時17分休憩）

---

○

(午後3時26分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは21番直村静二君お願いいたします。

- 21番(直村静二君) 21番直村です。通告に従って一般質問をいたしますので要点を述べます。

最初に、和泉市の行財政の運営は、正常に運営されているとはいえません。地方自治権の確立、つまり行政の主体性が全くない。財政は乱脈運営の破綻状況にある。また、福祉や市民要求が抑えられて、市民に大きな犠牲をかぶせている、こう判断せざるを得ません。

第1に、昭和46年から不公正な同和行政が行われてきて、そのために財政危機も一層深まっております。

第2に、開発協会から公社にわたる用地買収、不要不急の土地買い、こういうことが遂に膨大な赤字発生の危機に直面して、その責任すら不明瞭のままです。

第3に、官工事の発注について、泉北環境における汚職の摘発が行われ、市内業者数軒が挙げられております。中でも同和行政、同和事業に大きく関与し、市同促の副会長、総合計画推進委員会の委員である同建業者竹内氏が、新聞報道によれば、逮捕されているという状況。つまり部落解放や同和事業が非常に汚点となっております。

第4点、池田市長が3年市政を担当しておりますが、先代からの不公正な財政危機に一層輪をかけて改善のきざしが全くない。今後とりわけ同和事業計画は440億計画し、その負担が32%、140億円。こういうことをやっておれば、保守・革新を問わず、市政の危機、われわれは心から寒くなる思いです。したがって、いまこそ市政立て直しのためには抜本的な対策が必要ではないか。そういう観点から一般質問をいたしますので、明快な答えをお願いしたいと思っております。

最初に、泉北環境の汚職でございますが、昭和48年7月13日の環境議会で、当時のタコマ機械からのクーラー、その他が贈られまして、これが新聞報道で問題になりました。最終結果、当時の泉北環境事務局長の阪本敏治氏、これが十分の一の減給処分になり、管理者の浅野氏が泉北環境の管理者の報酬を返上する。こういう決定をしておりますが、これがいまだに何ら改善のなかったという点が明瞭であります。まことに残念です。

そこで現状の実態について、何人逮捕され、どれだけの金額が動いて、今後の処理、そういう点で1つは実態を報告願いたい。また、当市の市内業者数軒が挙がっておりますが、これについて現在、どのような措置をしているのか、さらに、改善策についてどういうふうに考えているのか、その点をお尋ねいたします。

次に、同和行政についての行政の主体性は、これは8月議会にも触れておきましたが、ひとつ端的に、公共施設には公権力が支配権を確立するという中で、1つは、幸小学校の金網のところに広告看板が上がっております。「狭山上告棄却断呼糾弾 石川氏即時釈放 完全勝利まで闘い抜こう」こういうかっこうで、写真に撮っておりますが、いまだにこれがあるのかどうか。早速調べて、あれば撤去してもらいたい。

それから、先週解放センターへ行きましたが、このときに、三大闘争報告集会、国会報告などで、解放総合センター大ホールということで、これも8月議会で、たしか大ホールは、市民文化大ホールということで条例で決まっております。これについて、この前の芝居の件で私は追及しましたが、今後、気をつけますということでございました。しかし、いまだに実際には使用してある団体が市民文化大ホールという名称を使っておらない。これは解放センターの管理者から明快なお答えをしてもらいたい。議会で答弁したことをきちんと守っているかどうか、その点の確認でございますので、調べてお答えを願いたいということです。

次は、ここに属地属人主義ということが出ておりますが、現在の同和対策特別措置法は、どの文書を読みましても属地主義であると思っておりますので、その点の確認と、では、属人ということとでどの辺まで施策を及ぼしていつているのか、その点について明快にお答えを願いたいと思っております。

それから、市同促につきましては、4月24日、会長も副会長も含めて29名、実質27名の人員発表がございましたが、この構成を見れば、まず、市内の労働団体、それから政党としては共産党その他、さらには、地区内の解放同盟以外の運動団体というものが全然入っていないという点について、私は、前回の議会のときにもかなり強く主張し、公正な第三者機関の設置を望むということで、議長なんかにも公正なものにしてくださいと申し出をしておったんですが、仕上がった結果は、こういう形でございますので、市民合意については欠けているのではないかと。市民合意を達成するために、私の言いました点について明快な答えをいただきたい。

その次は、副会長が解同副支部長で、同建業者である竹内氏が、新聞報道によりますと、泉北環境の汚職ということで不祥事が起こっておりますが、この件について会長辞任なのか、委嘱を取り消すのか、この点についてのお答えを願いたい。

それから、事業計画でございますが、地元の総合計画推進委員会、これは委員会で聞きますと、11名。この中に6名が運動団体として参加して、解放同盟から6名だ。だから、過半数以上が最初から決まっておる。いま言いました市同促のかね合いで、第三者機関ではないという点で、改組する必要があるのではないかと。また、そこから出てきた事業計画についても見直しが必要ではないかと。

同じく、2番として、同和地区人口が、基本構想の町づくりでは、推定9千330人と発表されております。今回、昭和50年の8月段階で9千80人だという国勢調査に基づく総理府統計となっておりますが、この点について、同和地区の人口の変動というものがございまして、したがって、この変動の上に立った計画という点の見直しをする必要があるのではないか。

ちなみに、私が昭和53年の5月の住民登録の分をとってみますと、幸地区3町で1.824世帯の3千490人、王子町は混住の地域でございますが、925世帯の3千33人、合わせて6千523人。あと丸笠団地200戸を入れましても9千という数字は出てこないという点で、この事業計画については、人口構成上の手直しが必要であるのではないか。さらに、もとへ戻って、属地属人でいいますと、この6千何人かの人たちは、地区外に移住しているというふうに判定せざるを得ない。そういう点での同和事業計画は正をする必要があるのではないか。

さらに、財政負担ですね。同和関係の財政負担につきましては、現在の市の財政、これが能力いっぱい、いますぐに負担が大きくて困っているのに、これから5カ年計画で、現在110億円の起債、その他維持費、管理費はもっと膨大でございますが、今後とも膨大な440億の分をやった場合に、それだけの負担がとうていできない。無理をすれば、市民犠牲のところへいかざるを得ないという点が私は残念に思います。負担の関係からいきましてひとつ見直しが必要ではないのか。

さらに、非常勤会館職員、支部助成金などがございまして、たとえば、現在の解放センターにいる職員で、運動関係、推薦で入った職員などを入れて、実際人件費は何ぼかかっているのか。その点について明快にお答え願いたいと思います。

次は格差是正でございますが、1つは、固定資産税の減免は、同和減免として現在、22坪以下は全額免除されております。したがって、少なくとも困窮度を中心として所得基準を導入するという観点からいくならば、22坪以下の土地、家屋については固定資産税を徴収するべからず。私はこういう考えです。だから、今後、22坪以下の方の減免以外は、全部減免ではなしに徴収するというふうにしてもらいたい。その点についての見解。

それから、国民健康保険が17万になりまして、この分がオール2分の1の減免。これは資産割り、いろんなものがありますが、2分の1の均等一律減免というのは絶対間違っておる。やはり困窮度を中心として、これはもう取りやめたというふうにお答えを願いたい。この点での答えがほしい。

それから幼稚園の入園料、これは市の条例で決まりまして、私も反対修正案を出しましたが、6千500円が公立幼稚園、同和幼稚園については全廃だということです。私は全廃については結構だ。したがって、一般の幼稚園の入園料も全部取払って、ゼロにしてもらいたいと思

ます。これが格差是正です。

次は、保育園の使用料金。保育料金につきましては田中議員が言いましたので、これについても、所得基準を導入すべきではないかということで、重複しますが、お答えを願いたい。

さらにまた、同和保育園と一般保育園の職員配置数などの見直しもこの際必要ではないか。つまり、一般保育園並みにするのがどこがいかなのか。困窮度に合わせた所得減免をやりますからね、その点妙な答えは期待しておりませんので、それ以外の答えをもらいたい。

次は、駅前整備でございますが、最初の(イ)は府中駅前のことです。国鉄当局との協議の内容これについていつから発足し、どのようにするんか、きちんとしてもらいたい。それから市の態度をどのようにするんか。

また、駅前整備の点では、北信太駅前と信太山がございます。北信太駅前については、昨日から、撤去しているそうでございますが、すでに公社用地のところ自転車がございますから、ここからあふれた分だけ撤去して阪和東側線その他に持っていきますが、きょうはさらに一層ふえておる。また、あした行かなきゃいかん。あさっても行かなきゃならん。これでは何ら基本的な解決になりません。当然それをすれば、さらに信太山の駅もある。これについての構想をきちんとしてもらいたい。

国鉄の府中駅については、要望になるかもしれませんが、将来、第2阪和国道の線から東側は和泉市になる。また、そういう客観的状況もあり得るといふ点からいきますと、現在の交通難、さらに踏み切りなどを含めて、西側に改札口をつくって通勤者の利便をはかるといふ点も協議に当然入れてもらいたい。この点が入っているのかどうか。あとまた、再開発という問題でいろいろ意見も出ておりますが、これは広大な計画があるし、日数、時間もかかる。当面の対策としての駅前整備についての答えを願いたい、こう思います。

4番目の生活道路整備、これは計画的年次整備という点についてのお答えをもらいたいのですが、年間1千万円でこれからやりますということなんでね。それやったら、53、4、5で議員の任期中に3千万でやるということはとてもできない。生活道路を認定して、市道にもらうという関係からいっただけでも2億円かかる。それも3割の地元負担。たとえば2億円としますと、3割で6千万円。あと1億4千万あれば目ぼしいところは全部整備できる。1億4千万は財源としてどうしても捻出してもらわないかんという立場から、私は、計画年次整備は努力すればできると思います。その点の計画を出してもらいたい。

財源措置の中では、こし都市計画税が千分の2から千分の3に上がりました。これだけで1億1千万計画税が入ってくる。実際に生活道路の舗装について3年間でやるならば、1億4千万、5千万あればきちんとしてできる。できるはずです。また、いまのうちにやっておかないと

ですね。いろいろ選挙関係の影響を及ぼしますから、これもいかない。前からの懸案事項でございますので、きちんとした答えを市長から願いたいと思っております。

次は、開発負担金でございますが、これは昭和51年度、52年度、53年度合わせて総計で11億円。私の推察では、今度補正関係で一般会計に導入したというふうに聞いておりますが、これをどのように使おうとしておられるのか、使い先をはっきりしてもらいたいと思います。

それから、開発負担金をもらいますと、本市でその金をどこに使うのか。つまり一般会計が赤字だから補てんするために使うのか、それとも、それ以外の開発関係として、下水とか駐車場とか、そういうものに使うのか、その基準はどうなっているのか。これをはっきりしてもらいたい。

例として、私の住んでいる目の前に森田紡績の寄宿舎が2棟ございます。あの1画が公団に売り、仮契約をしておりますが、これについては、先般の委員会では、1億1千万の負担金だとおっしゃっておりますが、具体的には、これは周囲の下水道とか、進入路とか、そういうもののお金が含まれておられるのか。そういうものを全部持ってもらって、負担金だけをもらう。その負担金はどこに使うのか。この分は、どうやら国府小学校の体育館の建てかえに、老朽校舎のというふうにも聞こえますが、この辺のところはきちんと基準をつくっていただかないと……。

私はここではっきり申し上げますが、自民党政治のもとで繊維産業はだめになってしまいました。だから久保惣もだめになった。森田紡績も若干こういうことになってまいりました。しからは、住宅公団が来た場合はよろしい。取りに行く先はごっつい。しかし、久保惣とか、その他の工場が、ミニ開発といった場合に、そんな負担金が取れるかどうか。どれだけ取ったらええのか、どれだけ整備したらええのか。この点の基準というものを持っておかないと……。だれからは取るけれども、だれからは取らない。かわいそうやからと。

自民党政治のもとで繊維が不況だ、遂に左前だ、切り売りせないかん。まことに残念です。ところが、その方は自民党に走って一生懸命やっておったから、自民党にくらいついてえらい目にあわされたという点はやはり考えておかないと……。単なる開発負担金ということではなしに、自民党政治のもとでもっともっと繊維産業はよくなるまいかんに、遂に一生懸命肩入れするね、面張られて難儀している。こういう点からも、住民全体の利益になる立場からも考えてもらわないかん。

次は小口貸付制度ですが、これは私、何回も言うておったんですけども、一向に進まない。結婚、就職、進学ですね。だから、実際問題としてお困りの方がサラ金に手を出す。法定利息が千円で1日3円。これをオーバーして高くなってくると、結局切りかえ、切りかえで……。

そうすると、むこさんにも言わない。どうもしょうがない、お手上げという段階では、約30万前後というのが多い。その点の救済措置はないものかと。

もちろん、高利を借るのはいかん。また、生活もちゃんとしてなきゃいかん。そういうこともありましょうが、最終の決着は、国会の問題にもなりますけれども、市民はどうにもならない。私も2件ばかり相談を受けましたが、弁護士に行こうと、なにに行こうと、最初は元金は払わないかん。利息制限法で頭の方は外しても、一発で払わんとやっていけん。そのときに困るというですね。

こういう問題もございますので、小口貸付制度が十分以前に活躍しておれば、もっともっと解消できたんじゃないかなろうかと残念でたまらない。その点で、市民相談なんかを受けて市は十分実態を把握していると思いますので、これのあっせん方ですね。広報に載せて……。当然、あとの返済の問題がございますから、きちんと保証人もつけていく。その保証人も、連帯債務者として確実に徴収ができるという形までしていく。

第1保証、第2保証じゃなしに。

一応ヒントとか改善策も含めて私申し上げましたが、時間の関係もございますので明快なお答えを望みますし、お答えによっては再質問するというところで終わります。

なお、あらかじめ言っておきますが、きちんと答えてもらったら私も協力しまして、1時間内におさめたいと思っておりますけれども、時間延長も改めてお願いしておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 直村議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

第1点の泉北環境汚職についての実態と改善策でございますが、冒頭、きょうの開会でごあいさつを申し上げましたとおり、和泉、泉大津、高石の三市で構成しております泉北環境で不祥事件が起きましたことは、管理者としてまことに申しわけない、議会、市民の皆さんに深くおわびを申し上げた次第でございますが、実態につきましては、御案内のとおり、事件発覚後2名の、すなわち亀岡、大野の職員につきましては起訴されてございます。こうしたことにかんがみまして、懲戒免職処分の手続をいたした次第でございます。

なお、関連の業者につきましては、それぞれ指名停止の処分にさせていただいております。

また、改善策につきましては、泉北環境議会でいろいろ御心労を煩わしてございまして、理事者としての改善案を議会にも御提案申し上げ、議会の中でも再建委員会、特別委員会を御設置いただいて、今後の再建に対応していこうということでいろいろと御心労を煩わしておりますことを御報告も申し上げたいと存じます。

なお、こうした不祥事につきましては、もちろん本人の資質と申しますか、素質の問題もご

ございます。今後とも研修を積み重ねていかなきゃならんところに機構の不備があったんではないか。改善策ということで、先ほど申し上げましたように理事者なりにいろいろと考えまして、泉北環境議会に御提案もいたしておりますが、組合運営の改善策、事務機構の再点検の問題、あるいは泉北環境議会との今後の密接な連携の問題、構成市との連携、すなわち、3市の一部事務組合でございますので、どうしても目が届きにくいという、この弊害を何とかして埋めていかなきゃならん。こういうことで構成市との連携も密にしなきゃならん。

基本的には、職員の資質も関係してまいりますので、その点につきましても研修を厳にし、準公務員としての立場を堅持していかなきゃならん。こういうように、2度とこういうことの起きないようにということの気持ちを込めまして、現在、再建、改善に取り組んでいる最中でございます。

以上、簡単でございますが、おわびを申し上げますとともに、こうした不祥事が起きないような適切な処置をとり、人心を一新いたしまして、今後に対応してまいりたい。これが泉北環境議会の対応でございまして、議会の皆さんにもいろいろ御迷惑をおかけいたしましたことを重ねておわびを申し上げますとともに、御報告を申し上げ、他山の石として、本市の行財政の中でもいろいろと不祥事が起きないように、それぞれ綱紀の肅正を図っていく、こういうこともあわせてつけ加えさせていただきます、御報告方々御答弁にかえたいと思います。

よろしく申し上げます。

- 21番(直村静二君) 市内業者3軒あったのは、もう指名停止したんやね。
- 市長(池田忠雄君) はい。
- 21番(直村静二君) 意見だけ言いますけどね。私、さっき質問して答えてもるたんは浅野市長が管理職の報酬を返上するという処分決定をしているんですけど、その後、ずっと月給はもらってるの。
- 市長(池田忠雄君) いづごろですか。
- 21番(直村静二君) 昭和48年7月13日に処分決定した。これは後でええですけどね。このときに、たいがいね、理事者から、あるいはほかの議員から、やかましい言わんとおさめてくれとかなり言われたんですけど、私はあかんと。出向議員として来て、日ごろ行っていないからわからない。そういう問題が起こったときにきちっとやっておかんと必ず将来起こるぜ、ということで私、やかましく言ったんです。

実際問題、その後、和泉市から行った出向の阪本敏治氏だって、聞くところによると高石市に巻かれてしもた。で、決算で未収金2千700万円ほど上げてね、公団がらみで、結局



和泉市に大きな損害を与えた。これは田中議員も知っているとおりです。これでは先代の方が何のために向こうへやったんかわからん。

これはその当時もそれなりに、清水のところのモータープールの問題ですね。これでも結局ミスした。そうしたら、左遷で環境へ行った。その腹いせでそんなんしておるといふうに受け取られる。私はその点で島流的な人事扱いをしてはいけないと思うんですよ。これは過去のことですから。

私は、ほかの人が私を押さえにかかったから、だめだと言ってがんばった。しかし、これは1つもクスリになってない。その点で私は改善策として、環境の議員さんは行くときに、担当の範囲内できちんと、今回はこうだといふうに一定の報告を受けて行ってもらうということにしとかんとね。大体3市が集まったら、顔を見て物を言わん場合が多いんですよ。私は流れに抗して発言して相当がんばった。結局、勝手に空き地を年間60万の借り賃を取って、その分が出てきて、やめさせた。何でや。福祉のためだと。そんなことをして、空き地があったら人に貸して金もうけをする。で、職員福祉だと。こういう不明な点があったんで……。

私が改善策というのは、もう少しきちんとそこらは目を通すように。母市に報告して、議員に報告してね。質問の内容にしたかて、管理者がきちんと……。これは私は母市の議会の議員として言うているのであって、出向議員さんは、その点は十分知ってのことやから、私は十分お願いしたいと思うんです。

私も行く予定してます。なかなか私の方は行ってないんですね。行ってない者を先行かそうかとか、いや環境に行った方が得や、金入る。行ってない者は損や。行ってない者を順番に行かすと。私はこの点ははっきりしてます。少なくとも政党として、事務組合であろうと、共産党の議員団が泉北環境に出向せないかん。そんなあほなことはない。もちろん、人数構成その他から行かなあきませんぜ。しかし、われわれは、少なくともその立場で行っているんであってね。行ってない方から損や、といふうな発想はこの際自棄せんとね、やはり監視の目が届かないということなんです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 2点目の同和行政についてのお尋ねでございますが、基本的なことだけを私から御答弁を申し上げ、あと担当部長からお答えをさしていただきたいと存じます。

行政の主体制の問題については、いろいろと具体的な例をお示しをいたしておりますが、担当部長の方から御説明を申し上げますとともに、今後に対処をいたしてまいりたい、こういうように存じております。

属地属人主義につきましては、本市といたしましても、同和行政の施策の推進につきまして

は、属地主義をとらしていただいております。ただし、環境改善整備事業に伴う、代替地に伴うものにつきましては、施策もあり得るということでございますが、基本的には属地主義をとっている。こういうことで御理解をいただきたいと存じます。

それから、市同促についてのお尋ねでございますけれども、構成につきましては、先ほど田中議員さんの御質問のときにるお答えをさせていただいておりますようなことでございますので、御理解を相賜りたいと存じます。

労働団体、その他についての御質問でございますけれども、準備委員会でいろいろ御検討をいただく中で、御人選をいただいたということで、御理解をいただきたいと存ずる次第でございます。

なお、構成員の竹内さんの問題でございますけれども、前回も、市同促の第2回の会議のときにこうした点について会長よりお諮りをいただきまして、いま逮捕中でもあり、事態の推移が明確ではない時点でございますので、そうしたことについては、三役としても預かりおくと、こういう御決定をいただいております。この点御報告を申し上げたいと存じます。

なお、事業計画についての財政負担措置の問題、いろいろと御指摘をいただいております。事業のおくれに伴いまして、やはり残事業量が非常に多うございます。総合計画の中で、あるべき環境改善を進めていくという点で、御報告をいたしたとおりでございます。

これらの事業を遂行していく上での諸点についての御心配を相賜っているわけでございますけれども、現在、同和对策特別措置法の問題が国会での御論議をいただいております。内閣委員会の小委員会の中で延長をするという、去る16日の御決定でございます。国会決議でございます。ただ本件の問題等、いろいろと次期の国会で審議をするということに相なっております。6党から内閣委員会の中で同和对策特別措置法の小委員会を設置をいただいております。そこで年限の問題、あるいはわれわれ行政が切にお願いをいたしております特別措置法の見直し、改善の問題についても何とか次期国会で御論議をいただいて、ただ単純な延長だけではなしに、10年施行してきた中における超過負担の問題、あるいは国の責任が明確ではない、地方自治体に大きく負担がかぶさっている実態をどうしてくれるんだという切実な訴えを国会並びに政府にいたしてございます。

この問題につきましても、今後、特別措置法が期限切れになるのを契機といたしまして、10年間の実態にかんがみて、何とか国会の中で実情に沿って改善、改正を願い、そして残事業が消化できるような援助を願いたい。それが国民的課題であり、国の責務を遂行していくことであるのではないかと、こういう立場から国会、政府に対して猛運動中でございます。こうした点とにらみ合わせながら、これらの前進と相まって、本市の総合計画の事業計画を推進してま

いり、あるいは財政負担についても、何とか国の責任を明確化の中で改善を願って、軽減措置をはかってまいりたい。

このような考え方で、現在、私も市長会の委員長としてこの半年間、国会並びに総理府、自治省、大蔵省初め各省に対してお願いをしてきているわけでございます。次の国会で措置法の延長並びに改善の問題が論議をされるということで、私たちも期待をいたしているわけでございまして、それが本市の事業計画あるいは財政問題についても大きな1つのポイントを占めてまいる、こういうように存じております。

以上、御答弁を申し上げ、抜けている点については、各セクションから御答弁をさせていただきたいと存じます。

○ 21番(直村静二君) いまの点についてぼくの意見だけ言います。

同特法は、私の認識どおり、あなたも属地主義でいく。これは当然だと思うんですよ。同時に、属地属人主義で現在まで行われてきた同和行政について弊害がありますのは、結局、これは排外主義と分離主義。とりわけ、同和地区内には、他の町村からの流入があるんですね。あわせて流出がある。属地主義でいかないと、新しい地域に出て行って、ここは同和施策の対象といった場合に、今度また、新しい同和施策を適用せないかん。

ですから、私が先ほど言った9千何人だけれども、実際は住民登録法の台帳で、歴史的、社会的な対象地域としては、幸地区と王子町だという点からいくと8千人だと。あと伯太町、尾井町、富秋ということになってきますからね。全面的に適用されてくる。

しかも、事業計画については、現在1824世帯で、幸3町で3,490人でしょう。一世帯何人かというとなんとなんと1.9人。2人にならない。どういう理由でこうなっているのか。越境なのかなんなのか、私は知りません。しかし、王子町は925世帯で3,033人ですから、1世帯3.27。

これほどの隔てができていますから、住宅関係、浴場関係、保育園の関係からいって、私はもう一度、なぜこういう事態になってきてですよ、最初の計画では9千何人の計画で、属地主義ということをするならば、その辺での関連を考えないかんというふうにも思うんです。

正直いって、他の議員さんも聞いてほしいねんけど。こういうところの細かい質問をほんとはしたくないんです。しかし、特別委員会を開いても、きょうは午前中でやめとくとか、さらに、たくさん言おうと思うたら、そんなもんと言うてね。実際、地方議会は本会議中心主義ですからね。この点は、議員としてはきちっとせないかん。本会議中心主義ですから、きちんとして答えてもらいたい。この点での見直しが必要ではないかと。

それともう一つは、竹内務氏は総合計画で行ったんでしょう。土建業者ですがな。

当然大きい方がよろしいがな。大きい方が家ようけできる。そういう目で見られへんかと。現在、見られているという点で、見直しをせないかん。

そうして防災関係では、明神塚の火事が起こったときに、あれは知ってのとおり、あこから消防車が行ったんでっせ。近所がないから、結局、旧山手中学のあの通りから裏へ入ったんですからね。その点では防災を中心に……。これも前の委員会から問題にしておるんですが、見直しをする必要があるんじゃないかということをおきます。

それから、属地主義である以上は、地区外に出て行った方が一般市民と仲よく交流していくという、この基本を押さえておかないとですね、実際に同和施策をやる場合に、認定権というものを市が持っていますか、持ってないでしょう。解放同盟から出ている人に聞くんだ、そうでしょう。

そうでない人が申請を出してくる。そうしたら裏で「あれは地区の者と違うぜ」と仮に言うたときや。そうしたら「あきません」と言いますわな。「何言うてんね。むこさんは違うけど、嫁さんは村の者や」、「あ、そうけ。その子供がそうけ」と、こうなりますわな。「そんなら出そか」と。この認定権という問題で市は何ら主体性が持てない。裏で聞く。地区外に出て行った人はね、それなりに所得基準というものを導入しておかないと……。

部落解放というのは、政府をひっくり返して社会主義をやるとというのが何も部落解放運動じゃないでしょう。結婚、就職の差別をなくして、一般市民の権利として平等に仲よくいこうということでしょう。いまの行政から落ちこぼれてどうにもできない、それを補完するということで同特法があって、困窮に合わせていくんじゃないですか。その点、市長答弁してますけども、私の方も国会でちゃんと法案の要綱も出してますし、政府の機運も發揮させている。自民党筋は2年や、社会党は10年やと。あるところについては言わないと。これはまだまだ不認識がありますけどね。

当和泉市では、不公正な運営といい、窓口一本化のために、計画自体から11名の中で、6名が解同の役員だと。市同促になったら三役の中で会計の委員が入ってくる。そうでしょう。地元の代表で支部長がおったら、今度は議会代表で支部長が出てくる。幸町の連長の代表やったら、今度は学識経験者で小田俊夫が出てくる。共産党や労働組合はないと、議会の選出で4名が議会から出るんやったら、正副議長抜いて24名でしょう。6人に1人出て、共産党議員団が入ってどこが悪いんや。これ市民合意の同和行政の市同促じゃなからうかと。しかも、解同の人には認定権出す、属地属人主義だと。片方の全解連が申請したら、「違う」、「嫁はんがそうや」、「あ、そうか」と。この点は市長きちっとやってほしい。

私が気にいらんのは、あなたが市同促のメンバーを発表して、この頭についている、これが

気にいらないんですよ。「今後この運営にあたって、住民合意の同和行政推進のため御支援御協力をお願い申し上げます」と、こういうボタンのかけ違えをしておいてですよ、その上、市民合意の同和行政を今後運営しますと言ったって、私は通らないというんです。この点の強く反省を求めています。

何も一般質問ですべて決着をつけようというつもりじゃなしに、問題点を提起して、後々追及し、あなたの方も、なるほどこの点はどういうことだということで改善してもらいたいために私は言っているんでね。市民もまた、それを聞いてくれと言っておるし、何とかしたいと思っているんですから、この点は正確に受けとめてやってもらいたいことを要望しておきます。時間の関係がございますので細かい点は省きます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 解放総合センター所長（萩本啓介君） 解放センターの関係につきましてお答えを申し上げます。

先ほどポスターの件で御指摘をいただいたわけでございますけれども、早速館の方に連絡をいたしましたんですが、現物が手元がないということで、十分確認できない状態でございます。もし、議員さん御指摘のように、正しく名称が使われていない場合は、われわれの不幸でございますので、職員一同もう一度徹底を期したい、こう考えます。

○ 21番（直村静二君） 雨の降った日に私行ってね、これは何やと。三大報告——国会ですね、それから要求。組合員、支部員皆来い、上田卓三迎えました。大報告、と書いてある。それからまあ、つぶすんやからそれでええんか知らんけどね。あなたが前に答弁で、これはきちんとしてもらおうということでやったんやから、私はきちんとしてもらえんと思うてますからね。これは第三者のまた聞きじゃなしに、わしが行ったんやからね。いま聞いたら、撤去してもうないとか、そんなんやなしに、きちんとしてもらわな困る。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

行政の対象の中で、幸小学校の看板について御質問がございました。学校等公共施設に対する企業広告やら看板はかたく禁止いたしております。学校環境等から考えて、公共施設を利用しないように配慮してまいりたい、かように考えております。

それから、格差是正から入園料についての御質問でございますけれども、入園料は教材等の整備に充てておりまして、6500円徴収させていただいております。これの全面廃止ということでございますけれども、財政事情が好転の事態に至った段階で徴収しないようにしてまいりたい、かように思っておりますのでよろしく申し上げます。

○ 21番（直村静二君） いまの払っているかどうか知らないですよ。しかし、前に見たから

ね。写真撮ってますから。こういうのはどこがいかんか言うたらね、これやったら運動団体に教育委員会がよう言わんようになってるんやないか。つまり、行政の主体制が疑われるという点でね。ここのところをはっきりしとかんといかんということです。その点で見てもろてあれば、ちゃんとしてもらうということです。

いまの答弁で、幼稚園の入園料については教材その他に充てていると。そうすると、同和関係については全免というのが私よくわからないんですよ。片方は、入園料で教材関係にいつておる。片方は全免だと。しかも、減免はあるんでしょう、どちらにしても。その点で、片方は全然使えないというのはいかないと思うんでね、何とか是正してもらいたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 同和対策部長（中西淳富君） お答えいたします。

固定資産税、国保等の減免について、この所得制限という問題でございしますが、その意味でお答えをさせていただきます。

社会の歴史的発展の過程におきまして、同和地区住民は、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、現在社会におきましても著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として、何人にも保障されている基本的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題でございします。

こういった中で、同和地区住民の生活基盤はきわめて脆弱でありますので、同和対策事業特別措置法第1条に規定されております対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを体して施策を行っている次第でございします。

なお、固定資産税、また国保等につきましては、このような趣旨で行っておりますので、御参考までに申しあげておきます。

- 21番（直村静二君） 趣旨の前段は、私も大賛成なんですわ。しかし、22坪で減免ですからね。きょうび、一般の市民で22坪というのはざらにいやはります。だから、それ以上については、資産というか経済力をもっている。しかも、所得があるという場合に、やはり自主的、自覚的運動ということになりますからね。その自主的、自覚的運動を害するような、つまり、特権的なものとして扱うたらいかないということを言っているんでね。だから、2分の1というものが一律の2分の1ではだめだというんです。

それから固定資産税についてももう少し……。これは意見として言っておきますから、改めて申し上げますが、固定資産税の地区外のやつですな。地区外でどの程度の減免がされているか。聞くところによると、さほど必要でなさそうな人もあるんじゃないかという声も聞いてますんでね。その点調べてもらいたいと思うんです。地区外についての減免の率ですな。

これは属人主義でいっていることになるでしょう、結局、何らかの都合でよそへ行っている人までね。市の換地対策事業で行っている人とか、いろいろあると思うんです。それが一律というのはいかん。これは経済力の培養やなしに、特権として受けとめているんじゃないんですか。その点は、資料を見さしてもろて質問を続けたいと思います。

格差是正の問題が残っているでしょう。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（森保君） 先ほど同対部長がお答え申し上げましたとおり、保育料につきましても、先ほど私もお答え申し上げましたとおり、施策として実施してまいりたいということでございます。

以上です。

- 21番（直村静二君） 人員配置については……。一般の保育園と同和保育園の人員配置については是正する気はないのか、その点を聞いたんです。その答えがない。保育料とか、そういうのは先ほど答弁聞いてますから。
- 市民部長（森保君） これにつきましては、大阪府市長会及び同促部会でも、阪南統一でも一応決定してございますが、特に私の方で検討するという仕組みになっております。

以上です。

- 21番（直村静二君） ここにも載ってますけどね。一般の保育園もよくなったらいかんのかという、妙な生物学的な答えはあかんよ、ということを言っているんですがね。その答えをもらってない。一般の保育園もよくしてもらいたいというようなことを言ってもね。これはごまかしの理屈ですもん。先に同和関係についてりっぱにしとこう、一般の保育園がそれを見習うてついでくるやると、こういう論法があるんですね。それは頭から同和施策を、補助金、その他でだめと、こうなってますねんな。そこを追及すると、ねたみ、差別やいうて、言うたわれわれがいかれる。これやったら、市民全体に責任を持った同和行政とは言いがたい。

倍も人件費が要るとかどうとかいう問題については困る。逆にいうと、平等にならない。そうでしょう。なぜ同和対策事業をやるのかいうたら、一般よりも低いよってに、おくれておるから、一般のとこまで引き上げてゆくということが中心でしょう。格差の是正ですから。私はいま逆格差の是正のことで発言している。こんなつまらんことないですわな。私はもっと引き上げと言いたいんですよ。しかし、出過ぎているからね。それでは、逆に差別されているという声が市民から出てくるから、それやったら仲よく切りなさいということをやっているんです。

あなたの言い分も、私の意見も大体わかってきたということですから、よく反省していただいてね。せっかく全国の市長会の副会長をやっているんですから、各市、団体いろんな違った施策

をしてますからね。あなたの言うことが通るわけにもいきませんし、あなたよりもっと市民合意でやってるともありませんね。その点では、本当の意味での12万市民に責任を持った納得のできるものをすべきであろう。そうしなければ市民がかわいそうだ。その辺を意見として申し上げておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（角谷泰夫君） 3番の府中駅前問題等につきましてお答え申し上げます。

府中駅の跡地事業につきましては、道路拡張、公衆便所、自転車置き場、タクシー乗り場等の問題につきまして、過般来、文教局と協議を進めております中で、一応のたたき台ができましたので、ただいま関係部内で協議を進めているところでございます。実施時期についてもその中で明らかにし、早期実施に向けて努力したいと考えております。また、各駅の西側改札口につきましては、十分検討したいと考えております。

それから、3駅の自転車対策のことでございますが、基本的問題につきましては、鋭意検討しておるところであります。府中駅、北信太駅、また、近日予定しております信太山駅における処置は、あくまでも暫定的なものであって、自転車利用者の理解と協力を求める中で、最大の努力を払っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 21番（直村静二君） これもいずれ交通公害対策委員会というものがありますので、そこで出てくるのであえて言いませんけれども、市の態度として私、言っておきたいのに、いまのところ、国鉄の関係は、タクシー乗り場と公衆便所と自転車置き場となっておりますけれどもね。西側の改札というのは、市から要求しているということを知ってないのですね。これはやっぱり配置するように、市の態度を決めてもらいたいと思うんです。

それから、貨物駅の廃止に伴う2500平米、約700坪ですか、ホーム延長、その他ありますけど、ここではっきりしておきたいのは、北信太駅前やたら開発公社の用地があって、そこに自転車を置いて、それがあふれて、いま取ってるのはあふれている部分だけ取っておる。そんならまた行く。これ順番にやるわけですね。

さて、府中駅の場合にはない。ないのに、そこに置き場をつくったらだないなるか。1000台にするんか、100台にするんかと。こういうことでまたぐらぐらと後へずれる。そうじゃなしに、これとこれを取ったら大体これだけだということにすればいいんであってね。いまやたらむしろしやすいんです。1000台ほどあって500台くらいしか入らんかったら何じゃいとなる。これについては一応、保有地はこんだけだということで出発したらよろしいねや。



ただし、出発するにしても、意見として、営業関係もあれば、管理人的なものも置いておかないとね。先置いた者が勝ちや、後から来た者はほうり上げていって、トラブルがおこるとかいうことも予想されますのでね。やはり管理ということもやっていかないと……。

それがあふれてしょうがない場合は、周辺の用地ですね、その活用だって、私は構わないと思うんですよ。へだ地なんかありますから、その活用をする。いまの北信太駅前のもやっていると見ると、ほんまに何と申しますか、群集心理が働きましたね、はよう行った者が勝ちやと。あるんやもん、現に。公社の用地が置いてあるんやからね。そのはねた分だけ取りにゆくんでしょう。かえって処理がむづかしい。

府中の場合は、いま、空き地になっておるんですから、何ぼと決めて、やって、管理人を置くということにして、どうにもしょうがないという場合には、へだ地を使うというふうにしなないと……。もちろん府中の場合は、ポリボックスがありますから、その辺の心理も働きますけどね。他の駅の住民だって府中を見ていると思うんですよ。また市民として、同じ3駅ありながら府中だけはあんじょうして、あとほったらかしやがってという苦情だって私は出てくると思うんですよ。通る、通らんは別にして。

だから、妙なことをせんとね、1つは、通勤者の問題として府中駅の西側にも改札をつくる。それから協議をした中で一定の自転車置き場をつくる。それから、将来、下水道計画が通ってゆくとか……。こんなもん、さら地ですからね。ごっつい建築物建てんねやないからね、心配せんでもええ。それに再開発とかなんとか入ってきますからね。そんなことを考えたら、5年や10年先わからんから、つぶさんようにしてもらいたい。

府中は和泉市の玄関であって、前から欠陥の状態になってますからね。この際、ひとつけがないようなものをつくってもらいたい。意見として言うておきます。いずれこれは委員会に出きますからやりますけどね。内部でごちゃごちゃ言うてたんではちっとも進まない、という点で申し上げたんです。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 建設部長(山本俊兼君) 直村議員さんの4番目の御質問、生活道路整備につきましてお答えを申し上げます。

本件につきましては、過日の建設委員会におきましても御質問をいただき、御説明を申し上げたところでございますが、生活道路につきましては、いろいろ検討いたしておるところでございます。実際問題、その道路の性格、状況、立地条件、いろんな点を考えて、頻度の高い路線等を精査の上、年次的に施行していかなければならないと考えておるわけでございます。

特に直村議員さんの予算的な問題の御質問でございますが、われわれ事務当局といたしまし

ては、3月議会で御議決をいただきました1千万円の予算の範囲内におきまして、効果的にこれらを執行してまいりたい、このように考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

- 21番(直村静二君) 市長、いまの部長の答弁では、3月当初予算に決まった1千万円で効果的にやりたいということしかないんでね。しかし、頻度の高い、緊急度の高いという点を精査してゆくと。

そうしますと、私特に財源が問題だと思うんですよ。つまり、地元3割負担だという場合に3割出す町内もあれば、出さない町内もあれば、また全然いややというところもあってね。私の土地や、買ってってくれと、クレームがついてできないとか。こんなはしようがない、住民合意を得るまでね。

しかし、基本的には、市道につながっているとか、交通とかそういう場合に、都市計画税の財源でね、1億1千万、これが入ってきますがな、文句なしに。3、4、5で十分いける。その点市長の腹一つと違いますか。あとの開発負担金の問題だって、地域整備のための開発負担金使ってもいいしね。その点あまり金ないからなんぢというようなことでブレーキをかけるように……。

先ほどの不公平な同和行政の問題でも、削れば簡単にできますよ。あんたは削ったらしんどいさかいにというような顔してますけどね。これは削ることが悪いという意味やしに、削ることが公正だという、私は確信を持っていますんでね。実際、部落解放にならないんですね、はっきりいうて。

あんた、汚職の業者が発生しているんでしょ。昔われわれが運動を一緒にやったときには、食べもんがのうて、コッペパンでね、神聖なものだということ。いま、神聖と違いますがな。いまは金もうけや。やっぱり特権で食うんやしに、働いてめし食うという、公正なものにせないかん。むだを省くことが実は公正な立場にある、という点でのむだということを書いてるんでね。そうすれば住民も喜び、納得する。

その点どうですか市長、生活道路については。あなたも市長選挙来年やるしな、議員は再来年やるしね。そのとき建設委員をやる人は大変御苦労やからね。この際、開発負担金と都市計画税の分と年次計画でやってもらえば、住民が喜ぶと思いますね。3年連続公共料金の値上げやら、施設は使わしてくれへんわね。その点で、ないことないんやから……。何ぼ産衛部長の答弁聞いたかて、そんなんできゃしませんがな。やはりあなたの答弁を期待していますよ。これに答えなさい。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

かねがねから申し上げておりますように、生活道路の舗装整備等につきましては、地元の協

力を得まして、約30%の御負担を願いながら計画的に実施していきたいという方針で臨んでございます。

本年度当初予算では、御承知のとおり、1千万円の事業費を組んでございます。現在、担当部局で地元要請等を基本にしなが、その道路の最も効率的な利用度合い等を検討して、事業計画を作成いたしつつあるわけでございます。その全容が具体的にまとまっていってまいりました中では、御趣旨の点等につきましても、十分勘案しながら全体的な道路整備の運用の中で対処していきたいというふうに存じております。具体的な計画案のまとまった段階では、順次、一定の期間内には地元要請にこたえていくような措置をとっていききたい、このように存じております。

- 21番(直村静二君) 一応、前向きな答弁でございますので、いま、ここで決着をつけるという気はありませんから、いま言うた点を参考にさせていただいて、9月議会のときにはきちんとしたものを出してもらえますか。今回補正をちょっとしか出てない。
- 助役(坂口禮之助君) 先ほども申しましたように、具体的に各路線について、言うてきたからすぐやるという形のものではございません。実態を十分に調査しながら、その道路の利用度合いと申しますか、そうしたものににつきましては、公正な立場で厳密に施行順序というものを決めてまいらなければなりませんし、事業費そのものの算出につきましても、事実との現地における測量設計等の作業も必要でございます。果たして9月までに大量の申し入れのものをすべてそういう形で整備できるかどうかという点もございまして、実態に応じながら、ある段階での弾力的な運用の措置をとっていくというかっこうでございますので、9月にそれらのものがすべて整備できるかどうかということは、この段階では、明確には申し上げられません。現在、1千万円の事業費を実施に移していくということをまず第一の眼目として、事業の実施に当たっていききたい、このように考えております。
- 21番(直村静二君) 意見として言うておきますけどね。事態はそこまで行ってませんけども、1千万円で年次計画いうたら、8年で3千万円や。だから、財源措置も含めて、少なくとも、5-8年度から踏み切ってもらうようにしてもらわんといかんと、前の議会から、何遍も言うてるんですからね。その作業も、大体、それなりに関係課では煮詰まっていると思うんです、そうでしょう。30という数字が出てくるところまで来とんねやから、そろそろ一定の期限として9月議会にはどうかと。それがあかんなら12月はどうか。来年はどうかと。そんなことにならないように、きちんとしてもらいたいということを、要望しておきます。
- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) それでは、第5点の問題につきましてお答えいたします。

御質問の開発負担金の関係につきましては、宅地開発に基づきまして、関連公共事業として応分の業者よりの負担金をいただくというシステムでございます。都市計画法に基づく市街化区域の千平米以上とか、あるいは市街化の20ヘクタール以上につきましては、都計法のいわゆる地方公共団体との協議ということの法的な規制はいたしておるわけでございます。また、公的な機関、たとえば公団とか教育関係につきましては、開発指導要綱に基づく別途協議の中で、各セクションからの意見書も含めまして協議をいたしておるところでございます。

それ以外のミニ開発の関係でございますが、これにつきましては、現行指導要綱でいきますと非常に不十分さでございます、本市といたしましても、その内容等を修正いたしまして、早い機会にそれらを整理していきたい、このように考えてございます。

なお、負担金の額云々でございますが、議員さん御指筒の51年、52年等の金額については、それらの収入を得ているわけでございますが、その使い道の点につきましては、もちろん、開発指導要綱に基づく先ほど申しましたセクションとのいろいろな調整の中で、一定の基準が開発指導要綱に基づいてございます。これを主にいたした場合には、当然、それに基づく関連公共事業として、本市が行う事業に使うということで、収入を得る基準から、現実にその官公事業についての対価ということで使っていただくという形でございます。

問題はそういった公的機関なり、あるいは開発指導要綱あるいは都市計画法等で十分対処できるものはいわけてございますが、そういった点の不十分さの中で、議員さん御指筒の点が今後あらわれる可能性につきましては、われわれ前段では、現在の開発指導要綱、法的にはむずかしい点もございませぬけれども、その中で指導していきたい。後段では、少なくとも、そういった点は早期に改正をしていきたい。このように考えております。

- 21番(直村静二君) もう一つ、森田のやつがあるからそれを……。
- 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) 答弁が抜けましたことをまことにお詫び申し上げます。

公団の府中団地の関係でございますが、これにつきましては、先ほどのルールに従いまして、公団法34条の基本規定の中から、各セクションからの意見をいただきまして、根本になりますのは、排水関係、水道関係、道路関係等がございます。これらに要する開発負担金として、議員さん御指筒の金額をいただくわけでございます。それをもってこの事業に充てていくということで、それ以外にいただくということはございません。ただ、学校建設等の官工事費の導入というものが別途ございます。そういった状態でございます。

- 21番(直村静二君) どうも基準がわからない、いまの答弁では、恐らく理事者も基準がないんじゃないか。つまり、もらった金は、森田の例を挙げたら、全部周辺の用水路にゆくと

いうことでしょう。だから、学校へ回すとかいうふうなことについては、5年据え置きで20年賦やからちょっとづつ入れたらよかろうというんか知らんけど、なただか200戸でしょう。そうしたら、わしの住んでいるところの近所なら水路か、また、森田の女子寮のあの水路しかしようがないわね。進入路はないしね。

国府第2保育園、細い道や。それを軍がものすごい来ますわな。聞くところによると、連棟の2階建てでしょう。鉄筋長屋ですわな。ごっつい別荘と違いますからね。会社の車の持ち込み、こんなんで住民が迷惑する。そうしたら道路が1本要る。

この点、和泉市はもう手打ってますねや。和泉中央線ですわね。三井不動産が来たときに、築造するのに大体3億円やろということで、3分の1の1億円もろた。実際は築造工事5億、6億になって、市の持ち出しですがな。そういう点で、この周辺の用地買収かていついくんやわからへん。

やはり私は基準としてきっちりね、負担金は負担金でもらう。同時に、実際の周辺の整備費用については持ってくれと。私は、この200戸という問題については確信が持てないんです。後からもう200戸や、もう200戸やいうて全部いしてもた場合に、そのときの協議はなし。あとは出世私いとか、そんなことにならんように、この際、きちんとしておいてもらわんと……。

正直いうて、私は来るのに反対と違いますねんぜ。公害企業とかそんなん来てもうたら困んねやから、住宅やったら結構やと。購買力がふえるし、商店街も潤うという意見もございます。あれば、なおさら後で苦情が起こるようなことをせんとですわね、この際負担金については、これは市の配分、この分は、周辺の道路整備から用地買収から含めてくるんだということまでやっついてもらわんと困る。このことを言いたかったんで……。

いまの答弁では、1億1千万が大体周辺にということでしょう。すぐ許可を与えるとかいうことやなしにね。私が質問をしたのは、財源対策なのか、それとも地域周辺の整備なのか、それをはっきりしてもらわんと……。中には、もっとずるいことを考えていままでやってきたことがありますわな。ちゃんと事業計画つくって、ごぼっともろて……。そんな手もあるからね。

私が先ほど質問しましたように、久保惣もあかんようになってきた。どこそこもあかんようになってきた、養鶏団地の方もどうやと。あとは全部住宅になっていくんやないかと思うんですよ。そういう場合に、きちんとした基準を持っついてもらわんといかん。

ほかの議員さんにも聞いてもらいたいが、これは開発指導要綱のからみと、負担金関係ではきちんとして委員会でも協議してもらわんとですな、市長サイドだけでやられてしまたら、私は困る

と思うんですよ。微に入り細に入るといふことやなしに、基準はこうです、負担金はこれだけもらいますと。あとの仕事はこれだけ、地域周辺やってもらうと、そこまで決めてくださいよ。いまの佐原部長の答弁では困る。

- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えをいたしますが、いわゆる大規模開発等の問題で負担金をどのようにして収納していくかということと、それに対する指導等についての基本的な問題点がまずあると思うんですが、御承知のとおり、大規模開発と申しまして、現在までには住宅公団の鶴山台団地並びに光明台団地、それから、供給公社の和泉4地区の団地等が該当しておりますが、これらの公共的な団体が施行する場合の大規模開発につきましては、現在、市で行っております指導要綱から適用除外いたしまして、別途協議をしながら、その負担の内容等を整えていく。こういう方式で、それぞれの団地造成の内容によりまして、事業計画等に基づいての負担金をいただいている、というのが現実でございます。

したがって、それらの負担金は、当然、関連事業に引き当てていくというのが原則的な扱い方でございます。しかし、その中でも、そうした公共事業等に対しまして、別途財源手当てのできるものは手当てをしながら、負担金そのものは、一般財源に使用していくという場合もございますけれども、原則は、やはり関連公共事業費に充当していくというのが、あくまでも負担金に対する使途の考え方でございます。

今回の住宅公団の府中団地にからまる負担金でございますけれども、前回の開発事業対策委員会の席上で担当部長からも御説明申し上げましたように、約1億1千500万の負担金ということで、事務段階との協議も進めてございますが、これもいわゆる約200戸の団地造成に直接、間接的に関係のある周辺環境の整備の事業費に充当するという考え方でございます。

そのほかにこの開発の関連として、国府小学校の老朽化いたしております体育館あるいは木造校舎等の建て替えの問題、和泉中学校の老朽化いたしております木造校舎等の建てかえのための資金導入として、関連公共事業費の導入をはかる、こういうことで現在、協議を進めてございます。

そのほかに、200戸来るんだから何百万、何千万というものを一律にいただくというような負担金の収納につきましては、現在、そういうことも考えてございませんし、また、そのような導入の手法というものもございませんので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） だから、私が心配しているのはね、その点の答えがあいまいですかね。たとえば森田だって、あっちができたから国府小学校が建ったんやぜと、森田様々、だ

れそれぞれということになっただけであらう。いまの助役の答弁では、もらったお金は皆周辺の整備にいく。国府にいくつは違うんやと、ここをはっきりしとかんとね。

大体、原則いうたかて原則どおりに行かん。今度11億円ほど入れてますけどね。やはり力関係でいけるわな。だからその点は、今日の和泉市の財政危機からいって、基準なしに、金さえ取ったらええということではいかんぞと。少なくとも、議会なり委員会なりできっちりとして、これはこういうふうにもらいますということをしてもらわんといかんと思うんです。

今度私、この森田関係については開発委員会を通ったからね、私はそれなりにええと思ってますよ。こんなことはいままで内緒でね……。住宅公団というのはごっついもんですがな。200やそこらしますかいな。サービスやってるのか、なにやってるのか知りまへんけどな。だから、一抹の不安として、あとまだふえるんと違うかという心配はあるし、そんならもっと厳密に周辺の整備の数字も上げておかないかんとという問題もありますのでね。いずれ私の方にも来てくれるらしいけどね。そうやなしに、来るまでに、市の方でだれもが納得するようにして来てもらわんとやな。地元の議員に言わしてこいというようなことじゃなしに、議会できちんと決めといてもらわんといかんと思う。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 産業衛生部長(内田繁君) 6番目の貸付制度についてお答えいたしたいと思います。

当面サラ金解消についての救済制度はないかという御質問でございますが、現在、私の方の部の商工課で窓口であっせんをさせていただいております制度について簡単に申し上げて、御参考にして、これを大いに利用していただきたいと思うわけでございます。

この制度は、大阪府と大阪勤労者信用基金協会の協力に基づきまして、労働組合の組織されていない未組織労働者といえますが、中小企業に働いておられる方に対して、いま言っておりますように、高利借入金等の返済等あるいは冠婚葬祭等の生活資金を50万円を限度といたしまして、労働金庫の資金をあっせんさせていただいております。これを大いにひとつ利用させるように、私の方も最近の広報「いずみ」等で掲載してあっせん方をさせていただいております。こういうふうにしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 21番(直村静二君) 正直いって、こういう制度を知らない。知ってもなかなか借りにくい。私は、小口貸出資金制度をまだつくってないというのは、和泉市の怠慢だと思うんですけどね。

もっと具体的な例を挙げたら、福祉関係で生活つなぎ資金5万円でしょう。泉大津その他は7万から8万。きょうび1カ月5万円でやっていけませんからね。そこで、ちょっと証明書持って行ったらサラ金ですと借れる。市の方でそういう枠があって、借らんでもよかったとか

いう、その前の話もあるんです。

私はさっきの質問で、あっちこっちから借ってきて困って、どうにもしようがないということになって市へ来たところが、そんなんや、何とかならんかと。国会で許可制にしてチェックするというのがありますけどな。しかし、和泉市の場合には、実際に金借りに行って、あかんということでけられて、また、走っておる人もあるんですがね。その点では、こんなあいまいなものやなしに、基本的に小口貸出資金制度は考えてもらいたい。

いまの部長の答弁に対する再質問で聞いておきたいのは、その労金の未組織のあっせん状況で、52年度の実績は何件ですか。

- 産業衛生部長（内田繁君） 52年度は4人でございます。問い合わせあるいは用紙の交付ですね。それは約10倍ぐらいは来られております。
- 21番（直村静二君） たった4件かそこらやと。まあ、少ない方が結構やという意味もあるけどな。知らないから、またむずかしいという問題もある。基本的には、つなぎ資金の枠上げとか、貸出制度をつくっておけば、市民さんもそう簡単にサラ金に行かなかったという点もありますのでね。これは再考を促しておきます。

時間が大体近づきましたので、最後の意見を言うておきます。

いろいろ質問いたしましたけれども、真意をくんでもらいたい。12万市民から逆差別だという声が上がっております。毎年公共料金を上げている、一体何したんやと。大きな借金があるという声が充満しております。あなたは、それを公約でいっておりますからね。その公約が事実上守られていないという、そういう方々もふえている。

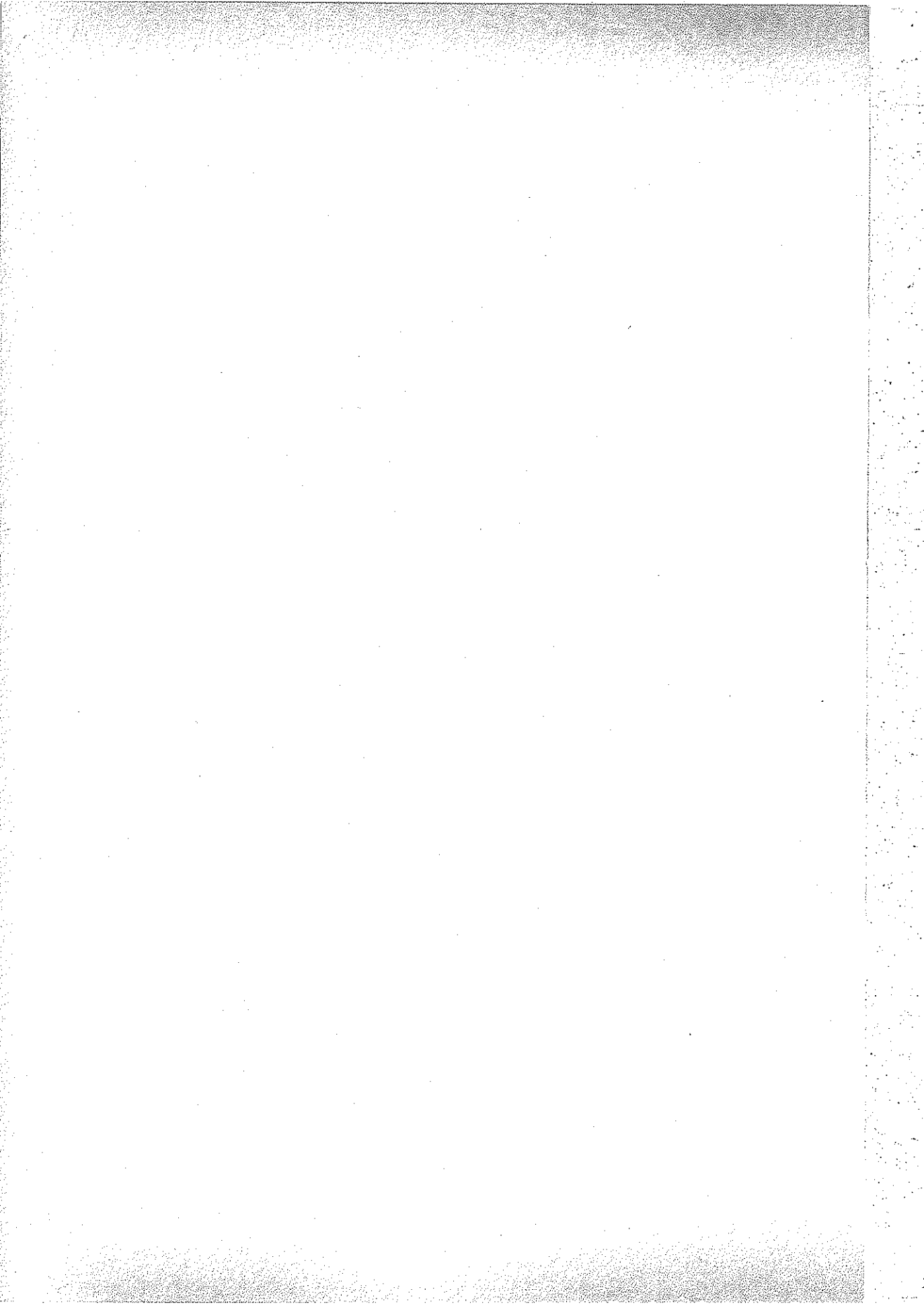
問題は、12万市民にとって公正な同和行政、効率のよい、しかも住民合意と、この点を強調して……。しかし、答弁を聞いておりますと、一向に改善のきざしが無いということを非常に残念に思います。6月定例会 さらに、議員関係で細かく追及してやっていきたいと思ます。

非常に長時間とりましたが、私の質問はこれで終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたします。
- なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。どうも長時間ありがとうございました。
- （午後4時49分散会）



第 2 日



昭和53年6月28日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	17番	富山敏治君
3番	橋本佳行君	18番	池辺秀夫君
5番	仁井明君	19番	貝淵博治君
6番	大谷昌幸君	20番	田中包治君
7番	金沢勝君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君



地方自治法番121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	財務部	次長	北野	敦雄
助	役	坂口	禮之助	財政	課長	大塚	孝之
収	入	役	中塚	白	同和	対策	部長
参	兼	市	長	公	室	長	事務
参	兼	地	開	発	公	社	事務
市	長	公	室	企	画	担	当
市	長	公	室	次	長	兼	秘書
財	務	部	長	麻	生	和	義
同	和	对	策	部	次	長	生
同	和	对	策	部	次	長	生
市	民	部	長	森			保
市	民	部	次	長	兼	福	祉
産	業	衛	生	部	長	内	田
産	業	衛	生	部	次	長	角

職 名	氏 名	職 名	氏 名
建設部長	山本俊兼	教育委員長	堀内由延
建設部次長 兼建設総務課長事務取扱	吉田日出男	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教 育 次 長	広岡史郎
改良事業部次長 兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管 理 部 長	杉本弘文
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	管 理 部 次 長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	平野誠蔵	指 導 部 次 長	橋本昭夫
病院事務局次長 兼管理課長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部理事 兼工務課長事務取扱	福本喬久	監 査 委 員	西口喜一郎
消 防 長	松村吉堯	監査事務局長 兼公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一	*課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。	

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西垣宏高
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	山本雅俊

(午前10時20分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続き御苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されておる議員さんは15名でございます。橋本議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、間もなくお見えになることと思われま。現在、15名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

ただいまより昨日に引き続き一般質問に入るわけでございますが、いつものことながら、質問される議員さん、答弁される理事者は、お互いに当を得た発言をお願いいたします。特に理事者は質問の要旨をはっきりととらえ、簡単明瞭かつ的確にお答え願いたいと存じます。議事進行に御協力のほどをよろしく願います。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) それでは、引き続き一般質問に入ります。1番、寺田茂君。

- 1番(寺田茂君) 発言の通告に出されておりますように、5点の問題についてお伺いを申し上げたいと思います。

まず、私たち共産党議員は昨年12月28日、53年度の予算要望書を市当局に提出いたしました。その後、その中から3月議会を終り、また、現在経過する中で、2、3の点について抜粋しながら質問申し上げたいと思います。

なお、私の質問に入る前に、関係のセクションでいろいろ相談もいたしました。できることなら、その場で解決したいというふうに考えながら進んできたんですが、セクションに行ったところ、かなり食い違う点もございますので、やむを得ずこの場で質問する部分もありますので、御了解を願いたいと思います。

まず、第1点の国有地と道路敷境界、この問題に入る前に、先ほど申し上げました予算要望書の中から上代伏屋線の問題がございます。これも国有地、また市道の関係でございますが、現在、防衛庁の施設整備という形で、この上代伏屋線が全長4,200m進みつつあるんですが、今回の議案書の中に52年度補正の件で更正減、これはよくわかるんですが、その点ひとつ明確にお答え願いたい。

この上代伏屋線の進行状態なんですが、私たちは、当初から山之谷の人たちによく相談してわかりなさいよ、よく意見を聞いておきなさいよ、と再三申し上げ、いろいろ相談してきたんですが、現在、あの山荘から上代に入る線、200mぐらいだと思うんですが、その間で3回も工事が進むなかで崩れてきている。これはまさしく私たちが申し上げたように、やはり土地柄をよく知っている人たちの意見を十分聞いてやりなさい、ということがいま、ここに出てきてるわけです。

御承知のように、これは委員会で申しあげましたように、竹内建設が請け負って、いま、大平建設がこれを請け負っているわけですが、今後の問題として、竹内建設がああいう問題を起こし、これからの工事の進捗状況について市当局はどう考えてるか、この点をまず明らかにして、今後の見通しについてお伺いしたい。

それから、施設費としての補助金の問題をいま、明確に洗い直すべきではないか、このことをまず1つお願いしたい。

2点目として、国有地道路敷境界と書いてますが、まさしくこのとおりだと思うんです。黒鳥地区は元の陸軍の演習地ということで、終戦後の当時は、開拓ということで払い下げ用地となったんですが、未だにこの問題が残されておる。また、その一部が開拓されて個人持ちになってるところもかなりあるんですが、いま、私が申し上げるところは建設部長にも話はしておるんですが、どうしても市道に侵されるんじゃないか。今後進む中で、市道をはばかったような建設が行われていくんじゃないか、こういう危機から申し上げております。

これは国の所有でしたが、52年度に黒鳥の開拓者に払い下げられている。私は、52年度にこういう国の払い下げがあったのかどうか、この点ひとつ市側としてわかるのか、わからないのか。私は、現在は余りないと思うんですが、現実に52年度に個人に払い下げられ、そこにいま、建て売り業者が事業を進めている。また、その事業を進める前に、国の持ち物であって個人持ちになった分が市道と接近している。いま、その市道に向けて擁壁を建ててますが、これは問題だと思う。セクションで一度調べてくださいと言ったが、なかなか片方は個人持ち、片方は市道、その間にまだ国有地が部分的に残ってる。こういう複雑な要素が出てきております。

今後、建て売り住宅が建ててそれを買った人は、言わず語らず、自分の権利としてこの国の土地、市道にまたがっての権利争い、権利闘争が発展するんじゃないかと思う。こういう危機から私は話を進めてきたんですが、この点について、本会議の中で明らかに出していただきたい。この点が一つです。

2番目に、学校管理と芦部小学校清掃事故と明確に書いておるとおり、これはこのまま芦部小学校プール清掃中、先生が事故を起こした。これも小さい事故ではなく、未だに入院されている

大きな事故です。6月5日の月曜日、プールを始めるためのプール清掃に入るわけですが、この中で近所の人が相当大きな爆発音を聞いたというほど事故が大きかった。こういう事故について1つ指摘したいのは、こういう事故があったにもかかわらず、厚生文教委員会に何1つ聞かれない。私、所管しておりますが、これこそ私は、やみからやみに葬ろうとする市の態度、これは解決しようということではなく、何とかの形でうやむやにしていく形、このやり方について私は疑義を感じるので、この辺もひとつ明確にしていきたい。

この事故について私、セクションで聞いたんですが、奇々怪々です。私は先生にも聞きましたし、担当部長、次長にも聞いたんですが、すべて違うということが起こるわけです。1つの事故でなぜそれほど違うことが出てくるのかどうか、だれのことが1番正しいのか、私たちは非常に判断に苦しむ。だから、今日の時点で、今日お答えされるのはどなたか知らんが、その人の言葉が1番正しいであろうということ信頼して、私はそれに対して質問も申し上げたい。こういうふうに思います。これはかなり前から皆さんにお話も申し上げておりますので、この点、再度質問も出るだろうと思います。

それから、3番目の住民結核検診についてと提起しておりますが、現在、和泉市の中で巡回の結核診断が行われております。私はその実態と、今後の見通しをまず1つ挙げていきたい。実態というのは年に何回回り、そして、どのぐらいの人が検診を受けられてるか、これをまずお願いしたい。

それから、御承知のように、和気の市新株式会社の働く仲間の皆さんが昨年2月、会社側の企業倒産という、合理化を含めた攻撃が続けられております。これも皆さん方の認識がないと思うのですが、労働組合と会社の社長がいま団交したり、一時金闘争まで争う、倒産ではないわけです。この点もまず御理解願いたい。

ところが、法的にはこういう企業倒産ということで、いろんな健康を侵す問題についてもなかなか診断されない。もちろん、いままで健康保険はありましたので、年に1、2度の定期的な健康診断は行われておりましたが、現在はそれが途絶えている。その中で地場産業を立て直そうとする働く皆さん。その人たちにどうしてもこの和泉市の巡回結核、私はいま結核と申し上げますが、まず、結核の診断をひとつやっていたらいいかと思っておりますので、これは必ずできる問題だ。市の考え方1つですぐにでも実施できるんじゃないか。こういう立場から、この点はひとつお願いと、今後の問題をお聞かせ願いたい。

それから、保育所問題を提起しておりますが、保育所の実態と運営についてでございます。御承知のように、お母さん方、若い母親たちの1番の根源である仕事をするための保育所問題、これは切実な問題でございますが、和泉市は、ことしにも新たに民間であれ、保育所が1つでも建

ったわけですが、私はこれから保育所問題を係の人が検討するときに、こういう検討をしていただきたい。いままでだと、園に対する入園希望者が何人か、こういう数字で恐らく出されておると思うのですが、これからは町別とか、校区は大体大きなものになるんですが、せめて町別にどのくらい申し込みがあり、措置される子供さんと待機になる子供さん、これを明確にしていかない限り、次の保育所をどこにするかが明確にならない。こういう意味からお願いしたい。

たとえば信太、鶴山、そして阪和線以西の池上町、この辺は人口、戸数的にも当然保育所が要るところだと思います。また、私の住んでる黒鳥地区は、保育所もなければ幼稚園もない。昔から置き去りにされてきた、1つの典型的な形だと思います。

たとえばいま、全体の保育所の定員が2,417名、こう私のデータでは出ておるんですが、現実、どのくらい措置されてるか知りませんが、22園ございます。これを世帯数で割ると、大体1,546戸に1つの保育園というデータが出ておるんです。そして人口当たりでは、5,500人ぐらいと出てきております。私の近くの伯太町では世帯数が2,939、いま1つ保育園がございまして。黒鳥町では1,539、これで平均の戸数のところにきてるわけです。だから、私たちはいま、お母さん方が望んでいる保育所問題については、人口的にも世帯別に見ても、この辺に近いところの検討はまずやるべきではないか、科学的な形としてやるべきではないかと思っております。

1つ例を挙げますと、同和行政で基本になっております幸校区、1,824世帯の中でいま、歴然と保育所が2つある。これから見ても、和泉市の不公正な行政が発展してるんじゃないか。市長は、市民合意という看板を掲げたお方ですから、当然、合意できるようにやるべきだという立場から、私は、このような科学的な数字を再度保育課で検討してもらい、そして、黒鳥校区にも早く1園つくっていただきたいと思っております。

それから最後に、生活つなぎ資金として出しております。私たちの直村議員は昨日、これに似た問題を提起いたしました。このときに商工課からいろいろ検討していくという形もございましたが、未組織労働者のこういう形をできるだけあっせんしてくれというお答えもございました。

これは福祉としての生活のつなぎ資金、現在、大阪府の黒田知事が制度化されております駆け込み資金5万円、和泉市には残念ながら、この制度がないわけです。現在、制度としては3万円を最低基準としてあるんですが、これは利用価値なしということで至っておりますので、これの底上げというか、私はせめて和泉市独自で10万円程度、いまの厳しい世の中を渡っていく人たちのために駆け込み資金をぜひ早急に制度化していただきたい。

最近の新聞紙上を見ても、非常に生活困難、また、昨日出ましたように、せっかく建て売りを買ったが、いろんな問題があって自殺に追い込まれたという厳しい世の中でございます。和泉市は自民党政府のそのままのやり方をやるのではなく、和泉市独自の民主的な、市民思いの市政を



築いていくという観点から、この駆け込み資金をぜひともつくっていただきたい。早急に仕上げ  
ていただきたいと思います。この点を皆さんにお願いし、そして、皆さん方の答弁を待って再度  
質問があるかと思しますので、留保しておいて、質問の説明を終わりたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） ただいまの寺田議員さんの御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、第1点目の上代伏屋線の事業関係でございますが、当初9,100万円程度の予算をお願い  
いたしまして、鋭意防衛施設局と折衝を持ってきたわけでございますが、先ほどお話にあった  
ように、51年度執行いたしました事業の中で、地下水等の関係で1部崩壊状態が出たというこ  
と、さらに、52年度の状況でございますが、これも過日の6月11日の雨期等から見まして、  
1部52年で行いましたところも雨のための被災、地下水、土質の関係等で支障を来している現  
状でございます。

こういった現状の中、1昨日の防衛施設局対策第1課の係を交えて、あの地域の土質、地下水  
の状況をつぶさに、根本的に調査研究すべきだということで協議が一致いたしました。いまの予  
定としては、53年度に上代伏屋線がああいった状態を繰り返さないような工法をいかにとるべ  
きかにつきまして調査を実施してまいる、こういう現状にあるわけでございます。そういった観  
点から今回、52年度の補正予算（第7号）におきまして専決更正減をお願いした、こういう現  
状でございます。本件につきましては総延長4,200m、49年度からかかっているわけですが、  
こういった土質、地下水等のいろんな問題等を再検討いたしまして、今後、1日も早くこれを解  
決するように全力を傾注してまいりたい、このように考えてるところでございます。

次に、国有地の問題でございますが、御存知のとおり、国有農地の管理につきましては、大阪  
府知事はその管理委任を受けていると承知しております。特に御意見がございました黒鳥地区内  
の個人のお方が、52年度になぜ国有地の払い下げを受けられたかにつきましては、私の方の調  
査では、43年度に大阪府農林部のあっせんによりまして御当人が257㎡の払い下げを受けて  
おり、たまたま、その登記がどういう事情であったか、52年3月に登記完了されているという現  
状でございます。

特に御指摘ありました現地の状況が将来、問題を残すんじゃないかろうかといった問題、具体的  
には、市道と民有地との間に擁壁があるわけで、この擁壁等につきましては1昨日もこの関係者  
に来庁していただき、この擁壁を市道の範囲外に建てかえをしていただくように話を進めると  
ころでございます。本件につきましては、できるだけ将来に問題を残さないように早急に解決を  
してまいりたい、このように考えてるわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 1番（寺田茂君） いま、お答えをいただいたんですが、まず、上代伏屋線の更正減、これは

わかります。ただ現在の進捗状況の中であなたも御承知のように、2度、3度崩れてる。現在、ちょうどできた次のところをやろうとしておるが、ものすごく崩れてます。そういうふうにかわかってもらったらありがたいんですが、これで3回目なんです。

市長、上代伏屋線のときにたしか土木課長も御足労願い、地質の問題は住民の人たちがよく知ってるので、一遍御意見を聞いてください。私たちは反対の立場ではない。後で事故が起こったら困りますよ、ということで住民の方々の御意見を聞いてもらうわけです。住民の方々は、あそこは相当無理ですよ。下から水が湧いてるんですので崩れますよ、と課長にも言ったんです。そして一番初めにざっと崩れ、相当手間が要ったでしょう。2回目は、200mほど進んだところでまた、ちょっと小さい崩れが出ました。今度は3回目、これはちょっと手のつかない大きな崩れに見えますのでね。住民の人たちには、こんなことは心配ない。予定したとおりこの事業は進めますよ、と説明してました。私はそのとおりだ。結構だと思うんですが。現在、現実にあのようなことでは困ってはと思うんです。

再検討と言われたが、どういう再検討かわかりませんが、いま、防衛庁とかけ合って根本的に53年度に調査をしなければいかん、これはやる前に言うたんです。住民の言うことを聞かんと当時、突貫工事で進めていま、こんなんでしょ。こんなロスはあり得ないと思う。いかに市道であれ何であれ、住民の人たちの意見をまずよく聞くことですね。そして、調査をされたと思うんですが、いいかげんな調査だったんでしょ。でなかったら、こんなことは起らない。そこで何十年も育った人たちは、その付近の地質はよくわかってるんです。

私、この間注意した人たちと会うたら、あれだけ注意したのに市は強行したんやから、私らはもう何の協力もしませんよ、と言ってます。せっかくあの時点で話し合い、協力してくれた人たちも、いまでは何も聞いてくれへんで賛成できない、と言ってる。私、仲介の労をとったんですが、その時点ではね。坂上議員もえらい力を入れてくれました。しかし、現実にそういう崩れが出る、これは大変なことです。

部長は、53年度には再調査して検討していくということなんで、それはそれでひとつ調査してもらって再度、崩れるということになると、これは市当局の失敗の上塗りになると思う。私は、こんなもんは中止せないかんと思う。そんな2、300mの間で3回もくずれている。あと1,600mぐらい残ってるが、その間は山ばかりで大変なことです。ひとつ注意しながら防衛庁ともかけ合ってやってもらわんと、夕べも村の人が怒ってました。十分再検討して注意してやらないかんということを言うときます。

それと、道路敷境界の問題ですが、43年に払い下げを受けて52年まで登記されてなかったということですが、事務的な問題とか、その人のいろんな関係があったんでしょ。そうすると、

43年度から52年度までの税金はどないになりますか。ちょっと問題が飛んで申しわけないが…。

- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

固定資産税の土地台帳につきましては、登記所で登記されました原本の写しが送付されてまいり、それに基づきまして公簿上の課税を行っての実態でございます。その件についての課税がなされているか、なされていないか、ちょっと現在資料がございませんので、お答え申し上げにくいところでございます。

- 1番（寺田茂君） 恐らく登記を主体に固定資産税が課税されるんだろうと思うんです。52年度に払い下げは恐らくないと思って質問したら、43年度に払い下げ、登記はされてなかったということなんですね。私は、43年度に払い下げたところまでつかんでるんで、43年度からの固定資産税はどうなるんかということも合わせて市としても考えなければ、取るとか、取らんとかの問題やなく、そこまで国の問題であっても、市としては、地方自治体の中で移管されている部分があるので、そういうやつは厳密にしていかないかん。52年度に登記されたということも奇怪な問題として聞いたんです。

そして、また不思議なことに、いま建て売り業者が入っている。52年度に登記して建て売りが建とうとしている。市道の真横です。この人が市道に沿って1m60の擁壁をつくってしまった。市道のきわに直角ですね。1m60ですからかなり高い。もともと溝があったやつをなくして、私らの目では、溝をおぼってしまってる。その内側にまだ国の土地があると出てきた。そして、建て売り業者がいま工事している。3つの問題になる。そういうとき、和泉市としては、国の財産だからということで管理する責任はないのかどうか。片は私有になり、そして国有地、これはどういうふうに理解してええのか。

私が疑義に思うのは、6月23日の毎日新聞の夕刊では、恐らく裁判になると思う。わが家の庭、実は道路、これに乗っかっている。買う人は、国の土地とか言っても、擁壁までいっぱい買うたとなる。ところが、擁壁の内側に国の土地があったなんて買う人は知りませんよ。後は市との関係になる。たとえば市が、擁壁を止めてくれませんか、と言っても、市は何してるんか、ということで、市と持ち主とのけんかになる。だからいまの間にやってくださいよ、となる。その点、部長もいろいろされてますが、その結果どうですか。その間にはさまってる現在の国の土地について、もう一遍言うてくれますか。

- 建設部長（山本俊兼君） いま、寺田議員さんがおっしゃっている市道と、払い下げられた人の間に国の土地があるんじゃないかということにつきましては、過日の6月23日、大阪府農林部農林調整課の担当官が和泉市に参られ、私自身、そこに国の土地がないということを確認しておりますので、その辺の御心配はないと思います。

- 1番(寺田茂君) それではっきりしたんです。そうすると、市道の上に擁壁が建ってるということにはっきりなったわけですね。確認してくれますか。
- 建設部長(山本俊兼君) はい。
- 1番(寺田茂君) いま、確認しましたが、長い擁壁なんです。先ほど新聞を見せたように、実は、わがとこの裏の擁壁は市道の上やったということです。この処理どういしますか。市長、恐らく問題になりますよ。いま聞いたとおり、国が持ってない、市のもんです。市道の上に擁壁が建ったんやから、ここで明確にしといてもらいたい。話をして取り除くのか。擁壁そのものを認めるのか、ここではっきりしといてください。
- 建設部長(山本俊兼君) 現地の土地の状況等を見ましたら、むしろ払い下げを受けられた個人の方が、その宅地の保護のため擁壁なり、何らかの措置が必要であったと、現地でわれわれも判断しております。特に市道にそういう工作物があるということにつきましては、1昨日も関係者とよくその辺について話を進めておるといふ現状でございます。われわれの願いといたしましては、そういった誤解を受けることのないような措置を講じてまいりたい、このように思います。
- 1番(寺田茂君) 担当の部長さんがああ言われてるので、それはそれでええと思う。しかし市長さん、恐らくあの擁壁を取り除くのは大変です。早く処理せんと、買った人は、必ず擁壁までは自分の土地やと思いますよ。擁壁からちょっと間をあけて、これは市のもんだ、なんて思っていない。絶対に擁壁まで使いますよ。そのとき、後でそれを取り除くことができるのかどうか。もう一つ、私が疑義に思うのは、すでに建築確認が早く出てるんですね。だから、市当局のやり方そのものがどうも理解できない。私はいま、擁壁を引っ込めるかどうか心配だと言ってる。ところが、現実には建築確認がおろされて業者が入ってる。早いことやらんと家が建ってしまう。これは市の道ですよ。次の議会のときにはその進捗状況も見たいと思いますが、後で大変なことにならないようにいま、ここで申し上げておきますので、腹に入れてやっていただきたい。これはこれで結構です。
- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。
- 教育次長(広岡史郎君) 2点目の学校管理、芦部小学校清掃事故についての御質問にお答え申し上げます。

第1点目に、事故の大きさから厚生文教委員会に報告すべきところを怠っているという御指摘でございます。事故発生は、6月5日でございます午後6時30分ごろ、翌日午後1時過ぎに、学校長から事故の発生等について文書で報告をいただきました。厚生文教委員会は6月6日の午後から行われまして、学校長からの文書を受けた者が、直接厚生文教委員会の開催中でも、私の方へ一報いただきましたかと反省しておるわけでございます。まことに重大な事故でございます。

て、会議開催中でも、それらの措置をとって、委員の皆さん方に逐一御報告申し上げることができなかったということについて大変遺憾であり、深くおわび申し上げます。また、学校長が教育委員会に対して、その事故等々についての報告は早急に、加えて明確になされるべきことをごさ  
いまして、翌日にわたったということについても今後十分配慮し、いろんな手だてを加えてまい  
りたいと思います。

それから、2点目の事故の状況について、いろいろ職員に事情を聞いたが、それらについては、  
明確な実情把握ができないという御質問でございます。これは学校長からの報告事項から御回答  
申し上げます。

事故の種類は、プール消毒薬品が爆発し、薬品による顔面及び鼻及び目、のどのやけどでござ  
います。事故発生は、6月5日月曜日の午後6時30分ごろ、場所は、芦部小学校の水泳用プー  
ル内でございます。被災された先生は、教諭の山本俊文。

事故発生の状況でございますが、午後4時ごろから全職員でプール清掃を実施し、泥を流して、  
プールの壁面、床面等に付着しておる汚れを取るために日本曹達ハイクロンを使用していたとこ  
ろ、日産化学のハイライト90とまざり爆発し、教諭山本俊文の顔面及び目、鼻、のどにやけど  
を負ったということでございます。

事故発生からその後にとった措置でございますが、直後、薬品をかぶっておるので、まず水道  
水で十分洗顔し、和泉府中の駅前でございます佐々木眼科医院で診療、応急治療を受けました。  
翌日、再度佐々木眼科医院で診療、治療を受け、6月7日に府立労災病院に再診、入院措置をと  
ったわけでございます。本月28日の診断書によれば、なお、2週間の入院治療を要すというこ  
とでございます。視力は元に復帰しておりますけれども、なお、のど、顔に幾分やけど跡があ  
るということで、来月の6日か7日ごろに退院されるんじゃないかということでございますが、  
経過はかなり順調でございますので、不幸な中でもむしろ幸いといたしております。大変大きな  
事故発生で教育委員会としては深く反省し、おわびのしようもないということでございます。

○ 1番(寺田茂君) 現在、入院中で経過は良好、不幸中の幸いと、これでいくとわれわれの質  
問は終わるんです。ところが、いろいろ学校管理という明からどうかということをまず、ただし  
ていきたいと思うんです。

まず、薬品とかいうものは、市場で販売されておりますので、もちろん、読んだらわかるとい  
うのが一般の家庭であります。しかし、学校では、そのために学校管理があり、教育委員会があ  
るんです。たとえば、このハイクロンとハイライトという2種類。有機と無機が一語になったら  
爆発するのはわかってます。それが2つあるということすら、私はおかしいと思う。だから、年  
度年度によって違う薬品を買う。業者がたくさん来るので、教育委員会もその業者の顔を立てな

いかんし、使わないかんとなるんでしょうが、前の年度に買った薬と、今年度に買った薬を合わしたら危ないんだから、残品処理はちゃんとしなさいよ。前年度と今年度が同じ薬ならそういうことは起らない。

しかし、私の聞くところによると、昨年度、52年度と51年度の薬は違う、有機と無機だという答えがきたんで、これは大変なことです。たまたま、残ってるやつと新しいのを混合したら爆発した、あたりまえですよ。こんなもん、爆発せんなんだからおかしい。そんなことはわかってるんですよ。教育委員会の管理という問題で、たまたま、その先生が使ったのが悪いというのではなく、残ったものは引き揚げるべきだ。新しい薬品は前のとは違いますよ、異質のものですよ、というぐらいは念を押して使わんと、事故を起こしてからそんな問題を出してもらっても仕方がない。

市長さんも助役さんも、私の言うてることはわかると思います。いろいろな薬を学校から要求されても、これは危ない。これはあかんというぐらいは、教育委員会でわかるはずですよ。支給するんですから。そのときに危ないもんが残ってるのを見きわめもせんと一諸にしてる。たまたま、バケツの底に残ってたぐらいで、近所の人が物すごい音を聞いたというような爆発は起こりませんよ。言葉上だけだと思う。

決してあなたの言うことと、向こうで聞いてどうだということではなく、教育委員会としての統一見解を出してもらわないかん。なぜならば、御苦労願って労災へかけていくんでしょ。きちんとしとかんと労災はかかりませんからね。あんたとこの都合上、書類上でどうされてるんか知らんが、明確にしとかんとね。3人に聞いたら3人も違う。事故発生がね。最終的には、労災ということできちんとしとかないかんことははっきりしてます。私も労働組合関係ですから、そういうことはよう知ってます。しかし、教育委員会で3人に聞いたら皆違う。そんなことでは、関係のところを話を進めようと思っても進められませんよ。

どうして事故が発生したか、いま聞きましたが、そのぐらい注意しているもんやったら爆発も起らないだろうし、十分教育委員会の学校管理の無責任の問題と指導の弱さだと思います。先生であれ、生徒であれ、まあ、生徒にさせることはないだろうけど、えらいことになる。先生だから、そういうふうにおさまってるのだと思います。あと十分この人に対する措置は、力を入れてやってもらいたい。

それと今後の問題として、いま、薬品の問題を聞いたんですが、何人ぐらい業者が入ってるんですか。そして、何種類ぐらいの薬があるのか。それを選んでいくんですが、今後、事故を起こさんようにどういう措置をとるか。また、管理面で爆発するもんやったらどこに置いてあるのか。生徒がさわるようなところに置いてあったらえらいことになる。

- 教育次長（広岡史郎君） プールの消毒薬等の品種でございますが、これは学校薬剤師部会の推薦を受けて、その薬品の中から学校長が選定し、市が一括購入して現物配布という形をとっております。その薬品は、日産化学ハイライト90、日本曹達のハイクロン、四国化成のネオクロール、南海化学のナンカイクリア、四社四品種を充てております。

いろいろな御質問の中で、1昨年の薬と昨年の薬が一語になって今回の事故が起こったということですが、2種類の薬品が学校にあるということ自体、大変不思議なことでございます。よく明記されてなかったということにも、一部過失があったと判断しております。薬品は、市教委で一定の品に統一すべきであるという考え方もございますが、現在、ハイクロンが90%、ハイライト7%、その他3%で、年々、雨天等で薬品が残るとい形になり、来年度もそれと合わせて同品種の薬品を使いたいという希望があるので、漸次、ハイクロンが90%近くまでいってますが、それにすべてを一定にしていきたい、こう思うわけでございます。残った薬品は当然、プールの器具庫の中に保管するように厳重に指示し、なお使用時の注意事項並びに化学薬品の保管等につきましては、それぞれ体育主任会なり、いろんな機会を持って指示徹底していきたいと思っております。

なお、公務災害の適用でございますが、本人に重大な過失、また故意でない場合はほとんど公務、災害が適用され、療養補償、医療補償、それから休業補償、いわゆる特別有給休暇、なお、後遺症が残った場合の障害補償等々の手続は、地方公務員災害補償基金の中で行われております。現在、まだ学校長並びに本人、また、事故現場確認の十数名の先生方からこれらの状況を聴取し、その文書に記載していただくんですが、それらの手続はまだ出ておりません。近くそれを受けて、教育委員会を通じて地方公務員災害補償基金へ提出してまいりたい。今後、医療費等あらゆる補償等についても最大の配慮をなし、先生方に御迷惑のかからんようにしてまいりたいと思っております。

- 1番（寺田茂君） ちょっと市長さん。助役さん。いまの広岡さんの答弁の言葉を取るわけではないんですが、かわいい先生がけがされた。以前に北池田でしたか、子供さんが転落事故で死亡されたが、あのときも申し上げた。学校管理として大変なことですね。

いまの御説明を聞くと、残ってるのがおかしいと、それが私にはどうもわからない。おかしいことがあるから爆発したんやから、あんたは管理の責任者として、ここで答えられんかったら、一遍相談してきちんと答えてください。議員さん、こんなことでは承知できませんぜ。私には簡単にそういうふうにしてるんか知らんが、残ってることがおかしいということが現実にあつたんやからね。こんな答えを出されたんではね、何ほ何でもおかしいと思う。市長ね、あんたの部下ですから、ひとつ責任を持って言うてください。

- 教育長（葛城宗一君） いろいろ御指摘いただきまして、プールの水質検査を含めての殺菌につきましては、学校薬剤師会を通じ常々、実地取り扱い方法、滅菌の仕方等、毎年度、学校保健

主事会等を持って交渉を行い、留意してきたところでございます。

今回の事故では、前年度が残ってるのがおかしいという、次長の言葉の表現の悪さでございまして、御了承いただきたいと思うのでございます。たまたま芦部小学校等において、前年度の薬剤と本年度の薬剤が変わったところに、1つの事故のつながりがあるのでございますけれども、先ほど次長が御説明申し上げましたように、プールの清掃がほとんど終わったところで、一部でもうひとつすっきりと汚れが落ちてないところがあるということから、前年度の薬が残ってるんじゃないかということで、わずか残ってる前年の分を、現在のささいな上に入れたということが1つの原因になったわけでございます。

薬品等で無機と有機の塩素が混合すれば爆発するということは、常識上、常に取り扱い留意上からも指導しているところでございます。今後、これらの点についても、御指簡のように、薬品の統一と留意事項については、さらに専門の薬剤師等の指導もいただいて講習も行い、取り扱いについて十分注意してまいりたいと思います。ただいまの前年度の薬が残ったという言葉のおかしさの表現については、まことに言い誤りということで、お許しいただきたいと思います。学校管理の責任上、十分留意してまいりたいと考えるものでございます。

- 1番(寺田茂君) 私、市長さんにお答え願いたいと言ったが、いま、教育長が答えてくれたが、あなたは、またややこしいことを言いはった。あなたの話やったら、薬が足らんようになったので、前年度の分がちょっと残ってた、探したところたまたまあった。そうすると、先ほどお答えになったように、有機と無機やから使ったらいけませんよ、という指導が全然入ってない。管理上の問題ですね。ちゃんと指導してたら、昨年とことしの薬は違うんやから一諸にしたらいかんということは先生がわかってるはずです。それを探しに行ったということでまたややこしくなる。

私は先ほど、この2種類の薬が残ってるのは学校管理おかしいのと違いますか、と市長さんに尋ねてる。そして、いま教育長からお答えをもらったが、薬が足らんようになったので昨年のが残ってへんかと探したところ、たまたま残ってたので爆発した。あたりまえですよ。そうすると管理上、その先生を含めて学校全体に注意していないことが証明されたんです。いまの話聞いてわかるとおり、私、管理の問題でね、こんな大事な薬を使うのにもう少し丁寧に、もう少し人の体を大事に考えてもらわんと、いまの話ではどうも理解できない。教育委員会は薬剤師の話も聞いて一定の理解はしてるようですが、現場は理解してない。薬品にはいろいろ注意書があるからよく読みなさいよ、ということですが、それだけでは管理指導面で不十分ではないか。だから、いまの答えはどうも理解できないんです。後でもう一遍整理してお答えもらえませんか。教育長さんと2人でお答えを調整しておいてください。



- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

毎年度、薬品の取り扱いにつきましては、学校保健主事会を開きまして、プール清掃に入る前に、各校の薬品の使用状況に伴っての留意事項について、専門的な薬剤師の先生をお招きして講習会を持ってるわけでございます。たまたま、その中で前年度と本年度の薬品を異にしていたところに原因があったということをお知らせしておるわけでございまして、取り扱いについては、無機と有機を混合すれば爆発に至ることは当然でございまして、専門的な薬剤師の先生を通じて講習会を持ち、各校一堂に会して、保健主事会をもって指導に当たっております。毎年度、これを繰り返しているわけでございます。

たまたま今回の事故は、私どもの指導の欠陥あるいは留意事項の周知徹底の足りなさによるものとして反省するものでございますので、今後、それらの点については、さらに慎重を期するように留意してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

- 1番（寺田茂君） いまの教育委員会の問題ですが、市長さん、助役さん。現実にごとでどんなええこと、指導してるとか言っても、爆発したことは事実です。そういう指導はもっとやらんと、ここだけの答弁ではだめだということです。その点ひとつ周知徹底してもらわんとね。

それから、厚生文教委員会をもうちょっと使ってくださいよ。これは委員として当然のことです。こんな大きな事故ですから、議会の委員会も1つの力になる場合もあり、未然に防げる場合もあるので、余り軽く見ないで頼みませ。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。  
○ 産業衛生部長（内田繁君） お答えいたします。

2つの問題を出されたと思います。実態としては、52年の実績ですけど、2,385名が受診、受診率が5.28%でございます。

2番目の市新の問題でございますが、お説のようにできるかどうか、関係機関等とも協議し、検討したいと思います。

さしあたっての方策でございますが、7月4日から27日まで、一般住民検診を35カ所で行いますので、従業員の方で居住地に近いところで行われる場合、そこでお受けいただきたいと思っております。

- 1番（寺田茂君） 2点聞きましたが、現在2,385名、5.28%ということですが、和泉市の1人当りの予算はどのくらい見てるんですか。

- 産業衛生部長（内田繁君） 53年度では、450円でございまして。

- 1番（寺田茂君） 余り大きな額ではないですね、年間にしてもね。もちろん結核診断だけですが、市新の人といっても、残ってるのはせいぜい200人です。仮に家族はその地域でやって

もらうことはできるが、従業員はかなり厳しい生活でアルバイトなどもしており、なかなか休みも取れない。やはり地場産業を守る立場から特に市長さん、いろいろ議会の決議をいただいたり、裁判所の審理促進の問題もやっていただき前向きでありがたいと思ってます。450円かかる、200人としても10万円ですか、そんな和泉市がひっくり返るようなお金ではない。部長さんの力でできると思うんで、市長さん、後でひとつええ方向でいくように考えてくれませんか。市長さん、どうですか。

- 市長（池田忠雄君） 市新の問題についていろいろ御指摘をいただき、行政としても、その実情に対して与う限りのお力添えをしていきたい。こういう基本的な考え方で対処してまいりました。ただいま衛生部長がお答えいたしたとおり、やはり検診という医学上の問題でもございますので、十分検討させていただきたいと思います。
- 1番（寺田茂君） この問題で市長さんも十分検討、精査はなかったが、その辺ひとつ実現してもらいたい。部長さんもひとつ力になってくれませんか、頼みます。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（森保君） 保育関係についてお答え申し上げます。

保育所の現在の保育の実態でございますが、58年度の保育所待機者総数は521名、このうち旧和泉町地域で216名、信太、鶴山地域で182名、この2地域で市全体の76%を占めてございます。

本年6月に皆様の御協力を得て初めての民間保育園「すいせん」1園が開園いたしました。1時的には待機者数が減ってますが、府中周辺における住宅供給公社、住宅公団の住宅建設が予定されている中で、市としては当面、既成市域内の保育所建設は、この2地区が必要な実情でございます。

なお、市といたしましては、深刻な財政上の措置として、今後の新設につきましては、民間保育所という方針のもとに対処してまいりたい、かよう考えております。

既設保育所の地域のバランス等を検討した場合、旧和泉町地域では、黒鳥小学校区方面、信太鶴山校区では、阪和線以西の富秋周辺が最適地と考えております。

以上、簡単ですが、よろしく願いいたします。

- 1番（寺田茂君） いま、市民部長がお答えになった信太方面、阪和線以西の問題、私もこれは重要視すべき問題だと思うんですが、民間保育所については、私たちは、基本的には余りよくない、できるだけ保育園は公立であるべきだという基本線は持っております。

それと、昨日も開発で出た森田の跡に公団が入ってくる。恐らく200戸ないしそれ以上の住宅が一挙に建つ。そうすると、旧和泉町で府中を中心に黒鳥方面にかなりかかってくると思う。

恐らく森田の跡は200戸で止まらんとしますよ。早急に進めてもらいたいと思いますが、その辺との兼ね合いでもう一遍市民部長さん、実現可能なお答えを願えませんか。

- 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

先ほども御説明したとおり、早い時期に民間保育園としての社会福祉法人を考えていただき、りっぱな人と折衝していきたいと思っております。

- 1番（寺田茂君） りっぱな人というのはよくわからないが、それはそれでよろしいが、ひとつ黒鳥方面を中心とした府中北方面へ早急にね。私たち、予算要求も何年も続けてやっていますので前向きに取り組んでいただきたい。このことだけひとつお願いしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 市民部長（森保君） 生活つなぎ資金制度についてお答え申し上げます。

御質問にもございましたとおり、現在、大阪府が大社協に委託しております駆け込み緊急資金がございます。貸し付け条件は非常にスピーディによくできており、金額は5万円でございます。52年中の貸し付け件数は89件でございます。今後、この資金制度の改正を府にお願い申し上げ、物価上昇の折から、金額のアップを含めた要望をしてみたい、かよう考えております。

なお、お説の市独自の生活資金がございます。46年に制定してございますが、1件3万円でございます。今後、この制度について十分に検討を加えてみたい、かよう考えております。

- 1番（寺田茂君） いま、府制度の駆け込み資金について重点的にお答え願ったのですが、年間89件ですと、1カ月7.5人ですね。5万円掛けると37万5,000円、しれていますわ。市全体に生活困窮ということがありますが、こういうお金を借るのには一面では勇気が要るので、そうむやみやたらに乱用することはなかりょうと思う。だから、いま、市独自で制度として実現してるんかどうかわらんが、福祉で3万円を基礎にしたものがあるが、それに上積みして、せめて10万円の市独自のもの、それができないんやったら、それを制度化して完全に使える5万円の駆け込み資金のようなつなぎ資金にできるのか、できないのか。それだけ答えてください。

- 市民部長（森保君） 今後、これにつきましては、現在の生活福祉資金を十分精査検討を加えてやっていきたいと思えます。

- 1番（寺田茂君） ここで精査検討が出てきましたが、現在、3万円という枠を予算化されてやっているんです。だから、これを何とか10万円、あと7万円要りますが、せめてあと2万円上積みして5万円なら本当に使える、そのような制度化をしてくれませんか。いまのは使いもんにならないです。この分だけ再度、お答えしてくれませんか。がんばってやってくださいよ。

- 市民部長（森保君） 十分協議させていただきます。

- 1番（寺田茂君） 市長さんはうつむいてるが、部長さんと相談してやってくださいよ。大し

た額ではないし、私も大きなことを言ってない。現行のやつをもう少し上積みして、広く市民が利用できるように、必ず実現できるようにお願いしたいと思います。

最後に、5点申し上げましたが、地方自治体は、国の所有物であるものの管理、維持の責任、これは自治法でもはっきりされてると思う。その辺、道路だからということではなく、ちゃんとあります。今後の問題として、新聞を見ていただければわかるように、市としても、打つ手は打っておかなければいけないのと違うかということです。

芦部小学校の問題、これは教育委員会の指導の問題で議会の対応の仕方、これは十分腹に入れておいていただきたいと思います。

市新問題もこれから検討ということではなく、大きな額ではない、議長さん、ひとつそういう方向でお願いしときます。こういうことで時間をいただきありがとうございました。よろしく頼みます。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、17番、富山敏治君。
- 17番（富山敏治君） 時間の都合上、私は私見を交えずに、端的に要点のみを2、3点質問したいと存じます。

通告書に基づきまして、第1点の公用自動車の管理についてですが、現在、各課保有の自動車の台数、単車もちろん含めますが、水道、公社はもちろん、病院も含んでの全台数を明らかにしてほしい。

2点は、これらの車の集中管理の実態はどうなってますか。そして、この管理者のできれば責任者の名前も出していただきたい。

同時に、車のガソリンの消費の実態もあわせて明らかにしていただきたい。また、各運転者あるいは車に対するガソリンの補給をどのようなシステムで行ってるのか。

以上3点、4項目にわたって的確なる御答弁をいただきたいと思います。

2点目の市有地の管理については、市制施行以来22年間、合併当時、各町村が持っていた町村有の財産、すなわち役場なりいろいろあろうと思いますが、この跡地の実態をひとつ明らかにしていただきたい。

現在、市民個人からの借用、たとえば市役所の土地のように借用している土地、これはどこどこというふうに、非常に細かい点はあると思いますが、その総数の実態を明らかにしていただきたい。すぐできると思いますので、直ちにその資料並びに答弁の件で御報告を願いたいと思います。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部次長（北野敏雄君） ただいま御質問がございました公用自動車の管理の関係、それと市有地の管理関係についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の公用自動車の管理の関係でございますが、現在、市が保有しております公用車の台数でございますが、私どもで管理しております車は、消防、公社、病院、水道関係は除かれてございまして、それ以外の台数は、97台でございます。そのうち目的に応じて各課に貸し付けいたしてございますのが87台、残りの10台につきましては、私どもの方で直接管理をいたしております。

2点目の集中管理の実態でございますが、現在、集中管理の方式をとって3年を経過するわけでございます。その間、いろいろと試行錯誤を重ねてまいったわけでございます。直接管理に当たっておりますのは、管財課でございます。

管理の責任者ということでございますが、安全運転の管理者につきましては、現在、市の職員3名を充てております。

次に、ガソリンの消費の実態でございますが、現在、市内のガソリン給油業者14店と契約いたしております。52年度の実績でございますが、これらの97台分の総消費量は、約870万円でございます。

ガソリンの給油の方法でございますが、過去3年間、いろんな方法をとってきたわけですが、現在、ガソリンの給油をいたしております方式は、市の方からチケットの発給はいたしてございません。ガソリンの給油の都度、ガソリン店で給油の伝票をもらい、それを市の管財課の方に寄せまして一括支払いをしておるわけでございます。

次の市有地の管理の実態でございますが、1点目の御質問の内容は、市制施行以来、旧町村の役場の跡地がどういふ実態になっておるんかということだと思いますが、現在、もともと市の財産であったもの、それから借地をしてきたもの、地区の共有地など、いろんな形態の財産があったわけでございます。市が直接有しております財産につきましては、先般、北松尾の役場の土地を処分してございまして、現在では一応、市有地として残っておりますのは、役場跡の残りのその分しかないわけでございます。ほかに借地をしております分もあるわけでございますが、それにつきましては過般来、権利者の方にお返しをしたわけでございます。

それと、最後の市の公共用地の目的をもって市が借地をしております面積は、35,420㎡でございます。

- 17番（富山敏治君） 消防、水道も一緒に御報告願いたいと思います。
- 水道部長（田中稔君） 水道の分について御説明申し上げます。

車両総数でございますが、内訳を申し上げますと、普通乗用車1台、普通貨物車4台、軽4輪車18台、原動機付き自転車14台、計37台でございます。

これらの管理につきましては、各課に配置しております。

なお、安全運転者につきましては、係長級の職員1名を定めておりまして、毎月1回、1日に安全運転管理者みずからが点検を行っております。

なお、ガソリンの消費量につきましては、5月分は1,366ℓ使用しております。

その他につきましては、いま、北野次長が申し上げました一般とほぼ同じ扱いをしております。

以上でございます。

○ 消防長（松村吉堯君） お答え申し上げます。

消防本部の管理しております車の台数は、本署あるいは出張所を含めて18台、単車が11台、それから消防団関係の車が各分団等に38台ございます。

安全運転の管理につきましては、安全管理者に私どもの次長、消防署長兼務でございますが、安全運転管理者として置いております。その他整備についても、管理担当の中で整備資格を持った者を配置いたしております。なお、使用ガソリン等につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後日、調べて報告させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 病院関係の車両につきましては、乗用車2台でございます。管理は、事務局管理課が管理の担当課でございます。

52年度のガソリン消費額は、21万7,315円でございます。ガソリンの補給状況につきましては、台数が少数でございますので、手近なガソリンスタンドから補給しておる状況でございます。

○ 17番（富山敏治君） 再度、質問したいと思っております。

ちょっと答弁の方がポイントをはずした、もっと私の質問したことをはっきり聞いてほしいと思う。私は、たとえば安全管理者については、できれば名前を公表してほしいとお尋ねしたんですが、安全管理者3名云々といった、あるいは係長級云々と、私は、だれそれなのか、氏名を含めて発表願いたいと質問したと思っておりますが、議長、そうですね。それが1つも発表されてない。

ガソリン、その他の問題については、いま、私も細かく資料を計算するわけにはまいりません。ただし、こうして出された各部門の台数をながめると、現実、市立病院がわずか2台ということでは、たとえば寝台車もなければ、患者輸送用の車もない。わずか乗用車が2台ということでは、非常に各課との差があるかと思う。

そこで、もう1点お尋ねするのですが、97台のうち87台を各課に貸し付けてある。ところが、自動車の安全運転管理法では、10台以上あるところには、必ずこれらの管理者を設置しなければならないと思います。さすれば、各課に配置してあるところで、10台以上持っていた場合、各課において安全管理者を設置してあるのかどうか。

また、ガソリンの問題なんですが、さすれば、ガソリンの発給券を出しておらない、給油券を発行してるといふんですが、給油券を発行するときに、あなたはどこのガソリン店へ行きなさい、と指示するのか。各課の運転者そのものの考え方で、チケットをもらえば自分の思ったところのどこへでも行けるのか、あるいは給油券そのものが、一定の店に限定されてるのかどうかをお聞きしたい。

と同時に、ガソリン店が14店ということですが、しからば、現在和泉市内にガソリン店が幾らぐらいあるのか、ちょっと参考までに、もう1回改めて御答弁を願いたいと思います。

- 財務部次長（北野敦雄君） 公用自動車の安全運転管理者の氏名でございますが、財務部管財課の松尾課長代理、建設部の大杉係長、交通公害課の田村係長でございます。

それから、ガソリンの給油券の関係でございますが、総数97台のうち87台を各課へ貸し付けております。直接管理しております10台も全部含めて現在、契約をしております。14店で給油をしております。その給油の方法ですが、それぞれの車について、一応、どの車については、どこのガソリンを補給するということを前もって決めてあるわけでございます。できるだけ均等に給油ができるようにしてあるわけでございます。

それと、市内のガソリン店の総数ですが、現在、35店でございます。

- 17番（富山敏治君） ガソリンの使用については、均等にやるということなんですが、35店ある市内業者のうち14店、この市役所周辺のみ限定されてるんじゃないかと思うわけなんです。あなたがおっしゃるように、均等に各業者から買おうとするならば、この35店全部とまではいなくても、少なくとも、この半数以上の契約が必要ではなからうか。これは私が思うだけで、実際に運営される面でいろいろ差もあることと思いますので、参考までに一遍検討していただき、市の公用車ですから、市内に存在する業者から均等に買い上げできる方向でひとつ努力していただきたいと思います。

それと、消防長にお尋ねしますが、消防長にはガソリンもさることながら、軽油もたくさん使うわけでしょう。

- 消防本部次長（湯川行夫君） 軽油の場合少量ですが、はしご車、スノーケル車が軽油使用でございますが、数量につきましては後ほど、御報告させていただきます。
- 17番（富山敏治君） 一応、公用車については、時間もないので終わりますが、市有地の管

理についても、ちょっと不満な点もあるのですが、私の質問の仕方でも良かったと思います。面積も含めて金額も知らせてほしかったのですが、この場で金額を聞くといろんな問題が出るんじゃないかと懸念もいたしますので、一応、これで終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。  
（午前11時54分休憩）

---

（午後1時10分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、16番、木下君。

- 16番（木下甲子三君） 通告に従いまして、和泉市、泉大津市行政境界適正化推進について、市長にお尋ねいたします。私は、この問題の早期解決を推進する立場からお伺いいたします。

先般、この問題の早期解決を目指しての境界正常化協議会を和泉市において設置されたことから、近い時期に和泉、泉大津の2市の間で第2回目のこの問題解決を図るための協議会を持たれると予想されますが、市長、あなたはお忙しいとは思いますが、和泉市12万市民の代表としてこれに出席されるのですから、これら飛び地に居住の市民の方々と対話の機会を設けて、これら飛び地に居住の市民の生の声を力として交渉に当たるべきであると思いますが、市長の考えをお聞かせ願います。

- 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。

- 市長（池田忠雄君） 木下議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

いま、議員さんも御指摘をいただきましたように、両市にまたがる飛び地問題についての行政境界適正化についての早期解決の御質問でございます。先般も本市の適正化推進委員さんにお集まりをいただき、るる御意見をお聞かせいただいたわけでございます。

本問題の基本は、和泉、泉大津両市にまたがる飛び地住民の不便についてが一番の緊急課題でございます。こうした住民の不便の早期解決が眼目でございます。ただ、やはり両市にまたがる飛び地問題については、領土意識を捨てなければなりません、やはり適正化をするという前提に立って住民理念を優させながらも、そうした領土の適正化に伴う案分というような件も両市の利害がからまってまいる問題でございます。

まことに、考え方によって、領土問題はむずかしい点もございます。しかし、議員さん御指摘のように、飛び地であって、いま行政協定を結んで居住する住民皆さん方の最大限の御負託におこたえしていくという経過からしても、やはり住民皆さん方の切実なるお気持は十分に参酌させていただきますかなければならない、こういうように存じております。



可能な限り、住民皆さんの御意見を拝聴させていただく中で、先般も適正化推進委員さんの皆さんから御指摘をいただきましたように、それを旨として現在、部課長段階でいろいろこの問題について、両市とも話し合いに入ってるわけでございます。こうした点をより一層推進する中で、今後の早期解決を目指し一生懸命努力させていただきたい、このように存じております。今後ともひとつ議会の皆さんの御指導と御理解、御協力のほどをあわせてお願い申し上げ、議員さんの御質問もっともでございます。早期解決に向かって努力することを重ねてお誓い申し上げ、御答弁にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 16番(木下甲子三君) ただいま市長から答弁をいただきましたが、これは通り一遍のお答えとしか言われぬ。ということは、お互いにこの問題を話す場合には、早期解決を望む、当然です。しかしながら、いよいよ本論に入ってくると、利害関係が表に出て住民意識なんかそっちのけ、このように思います。だから、わが方としては、そういう利害関係の点で強調されると、不利な点が多く見受けられると思いますので、私は、あなたに忙しいとは思いますが、和泉市民の方々と泉大津の領域内の飛び地に居住して不自由を感じておられる方々とよくお話し、その声を力として当たっていくべきではないか、このように申し上げてるわけでございますので、市長の力強い決意をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○ 市長(池田忠雄君) 住民の皆さんの御意見もいろいろと参酌させていただきつつ、通り一遍ではなく、早期解決に向かって努力することを重ねて言明させていただきます。よろしく願いいたします。

○ 16番(木下甲子三君) 再度の市長の御答弁をいただき恐縮です。

そこで、事務当局の方々にお願いしておきます。当然、この問題が表面化するまでに、事務局サイドとしては、かなりの事前に協議をしなければならないことがたくさんあると思いますが、この問題の事務局は西川参与ですか、これまで何回か、前回、約6年ぐらい前になるかと思いますが、第1回の協議会を開き、以後中断されておりますが、その間、この問題について連絡協議的なものは何回か持たれてるかどうか、内容もお聞かせ願います。

○ 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げます。

第1回目の開催については、昭和47年12月に発足いたしております。その後の経過につきましては、また、そのときの内容については、木下議員さんにおきましても委員さんでございましたので、省略させていただきますが、今日に至るまで数回にわたり、紛争地域の住民の意識等々についても調査をいたしております。それらについて、事務レベルで泉大津さんといろいろ話し合っただけでございますが、わが市の考え方としては、和泉市としての基本姿勢を申し上げますと、この間も委員会で説明申し上げましたように、部分的な境界変

更については望ましくないと考えておりました、大きく分けて4つの地域がございます。1つは、助松団地とその周辺あるいは池上、會根、和泉工業高校の西側、豊中28番地があり、少なくとも、それらを同一の考え方で対処していくべきだと考えております。

2点目につきましては、やはりその地域住民の意思を十分尊重してやっていきたい。

3点目につきましては、大局的な観点から、すなわち領土意識等を排除する中でやっていきたい。

このような基本的な考え方を持っておるものでございます。

過日の6月20日でしたか、開催いたしました独自の行政境界適正化協議会の席上でも、各議員さんから御指示もございました。これにつきましては、積極的にこれらの問題を解決するためにまず事務レベルで協議をかさね、今後、一日も早く解決するようやってもらいたいという御指示もございますので、その後、われわれにおいても泉大津市さんと連絡をとりながら、一定の時期を見て一日も早く解決するよう特に努力してまいりたい、かように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 16番(木下甲子三君) 参与から丁寧な説明がございました。事務当局の皆さんには大変な問題だと思いますが、市長もあのように早期解決を目指すという決意を述べられました。したがって、予備折衝と申しまししょうか、その段階でかなりの難問題も出てくると思いますが、あくまでも住民サイドに立った立場で解決の糸口を見出していきたい、このように希望しておきます。

以上でございます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、29番、藤原利一君。
- 29番(藤原利一君) 通告に従いまして、3、4点にわたって一般質問をいたしたいと思えます。一般質問に入る前に、理事者に一言、お願い申し上げます。教育行政でございますので、伯太幼稚園の問題を一つつけ加えていただきまして、後ほど、御質問をお願いしたい、かように思っております。

まず、教育行政についてでございますが、市民の健康増進とその施設でかねてから理事者の方々にも予算編成当時からお願いをしておりますが、その後何の返事も聞いておりません。最近、和泉市内各校区ともソフトボールが盛んに行われております。日曜ともなると、小中学校の校庭はもういっぱいでございます。各校とも、ソフトボールぐらいなら気持よく運動場も貸してくれるのでございますが、事野球になると、簡単に貸していただくことはできません。これはなぜかと申しますと、やはりスパイク等の靴をはくと、グラウンド等の荒れが相当ひどいということで

ございます。こんなことでは市長が言われるように余暇があればスポーツに専念せられたいと施政方針にも述べているが、一体どこを使えばいいのか、その辺をお聞かせ願いたいと存じます。

私は泉大津粉河線の中間、納家町あたりに一カ所、また 泉大津春木川線内田町上あたりに一カ所、どうしても二カ所ぐらいの市民グラウンドをつくってもらいたいと思っております。財政難ということは十分わかっておりますが、市民の健康を考えると、どうしてもやっていただきたいと思っております次第でございます。人間が健康であれば、和泉市もやがては裕福なときがくるものと信ずるものであります。非常に御無理な質問かと存じますが、12万余、もうすでに13万人に近い市民の健康のためにはっきりとした御答弁をお願い申し上げる次第でございます。

次に、教育行政の2点目といたしまして、伯太幼稚園の件でございますが、この件につきましては、聞くところによると、このたび、大阪岸和田南海線という府道が伯太幼稚園に大きくかかるそうでございますが、教育委員会として現在、どう考えておられるのか。また、これに見返りの土地の確保をしておられるのかどうか、あわせてお願いを申し上げます。

それから第2点目、庁舎増築についてでございます。この件につきましても、ますます狭わいの度を加えてきており、新庁舎につきましては、十分な基礎もできております。思い切ってやる気があるのか、ないのか、お聞かせ願いたいと存じます。

図書館でも、思い切ってやったなればこそ、近いうちに完成を見ることができるのです。ましてや、私がお願いする増築は、職員たちの仕事場です。今度の宮城県の地震によりまして、いろいろなニュースあるいは新聞を見聞いたしましたところ、非常に自治体の庁舎が狭わいのため、ロッカー等が倒れて職員の方々が重傷を負われたということを聞いております。市長もまだまだ若い、意気盛んなときであります。十分ひとつ若い力を発揮せられまして、議会とも御相談いただき、1日も早く増築をしていただきたいということでございます。市民の仕事ができ得るように、この件につきましても、はっきりとした答弁をお願い申し上げます。

次に3点目、非常に地元のことで恐縮でございますが、この点をひとつお含み願ひまして御質問申し上げます。保育行政でございますが、その1として、南池田第1保育所の早期建設について、この件に至りましては、用地買収に始まって以来、はや3年以上たっております。その間、関係部課長のいろんなお話または御協力によりまして現在に至ったことは、私も心から厚く御礼を申し上げます。

さて、りっぱな進入道路もでき、また、大阪府より護岸工事も完全にやっただき、あとは建設のみでございます。一体どうなっているのか、お聞かせを願いたいと存じます。また、工事にかかるのであれば、いつごろからかかってくるのか、あわせてお知らせをお願い申し上げます。

す。

次に、その第2点として、同じく第2保育所の保母の部屋でございますが、ひどい老朽のため園舎の窓もあかない。暑い真夏がやってくるのに、窓ぐらい開くように修繕をしてやってもらいたいと思いますが、早速して下さるかどうか、答弁をお願いいたします。

以上、3点についての一般質問を終わります。関係課より明確な御答弁をお願いし、再質問の権利を留保いたしまして、一般質問を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 教育次長（広岡史郎君） 第1点目の教育行政について2、3点御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

多くの市民の皆様方が生涯を通じ、体育、スポーツを日常化することができるような社会体育施設の充実整備が、大変急がれてる問題でございます。体育、スポーツを通じ、議員さんがおっしゃるように健康の増進はもちろんのこと、体力の増強、スポーツの振興、また、よき指導者の育成、確保のために、施設の整備、拡充充実に積極的な対処が要求されております。

現在御承知のように、社会体育施設は、体育館、グラウンド、プール、テニスコートがございまして、一カ所に集中しております。全市的に見まして現状では大変数が少なく、なおまた、交通の便等から見て、市南部に体育、スポーツ施設の設置が必要という判断に立っております。それでは現状、どの位置にどうやっていくのか、施設の内容、規模等でございますが、位置については、教育委員会といたしましては、光明池団地の地内に住宅公団との協議の中、議会協力を得て実現を図りたいというふうに取り組んでいるわけでございます。詳細な打ち合わせ等はございますが、来月に入ってから公団側と協議を進めていきたい、かよう考えております。

この件につきまして、また、この件に類した形で現状、所管の厚生文教育委員会でも、継続審議という形でいろいろと御審議を賜ってるものでございます。いずれにしても、早急な実現と、教育委員会としてのより積極的な取り組みが必要ではないかという判断に立っております。

それから、2点目の伯太幼稚園の御質問でございます。御承知のように、大阪岸和田南海線の計画道路の中に、現状の幼稚園があるということでございます。幼稚園の運動場、園舎等を含めまして、3分の2以上が道路敷の計画にかかっております。これらについては、いずれ道路等の設置がなされる現状でございますので、別途、見返りの土地を得て、園舎等を建築していかなければならないと考えております。

現時点でも、伯太幼稚園は木造園舎で628平米、定員200名であるのに現在223名、定員をオーバーしてお預かりをしております。現状から見ますと、大変運動場が狭うございます。これらの問題を一気に解決するについては、先ほど申し上げましたように、見返りの土地を得た

上での建てかえという形で取り組んでいくのが肝要ではないかと思うわけでございます。現状では、園地の拡張等は考えられないと思っております、大変な窮屈な中での幼児教育活動で矛盾を感じております。委員会といたしましては、道路事業と相まってのより効果的な園地を求めての園舎建設という形で取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 29番(藤原利一君) ただいま次長の方から御答弁をいただいたのでございますが、なかなかまいこと答弁をしていただき、ついうっかりするとごまかされるという状態でございます。事実、本当でございます。そんな光明台団地のできる中に、そうたやすく土地を提供していただけること、私ら地元ですが、何にも聞いてございません。やはり私がいま申し上げましたとおり、道路に沿って南部の中間にどうしても二カ所ぐらいの市民グラウンドはつくっていただきたい。私は、この一念に燃えておるわけでございます。なるほど次長の答弁もよくわかりますが、地元と公団の話し合いの中では、何らそういうことは聞いておりません。改めて御答弁をお願い申し上げます。
- 教育次長(広岡史郎君) 光明台団地の開発事業に伴う当初公団との協議の中で、教育長自身、光明台団地内に公園あるいはグラウンド等のいろんな計画を含める中で、ぜひ設置されたいという要望を申し入れております。その話の中で、市教育委員会の要望に対し十分配慮していかなければならないという態度まで示されてる現状でございます。先ほど申し上げましたように、月が変わった段階で鋭意、意欲を持って取り組みたいということでございます。
- 29番(藤原利一君) 押し問答しておっても時間がたつばかりでございますので、どうしてもお願い申し上げたとおり、南部に二カ所ぐらいの市民グラウンドを設置していただくということを確認いたしたいと思いますが、その辺はどうですか。
- 教育長(葛城宗一君) 非常に積極的なスポーツ振興についての御教示でございます。当然、理想実現のためには、余暇の善用を図って、楽しいスポーツを通じて市民の連帯意識の高揚を図るという趣旨から申しましても、グラウンドの二カ所設置が最も理想だと考えるのでございます。しかし御承知のように、社会教育法の中でスポーツの振興が積極的に唱えられ、立法化されながらも、用地確保等の施設面については、きわめて財政需要、すなわち国府財源を求めるような道が開けていない実情でございます。これらの中で、苦しい財政でも何とかやりくりして御期待に沿うように、かつまた、国がこれらの施設充実を図るような政策的措置を講じていくよう、私どもも常々働きかけるところでございますが、今後とも対処してまいりたい。かよう考えるのでございます。

なお、光明池団地内に総合的なスポーツグラウンド設置につきましては、さきに開発特別委員

会の委員さんのお力添えもいただき、本市市長初め助役等と公団トップ会談の中で、光明池開発の時点で位置づけることが明確になっております。ただ、実施年度については、現状の光明池団地の入居実態、住宅開発等の進行状況の中で、いつになるかは具体化されてないのが実情でございます。この問題についても、今後、1年でも早く実現を見ることができるよう努めてまいり所存でございます。

以上、お答え申し上げます。

- 29番（藤原利一君） 教育長から御答弁をいただいたのでございますが、そういう御答弁もあろうかと存じまして、私の質問の中で、非常に御無理な質問かと存じますが、……、ということを一言つけ加えております。そういう点もひとつ踏まえていただき、何とか1日も早くりっぱな市民グラウンドができるように要望して、この件は終わっておきます。

それから、2点目の伯太幼稚園の問題でございますが、道路に3分の2もかかるということでございますが、何とかひとつ見返りの土地を1日も早く見つけていただき、りっぱな幼稚園ができるようお願い申し上げたいと思いますが、その点をもう1回御答弁を願いたいと存じます。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

基本的には、次長がお答え申し上げたとおりでございますが、岸和田南海線道路敷に位置しておりまして、その移転用地の確保が先決でございます。道路計画、進捗状況等も勘案しておたのでございますが、実際、当該地域は御承知のように、非常に住宅開発、社会増が激しく、早い機会に用地を選定しなければ確保できがたい事情にございます。したがって、当該幼稚園の移転先の用地確保については、具体的計画に乗せて今後、上司とも話を詰めてまいりたい、かよう考えるのでございます。

- 29番（藤原利一君） この件につきましても、年数がたっているようにお聞きしております。何とかそういう開発の中でむずかしいことと思いますが、やはりかわいい園児のために十分努力していただき、見返り地を確保でき得るよう要望して、この件を終わっておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 市長（池田忠雄君） 藤原利一議員さんの2点目の庁舎増築についての御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、藤原利一議員さんから3月当初予算議会のときにも御質問をいただいでる点でございます。重ねての御質問でございます。非常に庁舎が狭いのは事実でございます。何とかしなければならぬことは、私たちも痛感しておるわけでございます。御趣旨ももっともでございます。

ただ問題は、現行の財政の中で、新館の上に一階をつくるということの財政上の問題でござい

ます。他の図書館、その他は御案内のとおり、補助もつき、起債の認可もいただいておりますが、庁舎というのは、補助金もつきませんし、起債の認可ということも、いまの財政実態の中では至難なことは御案内のとおりでございます。おのずから、他の施設と庁舎では、財源の獲得の仕方が違ってまいります。こうした点が非常にネックになっているわけでございます。3月議会で御指摘もいただき、私たちが何とか取り組まなければならないわけでございますが、いま申し上げたような財源獲得の面での非常に至難さがあるだけに、実は、明確なお答えができていくことを御報告申し上げたいと思います。

ただ、御指摘ごもっともでございまして、われわれといたしましても、この狭わいないまの庁舎という観点に立てば、こうした財源獲得が非常に至難な面があるろうとも、今後、われわれなりに課題とさせていただきます、何とか取り組んでいかなければならないと承知をいたしております。はかばかしい答弁にならずにまことに申しわけございませんけれども、今後とも御趣旨を体し、課題とさせていただきます検討いたしたいと思っております。よろしく御願ひ申し上げます。

- 29番(藤原利一君) この件につきましては、私からこんな質問をするまでに、もう第2回の定例会ぐらいには増築の議案が提出されるんやないかと非常に期待をしておったわけでございます。理事者の方から議案提出をしていただき、十分この議会で審議を願って増築にかかってもらえるんやなかろうかと期待を持っておったのでございますが、現在の市長の泣き事でございます。ほんまに何と申しますか、隣のことを言っただけで悪いんですけど、泉大津の市長さんの現在のお年が85歳、それから見ますと、市長は半分もいってないようなお年でございます。若い力に任せて何とか財政を考えていただき、狭わいな職場は、私も見るに見かねてる現状でございます。何とかひとつ泣き事ばかりの答弁やなくて、今後の議会までに何とか・・・という御答弁をいただけないものかどうか、もう1回重ねて御願ひ申し上げます。

- 市長(池田忠雄君) 重ねての御質問でまことに恐縮でございます。御趣旨はよくわかっております。財政上の実態からくる庁舎問題についての財源の確保問題を卒直な話、申し上げたつもりでございます。国府補助あるいは起債認可等の問題が、他の施設と違う点があり、非常に溢路になっているということを御説明申し上げたわけでございます。ただ、狭わいからくる仕事のしにくさなどの点は、私も十分承知しております。今後も意欲を持って取り組みたい、このように存じております。

ただ御指摘のように、いつ計上するんだということにつきましては、財政を伴うものでございますので、十分な精査をさせていただかなければならない点がございまして、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。十分御趣旨を体して検討課題とし、意欲を持って考えてまいりたいと思っております。

○ 29番(藤原利一君) お隣の市長の年ばかり言うて肝心の新築の話はせずですが、泉大津はあれだけの庁舎がありながら新しく庁舎を建設するというので、私、4、5日前に向こうを通ったとき、業者がくい打ちを始めておったというようなことでございます。ああいうりっぱな庁舎がありながらまた新しく庁舎を建てる場合、先ほど市長が御答弁になったように、補助とかがつくのかどうか、そういう点もお聞かせ願いたいし、ここの新庁舎の上を増築したところで、何十億という金が要ると違いますよ。わずかな金でできるんですよ。今日、図書館つくっただけで3億何ぼかかるんでしょう。建物そのものは2億余でしたが、相当な金額がかかる予定です。そういうものから比べると、やはり職員の方が広々としたところで仕事をさせてあげたい、かよに思ってるわけです。それで泉大津さんの庁舎の補助問題などもあわせてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

庁舎の新築、増築、改築につきましては、国府、府補助の対象事業とはなっておりませんで、完全なる市費の持ち出しということで、一般単独の起債なりは一定の府知事の認可事項でございまして、起債の対象事業ではございますが、補助の対象には一切ならない事業でございます。

○ 29番(藤原利一君) どうして補助の対象にならないのですか。

○ 財務部長(麻生和義君) 補助金の対象事業と申しますのは、国、府で定められました事業に限るわけでございまして、庁舎の建設につきましては、補助対象外ということになってございます。

○ 29番(藤原利一君) ほんまにしれたお金でできるんですから、何とかひとつ理事者が御相談願って、1日も早く広々としたところで職員の方々が仕事ができるようにこれも強く要望し、終わっておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 市民部長(森保君) 南池田第1保育所の早期建設についてお答え申し上げます。

○ 29番(藤原利一君) ちょっと議長、私は耳が非常に遠いので、大きな声で御答弁願いたいと思います。

○ 市民部長(森保君) 南池田第1保育園の建てかえ工事につきましては、せんだつても議員さんの方から御質問も受けてございます。御質問にもございましたように、大阪府にお願いし、3月末に護岸工事も完了いたしました。建てかえについても、1日も早くやり遂げたい決意でございまして、深刻な財政状況下にあると同時に、他にも相当老朽化した保育園がございまして、それらの関連も十分に精査検討いたしまして、早期建設に向かって努力いたしたいと考えております。よろしく御理解願いたいと思います。



続いて、第2点の窓のあかない分につきましてはすぐに検討し、補修したいと思います。

- 29番(藤原利一君) 窓のあかないものまで検討して、というような答弁を何も私は聞きたいことはない。こんなもん、あんた、すぐにやっつけてあげたらよろしいでしょう。明日、大工さんを送っただけでできるでしょう。何が検討ですか。なめてますよ。あんたら、もっとしっかり答弁しなさいよ。私は平素何も言いませんけど、余りにもなめた答弁の仕方やと思う。もつてのほかや。

- 市民部長(森保君) えらい言葉足らずで申しわけございません。すぐに補修させます。

- 29番(藤原利一君) 初めからそういうふうに言うてくれたら、私もおとなしく引き下がりますよ。雨も漏りますし、十分ひとつやっつけていただきたいと強くお願いしておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、15番、横田議員。

- 15番(横田憲治郎君) 8番ですので、昨日来と重複する面もあると思いますので、その点については若干観点を変え、通告順に従って質問をいたします。

最初の住宅公団の府中団地の問題につきましては、昨日来、問題提起がされておりましたが、私の方は、まず第1点に本件でお聞きしたいと思いますことは、関連する公共事業の関係は非常に多大なものがあると思いますが、負担金額では、昨日の答弁で1億1千5百万円という回答が出ておったようでありますが、市民病院前の供給公社の関係と、本団地ができますと、文教施設関係で小学校施設にしても、2百数十名の児童生徒の発生だということですが、現在、本団地の協議の状況はどのようになっているのか。各セクションからの協議事項をまとめて、企画サイドが窓口になってるように聞いているわけですが、この23日の開発事業特別委員会までは何ら公表されない中で、議会人。私どもの立場での掌握が部分的でございますので、まず、事前協議の実態をお示し願いたいと思いますとともに、公団側の予定しておる建設プログラムはどのようになっているのかもあわせてお示し願いたいと思います。

第2点としては、既存の近隣地区との融合、融和の問題であります。在来、府中町4丁目、5丁目の東に位置する当地でございますが、地元とのコンセンサスが非常に大事な課題であろうかと思えます。そういう観点から排水、道路等々の関連事業も含めて、地元の民意への反映というものをどのように考えているか、お伺いしておきたいと思えます。

第3点目には、市街化近郊のこれらの公団開発ということで、本市の開発公社が所有しております市街化近隣の同和関連の代替地等々の保有があるわけですが、公団といえば、遠く高く狭いという3悪で評されるわけでございます。近隣近郊に良好な住宅を国民に提供するという

住宅公団の本旨からいっても、公保有、事実上本市の保有である遊休地の伯太1丁目、2丁目等々の公団開発を強力にこの際要望すべきではなかろうかと考えるのでありますが、これらに対応する用意のほどをお伺いしておきたいと思ひます。

2点目に道路関係でお伺いをいたします。まず一つは、ここ数年補修改修等が全く手当されない状況にある府中地域内における道路として、奥村病院前から肥子町に至る府中我孫子線、本線は全く廃川化された用水路と並行しておるわけでありましたが、廃川化された用水路の活用をどのように考えてるのか。ほとんどが通行許可という形での占有がなされてるようではありますが、抜本的、基本的にすべてを通路として、それぞれの民家に占有させるという方向で良好な管理を目指すのか。さらに、歩行者専用歩道等の設置を目指してこれらの解消を図り、もって府中我孫子線の整備を図ろうとするのか、全く手当されていない本線に対する措置をお伺いしておきます。

2点目は、中央線の全面的な供用開始が間近であろうと思ひますし、現実に事実上、供用が開始されているといつても過言ではございません。しかるに、泉大津粉河線と連動した、現実に即した本線開通に伴う対応が必要不可欠であろうと思ひますが、何ら措置されていないのが実情であります。

かてと加えて、第2阪和の泉大津ルートと申しますか、部分開通で、粉河線に対する交通量もふえてきております。粉河線で申しますと、泉大津市域に参りますと、両端に歩道の工事が設置完備されているわけでありましたが、和泉市域に入りまして、肥子町から府中町に至る間については、何ら歩道においても手当されていない現状でございます。中央線の全面的、全き開通と相まって、さらに、阪和線の橋梁高架化の計画もある中で、具体的、現実的な措置をどのように対処しようと考えていらっしゃるのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

第3点目に、府中駅前北通り線の関係でございますが、あと2、3の物件が残ってるやに見受けておりますが、これが全面開通を目指しての目標と現況の実態を御報告いただきたいと思ひます。

3点目、府中駅前整備計画と、その実施についてでございます。国鉄再建計画が、国鉄総裁の私的諮問機関から「国鉄資産活用の基本的方向について」という報告が最近公表されてるわけですが、本市の玄関である府中貨物駅が廃止されたわけでございまして、これらに対応して、本市の玄関口の整備という基本的なとらえ方、さらに、基本的に本市が在来から持つておる駅前再開発の課題等々を踏まえながら、現実的な対応を具体的に実施すべきであろうと考える立場から、以下、数点についてお伺いをいたします。

まず第1点は、国鉄資産活用の基本方向を若干拝見いたしますと、年間8千億円有余になんとなんとする国鉄赤字を内的努力で解消策をねらい、貨物駅跡地、未利用地など2千ヘクタールに及

ぶ国鉄用地を活用して、国鉄副業論なるものが展開されようとしておりますが、苦しい国鉄財政の中で、売却あるいは払い下げについては何ら示されていない。むしろ否定的な立場で報告しているわけであります。

単なる国鉄総裁の個人的な諮問機関であるところの報告書でございますので、そのままダイレクトに実施するという立場でのうのみはできないにしても、国鉄の赤字という、国鉄には国鉄の立場があると思います。共存共栄、プラスマイナス・イコールプラスに結びつくような具体的、説得力のある、民意を基礎にした実施が望まれるわけでありますが、これらに対応するプロジェクトあるいは行政の緊急課題としての位置づけ等々をめぐらしながら基本的に対応しなければならないと思いますが、まず第1点は、そのような基本的なとらえ方についてお伺いいたします。

2点目は、元昭栄劇場跡地が公社保有で抱えているであろうと思いますが、これも駅前再開発の一環としての買収であったろうと思います。遠大な、基本的な駅前再開発という土台を構えつつ現実的対応という立場から、これらを含めた駅前再開発計画の現実的な練り直しも含めて検討用意をお伺いしたいと思います。

さらに3点目は、地元商店街あるいは市民的合意を図る意味からの市民の声、希望、意見等々を吸収し、反映していくべきであろうと思います。昨日の答弁では、道路の拡張あるいは公衆トイレ、タクシー乗り場等々の最低4条件を踏まえての答弁があったやに伺いましたが、さらに加えてレジャー施設、住民サービスコーナー等々の設置も含めて共存共栄を図る中で、具体的な民意を反映させ、実施の方向に向かっていただきたいことを切に要望しながら、その具体的対応の考え方を伺いたいと思います。

終わります。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(大谷昌幸君) 理事者答弁。
- 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) 第1点の日本住宅公団の進出と計画につきまして3点ほどの御指摘がございましたので、順次、御説明させていただきたいと思います。

まず第1点の、この進出に伴う協議でございますが、開発指導要綱の別途協議という中から、住宅公団より34条、公法による28、34条協議というのがあります。これについて、各セクションに計画概要を通じてどのような意見があるかということを持たせていただいております。

その意見に基づきまして、公団と協議をしておるところでございますが、主なものは、まず第1点は、現在ある敷地から発生する雨水、汚水関係ができるわけであります。従来、この付近は、排水問題に難点があったという点を考えまして、2本の排水路をもって対処するというのが第1点でございます。

それから、第2点の道路関係でございます。この団地に向けて外、内から考えると、消防関係を含めて一定の市道の拡幅あるいは通園、通学児の対処の問題等々を考え、通園、通学対策を含めた道路関係が第2点目でございます。

3点目につきましては、水道関係がございます。これは条例等に基づく負担金はいただきますが、それ以外に、その付近の水圧対策を含めたクーリング等の措置としての関係。

以上が、議員さん御案内のように、1億1千5百万円の金額で、大体それらの各セクションからの要望を掘り出した形の中で対処しようというのが内容でございます。

なお、これについても、具体的に協定書等に基づきまして今後、協議していきたいということでございます。

それから、公団のプログラムでございますが、協議事項の当時でお聞きしておりますのは、53年9月着工、54年7月完成ということをお聞きしております。

なお、54年5月に募集、54年8月入居という一つのプログラムが掲げられております。

次に、既存住民との融和問題でございます。これは大変重要な問題だと、われわれも承知しております。過日の23日に開発委員会を開いていただきましたが、その中でも強く御指摘がありました。本筋といたしましては、開発委員会の議を怪て今後、既存住民との関係では対話を設けていきたいと思っておりますが、少なくとも、道路を中心としたその点の精査検討の中から、対住民の対話を持って説明をしていきたい、かように考える次第でございます。

なお、公社保有地の広大な処分関係でございますが、過日来、理事者の方で、公団並びに公社等にその問題について折衝を始めてるわけでございます。十分な御回答はまだいただいておりますが、今後とも続けていきたいと考えております。

なお、われわれ、漏れ承るところによりますと、やはり公団、公社等の関係におきましては、単価の問題等で難点があるということは聞いておりますが、なお続けて交渉を持っていきたいと思っております。

○ 15番(横田憲治郎君) これからの課題がたくさんあるわけですが、特にどうしてもお伺いしておかなければならない点だけ再質問させていただきます。

まず、排水、道路の問題、これはただ画一的に当団地だけという目で見てもらうのではなく、府中町という全体的な立場の中で当該団地を考えなければならない。公団側は、自分とかが開発する1,700ヘクタールですか、それを中心にしていると思う。やはり専門的な各セクションがあるんですから、たとえば事業関係、建設部長、岸和田南海線の張りつけがあるわけですから、それらの道路問題についても議会での協議、対応も必要であろうと思います。また、大阪湾岸下水道との関係等の横のらみ、ちょっと聞いたところでは、まだ1回しか各セクションの意見を聞

いてない。しかし、いまプログラムを聞くと、9月に着工するという。9月着工ということは、遅くとも7月中ぐらいには契約の運び、私は素人でわかりませんが、それまでにセクション協議が整うんだろうかという疑問がある。いわんや、地元コンセンサスということになってくると、全く追隨的にしかわからない。

そういう点について、いまの理事の答弁では、開発委員会の議を経て住民にも……、これはよくわかるし、やってもらわないかんわけです。開発事業特別委員会の諸氏には御苦労ですが、向こうのペースに合わせるのではなくても、こういう問題については、おのずからメリットもありましようから強く要望するとともに、近隣コンセンサス、地域融合というものを絶対に無視していただきたくないということを強く申し上げておきます。事前協議では、道路、排水関係はピッチリやっていただきたい。それらでお答えをいただきたい。

それから、再質問としては特に児童生徒の問題です。供給公社の関係と合わしたら国府小学校で約1,300人、大体、小学校では、適正規模が650人から700人、あと今福、寺門等々の団地を含めての小学校計画があるやに聞いておりますが、国府小学校校区という立場で考えただけでも、これだけでまた新校が一つ必要となってきます。これらについても、中学校、保育所、幼稚園等々もありますが、それは一応、小学校という立場からおろすとして、小学校問題だけは再質問で答弁を伺っておかなければなりません。教育委員会とやってるかどうか、ちょっと聞かせてくれますか。

○ 教育次長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

住民供給公社の府中団地、今回合わせましての府中団地の公団関係からいたしますと、昭和56年には35学級、1,340名が予想されるわけでございます。学校運営における適正規模については、いろいろ意見がございますけれども、一応、古い法では、8百名が適正規模ではないかという形の基本が出ております。その後、いろいろ研究を重ねてまいりまして、学校経営における適正規模についての考え方は、市の教育委員会といたしましては、1,200名程度ではないかという判断を持つてるわけでございます。

本市においても、1,300を超える学校があります。大変大規模なところ、小規模な学校がございますが、これら適正規模で均衡のとれた学校運営という中で検討していく必要があるんじゃないかと考えております。昭和56年度の1,340名は、ややマンモス化した学校であるという判断に立っております。

○ 15番（横田憲治郎君） ちょっといまの答弁の内容で確認したいんですが、8百名から1,200名が適正規模だということですが、間違いおまへんか。小学校の場合、7百から8百名が新設校においては適正規模だ、それにきちんと当てはまることは至難だと思っておりますが、一応、協議

課題に上って当然だと思います。もちろん、4団地の関係がありますから、簡単にここだけということにはいかんでしょうが、さらに加えてミニ開発等の動向も加えていかなければならない。これは事前協議として教室増、講堂、体育館等の関連もあるやに聞いてますので、教育委員会と企画とのきちんとした協議ができてるんかどうか。それだけきちんとしてないと心もとない。

- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 先ほどの御答弁が非常に不十分でございました。前段では、各セクションとの協議、意見書もいただいております。それをもって意見をまとめて協議に入るということでございます。プログラムとの関係でございますが、用地等の関係が少しおおくれておりますが、必ずしもこのとおりにいくかどうかわかりません。ただ、協議だけは十分やっていきたい。その場合の調整役として企画が入っておりますので、教育委員会あるいは建設関係についても、今後の協議の中で十分詰めていきたいと思っております。
- 1.5番（横田憲治郎君） いろいろあると思いますが、これからの課題でもありますし、基本的な問題提起だけで終わりますが、3点目の点もひとつ心して取り組んでいただきたい。
- 副議長（大谷昌幸君） 次。
- 建設部長（山本俊兼君） 2点目の道路問題についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の府中我孫子線の道路整備問題でございます。本件につきましては、通称奥村病院前と言っておりますが、交通安全対策を兼ねた整備につきましては、実のところ、かねてより地元の方々から、議員さんと同じような御意見をいただいております。御存知かと思いますが、現地の道路に沿った水路は、一見、不要のようでも、現実、家庭汚水、路面排水、埋設引き込み管等がありまして、これらの整備については、一定の予算も必要かと考えるところでございます。一般道路の整備の補助もさることながら、現行3メートル50の路線におきましては、交通安全対策上、補助を受けることが困難な面もございますが、交通担当セクションとも連携をとりまして、交通安全対策を兼ねた道路整備を補助を求めながら取り組んでまいりたいということでやってるわけでございます。これらの具体的な調査等につきましても、近日、予定しておるところでございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の和泉中央線供用開始に伴う粉河線の対応策ということでございます。本件についても、中央線そのものが、昭和41年から議会並びに関係各位の格別の御協力をいただき、52年度末で一応の完成を見ることができたわけでございます。深く感謝申し上げます。

近く本件開通を予定しておりますが、粉河線そのものが御存知のとおり、国府小学から泉南線まで延長約200メートル、都市計画決定上では幅員27メートル、また、泉南線から第2阪和までの延長約600メートル、幅員33メートルということで都市計画をしておる現状でございます。これらの促進について過日、大阪府道路課の課長とも私、お会いいたしまして、何とか和

泉中央線の供用開始もさることながら、急増する都市化の進展によって当然、粉河線の拡幅の進捗、こういった問題に取り組んでいただきたいという申し入れもしております。

ただ、道路課のお考えとしては、都市計画法上では和泉中央線という名称を使っている。ただ、現実には府道であるという点の事業手法の検討を十分いたしまして、国当局にも当たってまいりたいというお考えを示されておりますので、今後、さらにこれが一步前進するようにわれわれも大阪府に陳情し、また、連携をとりながらこの事業促進に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、3点目の府中北通り線の開通めどはいつかという御質問でございます。本件についても、昭和43年度から、現行の道路を幅員6メートルを12メートルに拡幅すべく取り組んでまいったわけでございます。ちょうど着手当時、大阪府の補助対象に乗って進めてきたところでございますが、近年、大阪府の財政事情が厳しい中、事業費の枠の割当が非常に少額になってきております。したがって、われわれといたしましては、53年度はいたし方ないとしても、54年度から国費対象にこの事業を持ってまいりたいということで、いま、現課において大阪府と折衝を重ねておる現状でございます。

内容を申し上げますと、あとの事業費の枠といたしましては、開発公社で先行願っているものを含め、約2億程度が必要だという目安を踏んでいるわけでございます。何とか国費事業をお願いいたしまして、事業費の割当枠の増額を図り、何とか早期に完成してまいりたいという考えを持っておるところでございます。

- 15番(横田憲治郎君) 2点目の道路関係については、府中我孫子線ですか、結局、いまは何の考えも持っていない。安全対策も含めてこれから調査します、と簡単に言うたらそういうことですか。そのように私は聞いたんです。これは全然使ってないこともないし、という表現もされてますが、委員会でもないの、言葉尻をつかまえて再質問することはないのですが、もっとやはり実態の把握を常にさせていただきたいと思えます。ペンペン草生えてます。道路と川底の差が2、30センチです。しかし、たくさん雨が降ったときには、水は高いところから低いところへ流れるのですから、一時的な断水の能力は必要かもしれませんが、基本的には、河川というか、水路としての用をなしているのかどうか。私が府中に住んでるので力点を置いて言うのではありませんが、一応、市街化されて交通量もかなりあるところです。いかに狭い道路とはいえ、維持管理などすべてに携わる部長さんですから、ピシッと掌握していただきたいと思えます。

ペンペン草が生えてます。その実態を調査していただきつつ方向性を決めていただかなければ、長年占有してらっしゃる向きがたくさんあるわけです。したがって、いろいろ問題もあるかと思えます。行政マンの立場からいけば、なかなか厄介で避けて通りたくない問題であろうかと、私

らも理解はいたします。しかし、一定の手を施さなければならないことも事実だと思います。そうであるとするならば、まず、実態把握を始めていただいて結構ですから、ひとつ精力的に取り組んでいただけるということを確認させていただいてよろしゅうございますか。

○ 建設部長（山本俊兼君） はい。

○ 15番（横田憲治郎君） 確認させていただきましたので、よろしく願います。

2点目ですが、中央線は52年末に完成、供用開始は近日中ということですが、まず第1点、再質問させていただきますが、この都市計画の27メートルないし33メートルの分が整備されなければ、中央線と粉河線の接続位置はあのままということですか、逆に言えばね。それをちょっとお答えいただけませんか。

○ 建設部長（山本俊兼君） 和泉中央線と現実の府道粉河線、これらの拡幅の都市計画は、昭和41年になされております。議員さんの御意見は、ちょうど和泉中央線、それから粉河線とクロスするところでいま、一時交通規制をやってるが、これを外せないかという御質問のように私、受け取ってるわけですが、現実、粉河線の拡幅等を考えていかない限り、あのクロス部分は、交通上危険があるということで、この問題については、警察とも協議したことがあるわけでございます。近く供用開始をするとしても、いまの国府小学校前でクロスするあの状態の中で供用開始せざるを得ない、交通上危険性があるということでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） であればあるほど、通称小栗街道から泉南線あるいは泉南線から第2阪和に至る粉河線の手当を急がなければならないと思う。いま聞いてると、中央線という立場で都市計画が張りついているさかいに手がおろせんとか、はっきりしてもらわんと、十年一日どころか、三十年、五十年一日のごときそのままですよ。これを何とかしてもらわんとね。

市長、助役さんも聞いていただいていると思いますが、市役所へ勤めてる職員さん、通勤時にマイカーをやめてもらえんかという声もあるんです。市内から市内やないか、おれたちは混雑している交通渋滞をしばうしながら市外へ出て行く。阪本からここまで通勤に使っている方もいらっしやると思います。先ほど話が出た府中団地の府中阪本線ですか、あそこへ逃げてくる、あるいは泉大津阪本線の警察の方へ逃げてくる。そういう形で脱兎のごとく交通渋滞が終日といっていいほどある。せめて職員さんは、通勤時間だけでも3人、4人相乗りでも3台を1台にしてくれへんか、無理やろうけど……、という話です。それだけ切実なんです。

まだ、供用開始が正式にしていなくても、中央線は部分的に使っている。いまの状態では、クロスのところがあんまりはいかん、取り外せということをお願いしたいけど言えん。私もその実情は一応理解はしています。だから、問題は、泉南線に至る、あるいは第2阪和に至る粉河線の手当は、緊急課題として取り組んでもらわなければならない。第2阪和もまだ葛の葉も池上地区もできて



ませんから、それをやったからといって、直ちに粉河線の渋滞が解消されないでしょう。しかし、緊急課題として取り上げるだけの内容であることは事実だと思います。先ほど答弁しかけていただいた中央線がらみで、府道やのに中央線としての都市計画を打ったるさかいに手がおろせんということになれば納得できませんので、その点理解できるように、まず、背景を説明いただきたいと思います。

○ 建設部長（山本俊兼君） 言葉足らずで申しわけございません。御存知のとおり、粉河線は大阪府の管理道路でございます。都市計画法上では、和泉中央線という名称を使っております。大阪府自身も、これは緊急を要さないという判断ではなく、緊急課題としておるわけでございますので、まず、これも大阪府の事業として国に上げるべきか、和泉市の事業として、大阪府がその裏負担を全額持つべきか、そういった事業手法をまずお互いに協議し、早急に国に上げていこうというのが大阪府のお話でございます。そのように御理解いただきたいと思います。

○ 15番（横田憲治郎君） 敵が城下まで攻めて来てるのに評定してるのを小田原評定というそうそうですが、そういうことにならんように、ひとつタイムリミットだけ決めていただき、所管の建設委員会等々もあることですから十分に御協議をいただき、緊急課題として、ひとつ大阪府の取り組み方を期待したいと強く要望しておきます。先ほども言ったように、ここも用水路と並行してる。ついでやおまへんが、8、90%以上占有してますね。この問題も含めてひとつ要望しておきたいと思います。

それから、3点目の府中駅前北通り線ですが、これもちょっと愛想のない返事しか返ってきませんでしたので、聞いておきたいが、53年度は補助対象が少なかったので待ちや。54年度に国家予算で国費対象に持って行って、という答弁だったと思う。53年度は何ら予算化されてませんか。年度途中の補正等も考えられないのですか。

○ 建設部長（山本俊兼君） 43年から大阪府の補助を受け、御存知のとおり、53年度もこれらの予算措置をしていただいております。ただ、現在のところ、53年度の大阪府の事業費の割当額が8百万円。こういう状況でございます。こういうことでは、百年たってもできないと考え、過日米、大阪府道路課とも協議し、何とか国府補助事業に持って行っていただきたいということで申し入れをしております。したがって、われわれとしては、53年度は府費でやむを得ないとしても、少なくとも、54年度から国費対象事業に位置づけてまいりたいという説明を申し上げたわけでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 大変だということは理解しても、どうしても中途半端になっていると言わざるを得ません。弁解がましく質問してるわけではありませんが、これもひとつ54年度を最終で取り組めませんか。建設部長は4月に就任されて大変だろうと思いますが、ベテランの

部長を配しての最重要部局であろうと思います。ほとんど買収していただいて入り口でどうしようもない。だんごをのどへ詰めたような状態で、和泉市は何してるんか、となる。市民の期待にこたえるというよりも、市民の信頼を回復するために、精力的に53年の時点からでも結構ですが、54年を最終にするよう、本件では、市長の決意のほどを聞いておきたいですな。

○ 市長(池田忠雄君) 横田議員さんの御質問でございますが、先ほど建設部長がお答えしたとおり、諸般の予算の獲得面における問題はございます。御趣旨を体して意欲をもって取り組みます。よろしく願いいたします。

○ 副議長(大谷昌幸君) 次の答弁。

○ 建設部長(山本俊兼君) 第3点目の駅前再開発計画の問題でございます。これにつきましては御存知のとおり、昭和48年、49年度におきまして、一定の基本構想のための調査をやっております。この調査によりますと、調査時点におきまして、再開発事業経費が約百億になんなんとする事業費が試算されておるわけでございます。現在の財政事情等をいろいろ考えまして、これが実現ということについては、いまのところ非常にむずかしい問題があると思われるわけでございます。

ただ、昨日も産衛部長がお答えしておりましたように、国鉄貨物駅の移転跡地の活用ということにつきましては、こういった48、49年に調査をし、ある程度の基本構想を持っておりますので、これにささやかながらでもかましていくということで現実、和泉府中停車場線を何とか拡幅の方向に持っていき、そうした土地利用も考え合わせて進めていきたいと考えております。過日も関係部局、われわれ建設部の意見等も含めて、産衛部が国鉄当局と協議をさせていただいてるという現状でございますので、その点御理解賜りたいと思います。

○ 副議長(大谷昌幸君) 質問順に答弁するように。

○ 15番(横田憲治郎君) 具体的な点、何点かあったんですが、まず、市長部局に聞いたかあったんですが、駅前再開発について、昭栄劇場の跡地のセットされたのは、当初の範ちゆうに入ってるのか、いないのか。別途、事業目的があって買収したんか、この点ちょっと確認させていただけますか。

○ 参与(林徳次君) お答えいたします。

御承知のように当初、市が駅前周辺を再開発の手法をもって一定の地域整備をやりたいということで決定した経緯は御存知のとおりでございます。したがって、再開発手法になりますと、区画整理にもございますように、一定の保留地を担保する必要があります。権利の置きかえという形で、市が一定の保留地を担保するというのが前提条件でございます。たまたま、こういった昭栄跡地の問題が上がりました。検討の結果、当時の上層部で保留地に充てるということで

公社で買収したという経緯がございます。基本的には再開発の一環として、現在もその目的に供すべく公社で所有いたしております。これが基本的な姿勢でございます。

ただし、先ほど来御指摘の当面、再開発が現行の諸事情の中ではすぐに至らないという現実がございますので、国鉄の貨物駅跡地をめくりまして有効な土地利用を、先ほど建設部長が申し上げましたように、一步前進というささやかな形ではございますが、当面、計画しております南通り線の拡幅にも充てていきたい。また、当面焦眉の急に迫られている自転車置場、タクシー乗場等の解決にもこの跡地を充てていきたい。当面の措置と、基本的な見通しの上に立って公社で保有しているのが、現状でございます。

- 15番(横田憲治郎君) 駅前再開発というのが基本だと理解しております。その基本に立って、現実的、過渡期的な実現可能な措置というらえ方で理解しているわけです。そういう立場でお伺いしているわけです。その意味では、駅前再開発構想というものを48年でしたか、49年にかけて調査をして今日に至っている。いま答弁があったように、百億になんなんとする事業費を必要とするという、とてもじゃないがしんどい、絵に書いたもちでしょう。基本構想であったとしても、やはり実現の可能性を秘めてなければならないと思うんです。その意味では、現実的立場に立った基本構想について、市民的コンセンサスを得る中での実現を目的とした練り直しが必要ではないか。

かてて加えて、あの道路を拡張しはるといふ、かなりメリットのある話、覚書あるいは協定まではいかなくてもどこがやってはるんか、産業衛生部ですか、国鉄当局とやってはるの……。国鉄の再建計画の基本方向というか、報告書を見ると、とにかく土地は売らない、貸さない、そこへビル建てるという。駅前の一等地やさかいに民業と共存共栄できるようにやり、高齢化していく国鉄職員の第2の人生の職場に充てていく。3,000ヘクタールほどの土地で千億ほどもうけるという。これは諮問機関の報告ですから、そのとおりはやらんでしょうが、かなり厳しいものがあると思う。その意味からも市民的コンセンサスを得る中、何とかこれだけは確保したいという、説得力のあるものを持って行かなければ、府中の玄関やさかいに、前から言うてるんやさかいに、ということで通るならば結構、大いにやっていただきたいが、私は心配する観点からお伺いしておりますので、まず、その道路の拡張あるいはバスターミナル、タクシー乗り場、自転車置き場の4点は、何とかめどはついてるんかどうか。

- 参与(林徳次君) 重ねての御質問でございます。先般来、担当部長からも申し上げておりますように、国鉄は天王寺鉄道管理局、それから地元の駅長を含め、最終的にはごく数日前ですか、天王寺鉄道管理局から、貨物駅跡地利用をめぐる具体的な提案を受けております。詳細は避けませんが、その中には、国鉄側としても、小荷物の処理あるいは会議室等の現在使用中のプレハブ等

もありますので、これらの移設、有効利用を含め、一定の意見をこちら側に提示されております。

これを受けて、市の方で理想的な配置をしようと思えば、一定の金額の負担問題も出てまいります。一定期間、国鉄側の案をめぐり現在協議し、早急に結論を出して、国鉄側と最後の詰めを行う段階でございます。先ほど申し述べておられます国鉄側の基本的な赤字解消の姿勢も漏れ承っておりますが、本件に関しましては、そのような強い姿勢はございません。見通しはございません。

- 15番（横田憲治郎君） その場合、あえて文句をつける気はさらさらございませんが、御苦労を理解する立場でお伺いするわけでございます。要するに、部分的、局部的になってしまい、駅前再開発構想なる百億という事業費でなくても、たとえば縮小した形であっても、整然としたものにしていくための現実的措置になるかならんか、私たちはわからないだけによけい心配するわけです。かなりの内容を含んだところまでいってくれてる答弁でございますので、理解もし、信頼も申し上げるわけですが、その意味で道路部分をちょっと広げてもらえる、自転車をちょっとここへ置かせてもらえるんやと、現状よりもよいと、それでも結構だと思います。しかし、それだけで終わってしまい、駅前をこうしたいんだという、昨日も質問が出てましたが、私も全く同感です。山本農葉の移転問題も若干聞いており、西口乗降ということも絶対的な課題でしょう。また、駅の橋梁化ということも、市民的な要望としても出ております。

そういうことで市長、この再開発に対する基本をしっかりと練り直し、現実的措置と並行しながらやっていく。やはり市民の声が反映される中で、部分的なつぎはぎの形ではいけないと思います。そうなってしまってからでは遅いんです。せっかく昭栄跡地の担保物件も留保してかかっているわけですから、金利もついてくるわけですし、有効利用等も含めてね、あれを使おうと思ったら何百億要るんや、こっちはこっちで使えるところだけでもろうて、借りるところだけ借ってやっとうかということではなく、基本にのっとった上でやっていただきたいことを要望し、市長の見解を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

先ほど来、担当参与、部長の方から御答弁申し上げ、それに対する横田議員さんの御指摘をお聞かせいただいたわけでございます。御案内のとおり、駅前整備は、和泉市の表玄関だけに従来からの課題でございます。十分承知をいたしております。ただ、貨物駅移転に伴って、国鉄は、国鉄なりのいろんな条件はあると思います。おっしゃるように、国鉄全体としては、シビアな態度を持っておるように聞いております。

しかし、本件につきましては、林参与もお答えしたように、私たちは期待もし、希望も持って何とかガードのかたい国鉄を、先ほど示しました本市としての基本的な姿勢の上に立って押しま

くってまいりたいということで、決意を秘めて担当課に当たらせております。何とか国鉄と協議の上説得もし、住民のより利便になるよう、問題の解決に努力してまいりたいと決意しております。

ただ、先ほどから御指摘いただいております駅前東面での再開発構想だけは、47、8年に確かに立ってございます。御指摘のように、昭栄跡地の担保物件としての取得はいたしております。ただ、高度成長から低成長、財政の転換の中、これからどうこの問題に対処すべきかに舌慮する面はございますが、なおざりにはできない問題だと承知しております。かてて加えて、やはり再開発構想というものの都市改造的なものなので、住民のコンセンサスも当然ながら、前提になってくる問題でございます。

こうした大きなネックを考えますとき、やはり今後、何とかしてこの問題の見直しと練り直し、対処してまいらなければならないと、私も承知をいたしております。今後の表玄関の整備という課題を十分承知しながら対処させていただきたいと存じます。よろしくお願ひしたいと思います。

○ 15番(横田憲治郎君) 簡単に意見を言うて終わります。

3点にしばって一般質問をさせていただきましたが、いずれも懸案の問題を取り上げさせていただきました。乏しい財源、厳しい財政運営の中で、非常に困難な課題ばかりであるとは思いますが、市長を先頭にひとつ誠意ある努力を市民の負託にこたえるためにもお願ひをしたいと思います。

最後の府中駅前整備問題で通告の際に申し上げましたが、道路の拡張、バスロータリー、タクシー乗り場、公衆トイレ、自転車置き場はもちろんのこと、住民サービスコーナー等々、昨日も何か4点ほどありましたが、欲張ってまた、元も子もなくすようなことを、とお考えになるかもしれませんが、さらに確認して要望し、大変だろうと思いますが、奮闘していただきますようお願いをして、終わります。

○ 幅議長(大谷昌幸君) ここで暫時休憩いたします。

(午後2時52分休憩)

(午後3時33分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、13番、赤阪君。

○ 13番(赤阪和見君) 私、最後の質問でございますので、理事者におかれましては、的確、明快なるお答えをいただきますれば、早く終わるということでお願ひいたします。

質問の要旨に基づき一つやらさせていただきます。教育施設の充実についてであります、今回

は、次の3点に分けて質問いたしたいと思います。第1点目に、法律第185号、学校図書館法、第2に、法律第20号、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び厚生省令第2号、法律施行規則に基づくもの、第3点目に51年7月給食に関する通達の3点を基本的な考え方によってどのように実施をし、教育委員会並びに市理事者におかれましては、どの程度実態をつかんでおられるか、お答え願います。

まず、第1点目の学校図書館法の中の学校図書館であります。この法律には「この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする」と第1条の目的でうたわれております。また、教育の落ちこぼれを避けるには、学校図書を充実し、低学年からの読書を習慣づけることが大切であり、そのためには、手の届くところに良書を備えることが肝心であります。現今の映像、音を見聞きして自分の行動を起こすというのは、ともすれば非行に走りやすく危険であります。映像文化と文学文化の均衡のとれた教育が大きく要求されるときであると感じております。読書は人間思考を養い、考えることに大きく努力し、人間的成長の一助になると確信するものであります。

そこで、2、3お伺いいたします。各小中学校の図書館の実態について、各小中学校の総冊数とその平均冊数と1人当たりの平均冊数。次に、図書購入は平均年何冊になるか。費用はどのように手当されておるか。次に、課題図書はどう位置づけされているか。次に、施設で単独の図書館または最初から図書室として設計されたところは小学校で何校あり、どの学校であるか。また、図書館を持たない学校があると聞か、それはなぜなのか。

以上についてお願い申し上げます。

次に教育施設の2点目に学校管理、特に衛生的環境の確保の中で給水に関してであります。この法律の第1条「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする」となっております。特に児童の健康管理の問題、これから夏にかけて水を求め、使用量も多くなると、これら給水の貯水槽、屋上高架水槽の管理は、だれがどのようにしているのか。また、今年まで各学校の年月が非常にたつておるわけですが、学校においてどこまで実態をつかんでおられるか、お答え願いたい。

施行令の中の特定建築物と言われるものは、公共施設3,000平米、学校8,000平米とされているが、それに達する施設はあるのか、ないのか。学校外の建築物ではどうか、あわせてお答え願いたいと思います。その中で、8,000平米以上の学校施設については、建築物環境衛生管理技術者を置かねばならないと規定づけられておりますが、その氏名等もわかればお答え願いた

いと思います。

続きまして3点目、学校給食に関し最近、PTAの中でも母親の方たちから問題を提起されていることで、先割れスプーンの件であります。新聞の声の欄、社説、テレビ報道等マスコミでもたびたび取り上げられ、過日のテレビドキュメンタリーの中で「犬食い早食い学校給食」などの番組を見た人もあろうと思います。子供というのは、親の言うことを聞かぬとも学校の先生の注意はよく聞き、その他社会生活の中で大きな成長を見せれば、また、くせも覚えやすいわけであります。そのような大事な成長時、教育のしつけの一部である学校給食で、使用する食器によってゆがめられてるのはとても残念であります。文部省の昭和51年7月に出した通達にも、適切な食器を使用するよう、との内容があったと思います。食器の改善について、担当者はどのように考えておられるか、お答え願いたいと思います。

まず第1点、先割れスプーンについて、おはしの使用はどうか。犬食いというのは何に起因するかのお答えをお願いしたいと思います。

続きまして通告の2番目、民間下水処理助成についてであります。予算委員会でも要望したわけですが、以後、理事者においてどこまで進んでるか、お答え願いたいと思います。

青葉台、緑ヶ丘、三井団地等各自治会において、管理組合と請負業者の間で契約し、1世帯当たり幾らと使用料を徴収し、運営をしているわけであります。全市を見て公平な行政を実施する中で、くみ取り式または公共的下水処理場のあるところだけは行政の助成がありながら、これら新進デベロッパーには何もされていないという現実の中で、物価高騰、収入の減収、管理費の増加、処理機械の耐用年数の経過等々大変な中を運営しておるわけであります。修理、機械の買い換え等について助成の方向を考えてこそ公平になると思うが、その点はどうでしょうか。

また、全和泉市を見たとき、鶴山台、光明台団地の下水処理に対する市の持ち出しは幾らか。2番目に、一般くみ取り式の場合の助成は、全市1世帯平均1カ月幾らとなり、市民負担はどうか。3番目、市税収入を比べたとき、どのような対比になるかについてもお答え願いたいと思います。

最後に、防災対策の件であります。例年、2、3の大きな災害が全国で起き、そのニュースを見聞きするたびに、自分の周りでもし起こったならばと考えるとき、身のすくむ思いがするのは、私1人ではないと思います。

そこで、災害対策基本法の規定に基づき設置された和泉市防災会議の開催状況はどうなっているか。また法の目的である防災計画、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災については罹災者救済用備蓄はどうか。その他消費物資の備蓄対策はどうなっておるかお聞きしたいと思います。

また問題点が多く、以前から要望があるにもかかわらず、余り事が小さいので、手のつけられ

ていないところもあるように思えるが、防災の観点からはどのようにお考えか。乱開発の影響で鉄砲水等の大災害と言われる災害があるが、そこで、土地開発、水路、河川、がけ崩れ等の総点検を実施すべきであると思うが、その点、関係各位はどのように考えておるか、お聞きいたしたいと思います。

幸いわが市には大きな災害がないのは、皆様方の日ごろの努力のたまものと感謝しておりますが、もし、マグニチュード4というような小さな災害であっても、あの東北の地震で問題になったブロックべいの崩壊等のような被害が出るか、その点の総点検の実施方を要請したいと思えます。

以上で質問要旨の説明にかえますが、再質問を留保いたしまして、私の質問要旨にかえます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 赤阪議員さんの御質問についてお答え申し上げます。

まず第1番目に、学校図書館法の法の目的から、現状小中学校でいかなる運営がなされ、実態はどうなっているかの御質問でございます。法の目的の第1条にございますように、それらの趣旨から第3条には「学校には、学校図書館を設けなければならない」とございます。現状、本市においても、各小中学校に図書館、図書室なるものを設けております。小学校では16校、中学校7校、蔵書の総数は、小学校では平均2,880冊、中学校では3,940冊、児童1人当たり4冊弱、生徒の場合は4冊強という現状でございます。年々図書が消耗してまいりますので、予算措置いたしまして新しく買いかえていくという措置も考えておりまして、小学校1校百冊程度の購入の予算措置をされてまいっております。

これらの図書館の運営は、現状、学校の新設または増改築の場合、図書室を設けるようにされております。特別教室といたしまして2教室分を充て、図書室の設置をいたしております。旧来の学校の建物には十分整備されていない設備の状況もございますけれども、年々図書の増冊等に鋭意取り組んでまいりたい、かように思っているわけでございます。

次に、建築物における衛生環境の確保に関する法律から、学校のいわゆる公立の文教施設について職員の配置を考えてるかということでございます。御指摘がございましたように、この法においては、8,000平米以上の建物には管理技術者を置くべきだと指示されております。現状、本市の小中学校で1棟が8,000平米に達するものはございませんので、この法には抵触しないという判断を持っておるわけでございます。と申しましても、当然、建築物に対する衛生環境の確保には十分配慮してまいらなければならない。特に管理職の先生方にも十分それらを徹底いたしまして、なお健全な衛生環境の保全に努めてまいりたい、かように思うわけでございます。

この件に関しましては、各小中学校の受水槽並びに高架水槽の衛生的管理の面からいろいろ御



指摘をいただいております。現状、小中学校の受水槽並びに高架水槽については清掃を行い、日常の教育活動の中で衛生管理面に十分配慮していかなければならないと感じておるわけでございますけれども、現状、なされていないのが実態でございます。

それから、学校給食の指導面でいろいろ御指摘をいただいております。問題点の一つとして、子供が背を丸め、おっしやるような犬食、早食いする悪癖があることは、早くから論議されてまいっております。最近では、それが先割れのスプーンを使用することによっての指摘がなされ、各地でこの問題がクローズアップされてるところでございます。現在、この先割れスプーンを使っている児童生徒の給食は、全国で1,500万人を超えているという状況でございます。この先割れスプーンは、これ1本ではし、スプーン、フォークなどの役目を一気に果たせるもので、経済的な上、また、洗う手間が簡単であるという理由から、本市でも利用させていただいている現状でございます。

しかしながら、学校給食法に示すように、日常活動における食事について、正しい成果と望ましい習慣を養うという目的からも、また、日常生活での基本的な生活習慣、食事の際の礼儀作法の点からも検討すべき問題ではないかと考えているわけでございます。今後は、学校と市教委の連絡を密にして指導体制を強化するとともに、現場での指導を一層深めてまいりたいと考えております。

しかしながら、給食指導は画一的なものではなく、各学校の創意と工夫により、明るく楽しい給食の実現が指導の出発点であり、終局の目的である到達点でもあります。授業的な雰囲気がかもし出されるようでは、指導上の原点からも好ましくないんじゃないかという判断も立てております。これらの先割れスプーンの使用によっていろいろ問題点は残っていますが、これらを再度、給食部会の先生方、また、現場の養護学級の先生方と十分協議し、最良、最適な方法を編み出してまいりたいと思います。

以上でございます。

- 13番(赤阪和見君) —まず、学校図書館の件ですが、冊数等が非常にあいまいである。というのは、本というのは消耗していくものであり、以前からのやつがある学校へ聞きに行くとならば8,000冊だが、実質は4,000冊というように、古い本から順番に使用度が激しいので処分していく形になっている。しかも、学校にある図書が、すべて教育委員会関係で買った図書ではないという事実は御存知だと思うんです。父兄、PTAの負担、また、図書費の徴収してないところもあります。6、7万の教育委員会からの図書購入代はあるように聞いておりますが、課題図書が最近では1冊700円から900円、20数学級、また34学級、少ないところで13学級ですか、こういう形の中で課題図書すら満足にそろえられない現実を踏まえて、もう少し全

的にやってもらいたいと思います。それをまず第1点、お聞きしておきます。

- 教育次長（広岡史郎君） 図書館という名目のもとの部屋はこしらえてませんが、一応、義務教育課程の中で設置する義務を命ぜられておまして、図書室につきましては、小中学校とも全校部屋を取っております。
- 13番（赤阪和見君） 光明池も取ってますね。
- 教育次長（広岡史郎君） 光明池の小中学校については、部屋はございますが、現状、まだ図書の整備はなされておられません。
- 13番（赤阪和見君） 零ですか。
- 教育次長（広岡史郎君） 零でございます。
- 13番（赤阪和見君） 学校を開校するときには、学校には、学校図書館を設けなければならないと義務づけられておるわけです。部屋はあっても、中身がなかったら何にもならない。こういうお粗末な状態で学校を開校しておる。いかに生徒が5、6名といえども、学校は学校である。大きな隔たりがあると思う。だから、早急に学校図書の方を充実してもらいたいし、光明池といえどもやってもらいたい。

もう一つ、私の調べた中では和気小学校、ここには図書館がない。図書は4,000冊余ありますが、新しい倉庫に入れておいて、1週間に一遍なり授業するときには、そこから各教室へ運んで勉強し、終わったら返す、この作業を教員1人1人がやっているが、そういう点を御存知ですか、御存知ないですか。

私、思うのに、本当にこのような実態であったら、この学校図書館法という、授業の一環の中に組み入れられた図書館を充実して、生徒の思考力を十分に養える場を果たして持つものが学校であると思います。

もう1カ所言うならば北松尾小学校、初めは3階にあったが、どんどんふえてきた中で会議室へ移し、そして、プレハブへ移った。そして、今度4階ができれば4階へ移すという、こういうずさんな指導体制というか、学校の管理がなされている。

私はいつも思うのですが、学校の先生というのは、非常な努力を払っております。責任ばかり重くて権利も何もない。しかし、使命感に燃えております。こうした点、市理事者、教育委員会においては、やはりすっきりした状況で子供を本当に健やかに育てる教育をするのが責任ではないか。ひいては議会の責任でもあると思うんです。

今度、北松尾も改築されるんですね。だから、はっきりした実態をつくった中で、この学校図書館法にある精神に一步近づけていこうという姿勢でやってもらいたい。あるのはあるが図書がない、これは図書館と違う。場所だけでっせ。

(「倉庫や」と呼ぶ者あり)

倉庫でも物が入ってますよ。その点、早急にまとめ上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほどの次長の答弁で水槽の管理についてですが、本当に8,000平米以上のところはないですか。

- 教育次長(広岡史郎君) 1棟で8,000平米を超えるという学校の規模のところはございません。すべてを合わせて8,000平米を超える学校は、小中とも1校ずつございます。
- 13番(赤阪和見君) この法律には、1棟でと書いてない。管理責任者は、1棟ずつ管理してるんですか。この庁舎、平米数で何ほあるんですか。はっきりとした特定建築物の環境衛生管理技術者というのは置いてあるんですか。この庁舎、建物だけで7,022平米、市民会館が1,918平米、水道部のところが682平米、合計したら8,000を超えますよ。水道は2、3カ所から引いてるんですか。これを管理する義務があるのは、建築物の衛生的な管理技術者でしょう。

先ほど水道部長に聞いたんですが、水槽がない、受水槽はないとばかげたことを言ってる校長、教頭先生もおるんです。水道管から直接ポンプアップされて揚がる、タンクがないと言ってる管理者が現におるんです。水を一たん地下、地上にためて、国府小学校の場合、ここから見える黄色タンクに揚げてる現実を知らない管理者がずいぶんおりますし、どこにあるかもわからない。そんなものあるんでつか、直接水道管からポンプアップしてきてるのと違うんでつか、という状態です。上のは見えるが、下にあるのはわからんという実態です。

市庁舎の8,000平米以上あるところ、また、富秋中学校の11,000平米、これには市長の管理責任上、建築物環境衛生管理技術者を置かねばならないとはっきりうたい上げてるんです。そうしたら、この法に違反してるんですか。公共的な建物が違反しているのなら、そこらの一般の業者、府中病院ですら8,000平米を超えるでしょう。その点、どうお考えですか。

- 財務部長(麻生和義君) 市庁舎の管理のことについてお答え申し上げます。

市庁舎の面積は、7,022平米でございます。御指摘どおりの平米数でございます。市民会館は、1,918平米でございます。私どもといたしましては、市民会館と市庁舎は別棟でございます。直接の行政目的が異なるものであるといった観点から別の建物であるということで、当然、電気、ガス、水道、その他の引き込み等も別々でございます。おのずから管理の責任者も別でございますので、合算して8,000平米を上回るといった考えを持ってございません。御了承賜りたいと存じます。

- 13番(赤阪和見君) そうしたら、富秋中学校なんか、校倉と体育館は別やから関係ないというわけですね。管理責任者は1人ですか、2人、3人ですか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行令が出ておりまして、その第1条に「第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする」ということで、8,000平米とは、学校の中の体育館、校舎、その他すべての施設を含めてであるかということにつきまして、厚生省環境衛生局環境衛生課で十分確認いたしましたところ、1棟が8,000平米以上にあたる場合という形の答えをいただいております。

なお、御意見が違うようでございますので、こちらでも再度確認していきたいと思うわけでございます。

○ 13番（赤阪和見君） わかりました。それはそれとして受けましょう。そこで、清掃の件でございしますが、何も8,000平米云々できようは質問してるわけではございません。「特定建築物維持管理権原者は、前項の遊離残留塩素の検査、水質検査及び貯水槽の掃除を、それぞれ7日以内、6月以内、1年以内ごとに1回、定期に、行わなければならない」、特定建築物でないというふうに理解しても、これはあくまでも千人、また800人余の皆様方の大事な子供を預かっているという責任のもとにおいては、この清掃がいままで1回もできていないと言っても過言ではないと思うのですが、そういう点で、今後どのようにしていくか。掃除するにしても、1日や2日ではいきません。幸い、もう1カ月すれば夏休みです。そこで、今後の対策をどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） 御指摘の厚生省令でビルの衛生管理施行規則が一部改正されまして、貯水槽等の清掃を年1回以上実施せねばならないと義務づけられております。先ほどお答え申し上げました小中学校を合わせ、新設校2校を除いても23校ありますが、過去に清掃したという経験は、和泉中学ただ1校でございします。これはたまたまモーターの故障で受水槽の清掃が義務づけられたので行ったというのが実態でございします。いろいろとぼうぶらがわいたり、ひび割れが入ったり、槽に藻がわいたり、鉄さびやら水あか等、いろいろ非衛生的なものがございします。加えて機械や給水設備の故障にもつながることでございします。本市の23校についていろいろ計画を建てましたところ、かなりの経費も必要としますけれども、今後、計画的に何校かの形でこれに取り組んでまいりたい。早期の年次の中で、すべての受水槽、防火水槽の清掃を行いたいと考えているわけでございします。

○ 13番（赤阪和見君） 早い年次とか、先ほども藤原議員さんに検討してとか言うのではなく、事政が起こったらどないするんですか。これは後で言おうと思ったんですが、防災対策の中で各学校が避難場所となっている現実の中で、そこを管理する先生が防火水槽は知ってるが、受水槽は知らないということで、不特定多数の人がそこへ入ったときにどうなるんですか。はっきりと

囲まれたところもあります。現実、かぎの壊れたところは知りませんが、のぞけば手が届くというところもあります。古いやつはね。早急にこの夏休みを利用しながら、本当にこの小中学校全部についてやってこそ、行政としての立場、責任が果たせるのであり、ほかへ広げられていく。ビルの管理面で、あるビルで大きな事故が起こった、受水槽の管理でね。市役所もやってないやないか、小中学校はどうなってるんや、あんなところへ行けるか、と言われてもしかりです。そういう年次を決めてとか言わず、夏休みを中心に予算措置してね。その専決やったらだれも怒らないと思います。専決で予算措置して、パッパッと美しくして、安心して衛生管理を誇れるようなところで学校の教育に取り組んでいただきたい。先生が本当に真剣に取り組んでいただけるようにしてもらいたいと思います。

- 教育長（葛城宗一君） 至極ごもっともな御指摘でございます。貯水槽の清掃につきましては、早期に一斉に実施をいたします。

ただ、ここで次長からお答え申し上げたとおりでございますが、水質検査は毎年4回、薬剤師会を総動員してやっていただいておりますということと、加えて保健所からも給食実施の各校を年2回、水質検査をしていただいております。それらの中で、学校保健衛生にも管理に努めてるわけでございますが、本日御指摘の貯水槽の清掃は、現在、全面実施に至ってないという現実の上に立って、早期に子供の保健衛生の管理面から一斉点検、清掃を行いたい、かよう考えるのでございます。

- 13番（赤阪和見君） そういう点で、もう一つ基本的に言うならば、建築物環境衛生管理技術者を本市に1人ぐらいは置き、そして、学校、また教育施設、一般の公共施設全般について、循環的に回っていくという形をとっていただきたいと思いますが、そういう点で、要望としてとめておきますが、よろしく願いいたします。

次に、学校給食の点でございますが、問題のスプーンですが、これです。先ほど、いみじくも次長がスプーンとフォーク、はしの三つのかわりになり便利だと言われました。ところが、テレビの中で出たのは、外人の20人の記者にこの先割れスプーンを使って食事をしてもらったところ、スパゲティにしても2本しか巻きつけられない。だから、犬食になる。非常に心配されることは、行儀が悪くなるのが一つですが、背骨湾曲症といって背骨が曲るとか、最近の子供は非常に成長が著しいので、いす、机が合わないという点多々ありますが、今回はそれを別にして、このようなスプーンを使ってうどんを食おうとしたらどこへ入れなければならないか。先でつまむわけにもいかんし、上にも乗らない。汁がこぼれるから、つい顔を持っていく。こういう状態で食べる。テレビの中で文部省の教育課長が、わずか195食、6分の1しか学校で食べていない、このように言いますが、その6分の1の悪いくせが非常に身につやすい。

いいことはなかなかつきにくい。まして、学校という教育、しつけの場であるということで、このようなスプーンを使ってるのは、ものによっては十分役に立ちますが、スプーンを吸うても3分の1は落ちる。この点、はしを持参するとか、はしを使うとかの前向きの検討をどのように考えられているか。もう一度お答えを願いたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） 犬食いとか早食い、これらの原因が直接的に先割れスプーンにあることは、文部省が調査した中でも明らかにデータが出ております。本市でも、過去にはしを使って給食時に実施する形で調査を行ったことがございますが、何を申し上げましても、突く、吸う、切るの機能を持ったスプーンの方が使いやすいという実験結果も出ております。しかし、こういう中でいろんな問題が提起されてますので、今後、御父兄の方々とも十分協議し、はしの持参、使用することとあわせ、また、家庭の中にあっても食事のマナーについて十分再考していただくよう協力を依頼していく形で取り組んでまいりたいと思います。

○ 13番（赤阪和見君） 背中が曲がる背骨湾曲の生徒が8割以上おるというデータも出てますが、本当に検討していくことも大事ですが、まず実施しようという前向きの姿勢で1校モデル校を選んではしを持参あるいは学校ではしを用意するとかの方向を決めてもらいたい。あのLL教室でも予算委員会のときに話が出ましたが、モデル的にやってみる。よかったら続けていくというふうに皆さんが答えるように、はしを使う学校を一つモデル的に選び前向きの姿勢で考えていただけませんか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 年度内に1校モデル校を選定し、一応、実験に取り組んでまいりたい、かよう考えております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部長（山本俊兼君） 2番目の民間下水処理助成についてお答え申し上げます。

本件につきましては、かねがね予算委員会の席上でも御意見をいただいているところでございます。また、以後、現課においても議員さんから御指導をいただいているところでございますが、われわれの考え方としては、なるほど一般くみ取り対象市民につきましては、市が70円なり100円の助成をしている現実がございます。また、大規模開発さらにはミニ的な家庭におきまして、そういう処理場のなものを装置されてるという現実もございます。

当然、これらの格差という問題もあろうかと存じますが、何を言いましても、本市がおくれています公共下水道の充実がまず先決ではなからうか、このように考えてるわけでございます。53年度の下水道特別会計におきましても、1億5千5百万円という一般会計からの繰り入れをお願いしているわけでございまして、むしろそういった公共下水道の充実を図っていくことが急務を要するんじゃないかという考え方を持っておりますので、ごもっともな御意見だと思っておりますが、その点、御了解賜りたく存ずる次第でございます。

○ 13番(赤阪和見君) いろいろ考えられるわけですが、なるほど私の言ってる中で無理な点は多々あるかも知りませんが、数字的には非常にこれらの地域の方々は、それだけの力があるので高い土地を買ったのかもしれませんが和泉市民としては同じなんです。そして本来ならば、行政の中で下水処理へつないでいくというこれからの方向はあろうと思いますが、いま段階的に小さいところと言いましたが、小さいところは、それなりにいろんな問題も出てきているということです。大きい単位の開発の中で、しっかりとした下水処理場ができていう優良的なものであるならば、そういう助成をしても当然ではないかと思う。一概に言えませんが……。

税額の方でも、市民税においても、青葉台、緑ヶ丘、また観音寺は、全市の平均的に高いわけです。高収入があるから負担が高くなってただけであって、やはり行政の中で優良的な設備をし、いい方向でやっているとところには助成を出していくのは当然ではないかと思うんですが、そういう点で前向きな姿勢で考えていただけるかどうか、精査検討していただければ、これで終わります。

○ 建設部長(山本俊兼君) 再度の御質問でございますが、予算委員会で御意見をいただいて以後、いろいろ市内の実態等をわれわれなりに考えてるわけでございます。正直言って、個人の家庭でもそれなりの設備をされ、一定の水路に浄化水を放流されている、こういった問題も少なくないわけでございます。確かに大規模開発の団地にお住いの方は、それなりの高負担があるという面もあろうかと思いますが、何を言っても、おくれている本市の都市、公共、流域下水道等を完璧に早期に図っていく、卒直に言って、そういった財源を公共下水道の完備の方に抜本的に投資していくことが、全市民に対して効果的なものになるんじゃないか、こういった結論を持っておりますので、御了解賜りたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) それでは、下の方のこれから開発されていくところは得して、公共下水道に乗るところは、そういう市の方からの持ち出しとかの恩恵を受け、上の方で大きく美しく3次処理までやっているとところは、勝手にやっているとやから実費を出せということですか。僕の感覚は間違いですか。

○ 建設部長(山本俊兼君) 勝手にやっていると仕方ないということではなく、われわれとしては、そういうところにお住いの市民の方々にも、当分の間は御協力をお願い申し上げたいという気持ちでいっぱいでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 以後、僕自身も勉強していきますが、端的に言って、くみ取りであったら70円の補助金を出してる。水洗処理の公的機関に乗るところはリッター16円で、聞くとところによると1世帯平均375円ぐらい、そして、完全な処理能力で管理をやるところは1,200円から1,500円、私は実態を見てきたわけですが、そういう点では、検討課題として十分調査し、所管の関係に問題を提起してるわけですから、検討できる形にしてもらいたいと

思いますが、十分調査していただけますか。

- 建設部長（山本俊兼君） 御意見を受けまして、さらにわれわれなりに調査をしておりますが、もう少し細かい調査等も今後やっていきたいと思えます。
- 13番（赤阪和見君） 十分調査していただき、検討課題として残しておきたいと思えます。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 防災対策につきましてお答え申し上げます。

議員さん御指摘のように、昭和36年に災害対策基本法が国の関係でできております。端的な御質問でございますが、和泉市においても防災会議条例ができておりまして、現在までの開催状況はどうかという点でございます。40年当時に、和泉市の地域防災計画をこの中で論議していただいたという経過の中で、その後現在まで、40年以降、地域防災計画の中では、社会的条件とかの変化に即応した災害の実態がやはり違ってきております。それらの適切な措置をするという、一つの変更、修正等が考えられてきたわけでございます。

この点につきましては、現在、大阪府なり関係機関、たとえば電力関係だと関西電力、ガス関係については大阪瓦斯等との協議が必要でございます。そういった協議が整う中で防災会議を開いていくのが、一つのたてまえであるとわれわれは聞いております。その点につきまして、なおそういった上級官庁との御意見並びに関係諸団体との作業を終え防災会議を開き、その中で御意見を聴取するという形になろうかと思えます。

2点目の予防、応急復旧、これは言うならば、地域防災計画の中身になりますが、予防、応急復旧の中で、特に現在、恒久的に和泉市の災害対策本部等がここで組まれております。これは市長が本部長になり、毎年、機構改革等があった場合その内容を変更いたしまして、いずれにしても、応急復旧計画は、各現課ともどもこれに対応してる状況でございます。

なお、予防あるいは復旧計画につきましては、40年当時に地域防災計画が原案されているわけでございます。それらは現状に応じた修正の中で対処していきたい、このように考えるわけでございます。

3点目の備蓄問題でございます。これは非常に参考資料も細部にわたっております。大まかに言って備蓄資材、それから、災害対策の用品あるいは食糧関係等に分かれておるわけでございます。それなりの資料ができましたら後日、またお示しするとして、それに必要な微量ではございますが、対策として持っているのが実情でございます。

なお、4点目の乱開発に伴う人災、その後の総点検云々でございます。これは少なくとも、災害は未然に防がなければいけないということから、不十分でございますけれども、各セクションともども、点検は連日行ってるという状態でございます。



- 13番(赤阪和見君) 地域防災計画が41年、順に変えておる、実情にそぐわないという点で、というお答えがありました。災害というのは待つてくれないわけです。そういう点から、常にこれで当たれるという体制をつくっておかなければならないと思います。そうしたときに、和泉市防災会議が最近1、2年か知りませんが、開かれてないというのは問題であり、防災計画自体が41年、12年前のものである。一回り前のものである。そういう点で、最近の大きな事故、大きな災害、地震等を見たとき、皆さん方も思うでしょう。もし和泉市に起こったらと、ぞっとしませんか。そのときに備えてやっていただかなければならないと思います。

そこで、総点検を実施してるかに聞きましたが、いま早急に直さないかところ何か所あります。総点検実施した中でね。例を挙げてちょっと聞かせてください。

- 建設部長(山本俊兼君) 過日の大雨によりまして、建設部で把握しておりますところを御説明申し上げます。

粉河に通ずる道路で2カ所の山くずれがある。さらには、福瀬町の開拓地区に通ずる道路でがけくずれといったところがございます。さらに浸水問題で、特に横山、北田中の美木多に通ずる工場、倉庫、この辺での浸水が大きく出ている、こういう現状でございます。

- 13番(赤阪和見君) 1カ所抜けてませんか。槇尾山の4トンか5トンぐらいの岩がいまにもくずれそうになってるのは知りまへんか。結構です。いま聞いたところによると、2、3カ所聞きましたが、例をとって言うならば、北田中の農業用水路のあふれる水、これによって床下浸水してるわけです。これはお菓子などの包装加工をやってる業者ですが、一昨年、大体4百万から5百万円の損害、去年また3百万円程度の損失、ことした2、3百万円ぬらしてるわけです。

災害というのは、そこがあふれる可能性があると思えば、即修理、改修していかうとするのが予防であって、これは災害ではなく人災ですよ。だから、そういう危険箇所、また、先ほど言った槇尾山の参道、一番上の府道の切れ目、あそこに大きながけっ縁がありますが、毎年1月、2月になると霜柱で土を上げ、それが解けてくるとぼらぼら落ちてくる。落石防止の金網をしていますが、いまは大分越えてます。それもことしの1、2月土木の方では見てるはずなんです。そして、2、3トンの大きな石が二つ、そこで土を食いとめてる現況です。この間の雨で2、3センチ移動しております。その下には店屋が何軒もあるわけです。そして、ああいう観光地ですから、もし日曜日、あの石がくずれたらばどうなるか。店屋の観光業者は、つぶれたかて、ぜに払ってるさかいに市へ言うて行ったらええわ、という感覚で冗談半分に言ってますが、非常に危険である。それは何もきのう起こったことではない。以前から問題が放置されたままであるというところに大きな問題があると思います。

そこで、防災会議等を年に2回開くというふうに定期づけて開催していく中で防災に取り組ん

でいく。事あるとき、事がない方がいいわけですが、有事のときを考えてこの問題に取り組んでいかなければ、取り組みのしようがないと思う。

そこで予防という問題ですが、予防は大きな効果をあらわす。目に見えない効果をあらわすと思えるわけです。一つの大きな事柄が起こって損失何億、何十億というのは、いとも簡単に言えます。しかし5億、10億かけてもそれを守れた、こうやったら守れるというところは即実行に移すべきであり、市民のとうとい生命財産を守るのが行政の役割りではないかと思えます。そういう防災会議を年に2回なら2回、3回なら3回定期的に開いていくという方向はどうですか。

- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 先ほどお答え申し上げましたけれども、防災会議の開催の条例に基づきますと、少なくとも、一つの地域防災計画の修正あるいは災害が起こったときの事情聴取そういった点が主になってるように聞いております。

ただ、議員さん御指摘の防災会議の関係でございますが、われわれが当面しなければならぬことは、先ほど申し上げました地域防災計画の修正等の問題でございます。これらの再検討というか、協議を終えてかけていく、この事務を先にしたいと考えております。その中で、御指摘の点については協議していきたいと思えます。

- 13番（赤阪和見君） そこで、最近の地震の件であります、ブロックベいは即凶器になりやすい、凶器であるというふうに定義づけられ、たくさんの死者が出るという痛ましい事故があったわけです。一応、私ども和泉市は非常に災害は少ないが、ないとも限りません。日本列島地震国という形にして、震度4、震度5の中で和泉市のブロックベい、また、それに伴う危険箇所等の総点検の実施方を早急にしていただき、そして、防災会議を重ねる中、いま一步、本当にこれで安心だということまではいかなくても、憂いのないような、ここまでやってもこうなるんだということまで持っていかなければならぬ、そのように思えます。学校でもブロックベいのところが多々あると思えます。これらの総点検自身も必要じやないか。公共的なもの、また私有財産的なもの、道路に面するところは即総点検して、そして危険箇所を決めていく、そういうことで総点検を実施していただけるかどうか。

- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 総点検の関係でございますが、常日ごろ、行政、市として当然すべきことはしなければならぬと思うわけでございます。具体的にどういふようにやるかは、今後、検討していきたいと思えます。

- 13番（赤阪和見君） 最後に、要望にとどめますが、災害救助、和泉市防災計画ができて次第会議を開いていくという形、また、総点検も検討したいという中、ないからゆっくり言うてられるというのが、私自身の実感であります。市長、あると、あり得る、起こり得るという想定のもとに、ひとつ市長中心ですから、防災会議は市長が任命しているわけですから、十何名ですか、

それらの人とよく協力して、安易な感覚ではなく、現実に起こってるんですからね。堺では、仙台ですか、あちらの方へ視察団を結成して行ってるわけですよ。方々から視察に行き、地震の対策を大きく見てやってるわけです。

だから、2、3年の空白期間がいままであったことを反省し、防災会議を定期的に位置づけて、早急に総点検の実施方をお願いしたいと思います。特に台風等も近い時期ですので、事急を要する問題としてとらえ、緊急事項としてやっていただくよう要望して、終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さん方の御協力によりまして、予定より早く終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、30日は議案審議となっておりますが、議会運営委員会の委員の了承を得ておりますので、明29日は議案審議を行うことに変更したいと思います。御異議ございませんか。

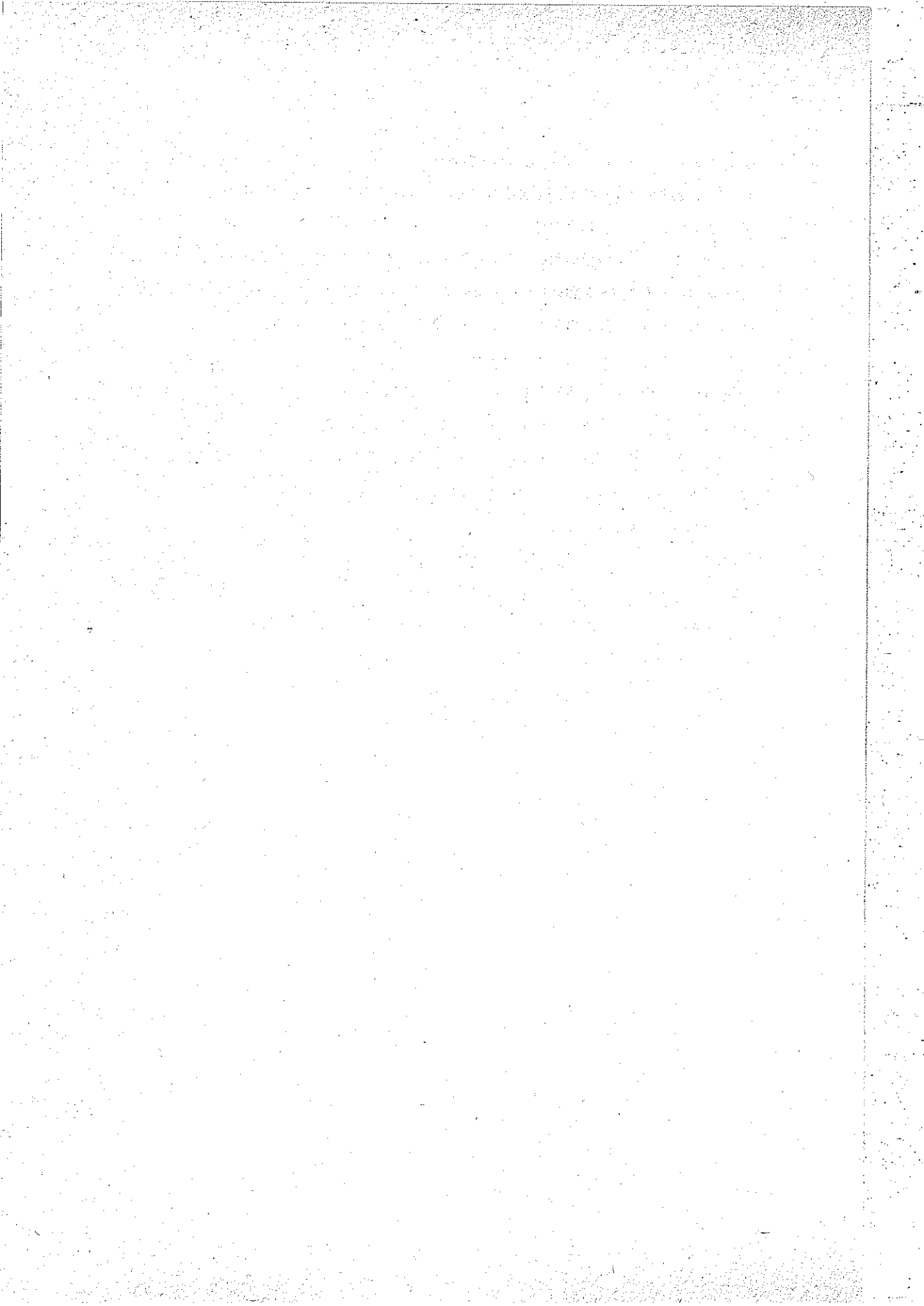
（「異議なし」と呼ぶ声あり）

御異議ないものと認め、明29日は議案審議を行うことに決めます。

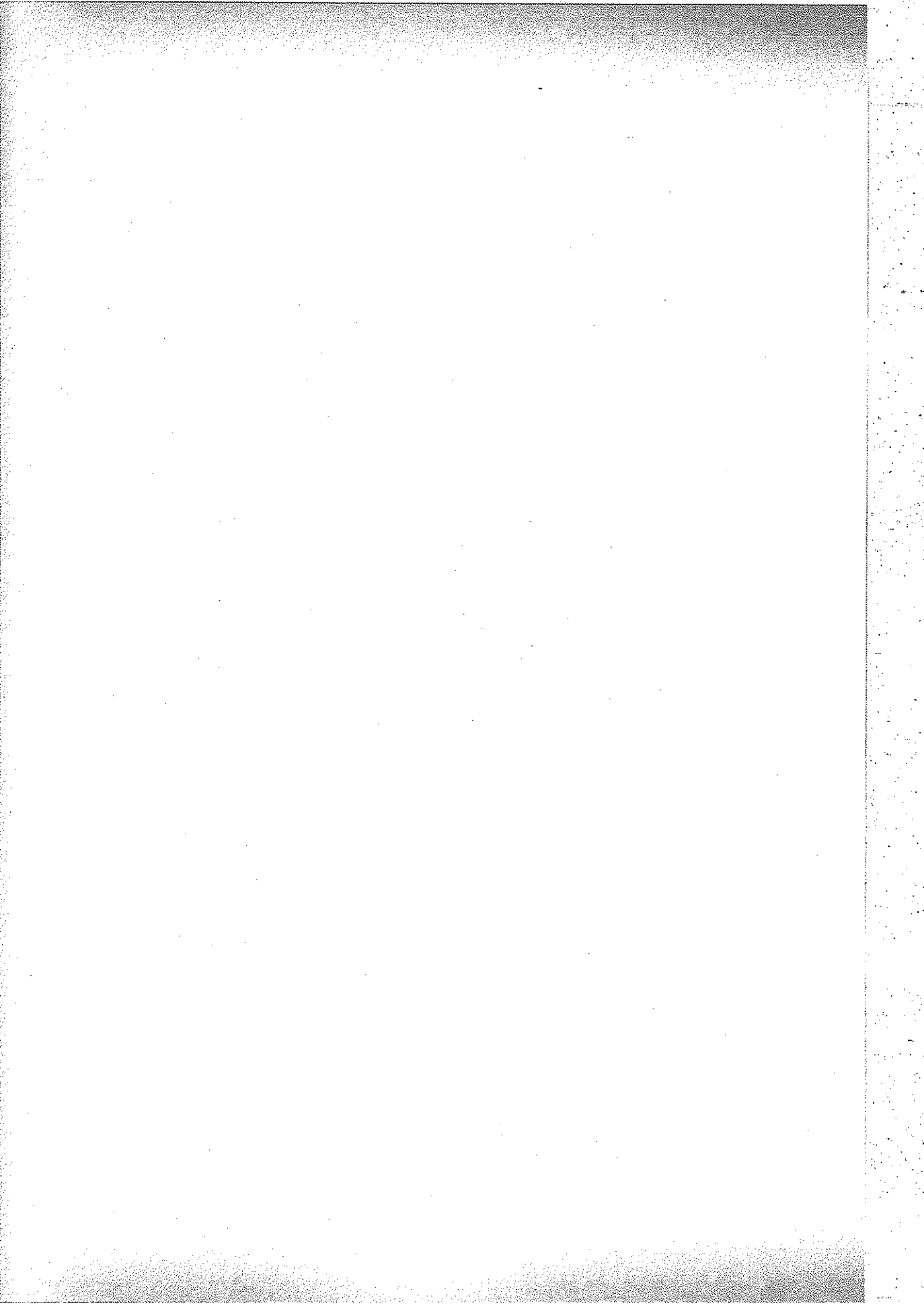
本日はこれにて散会いたします。明29日は議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時37分散会）

○



第 3 日



昭和53年6月29日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天 堀 博君	17番	冨山 敏治君
3番	橋本 佳行君	18番	池 辺 秀夫君
5番	仁 井 明君	19番	貝 淵 博治君
6番	大 谷 昌幸君	20番	田 中 包治君
7番	金 沢 勝君	21番	直 村 静二君
8番	成 田 秀益君	22番	勝 部 津喜枝君
9番	松 下 定君	23番	三 井 正光君
10番	山 口 義一君	25番	竹 内 修一君
11番	上 代 卯之松君	26番	柳 瀬 美樹君
12番	藤 原 要馬君	27番	竹 下 義章君
13番	赤 阪 和見君	28番	坂 上 国治君
15番	横 田 憲治郎君	29番	藤 原 利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏名	職	名	氏名
市	長	池田忠雄	病院	院長	竹林淳
助	役	坂口禮之助	病院	事務局長	平野誠藏
収	人 役	中塚白	病院	事務局長兼管理課長	藤原光夫
参与	市長公室長	西川喜久	水道	道部	田中稔
参与	土地開発公社事務局長	林徳次	水道	部理事兼工務課長	福本喬久
市長	公室企画担当理事	佐原行雄	消防	部長	松村吉堯
市長	公室長兼秘書広報課長	竹田明郎	消防	本部長兼消防署長	湯川行夫
財	務部	麻生和義	用地	担当参事・土地開発公社事務局長	岩井益一
財	務部	北野敦雄	教育	委員長	堀内由延
財	政課	大塚孝之	教育	育	葛城宗一
同	和对策部	中西淳富	教育	育次	広岡史郎
同	和对策部	生田稔	管理	理部	杉本弘文
市	民部	森保	管理	理部	青木孝之
市民	部	富田宏之	指導	部	高橋貞良
市民	部	内田繁	指導	部	橋本昭夫
産	業衛生部	角谷泰夫	選挙	管理委員会	味谷日吉
産	業衛生部	山本俊兼	選挙	管理委員会	岸田秀仁
建	設部	吉田日出男	監	査委	西口喜一郎
建設	部	遠野一郎	監	査事務局	向井洋
改良	事業部	明坂貞士	農業	委員会	信田種行
改良	事業部	萩本啓介	課長	級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。	



---

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

---

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月29日)

(161)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	請願 第1号 (50年)	母子家庭医療費負担に関する請願(厚生文教委員長報告)	
2	請願 第3号 (50年)	老人重症身体障害者・母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願(厚生文教委員長報告)	
3	請願 第1号 (51年)	和泉市身障者福祉に関する請願(厚生文教委員長報告)	
4	請願 第4号 (51年)	緑ヶ丘校区公立幼稚園設立に関する請願(厚生文教委員長中間報告)	
5	請願 第5号 (51年)	緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願(厚生文教委員長中間報告)	
6	請願 第1号 (52年)	重度身心障害児(者)養護施設養護学校に関する請願(厚生文教委員長報告)	
7	請願 第2号 (52年)	教育予算の増額補正化に関する請願(厚生文教委員長中間報告)	
8	請願 第8号 (52年)	身体障害者(児)・精神薄弱者(児)及びびねきり老人見舞金・敬老祝金等の増額に関する請願(厚生文教委員長報告)	
9	請願 第4号 (52年)	青少年野球場陸上グラウンドの新増設を要望する請願(厚生文教委員長中間報告)	
10	請願 第1号 (58年)	和泉市身心障害児(者)の福祉に関する請願(厚生文教委員長中間報告)	
11	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告(収入役抜 昭和58年1月分)	P・1
12	監査報告 第9号	〃 (水道部企業出納員抜 昭和58年1月分)	P・6

13	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和53年1月分)	P・12
14	監査報告 第11号	" (収入役扱 昭和53年2月分)	P・17
15	監査報告 第12号	" (水道部企業出納員扱 昭和53年2月分)	P・22
16	監査報告 第13号	" (市立病院企業出納員扱 昭和53年2月分)	P・28
17	監査報告 第14号	" (収入役扱 昭和53年3月分)	P・33
18	監査報告 第15号	" (水道部企業出納員扱 昭和53年3月分)	P・38
19	監査報告 第16号	" (市立病院企業出納員扱 昭和53年3月分)	P・44

(6月29日)

昭和53年和泉市議会第2回定例会議事日程

162

日程	種別及び番号	件 名	摘要
20	報 告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	P・80
21	報 告 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第7号))	P・41
22	報 告 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて(昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	P・89
23	報 告 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	P・94
24	報 告 第 9 号	昭和52年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について	P・99

日程	種別及び番号	件名	摘要
25	報告 第10号	昭和52年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P-101
26	報告 第11号	昭和52年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P-103
27	報告 第12号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	P-106
28	報告 第13号	昭和52年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	P-108
29	報告 第14号	昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について	P-110
30	報告 第2号	和泉市土地開発公社昭和52年事業年度決算書類の提出について	P-26
31	報告 第3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度決算書類の提出について	P-28
32	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度計画書類の提出について	P-29
33	議案 第43号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P-112
34	議案 第37号	和泉市特別土地保有税審議会条例制定について	P-1
35	議案 第38号	和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	P-4
36	議案 第39号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	P-9
37	議案 第40号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	P-12
38	議案 第41号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P-17
39	議案 第42号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P-21
40	決議 第2号	農地の固定資産税に関する要望決議	別紙

(午前10時20分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆様方には公私何かと御多忙の中、連日により大変お疲れのところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されております議員さんは17名でございます。欠席議員さんはございません。

なお、天婦議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになることと思われれます。現在、17名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「母子家庭医療費公費負担に関する請願」より日程第10「和泉市身心障害児(者)の福祉に関する請願」までの10件を一括議題といたします。本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審議の経過並びに結果報告を田中包治委員長にお願いいたします。

(厚生文教委員長報告)

- 厚生文教委員長(田中包治君)

昭和52年3月開会の第1回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました請願の中間報告を行い、継続審議となっております昭和50年請願第1号「母子家庭医療費公費負担に関する請願」、昭和50年請願第3号「老人重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願」、昭和51年請願第3号「和泉市身障者福祉に関する請願」、昭和51年請願第4号「緑ヶ丘校区、公立幼稚園設立に関する請願」、昭和51年請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家庭子供会の設置を求める請願」と、昭和52年3月開会の第1回定例会に付託されました昭和52年請願第1号「重度身心障害児(者)、養護施設、養護学校に関する請願」と、昭和52年9月開会の第3回定例会に付託されました昭和52年請願第2号「教育予算の増額補正化に関する請願」、昭和52年請願第3号「身体障害者(児)、精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願」と、昭和52年12月開会の第四回定例会に付託されました昭和52年度請願第4号「青少年野球場、陸上グラウンドの増設を要望する請願」と、昭和53年3月開会の第1回定例会に付託されました昭和53年請願第1号「和泉市身心障害児(者)の福祉に関する請願」

以上、10件についてを、去る5月13日と6月6日の2回にわたり、委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてを、取りまとめて御報告申し上げます。

本委員会は、全委員出席のもとに、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、審議に入りました。

まず、教育委員会関係より審議に入り、昭和51年請願第4号は緑ヶ丘校区幼稚園設立に関する請願であります。中間報告をなされた以後、教育委員会で請願の趣旨を踏まえてその後における検討結果につき説明を求め、審議に入りました。

これに対し、理事者の説明は、校区一幼稚園の設立をめどにいたしておりますが、現在、本地区の4・5歳児の実態は、4歳児103名、5歳児129名、合計232名、緑ヶ丘は4歳児73名、5歳児96名、合計169名、当校区の4・5歳児は401名で、このうち現在、公立の保育所に入所されている方38名、公立幼稚園に69名、私立幼稚園に276名、合計384名で、96%の就園率という説明があり、委員より、就学前教育の奨励という基本的な立場から、公立で手当をしていかなければならないと思うが、この点はどうか、これに対し、理事者から就学前児童の幼児教育に関して大変重要性があり、公立幼稚園につきましても、就学前幼児教育の重要性という中で、今後、時間をいただいて検討してまいりたい。

また、私立幼稚園並びに公立幼稚園に就園している方々に、その世帯の経済的事由等によりまして、就園奨励費というような形で国の制度があり、和泉市も月額2,500円という形で行っており、国の制度の7万円を最高に、最低2万5千円という形の中で、2万5千円に対して、市では5千円の給付を行っており、国の奨励のない方には月額2千5百円、年額3万円を支給し、保育料補助、就園奨励に当てているという現状である。との説明があり、委員より、この種の問題については、請願が出た地域についてのみ検討するのみでなく、全市的な視野に立って検討をしなくてはならないのではないか、との意見があり、お諮りいたしましたところ、委員の賛同を得まして、本件を継続して審議を行うことに決しました。

次に、昭和51年請願第5号「緑ヶ丘校区に留守家族子供会の設置を求める請願」についての審議の結果をご報告申し上げます。

理事者より、請願の趣旨は、働く母親がふえている今日、緑ヶ丘校区に留守家庭子供会を開設し始業式より入会できるようにしていただきたいのことと、留守家庭子供会のための予算措置をしていただきたいという請願でございます。

審議経過につきましては、中間報告以後、教育委員会で請願の趣旨を踏まえ継続して検討中であり、学童保育の実現について、その管理運営面におけるもろもろの問題点を十分検討する必要があると思われるので、継続して審議すると決せられたもので、現状の判断及び対処ということで、先年、国会において審議の中で児童福祉に係る

ことであり、厚生省所管であると認識され、昭和52年度から本格的に取り組みが始められたわけであり、市も昭和53年度の事業の中で、留守家庭児童会運営費というのを予算措置されており、現在、四児童会運営費として639万7千円、一児童会当たり161万円弱でございます。これについては、2分の1程度の府の補助金がございます。

留守家庭児童会、留守家庭子供会、それらを合わせていろいろな角度から検討してまいり、特に国、文部省、厚生省等の動き、それらの動きを十分重視する中で、市としてはどう取り組んでいくかということであり、管理運営面におけるもろもろの問題点等を十分検討する必要があると思われるので、お諮りいたしましたところ、本件を継続して審議を行うことに決したのであります。

次に、昭和52年請願第一号「重度身心障害児(者)、養護施設、養護学校に関する請願」は、昭和52年3月開会第1回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました請願でありまして、審議の結果を御報告申し上げます。

身心に障害を持つ児童、生徒に対して、それにふさわしい教育の場として、養護学校並びに養護教育諸学校が用意され、能力に応ずる教育の機会が保障され、小学校125名の精神薄弱児、肢体不自由児が7名、言語障害が24名、以上が、小学校で養護学級の中で教育を受けています。

中学校では、精薄児54名、府立盲学校、府立堺ろうあ学校、府立佐野養護学校、府立堺養護学校という形の中で、それぞれタクシーの送迎によって就学しており、病弱発育不完全、その他やむを得ぬ理由のため、義務教育を猶予されている者が小学校6名、中学校3名、計9名で在宅し、府教委より家庭訪問教育指導員が週一回以上、在宅指導が行われている現状であり、以上が、教育の機会保障から教育委員会が取り組んでいる施策であるとの説明がありました。

委員より、請願の趣旨を解釈していくならば、市が主体性をもって心身障害児(者)を持つ子供たちのため、教育的な立場での施設が不満足ながらも、一応、53年4月、池上町に和泉養護学校が建設され、54年4月に岸和田市に肢体不自由児養護学校が新設されると聞き及んでおり、一定の充足がなされているが、さらに充実を目指すよう、との意見を付して、本請願を採択することに決しました。

次に、昭和52年請願第2号は、昭和52年9月開会第3回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました「教育予算の増額補正化に関する請願」であり、子供たちの教育環境を充実し、父兄の教育費用負担を軽くするために、教育予算の増額補正化を促進する請願であり、教育委員会もその趣旨の通り、昭和52年度当初予算5,882万2千円、その後、243万円を補正させていただき、決算見込みで認定者数が小学校1,092名、中学校450名、計1,542名で、6,119万6,621円ということになっています。

経済的理由によって就学困難と認められる保護者に対し、総合的な調査で審査し、また家庭訪

問 面談等の上、了承を受けて処理してまいったものであり、現状の財政事情からして、一部父兄負担もお願い申し上げております。との説明があり、委員より、全額公費負担が望ましいということとはわかるが、厳しい財政実態もからみ、鋭意努力をしていることでもあり、請願の趣旨、理事者の説明事項、府及び各市の動向等を十分検討する必要があるとの判断から、委員にお諮りし、継続して審議を煩わすことに決したのであります。

次に、昭和52年請願第四号は、昭和52年12月開会第四回定例において、当厚生文教委員会に付託されました「青少年野球場、陸上グラウンドの新增設を要望する請願」であり、その審議の内容を報告申し上げます。

請願の趣旨は、第二市民球場の新設を信太山丘陵または光明池地域、あるいは国、府、市の遊休地に建設してください、という趣旨であり、教育委員会当局といたしましては、関係部局及び関係機関と十分事前協議を始めており、周辺の整備、住宅供給公社の団地開発と平行して進めていく所存である、との説明があり委員より、もっと広範囲に請願趣旨にのっとって考えてもらい、総合的な視野から可能性を追求して、社会教育部門が中心となってもらい、供給公社、住宅公団、企業局いろんな形で総合的に煮詰めをしていただきたい、との意見が出され、本件について、引き続き審議を行っていくことにし、委員にお諮りいたしましたところ、委員の賛同を得ましたので、継続審議といたしました。

これで教育委員会に付託されました請願5件の審議は終わり、次に、市民部関係の審議に入り、審議内容は相関連するので、一括御審議させていただきました。

まず最初に、昭和50年請願第一号「母子家庭医療費、公費負担に関する請願」についてですが、中間報告をなされた以後当市民部では、請願の趣旨を継続して検討中であり、理事者は、国、府において実施されておられない現状の中で、府に対し、各市協調して本制度を図るべく強く要望していき、市単独事業として実施することが困難であるとの関点から継続審議に至ったわけで、府の動向を見ながら努力してまいりたい、との説明があり、委員より、母子家庭の世帯数とそのうち生活保護適用家庭等の質問があり、理事者より、母子家庭は649世帯、1,688名、そのうち適用家庭数は102世帯、205名の答弁がありました。

本件については、母子家庭の実態把握及び関係団体に対し強く要望するように、と意見が出され、これを終わりました。

次に、昭和50年請願第三号「老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願」であります。中間報告後、理事者は請願の趣旨を踏まえて現在、府の段階において検討中でありまして、今後も、府の動向を見きわめる必要があります。府が制度化を行い、事業実施の時点において、市も十分検討していくよう努力する、との説明がありました。これに対し、実施



目標を検討し、市独自でやってもらいたい。

しかし、現下の状態の中で、現状認識に立って考えればむずかしい問題ではないか、との質問があり、理事者より、阪南各市課長会等で府に対して強く要望しております、との回答があり、これを終わりました。

次に、昭和51年請願第一号「和泉市身障者福祉に関する請願」で中間報告後、理事者において請願の趣旨に沿って、団体助成については、毎年わずかながらも増額措置を講じており、また、給付金については、国及び府における給付要綱に準じて支給範囲を定めております。市において、独自で要望趣旨に沿って実施するのは困難で、国、府に対して、制度の給付の拡大を積極的に働きかけたい、との説明がありました。

委員より、給付については、約15%の給付の引き上げもあり、これらの団体に対する重要性も考えて目標を設定するようされたい。

これに対し理事者は、御承知のように、一級から三級を、一級から四級に引き上げさせていただきまして、重要性も考慮して、財源的に苦しいのですが、最善の努力するというところで、これを終わりました。

次に、昭和52年請願第三号は、昭和52年9月開会第三回定例会において、厚生文教委員会に付託されました。「身体障害者(児)、精神薄弱者(児)及びねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願」についてですが、福祉施策の原点の立場から増額の措置をお願いしたい、とのことであり、市は、現状判断及び対処としては、身体障害者(児)、精神薄弱(児)の給付については、わずかながらも、その重要性を考え、昭和53年度より給付範囲を一級引き上げ、一級から三級を、一級から四級に引き上げさせていただき、給付額も15%引上げております。

また、ねたきり老人見舞金、敬老祝金の増額ですが、現在、ねたきり老人には、見舞い品を280名の方に、敬老祝金については、祝金として5千円を1,750名の方に支給し、増額については、引き続き検討させていただき、御要望に沿えるよう努力する。との答弁がありました。

委員より、さらにより一層福祉施策の重要性も加味され、今後努力していただきたい、との要請があり、これを終わりました。

次に、昭和53年請願第一号は、昭和53年3月第一回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました「和泉市、心身障害児(者)の福祉に関する請願」であり、通所センターへの助成、心身障害児(者)の対策審議会の設置を御配慮願いたい、との趣旨であり、昭和53年度より大阪府では在宅障害者が通所する小規模な助産施設については、助成制度を新設しており、週5日以内と指導員1名の施設を対象としてございます。

助成金等については、代表者の方と、府の助成対象施設に該当するよう指導及び話し合いを進め

ている現状であり、対策審議会も府の指導を仰ぎ、必要に応じて設置すべく検討いたしてある。との説明があり、委員より、運営規模、その他明確になっていないところは煮詰めていくよう意見が出され、これを終わりました。

「母子家庭医療費公費負担に関する請願」、「老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願」、「和泉市身障者福祉に関する請願」、「身体障害者(児)、精神薄弱者(児)、及び、ねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願」

以上、市民部関係の四件は、福祉施策の充実と相まって、今後とも早期に実現することを要望して終わり、お諮りいたしましたところ、本委員会の立場から、全員異議なく採択することに決しました。

なお、「和泉市中心身障害児(者)の福祉に関する請願」については、今後とも十分に審議がなされるべきであるとのことで委員にお諮りし、継続して審議を煩わすことに決したのであります。

以上が当厚生文教委員会に付託されました請願十件の審議の経過並びに結果の概要でありまして、本報告を集約いたしますと、「緑ヶ丘校区、公立幼稚園設立に関する請願」、「緑ヶ丘校区留守家庭子供会の設置を求める請願」、「教育予算の増額補正化に関する請願」、「青少年野球場、陸上グラウンドの新增設を要望する請願」、「和泉市中心身障害児(者)の福祉に関する請願」の五件については、今後、継続審議といたすものであり、中間報告といたします。

なお、「重度身心障害児(者)、養護施設養護学校に関する請願」、母子家庭医療費公費負担に関する請願、老人、重症身体障害者、母子家庭を対象とする福祉理容の推進に関する請願、「和泉市身障者福祉に関する請願」、「身体障害者(児)、精神薄弱者(児)、及び、ねたきり老人見舞金、敬老祝金等の増額に関する請願」の5件は、採択するに決定いたしました次第でございます。何とぞよろしく本報告どおり採択せられんことをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) ただいま委員長より詳細なる報告が終わりました。

この際お諮りいたします。本報告に対する質疑討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、採決に入ります。

本委員長報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、委員長報告どおり決しました。委員の皆さんには御審議まことに御苦労さんでした。

なお、継続審議となりました請願も、引き続き御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第11より第19までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例 月 出 納 檢 查 結 果 報 告 書

監查報告第 8 号	例月出納検査	收 入 役 扱	昭和 58 年 1 月分	P. 1
" 第 9 号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 6
" 第 10 号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 12
" 第 11 号	"	收 入 役 扱	" 2 月分	P. 17
" 第 12 号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 22
" 第 13 号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 28
" 第 14 号	"	收 入 役 扱	" 3 月分	P. 33
" 第 15 号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 38
" 第 16 号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 44

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年3月30日

監査委員 南 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年3月28日
2. 検査の対象 昭和53年1月 分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 入 計

区 分	收 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	10,168,788,433	△ 5,116,769 688,908,078	10,847,579,742	12,792,415,719	△ 4,527,047 617,208,485	
特 別 会 計	国民健康保険 事 業	△ 879,926 1,556,539,722	1,742,008,358	1,348,630,533	△ 863,294 188,139,263	
	土地地区画整理 事 業	202,214	0	11,782,542	152,050	
	公共用地 先行取得事業	57,000,000	38,356	57,038,356	14,961,000	27,656,306
基 金	用品調達	15,566,644	387,479	15,954,123	14,197,677	0
	同和更生資金 貸 付	53,618,780	3,952,470	57,571,250	3,900,000	0
	財政調整					
	土地開発	1,101,351	0	1,101,351	0	0
特別歳入歳出外現金	4,203,091,076	309,120,295	4,512,211,371	3,758,881,637	504,087,992	
歳入歳出外現金	520,578,544	39,644,707	560,223,251	442,069,740	68,826,098	
府 税	650,062,604	△ 152,588 67,188,341	717,098,357	608,888,070	83,067,406	
住 宅 敷 金	10,770,739	10,500	10,781,239	108,700	2,700	
合 計	17,232,320,107	△ 5,649,283 1,295,098,788	18,521,769,612	18,995,835,618	△ 5,390,341 1,489,140,300	

算 書

昭和53年1月31日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
13,405,097,157	△ 2,557,517,415	2,690,000,000	△ 11,779,562	120,703,023	
1,535,906,502	206,101,856			206,101,856	
11,934,592	△ 11,732,378		11,779,562	47,184	
42,617,306	14,421,050			14,421,050	
14,197,677	1,756,446			1,756,446	
3,900,000	53,671,250			53,671,250	
0	1,101,351			1,101,351	
4,262,969,629	249,241,742			249,241,742	
510,895,888	49,327,413			49,327,413	
691,955,476	25,142,881			25,142,881	
111,400	10,669,839			10,669,839	
20,479,585,577	△ 1,957,815,965	2,690,000,000		732,184,035	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計		120,703,023	90,703,023		
特 別 会 計	国 保 事 業	206,101,856	61,101,856		120,000,000
	土 地 区 画 事 業 整 理 事 業	47,184	47,184		
	公 共 用 地 事 業 先 行 取 得 事 業	14,421,050	14,421,050		
基 金	用 品 調 達	1,756,446	980,764	775,682	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	53,671,250	5,671,250		48,000,000
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	1,101,351	1,101,351		
特別歳入歳出外現金		294,418,569	249,241,742		
歳入歳出外現金		49,327,413	49,327,413		
府 税		25,142,881	25,142,881		
住 宅 敷 金		10,669,839	2,226,146		8,443,693
合 計		777,360,862	499,964,660	775,682	176,443,693



管 方 法

昭和53年1月31日現在(単位円)

識				備 考
農 協	郵 便 局			
	30,000,000			
5,000,000	20,000,000			
41,127,140	4,049,687			大阪 24,223 226 大阪公 137 4,049,461
46,127,140	54,049,687			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前月末累計	本月分
市 税	4,269,988,000	2,704,870,077	記 <sup>1</sup> △ 1,481,262 419,606,278
地 方 譲 与 税	84,195,000	54,808,000	
自 動 車 取 得 税 金 交 付	146,017,000	48,755,000	36,445,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付	71,382,000	71,382,000	
地 方 交 付 税	2,883,057,000	2,584,716,000	
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	16,900,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	723,126,000	573,897,290	△ 9,000 9,665,880
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	140,107,325	△ 6,500 17,139,280
国 庫 支 出 金	4,278,650,000	1,975,527,778	62,796,000
府 支 出 金	1,586,361,000	236,426,314	47,816,280
財 産 收 入	515,132,000	291,395,320	記 <sup>1</sup> △ 220,660 100,000 10,255,129
寄 附 金	51,000,000	4,000,000	40,173,166
繰 入 金	100,000		
諸 收 入	2,915,315,000	725,156,372	記 <sup>1</sup> △ 220,661 3,570,007 45,011,070
市 債	3,309,554,000	307,100,000	
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	21,426,745,957	10,163,788,433	△ 5,116,769 688,908,078

済 額	収入額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
3,123,045,089		1,146,942,911	73.14
54,808,000		29,387,000	65.10
85,200,000		60,817,000	58.35
71,382,000			100.00
2,584,716,000		248,341,000	91.23
19,133,000	2,233,000		113.21
583,554,170		139,571,830	80.70
157,240,105		42,214,895	78.83
2,038,323,778		2,240,326,222	47.64
284,242,594		1,302,118,406	17.92
301,771,109		213,360,891	58.58
44,178,166		6,826,834	86.61
		100,000	
766,376,774		2,148,938,226	26.29
307,100,000		3,002,454,000	9.28
426,513,957			100.00
1,084,757,9742		1,057,916,6215	50.63

歳 出

科 目	予 算 額	支 出	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	133,162,622	△ 1,600 11,239,556
総 務 費	1,890,207,000	1,377,483,030	記△ 21,860 △ 2,041,072 78,575,895
民 生 費	4,621,808,000	3,185,688,769	記△ 21,860 △ 134,6687 229,361,898
衛 生 費	1,412,855,000	908,502,337	△ 62,459 100,846,698
労 働 費	73,311,000	59,464,074	3,961,802
農 林 水 産 業 費	275,628,000	67,579,083	19,600,524
商 工 費	176,799,000	144,963,652	6,268,320
土 木 費	5,143,455,957	1,727,559,430	△ 25,300 42,166,487
消 防 費	424,732,000	307,427,685	25,468,918
教 育 費	3,769,807,000	2,147,196,077	△ 1,049,929 77,762,721
公 債 費	2,043,284,000	1,372,933,146	22,159,886
諸 支 出 金	668,751,000	667,550,905	
災 害 復 旧 費	645,000	1,258,403	780
予 備 費	50,000,000		
前年度繰上充用金	695,000,000	691,646,506	
合 計	21,426,745,957	12,792,415,719	△ 4,527,047 617,208,485

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
144,400,578	30,257,422	82.68
1,453,995,998	436,211,007	76.92
3,413,725,840	1,208,082,160	73.86
1,009,086,576	403,768,424	71.42
63,425,876	9,885,124	86.52
87,179,607	188,448,393	81.63
151,231,972	25,567,028	85.54
1,769,700,617	3,373,755,340	34.41
332,891,603	91,840,397	78.38
2,223,908,869	1,545,898,181	58.99
1,395,093,032	648,190,968	68.28
667,550,905	1,200,095	99.82
1,259,183	5,190,817	19.52
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
13,405,097,157	8,021,648,800	62.56

監本報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年3月30日

監査委員 西 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年3月28日
2. 検査の対象 昭和53年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

1月分月次会計残高試算表

昭和58年1月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	
321,262,864	321,262,864		資産の部				
188,852,469	188,852,461		土地				
2,268,877,141	2,268,877,141		建物				
288,361,574	288,361,574		構築物				
95,487,101	95,487,101	349,600	機械				
124,236,58	134,266,58		量水				
229,397,07	229,397,07		車輦及運搬器具		578,000		1,003,000
2,301,737,208	2,302,808,006	1,757,7927	工具器具及備品				1,070,798
86,000	36,000		建設仮勘定				
91,500	202,500		水				
210,000	210,000		電話加入権				111,000
878,15831	2,918,600,289	815,12803	現金				
116,721,728	2,787,299,690	89,331,158	普通預金		89,331,158		2,880,784,458
45,691,561	667,210,880	59,565,137	当座預金		89,331,158		2,787,299,690
	183,863,989	1,298,9320	未収金		70,688,985		550,489,157
			貯蔵品		1,756,646		188,172,428
			仮払金				
60,000	60,000		借地権				
185,000	135,000		投資有価証券				
230,000	230,000		保有有価証券				
	550,000,000		短期貸付金				550,000,000
			負債の部				
	195,907,260	17,323,690	未払金		12,989,320		198,227,620
			未払費用				
	850,000,000		一時借入金				1652,200,000
	24,792,990	3,118,990	前受金		986,990		45,654,600
	72,638,987	6,079,514	預り金		6,743,814		75,965,517
			預り担保有価証券				230,000
	938,630	54,8200	減価償却引当金				479,954,012
							479,954,012
							23,203,660
							802,200,000
							20,861,610
							33,275,530
							230,000
							479,954,012
							479,954,012



					退職給与引当金				7,196,000	7,196,000
					資本の部					
					自己資本					
					借入金				1,198,032,335	1,198,032,335
					資本剰余金				2,974,148,746	2,974,148,746
					利益剰余金				4,832,000	4,832,000
					費用の部					
					原水及浄水費				455,000	455,000
					配水及給水費				50	50
					受託工事費					
					業務費				37,966	37,966
					総係費				7,888	7,888
					減価償却費					
					資産減耗費					
					支払利息及企業債投諸費					
					雑支出					
					その他の営業費用					
					過年度損益修正損					
					収益の部					
					給水収益				59,531,787	59,531,787
					補償金					
					受託工事収益				1,646,178	1,646,178
					その他の営業収益				141,360	141,360
					受取利息				7,556,716	7,556,716
					雑収益				2,342,520	2,342,520
					固定資産売却益					
					過年度損益修正益				81,440	81,440
					加				2,610,000	2,610,000
					入				115,370,000	115,370,000
					合計				841,753,534	841,753,534
					合計				1,484,850,1326	1,484,850,1326
					合計				6,814,997,922	6,814,997,922

1月分予算執行報告書 甲

昭和58年1月31日現在

( 収 入 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業収益	901,089,000	64,604,500	760,190,256	140,848,744
1. 営業収益	730,809,000	61,316,245	684,889,580	95,919,420
1. 給水収益	666,309,000	59,528,707	569,908,788	96,400,262
2. 受託工事収益	36,000,000	1,646,178	37,582,687	△ 1,582,687
3. その他の営業収益	28,500,000	141,360	27,398,155	1,101,845
2. 営業外収益	170,130,000	3,288,255	125,219,286	44,910,764
1. 加入金	150,000,000	2610,000	115,320,000	34,680,000
2. 受取利息	7,130,000	0	755,6716	△ 426,716
3. 雑収益	3,000,000	678,255	2,342,520	657,480
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
3. 特別利益	100,000	0	81,440	18,560

1. 過年度損益修正益	100,000	0	81,440	18,560
① 資本的收入	687,033,531	4,832,000	82,989,500	604,044,031
1. 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
1. 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
2. 工事負担金	82,533,531	4,832,000	50,989,500	31,544,031
1. 工事負担金	82,533,531	4,832,000	50,989,500	31,544,031
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1. 国庫補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
收入合計	1,588,072,531	69,486,500	843,179,756	744,892,775

1 月分予算執行報告書 乙

昭和58年1月31日現在

( 文 出 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
(1) 水道事業費用	1,227,825,000	53,346,232	791,265,646	436,559,354
1. 営業費用	949,950,000	53,346,232	657,840,271	292,109,729
1. 原水及浄水費	501,512,000	36,097,828	372,280,580	129,231,420
2. 配水及給水費	120,575,000	5,157,900	89,031,860	31,543,140
3. 受託工事費	36,000,000	674,178	30,025,618	5,974,382
4. 業業費	102,310,000	6,512,829	81,991,821	20,318,179
5. 総係費	80,375,000	4,815,202	60,976,318	19,398,682
6. 減価償却費	88,668,000	0	0	88,668,000
7. 資産減耗費	510,000	29,800	69,370	440,630
8. その他の営業費用	25,000,000	58,500	23,464,704	1,535,296
2. 営業外費用	276,575,000	0	133,161,765	143,413,235
1. 支払利息及企業債取扱諸費	276,525,000	0	133,161,765	143,363,235
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	300,000	0	263,610	36,390
1. 過年度損益修正損	300,000	0	263,610	36,390
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本の支出	840,559,918	17,927,527	450,240,061	390,319,852
1. 建設改良費	782,102,913	17,927,527	421,248,644	360,854,269
1. 事務費	25,118,153	2,063,823	20,443,930	4,669,223
2. 擴張工事費	626,801,229	14,985,870	332,785,282	294,015,947
3. 改良工事費	31,061,000	39,256	22,317,843	8,743,157
4. 配水管整備事業費	30,135,000	0	3,150,000	26,985,000
5. 光明台水道施設建設費	47,080,531,	538,978	33,508,383	13,572,148
6. 營業設備費	21,912,000	349,600	9,043,206	12,868,794
2. 企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
1. 企業債償還金	58,457,000	0	28,991,417	29,465,583
支出合計	2,068,384,913	71,273,759	1,241,505,707	826,879,206

和泉市水道事業損益計算書（1月分）

（昭和53年1月1日より 昭和53年1月31日まで）

	円	円	円
1. 営業収益			
① 給水収益	59,528,707		
② 受託工事収益	1,646,178		
③ その他の営業収益	<u>141,360</u>	61,316,245	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	36,097,823		
② 配水及び給水費	5,157,900		
③ 受託工事費	674,178		
④ 業務費	6,512,829		
⑤ 総係費	4,815,202		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	29,800		
⑧ その他の営業費用	<u>58,500</u>	<u>53,346,232</u>	7,970,013
営業利益			
3. 営業外収益			
① 加入金	2,610,000		
② 受取利息	0		
③ 雑収益	678,255		
④ 他会計補助金	<u>0</u>	3,288,255	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	0		
② 雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,288,255</u>
当月分経常利益			11,258,268
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当月分純利益			<u>11,258,268</u>

資 金 予 算 表

昭和58年2月10日

科 目		1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
前 月 繰 越 金		円 95,844,186	千円 88,025	千円 18,823	千円 0
収 入	営 業 収 益	70,790,145	65,000	70,000	10,000
	営 業 外 収 益	3,288,255	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	188,150	3,000	2,000	40,000
	企 業 債	0	0	75,000	0
	工 事 負 担 金	4,832,000	5,000	5,000	5,000
	一 時 借 入 金	0	400,000	200,000	650,000
	預 け 金	1,466,300	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	16,590
	前 受 金	936,990	1,000	1,000	1,000
	計	81,501,840	481,000	360,000	729,590
支 出	営 業 費 用	51,911,256	55,000	70,000	55,000
	営 業 外 費 用	0	13,178	108,791	4,000
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	17,576,057	50,000	45,000	30,000
	貯 蔵 品	17,323,690	22,000	15,000	20,000
	企 業 債 償 還 金	0	8,024	21,442	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	400,000	100,000	600,000
	預 け 金 返 還	802,000	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	1,707,192	1,000	1,000	1,000
計	89,320,195	550,202	362,233	711,000	
収 支 差 引 額		88,025,831	18,823	16,590	18,590

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年3月30日

監査委員 西 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年3月28日
2. 検査の対象 昭和53年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認め

た。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 58 年 1 月 31 日 現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸		方	
残高	合 計	当 月	勘 定 科 目	当 月	合 計	累 計	残 高
150,995,865	150,995,865		資 産 の 部				
240,415,659	240,415,659		土 地				
2,848,487	2,848,487		建 物				
3,330,000	3,330,000		構 築 物				
109,449,525	109,449,525	60,080,000	車 輛				
138,124	138,124		機 器 及 備 品				
9,499,235	9,499,235		有 価 証 券				
			投 資				
3,582,438	3,582,438	1,275,176,592	減 価 償 却 引 当 金			73,670,840	73,670,840
121,650,434	63,620,878	65,627,595	普 通 預 金		1,324,327,149	5,688,991,396	
15,432,669	26,061,678	18,155,150	未 収 金		65,841,845	514,558,355	
812,079	534,404		貯 蔵 品		18,296,194	245,184,118	
88,100,000	48,100,000		前 払 金			453,1961	
160,940,000	142,708,871		定 期 預 金		5,000,000	5,000,000	
			過 年 度 未 収 金			12,661,4871	
			負 債 の 部				
	3,150,000,000	1,100,000,000	一 時 借 入 金		1,080,000,000	4,230,000,000	1,080,000,000
	190,654,080	25,018,810	未 払 金		18,155,150	2,451,209,40	544,668,60
			仮 受 金				
	109,058,128	17,284,590	預 り 金		10,449,150	117,996,819	893,8691
	1,006,800	190,000	予 納 金			10,468,000	400,000
	924,102		固 定 負 債			17,865,971	169,41,869
	2,024,000		公 立 病 院 特 例 債			283,440,000	263,200,000

	53,512,805		過年度未払金		53,512,805	0
			資本の部			
			自己資本		23,141,371	23,141,371
	13,165,978	1,682,143	借入資本	61,800,000	1,930,830,689	1,917,664,711
1,001,356,862	1,001,356,862		繰越欠損金			
			資本剰余金	1,118,000		1,118,000
			収益の部			
	114,921	22,549	入院収益	45,609,489	41,628,099	41,616,607
	270,817	2,340	外来収益	26,879,062	291,665,992	291,395,675
	2,500		その他医療収益	34,964,911	21,053,395	21,250,895
			受取利息配当金	31,250	378,452	378,452
			他会計補助金	38,707,000	38,707,000	38,707,000
			患者外給食収益	673,410	571,601	571,601
	540		その他医療外収益	56,410	827,053	826,513
			国庫補助金		1,275,000	1,275,000
			費用の部			
			給与			
592,690,286	592,690,286	55,569,580	費			
258,219,585	258,219,585	19,472,973	材料			
72,191,314	73,151,889	9,704,035	経費	822,225	960,575	
			減価償却費			
			資産減耗費			
227,025	227,025	134,930	研究修費			
126,505,470	128,498,619	49,333,732	支私利及費	1,993,149		
5,681,825	5,681,825	655,661	企業債取諸費			
			患者外給食材料費			
			特別利益			
			建設仮勘定	202,400	202,400	202,400
1,664,033,853	1,664,033,853	3,522,000				
4,435,297,960	1,457,143,756	2,701,582,680	合計	1,457,143,756	4,435,297,960	

1 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年1月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
病院事業収益	1,067,768 円	115,428,223	795,755,618	272,012,382
1. 医療収益	923,928	75,960,153	728,612,643	195,315,357
1. 入院収益	545,272	45,586,940	416,166,073	129,105,927
2. 外来収益	845,850	26,876,722	291,395,675	54,454,325
3. その他医療収益	32,806	34,964,91	2,105,0895	11,755,105
2. 医療外収益	1,033,60	39,468,070	46,902,975	56,457,025
1. 受取利息配当金	1,600	31,250	378,452	1,221,548
2. 他会計補助金	88,437	38,707,000	38,707,000	49,730,000
3. 患者外給食収益	9868	673,410	5,716,010	4,151,990
4. その他医療外収益	996	56,410	826,513	169,487
5. 国庫補助金	2,459		1,275,000	1,184,000
3. 特別利益	40,480		20,240,000	20,240,000
病院事業費用	1,517,575 円	132,610,331	1,057,558,730	46,001,6270
1. 医療費用	1,312,629	84,059,293	925,371,435	387,257,565
1. 給与費	788,748	55,569,580	592,690,280	196,057,714
2. 材料費	379,829	19,472,973	258,219,585	121,609,415
3. 経費	123,174	8,881,810	72,191,314	5,098,2686

4. 減價償却費	15,687				15,687,000
5. 資產減耗費	1				1,000
6. 研究研修費	5,240	184,980		2,270,250	2,969,750
2. 醫業外費用	24,464.5	48,551,038		1,821,872.95	72,457,705
1. 支私利息及 企業償取諸費	197,218	47,895,877		1,265,054.70	70,707,530
2. 患者外給食材料費	7,432	655,661		5,681,825	1,750,175
3. 特別損失	1				1,000
4. 予備費	300				300,000
資本的收入	2,262,328 <sup>冊</sup>	61,800,000		1,294,913,000	967,410,000
1. 他會計出資金	59,223			20,813,000	384,10,000
2. 企業債	2,203,100	61,800,000		1,274,100,000	929,000,000
資本的支出	2,302,808 <sup>冊</sup>	65,284,148		1,315,794,060	987,008,940
1. 建設改良費	2,248,243	68,602,000		1,282,338,082	965,854,918
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233			924,102	308,898
2. 器械備品購入費	575,500	60,800,000		64,037,000	511,463,000
3. 病院增設事業費	1,646,410	3,522,000		1,217,426,980	428,983,020
4. 看護婦宿舍增設事業費	25,100				25,100,000
2. 企業償還金	14,080	1,682,143		13,165,978	914,022
3. 公立病院特例債	40,480			202,400,000	202,400,000

1 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年1月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
人 院 收 益	45,586,940	416,166,078
外 来 收 益	26,876,722	291,395,675
そ の 他 医 業 收 益	3,496,491	21,050,895
計	75,960,158	728,612,648
2. 医 業 費 用		
給 与 費	55,569,580	592,690,286
材 料 費	19,472,973	258,219,585
経 費	8,881,810	72,191,814
減 価 却 費		
資 産 耗 費		
研 究 修 費	134,980	2,270,250
計	84,059,293	925,871,435
医 業 利 益	△ 8,099,140	△ 196,758,792

3. 医業外収益				
受取利息配当金	31,250			378,452
他会計補助金	38,707,000			38,707,000
患者外給食収益	673,410			5,716,010
その他医業外収益	56,410			826,513
国庫補助金				1,275,000
計		39,468,070		46,902,975
4. 医業外費用				
支払利息及び	47,895,377			126,505,470
企業債取扱諸費	655,661			5,681,825
患者外給食材料費				
雑損				
計		48,551,038		132,187,295
経常利益		△17,182,108		△282,048,112
5. 特別利益				20,240,000
6. 特別損失				
当月分純利益		△17,182,108		△261,808,112
上記当月分収益中	健保未収金	65,627,595円		
上記当月分費用中	未払金	18,155,150円		

昭和58年1月末

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	1月の執行済額	2月予定	3月予定
収	事業収益	76,934,978	72,000,000	72,000,000
	固定資産売却代金			
	企業債	61,800,000		929,000,000
	過年度未収金			
	一時借入金	1,080,000,000		1,200,000,000
	預り金	10,449,150	8,000,000	8,000,000
	他会計繰入金	38,707,000	20,240,000	
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	定期預金解約	5,000,000	85,000,000	
	合 計	1,272,891,123	135,240,000	2,209,000,000



支	事業費用	114,814,137	78,775,000	184,695,000
	建設改良費	63,602,000		965,546,000
	企業償還金	1,682,143	914,000	20,548,000
	貯蔵品購入費	25,018,810	25,000,000	30,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	1,100,000,000		980,000,000
	預り金還付	17,234,590	8,000,000	8,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	190,000		
出	仮受金還付			
	合計	1,322,041,680	112,689,000	2,188,789,000
	差支差引	△ 49,150,557	22,551,000	20,211,000
	前年度又は前月より繰越	52,732,995	3,582,438	26,133,438
	翌年度又は翌月へ繰越	3,582,438	26,133,438	46,344,438

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年4月26日

監査委員 西 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年4月26日
2. 検査の対象 昭和53年2月 分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

昭和53年2月28日

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	10,847,579,742	△ 16,499,223 624,801,420	11,455,381,989	13,405,097,157	△ 5,086,023 1,528,318,418	
特 別 会 計	国民健康保険 事 業	1,742,008,358	△ 9,883,981 40,010,532	1,781,134,959	1,535,906,502	△ 654,608 202,878,266
	土地区画整理 事 業	202,214	1,000	203,214	11,934,592	123,180
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	57,038,356	48,583	57,086,939	42,617,806	△ 9,832 12,338,857
基 金	用 品 調 達	15,954,123	608,242	16,562,365	14,197,877	333,790
	同和更生資金 貸 付	57,571,250	485,353	58,056,603	3,900,000	0
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	1,101,351	7,012	1,108,363	0	0
特別歳入歳出外現金	4,512,211,371	310,981,715	4,823,193,086	4,262,969,629	425,478,758	
歳入歳出外現金	560,223,251	40,092,271	600,315,522	510,895,838	33,194,731	
府 税	717,098,357	△ 137,014 96,430,058	813,391,401	691,955,476	60,518,639	
住 宅 敷 金	10,781,239	△ 80,500 130,312	10,831,051	111,400	0	
合 計	18,521,769,612	△ 26,600,668 1,122,096,498	19,611,265,442	20,479,585,577	△ 5,750,463 2,263,184,639	

算 書

現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計					
14,928,329,552	△ 3,472,947,613	3,570,000,000	△ 11,979,562	85,072,825	
1,738,130,160	43,004,799			43,004,799	
12,057,772	△ 11,854,558		11,979,562	125,004	
54,946,331	2,140,608			2,140,608	
14,531,467	2,030,898			2,030,898	
3,900,000	54,156,603			54,156,603	
0	1,108,363			1,108,363	
4,688,448,387	134,744,699			134,744,699	
544,090,569	56,224,953			56,224,953	
752,474,115	60,917,286			60,917,286	
111,400	10,719,651			10,719,651	
22,737,019,753	△ 3,119,754,311	3,570,000,000		450,245,689	

現金の

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	85,072,825	55,072,825		
特 別 会 計	国 保 事 業	48,004,799	18,004,799	
	土 地 区 画 整 理 事 業	125,004	125,004	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	2,140,608	2,140,608	
基 金	用 品 調 達	2,030,898	488,425	1,542,473
	同 和 更 生 資 金 貸 付	54,156,603	6,156,603	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,108,363	1,108,363	
特別歳入歳出外現金	188,384,049	184,744,699		
歳入歳出外現金	56,224,953	56,224,953		
府 税	60,917,286	60,917,286		
住 宅 敷 金	10,719,651	2,275,957		8,443,693
合 計	508,885,039	337,259,523	1,542,473	56,443,693

保 管 方 法

昭和53年2月28日現在 (単位円)

説				備 考
農 協	郵 便 局			
	30,000,000			
5,000,000.0	20,000,000			
34,057,975	19,581,375			大阪 24,223 226 大阪公 137 19,581,149
39,057,975	69,581,375			

昭和58年2月28日

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	4,269,988,000	3,123,045,089	△16,412,748 328,083,351
地 方 譲 与 税	84,195,000	54,808,000	
自 動 車 取 得 在 金 交 付	146,017,000	85,200,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付	71,382,000	71,382,000	
地 方 交 付 税	2,833,057,000	2,584,716,000	
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	16,900,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	723,126,000	588,554,170	△ 53,775 19,509,470
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	157,240,105	△ 12,100 18,621,145
国 庫 支 出 金	4,278,650,000	2,038,323,778	162,108,147
府 支 出 金	1,586,361,000	284,242,594	27,389,963
財 産 収 入	515,132,000	301,771,109	記 △ 2,930 628,000
寄 附 金	51,000,000	44,173,166	
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	2,925,315,000	766,376,774	記 3,930 △ 20,600 67,961,344
市 債	3,309,554,000	307,100,000	
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	21,436,745,957	10,847,579,742	△16,499,228 624,301,420



昭和58年2月28日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
計			
3,434,715,692		835,272,308	80.44
54,808,000		29,387,000	65.10
85,200,000		60,817,000	58.35
71,382,000			100.00
2,584,716,000		248,341,000	91.23
19,133,000	2,233,000		113.21
603,009,865		120,116,135	83.39
175,849,150		23,605,850	88.16
2,200,431,925		2,078,218,075	51.43
311,632,557		1,274,728,443	19.64
302,396,179		212,735,821	58.70
44,173,166		6,826,834	86.61
		100,000	
834,320,448		2,090,994,552	28.52
307,100,000		3,002,454,000	9.28
426,513,957			100.00
11,455,381,939		9,981,364,018	53.44

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	144,400,578	10,972,997
総 務 費	1,890,207,000	1,453,995,993	△ 2,974,934 87,964,595
民 生 費	4,621,808,000	3,413,725,840	△ 1,196,522 368,428,926
衛 生 費	1,412,855,000	1,009,086,576	106,831,865
勞 働 費	73,311,000	63,425,876	△ 715,871 2,928,358
農 林 水 産 業 費	275,628,000	87,179,607	△ 15,750 8,229,542
商 工 費	176,799,000	151,231,972	6,984,378
土 木 費	5,143,455,957	1,769,700,617	△ 49,100 545,340,920
消 防 費	424,732,000	332,891,603	25,166,792
教 育 費	3,779,807,000	2,223,908,869	△ 133,846 545,340,920
公 債 費	2,043,284,000	1,395,093,032	261,546,789
諸 支 出 金	668,751,000	667,550,905	
災 害 復 旧 費	6,450,000	1,259,183	27,440
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 繰 上 充 用 金	695,000,000	691,646,506	
合 計	21,486,745,957	13,405,097,157	△ 5,086,023 1,528,318,418

調

書

昭和58年2月28日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 対 対 する 支 出 割 合
計		
155,373,575	19,284,425	88.96
1,538,985,654	351,221,346	81.42
3,780,958,244	840,849,756	81.81
1,115,918,441	296,986,559	78.98
65,638,363	7,672,637	89.53
95,393,399	180,234,601	34.61
158,216,350	18,582,650	89.49
2,314,992,437	2,328,463,520	45.01
358,058,395	66,673,605	84.30
2,327,670,839	1,452,136,161	61.58
1,656,639,821	386,644,179	81.08
667,550,905	1,200,095	99.82
1,286,623	5,163,377	19.95
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
14,928,329,552	6,508,416,405	69.64

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の第1項の規定により、昭和53年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年4月26日

監査委員 西 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年4月26日
2. 検査の対象 昭和53年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

2月分月次合計残高試算表

昭和53年2月28日現在

借方			貸方		
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計
323,416,864	323,416,864	2,154,000	資産の部		
270,650,469	270,650,469	81,798,000	土地		
3,722,476,911	3,722,476,911	1,454,099,770	建物		
631,887,574	631,887,574	3,484,760,000	構築物		
96,560,101	96,560,101	1,073,000	機械装置		
124,286,583	13,426,658		量水器		
26,177,707	26,177,707	3,288,000	車輜及運搬器具		1,003,000
432,225,955	2,323,062,523	2,025,451,7	工具器具及備品		
360,000	360,000		建設仮勘定	1,889,765,770	1,890,836,568
91,500	202,500		水利		
210,000	210,000		電話加入権		111,000
69,802,784	33,916,535,589	473,054,300	現金		
	3,278,366,037	491,066,347	普通預金	491,066,347	3,321,850,805
185,909,623	726,892,518	59,681,638	当座預金	491,066,347	3,278,366,037
37,754,824	1,923,782,209	8,514,220	未収金	404,937,388	590,982,395
			貯蔵品	16,450,957	154,623,385
60,000	60,000		仮払金		
135,000	135,000		借地権		
230,000	2,300,000		投資有価証券		
	55,000,000		保管有価証券		
			短期貸付金		550,000,000
			負債の部		
	204,134,060	8,226,800	未払金	8,514,220	206,741,840
			未払費用		
1,250,000,000	1,250,000,000	400,000,000	一時借入金	400,000,000	2,052,200,000
254,679,900	254,679,900	675,000	前受金	52,740,000	50,928,600
780,159,02	780,159,02	5,376,915	預り券	20,309,415	96,275,932
			預り担保有価証券		230,000,000
					2,607,780
					802,200,000
					254,606,10
					18,260,080
					230,000,000

	983,630			減価償却引当金		479,954,012	47,020,382
				退職給与引当金		7,196,000	7,196,000
				資本の部			
				自己資本			
	37,015,389	802,397.2		資本金	119,803,235.		119,803,235
				借入金	2,974,143,746		2,937,128,357
				資本剰余金	20,000	1,672,646,220	1,672,646,220
	275,904,944			利益剰余金			
				費用の部			
				原水及浄水費	45,500		
	406,481,980	34,201,400		配水及給水費	50		
	94,631,179	5,599,319		受託工事費			
	305,659,18	540,300		業務費	37,966		37,966
	88,443,294	645,147.8		総係費	28,958		28,958
	65,763,337	4,787,019		減価償却費			
	69,370			資産減耗費			
	150,476,464	1,731,469.9		交利息及企業間雑費			
				雑支出			
	240,311,24	566,420		その他の営業費用			
	266,130	2,520		過年度損益修正損			
				収益の部			
	870,380	133,710		給水収益	59,434,618	630,799,76	629,209,646
				補償金			
				受託工事収益	37,582,687		37,582,687
				その他の営業収益	461,270	27,859,425	27,859,425
				受取利息	753,457	831,017.3	831,017.3
				雑収益	248,200	2,590,720	2,590,720
				固定資産売却益			
				過年度損益修正益			
	50,000			加人	81,440		81,440
	18,283,809,665	8,435,308,339		合計	11,450,000	126,820,000	126,770,000
6,899,026,705					8,435,308,339	18,283,809,665	6,899,026,705

2月分予算執行報告書 甲

昭和53年2月28日現在

(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業収益	901,039,000	72,213,835,	832,404,091	68,634,909
1. 営業収益	730,809,000	59,762,178	694,651,758	36,157,242
1. 給水収益	666,809,000	59,300,908	629,209,646	37,099,354
2. 受託工事収益	36,000,000	0	37,582,687	△ 1,582,687
3. その他の営業収益	28,500,000	461,270	27,859,425	640,575
2. 営業外収益	170,130,000	12,451,657	137,670,893	32,459,107
1. 加 入 金	150,000,000	11,450,000	126,770,000	23,230,000
2. 受 取 利 息	7,130,000	753,457	8,310,173	△ 1,180,173
3. 雑 收 益	3,000,000	248,200	2,590,720	409,280
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
3. 特 別 利 益	100,000	0	81,440	18,560
1. 年度損益修正益	100,000	0	81,400	18,560



① 資本的収入	687,033,531	20,000	83,009,500	604,024,031
1. 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
1. 企業債	562,500,000	0	32,000,000	530,500,000
2. 出資金				
1. 出資金				
2. 工事負担金	82,533,531	20,000	51,009,500	31,524,031
1. 工事負担金	82,533,531	20,000	51,009,500	31,524,031
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
1. 国庫補助金	37,500,000	0	0	37,500,000
収入合計	1,588,072,531	72,233,835	915,413,591	672,658,940

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和53年2月28日現在

( 支 出 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
① 水道事業費用	1,227,825,000	694,631,150	860,728,796	367,096,204
1. 営業費用	949,950,000	521,459,81	709,986,202	239,963,798
1. 原水及浄水費	501,512,000	342,014,400	406,481,980	95,080,020
2. 配水及給水費	120,575,000	5,599,819	94,681,179	25,943,821
3. 受託工事費	360,000,000	540,300	30,565,918	5,434,082
4. 業務費	102,810,000	6,451,478	88,448,294	13,866,706
5. 総係費	80,875,000	4,787,019	65,768,337	14,611,668
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7. 資産減耗費	510,000	0	69,870	440,680
8. その他の營業費用	25,000,000	566,420	240,811,24	968,876
2. 營業外費用	276,575,000	17,314,699	150,476,464	126,098,536
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	276,525,000	17,314,699	150,476,464	126,048,536

2. 雜 支 出	50,000	0	0	50,000
8. 特 別 損 失				
1. 過年度損益修正損	300,000	2,520	266,130	33,870
4. 予 備 費	300,000	2,520	266,130	33,870
1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資 本 的 支 出				
1. 建 設 改 良 費	840,559,913	29,851,489	478,591,550	360,968,863
1. 事 務 費	782,102,913	21,827,517	442,576,161	339,526,752
2. 擴 張 工 事 費	25,113,153	2,102,950	22,546,880	2,566,273
3. 改 良 工 事 費	626,801,229	16,507,500	349,292,782	277,508,447
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	31,061,000	1,083,882	23,401,725	7,659,275
5. 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	30,135,000	1,083,882	3,150,000	26,985,000
6. 營 業 設 備 費	47,080,531	560,185	34,068,568	13,011,963
2. 企 業 債 償 還 金	2,191,200	1,073,000	10,116,206	11,795,794
1. 企 業 債 償 還 金				
1. 企 業 債 償 還 金	58,457,000	8,023,972	37,015,389	21,441,611
1. 企 業 債 償 還 金	58,457,000	8,023,972	37,015,389	21,441,611
支 出 合 計	2,068,384,913	98,814,639	1,340,320,346	728,064,567

和泉市水道事業損益計算書（2月分）

（昭和58年2月1日より昭和58年2月28日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	59,800,908	
② 受託工事収益	0	
③ その他の営業収益	461,270	59,762,178
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	34,201,400	
② 配水及び給水費	5,599,319	
③ 受託工事費	540,300	
④ 業務費	6,451,473	
⑤ 総務費	4,787,019	
⑥ 減価償却費	0	
⑦ 資産減耗費	0	
⑧ その他の営業費用	566,420	52,145,931
営業利益		7,616,247

3. 營業外收益			
① 加入金	11,450,000		
② 受取利息	753,457		
③ 雑収	248,200		
④ 他会計補助金	0	12,451,657	
4. 營業外費用及諸支出			
① 支払利息及諸費用	17,314,699		
② 雑支出	0	17,314,699	△4,863,042
5. 特別利益			2,753,205
① 過年度損益修正利益	0	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	2,520	2,520	△ 2,520
當月分純利益			<u>2,750,685</u>

資 金 予 算 表

昭和58年8月10日

科 目	月 次	2月執行済額 円	3月予定額 千円	4月予定額 千円	5月予定額 千円
前	月繰越金	88,025,881	70,120	0	16,342
	営業収益	40,150,893	80,500	5,000	40,000
	営業外収益	12,451,657	6,000	6,000	6,000
収	前年度未収金	24,390	10	50,000	30,000
	企業債	0	118,000	0	0
	工事負担金	20,000	7,500	5,000	10,000
	一時借入金	40,000,000	220,000	600,000	0
入	預り金	15,122,500	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金	0	0	18,542	0
	前受金	5,274,000	1,000	1,000	1,000
	計	478,042,940	442,000	686,542	88,000

支	營業費用	50,170,994	80,000	50,000	50,000
	營業外費用	17,314,699	109,838	3,200	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	6,851,497	44,000	35,000	25,000
	貯藏品	8,226,800	9,000	20,000	15,000
	企業債償還金	8,023,972	21,442	0	0
	一時借入金返還	400,000,000	226,200	560,000	0
	預り金返還	190,000	2,000	1,000	1,000
	前受金	275,505	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正損	2,520	0	0	0
計	491,055,987	493,480	670,200	92,000	
出					
收支差引額	70,012,784	18,542	16,342	12,342	

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年4月26日

監査委員 西 口 喜一郎

同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年4月26日
2. 検査の対象 昭和53年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方の公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

2 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 53 年 2 月 28 日 現在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

借		方		貸		方	
残 高	合 計	計		合 計	累 計	高	残 高
		累 計	当 月				
150,995,865	150,995,865						
240,415,659	240,415,659						
28,484,87	28,484,87						
3,330,000	3,330,000						
109,449,525	109,449,525						
138,124	138,124						
94,992,85	94,992,85						
12,609,915	5,829,152,689	136,578,855		127,551,378	73,670,840		73,670,840
138,647,688	704,474,039	68,265,250		56,267,996	5,816,542,774		
1,538,585	284,054,947	23,438,160		23,487,294	570,826,851		
812,079	5,344,040				268,671,412		
3,100,000	43,100,000				4,531,961		
16,094,000	142,708,871			35,000,000	400,000,000		
					12,661,487		
	3,150,000,000				4,230,000,000		1,080,000,000
	217,352,090	26,693,010		23,438,160	268,559,100		51,207,010
	119,926,310	10,868,182		11,002,412	128,999,231		907,292
	10,178,000	110,000			10,468,000		290,000
	924,102				17,865,971		169,418,69
	202,400,000				233,440,000		263,200,000
	53,512,805				53,512,805		0
					228,141,371		228,141,371

	14,079,870	9,183,992	借入資本金		1,930,830,689	1,916,751,319
1,001,356,862	1,001,356,862		繰越欠損金			
			資本剰余金		1,118,000	1,118,000
			収益の部			
	117,021	2,100	入院収益	44,568,256	460,849,250	460,732,229
	310,998	40,676	外来収益	31,724,053	328,390,045	328,079,052
	2,500		その他医療収益	4,102,162	25,155,557	25,153,057
			受取利息配当金	1,133,266	1,511,718	1,511,718
			他会計補助金		38,707,000	38,707,000
			患者外給食収益	696,860	641,2870	6,412,870
	540		その他医療外収益	109,100	936,158	935,613
			国庫補助金		1,275,000	1,275,000
			費用の部			
649,520,540	649,520,540	56,830,254	給与			
288,685,315	288,685,315	25,465,730	材料			
82,481,332	83,441,907	10,290,018	経費	960,575		
			減価償却費			
			資産減耗費			
2,368,590	2,368,590	93,340	研究修費			
1,455,605,81	1,47,553,730	1,905,511	私利私欲及び企業債取費	1,993,149		
6,353,684	6,353,684	671,859	患者外給食材料費			
			特別利益	20,240,000	40,480,000	40,480,000
1,664,033,853	1,664,033,853		建設仮勘定			
4,533,679,869	14,950,464,693	879,320,937	合計	379,320,937	14,950,464,693	4,533,679,869

2 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年2月28日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		2 月	累 計	
病院事業収益	1,067,768 <sup>円</sup>	1,025,309.21	898,286,539	169,481,461
1. 医 業 收 益	923,928	803,516.95	808,964,338	114,963,662
1. 入 院 收 益	545,272	445,661.56	460,732,229	84,539,771
2. 外 来 收 益	345,850	316,833.77	323,079,052	22,770,948
3. そ の 他 医 業 收 益	32,806	4,102,162	25,158,057	7,652,948
2. 医 業 外 收 益	103,360	1,939,226	48,842,201	54,517,799
1. 受 取 利 息 配 当 金	1,600	1,133,266	1,511,718	88,282
2. 他 会 計 補 助 金	88,437		38,707,000	49,730,000
3. 患 者 外 給 食 收 益	9,868	696,860	6,412,870	3,455,130
4. そ の 他 医 業 外 收 益	996	109,100	935,613	603,87
5. 国 庫 補 助 金	2,459		1,275,000	1,184,000
3. 特 別 利 益	40,480	20,240,000	40,480,000	0
病院事業費用	1,517,575 <sup>円</sup>	1,124,063.12	1,169,965,042	347,609,958
1. 医 業 費 用	1,312,629	926,793.42	1,018,050,777	294,578,228
1. 給 与 費	788,748	568,802.54	649,520,540	139,227,460
2. 材 料 費	379,829	254,657.80	283,685,815	961,48,685
3. 経 費	123,174	102,900.18	82,481,332	40,692,668

4. 減價償却費	15,637				15,637,000
5. 資産減耗費	1				1,000
6. 研究修費	5,240	93,840		2,363,590	2,876,410
2. 医業外費用	20,464.5	19,726,970		15,191,426.5	52,730,735
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	197,213	19,055,111		145,560,581	51,652,419
2. 患者外給食材料費	7,432	671,859		635,368.4	1,078,316
3. 特別損失	1				1,000
4. 予備費	300				300,000
資本的收入	2,262,323.4			1,294,913,000	967,410,000
1. 他会計出資金	59,223			208,13,000	384,10,000
2. 企業債	2,203,100			1,274,100,000	929,000,000
資本の支出	2,302,803	913,392		1,316,707,452	986,095,548
1. 建設改良費	2,248,243			1,282,388,082	965,854,918
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233			924,102	808,898
2. 器械備品購入費	575,500			64,037,000	511,463,000
3. 病院増設事業費	1,646,410			1,217,426,980	428,983,020
4. 看護婦宿舍増設事業費	25,100				25,100,000
2. 企業債償還金	14,080	913,392		1,407,937.0	630
3. 公立病院特例債	4,048.0			20,240,000	20,240,000

2 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

昭 和 58 年 2 月 28 日

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 收 益		
人 院 收 益	44,566,156	460,732,229
外 来 收 益	81,683,377	828,079,052
そ の 他 医 業 收 益	<u>4,102,162</u>	<u>25,153,057</u>
計	80,351,695	808,964,338
2. 医 業 費 用		
給 与 費	56,830,254	649,520,540
材 料 費	25,465,730	288,685,315
経 費	10,290,018	82,481,332
減 価 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	<u>98,340</u>	<u>2,863,590</u>
計	<u>92,679,342</u>	<u>1,018,050,777</u>
医 業 利 益	<u>△12,327,647</u>	<u>△209,086,439</u>

3.	医業外収益				
	受取利息配当金	1,133,266		1,511,718	
	他会計補助金			38,707,000	
	患者外給食収益	696,860		6,412,870	
	その他医業外収益	109,100		935,613	
	国庫補助金			1,275,000	
	計		1,939,226		48,842,201
4.	医業外費用				
	支払利息及び	19,055,111		145,560,581	
	企業債取扱諸費			6,353,684	
	患者外給食材料費	671,859			
	雑損				
	計		19,726,970		151,914,265
	経常利益		△30,115,891		△31,215,503
5.	特別利益	20,240,000		40,480,000	
6.	特別損失				
	当月分純利益		△ 9,875,891		△271,678,503
	上記当月分収益中	健保未収金	682,652,250円		
	上記当月分費用中	未払金	234,381,160円		

資 金 予 算 表

昭和58年2月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	2月の執行済額	3月予定	4月予定
収	事業収益	70,293,667	72,000,000	10,000,000
	固定資産売却代金			
	企業債		929,000,000	
	過年度未収金			70,000,000
	一時借入金		1,200,000,000	
	預り金	11,002,412		8,000,000
	他会計繰入金	20,240,000		
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	定期預金解約	85,000,000		
	合計	186,536,079	2,209,000,000	88,000,000



支	事業費用	88,919,018	193,902,000	45,000,000
	建設改良費		965,546,000	
	企業償債還金	913,392	20,548,000	
	貯蔵品購入費	26,698,010	30,000,000	
	過年度未払金			50,000,000
	一時借入金返還		980,000,000	
	預り金還付	10,868,182	8,000,000	8,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	110,000		
出	仮受金還付			
	合計	127,508,602	2,197,996,000	103,000,000
	収支差引	9,027,477	11,004,000	△15,000,000
	前年度又は前月より繰越	3,582,438	12,609,915	23,613,915
差引	翌年度又は翌月へ繰越	12,609,915	23,613,915	8,613,915

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年6月13日

監査委員 西 口 喜一郎  
同 竹 下 義 章

記

1. 検査実施日 昭和53年6月13日
2. 検査の対象 昭和53年3月 分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支 出	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		11,455,381,939	△ 4,445,930 2,325,540,947	13,776,476,956	14,928,329,552	△ 7,754,913 2,650,591,600
特 別 会 計	国民健康保険 事 業	1,781,134,959	△ 413,721 328,518,889	2,109,240,127	1,738,130,160	△ 333,651 196,918,145
	土地区画整理 事 業	203,214	0	203,214	12,057,772	90367
	公共用地業 先行取得事	57,086,939	18,455,500	75,541,939	54,946,331	19,818,307
	用品調達	16,562,365	2,140,558	18,702,923	14,531,467	208,126
基 金	同和更正資金 貸 付	58,056,603	470,230	58,526,833	3,900,000	900,000
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	1,108,363		1,108,363	0	16,939
特別歳入歳出外現金		4,823,193,086	476,043,920	5,299,237,006	4,688,448,387	457,453,440
歳入歳出外現金		600,315,522	77,041,240	677,356,762	544,090,569	81,513,120
府 税		813,391,401	△ 495,589 62,587,481	875,483,293	752,474,115	60,917,293
住 宅 敷 金		10,831,051	244,200	11,075,251	111,400	15,100
合 計		19,617,265,442	△ 5,355,240 3,291,042,465	22,902,952,667	22,737,019,753	△ 8,088,564 3,468,442,437

算 書

昭和53年8月31日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘要
		一時貸付金	相互流用		
17,571,166,239	△ 3,794,689,283	4,000,000,000	△ 11,979,562	193,331,155	
1,934,714,654	174,525,473			174,525,473	
12,148,139	11,944,925		11,979,562	34,637	
74,764,638	777,301			777,301	
14,739,593	3,963,330			3,963,330	
4,800,000	53,726,833			53,726,833	
16,939	1,091,404			1,091,424	
5,145,901,827	153,335,179			153,335,179	
625,603,689	51,753,073			51,753,073	
813,391,408	62,091,885			62,091,885	
126,500	10,948,751			10,948,751	
26,197,373,626	3,294,420,959	4,000,000,000		705,579,041	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	193,331,155	141,331,155		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	174,525,473	149,525,473	
	土 地 区 画 整 理 事 業	34,637	34,637	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	777,301	777,301	
基 金	用 品 調 達	3,963,330	488,425	3,474,905
	同 資 和 金 更 貸 生 付	53,726,833	5,726,833	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	179,689,174	153,335,179		
歳入歳出外現金	51,753,073	51,753,073		
府 税	62,091,885	62,091,885		
住 宅 敷 金	10,948,751	2,505,058		8,443,693
駐 車 場 使 用 料				
合 計	731,933,036	568,660,443	3,474,905	66,443,693

管 方 法

昭和58年3月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
12,000,000	30,000,000			
5,000,000	20,000,000			
10,794,187	15,559,858			大阪 24,228 907 大阪公 187 15,558,951
27,794,187	65,559,858			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	4269,988,000	3,434,715,692	△ 3,878,080 3,941,937,64
地 方 譲 与 税	84,195,000	54,808,000	
自 交 動 車 取 扱 税 金	146,017,000	85,200,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	71,382,000	71,382,000	
地 方 交 付 税	2,833,057,000	2,584,716,000	265,971,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	19,133,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	727,663,000	603,009,865	△ 299,910 51,013,190
使 用 料 及 手 数 料	199,695,000	175,849,150	△ 168,940 22,631,165
国 庫 支 出 金	4,362,710,000	2,200,431,925	1,048,724,741
府 支 出 金	1,704,694,000	311,632,557	93,630,403
財 産 收 入	515,132,000	302,396,179	△ 100,000 42,277,524
寄 附 金	73,468,000	114,173,166	14,460,000
繰 入 金	100,000		
諸 收 入	2,961,365,000	834,320,448	151,863,160
市 債	3,857,854,000	307,100,000	240,776,000
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	22,252,966,957	11,455,381,939	△ 4,445,930 2,325,540,947



昭和53年3月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
8,825,032,376		444,955,624	89.58
54,808,000		29,387,000	65.10
85,200,000		60,817,000	58.35
71,382,000			100.00
2,850,687,000	17,630,000		100.62
19,133,000			100.00
653,723,145		73,939,855	89.84
198,311,375			99.31
3,249,156,666			74.48
405,262,960			23.77
344,573,703			66.89
58,633,166			79.81
		100,000	
986,183,608			83.80
547,876,000			14.20
426,513,957			100.00
13,776,476,956		591,569,479	61.91

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	155,373,575	15,636,056
総 務 費	2,174,919,000	1,538,985,654	△ 1,592,220 426,464,124
民 生 費	4,597,201,000	3,780,958,244	△ 1,140,864 397,933,078
衛 生 費	1,535,170,000	1,115,918,441	△ 760 346,316,902
労 働 費	73,311,000	65,638,363	△ 393,915 4,568,222
農 林 水 産 業 費	277,314,000	95,393,399	16,955,329
商 工 費	176,799,000	158,216,350	10,157,215
土 木 費	5,561,823,957	2,314,992,437	△ 96,190 542,229,740
消 防 費	424,732,000	358,058,395	47,000,521
教 育 費	3,793,554,000	2,327,670,839	△ 4,530,964 423,955,718
公 債 費	2,075,284,000	1,656,639,821	418,310,749
諸 支 出 金	668,751,000	667,550,905	
災 害 復 旧 費	6,450,000	1,286,623	1,063,946
予 備 費	18,000,000		
前年度繰上充用金	695,000,000	691,646,506	
合 計	22,252,966,957	14,928,329,552	△ 7,754,913 2,650,591,600

調 書

昭和53年3月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
171,009,631	3,648,369	97.91
1,968,857,558	211,061,442	90.30
4,177,750,458	419,450,542	90.88
1,462,234,583	72,935,417	95.25
69,812,670	3,498,330	95.23
112,348,728	164,965,272	40.51
168,373,565	8,425,435	95.23
2,857,125,987	2,704,697,970	51.37
405,058,916	19,673,084	95.37
2,747,095,593	1,046,458,407	72.41
2,074,950,570	333,430	99.98
667,550,905	1200,095	99.82
2,350,569	4,099,431	36.44
	18,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
17,571,166,239	4,681,800,718	78.96

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年3月分本市水道部企業出納員扱について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年6月13日

監査委員 西口喜一郎

同 竹下義章

記

1. 検査実施日 昭和53年6月13日
2. 検査の対象 昭和53年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年3月31日現在

借 高		方 月 計		勘 定 科 目		貸 月 計		方 残 高	
残 高	合 計	本 月 計		資 産 の 部		本 月 計	合 計	残 高	
323,416,864	323,416,864			土 地					
270,650,469	270,650,469			建 物					
3,722,476,911	3,722,476,911			構 築 物					
681,837,574	681,837,574			機 械 及 装 置					
101,331,656	101,847,201	528,710		水 器		515,545	515,545		
12,423,653	13,426,653			車 輛 及 運 搬 具			1,003,000		
259,678,60	261,777,07			工 具 器 具 及 備 品		209,847	209,847		
495,060,318	2,385,928,106	62,865,588		建 設 仮 勘 定		31,220	1,890,867,788		
310,000	360,000			水 利 権		50,000	50,000		
91,500	202,500			電 話 加 入 権			111,000		
210,000	210,000			現 金					
82,373,253	3,897,611,409	505,957,820		普 通 預 金		493,387,351	3,815,238,156		
	3,771,753,888	493,387,351		当 座 預 金		493,387,351	3,771,753,388		
116,726,559	823,721,500	96,828,982		未 収 金		116,012,046	706,994,941		
20,005,786	200,524,451	8,146,242		貯 藏 品		25,895,280	180,518,665		
				仮 払 金					
	60,000			借 地 権		60,000	60,000		
135,000	135,000			投 資 有 価 証 券					
230,000	230,000			保 管 有 価 証 券					
	550,000,000			短 期 貸 付 金			550,000,000		
				負 債 の 部					
	213,171,440	9,037,380		未 払 金		23,412,250	230,154,990	16,982,650	
				未 払 費 用					
	1,757,200,000	507,200,000		一 時 借 入 金		265,000,000	2,317,200,000	560,000,000	
	27,413,990	1,946,000		前 受 金		20,895,000	718,236,000	44,409,610	
	86,379,317	8,368,415		預 り 金		9,938,135	1,062,140,667	198,847,750	
				預 り 担 保 有 価 証 券			230,000,000	230,000,000	

	1,382,320	448,690	減価償却引当金	80,425,222	560,879,234	558,996,914
			退職給与引当金	5,000,000	12,196,000	12,196,000
			資本の部			
			自己資本		1,198,032,355	1,198,032,355
	58,456,912	21,441,523	借入資本	85,400,000	83,281,487,46	82,699,686,834
			資本剰余金	1,444,750	1,687,093,720	1,687,093,720
275,904,944	275,904,944		利益剰余金			
			費用の部			
			原水及浄水		455,000	
458,596,258	454,051,258	47,114,278	配水及給水		50	
123,069,086	123,069,136	28,437,907	受託工事			
33,520,348	33,520,348	2,954,430	業務		37,966	
98,682,264	98,720,230	10,233,970	総係	1,890	30,843	
77,784,142	77,814,985	1,202,2695	減価却			
80,535,222	80,535,222	80,535,222	資産減耗			
88,449	88,448	19078	支払利息及企業債取替費			
260,314,036	260,314,036	109,887,572	雑支出			
			その他の営業費用			
245,895,74	245,895,74	508,450	過年度損益修正損			
358,630	358,630	87,500				
			収益の部			
	90,854,0	38,210	給水収益	89,883,180	719,463,156	718,554,616
			補償			
			受託工事収益	151,000	37,733,687	37,733,687
			その他の営業収益	3,935,072	31,794,497	31,794,497
			受取利息	464,679	877,4852	877,4852
			雑収益	261,830	285,2550	285,2550
			他会計補助益	10,000,000	10,000,000	10,000,000
			過年度損益修正金		81,440	81,440
	260,000	210,000	加人	605,000	132,870,000	132,610,000
7,233,705,355	20,296,724,063	2,012,914,398	合計	2,012,914,398	20,296,724,063	7,233,705,355

昭和58年3月31日現在

8月分予算執行報告書 甲  
(収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
① 水道事業収益	986,630,000	109,997,551	942,401,642	△5,771,642
1. 営業収益	785,400,000	98,431,042	788,082,800	△2,682,800
1. 給水収益	715,000,000	89,344,970	718,554,616	△3,554,616
2. 受託工事収益	89,500,000	151,000	87,733,687	1,766,313
3. その他の営業収益	80,900,000	8,935,072	31,794,497	△ 894,497
2. 営業外収益	151,130,000	16,566,509	154,237,402	△3,107,402
1. 加入金	130,000,000	5,840,000	132,610,000	△2,610,000
2. 受取利息	8,130,000	464,679	8,774,852	△ 644,852
3. 雑収益	3,000,000	261,830	2,852,550	147,450
4. 他会計補助金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0
3. 特別利益	100,000	0	81,440	18,560
1. 過年度損益修正益	100,000	0	81,440	18,560



① 資本的収入	581,633,531	368,447,500	451,457,000	180,176,531
1. 企業債	498,000,000	354,000,000	886,000,000	112,000,000
1. 企業債	498,000,000	354,000,000	886,000,000	112,000,000
2. 工事負担金	65,233,531	99,475,000	60,957,000	4,276,531
1. 工事負担金	65,233,531	99,475,000	60,957,000	4,276,531
3. 負担金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
1. 他会計負担金	4,500,000	4,500,000	4,500,000	0
4. 補助金	1,390,000	0	0	1,390,000
1. 国庫補助金	1,390,000	0	0	1,390,000
収入合計	1,518,263,531	478,445,051	1,393,858,642	124,404,889

乙 報告書執行算分月 3

現在 31日 昭和 53 年 3 月

( 出 支 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
(1) 水道事業費用	1,172,278,000	291,754,212	1,152,483,008	19,794,992
1. 営業費用	910,468,000	181,829,140	891,815,342	18,647,658
1. 原水及浄水費	464,210,000	47,114,278	453,596,258	10,613,742
2. 配水及給水費	123,412,000	28,437,907	123,069,086	342,914
3. 受託工事費	39,500,000	2,954,430	33,520,348	5,979,652
4. 業務費	99,228,000	10,238,970	98,682,264	545,736
5. 総務費	78,235,000	12,020,805	77,784,142	450,858
6. 減価償却費	80,668,000	80,535,222	80,535,222	132,778
7. 資産減耗費	210,000	19,078	88,448	121,552
8. その他の営業費用	25,000,000	508,450	24,539,574	460,426
2. 営業外費用	260,455,000	109,837,572	260,814,036	140,964
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	260,405,000	109,837,572	260,314,086	90,964
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	860,000	87,500	858,680	6,370
1. 過年度損益修正損	860,000	87,500	858,680	6,370
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	706,147,918	89,305,214	568,896,764	187,251,149
1. 建設改良費	647,690,918	67,868,691	510,439,852	187,251,061
1. 事務費	25,118,158	2,445,920	24,992,800	120,353
2. 擴張工事費	521,801,229	43,947,750	398,240,532	128,560,697
3. 改良工事費	39,061,000	8,418,002	81,819,727	7,241,273
4. 配水管整備事業費	10,735,000	7,800,000	10,450,000	285,000
5. 光明台水道施設建設費	35,080,581	722,691	34,791,259	289,272
6. 營業設備費	15,900,000	5,029,328	15,145,584	754,466
2. 企業償還金	58,457,000	21,441,523	58,456,912	88
1. 企業償還金	58,457,000	21,441,523	58,456,912	88
支出合計	1,878,425,918	381,059,426	1,721,379,772	157,046,141

和泉市水道事業損益計算書（3月分）  
 （昭和58年8月1日より 昭和58年8月31日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	89,844,970	
② 受託工事収益	151,000	
③ その他の営業収益	<u>3,985,072</u>	98,431,042
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	47,114,278	
② 配水及び給水費	28,487,907	
③ 受託工事費	2,954,430	
④ 業務費	10,288,970	
⑤ 総務費	12,020,805	
⑥ 減価償却費	80,585,222	
⑦ 資産減耗費	19,078	
⑧ その他の営業費用	<u>508,450</u>	181,829,140
営業損失		88,398,098

3. 營業外收益			
① 加 入金	5,840,000		
② 受 取 利息	464,679		
③ 雜 收	261,880		
④ 他 会 計 補 助 金	1,000,000	1,656,659	
4. 營業外費用			
① 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,098,837,572		
② 雜 支 出	0	1,098,837,572	△98,271,068
5. 特 別 利 益			181,669,161
① 過 年 度 損 益 修 正 益	0	0	
6. 特 別 損 失			
① 過 年 度 損 益 修 正 損	87,500	87,500	△ 87,500
当 月 分 純 損 失			<u>181,756,661</u>

資 金 予 算 表

昭和58年4月10日

科 目	月 次	3月執行済額	4月予定額	5月予定額	6月予定額
前月繰越金		70,012,784 円	千円 0	千円 17,600	千円 11,600
営業収益		117,691,581	2,000	20,000	40,000
営業外収益		16,566,509	6,000	6,000	6,000
前年度未収金		1,877,990	40,000	40,000	20,000
企業負債		118,000,000	0	0	0
工事負担金		7,405,000	10,000	10,000	10,000
一時借入金		220,000,000	560,000	0	50,000
預り金		8,809,900	1,000	1,000	1,000
前年度繰越金		0	82,588	0	0
前受金		20,895,000	1,000	1,000	1,000
計		505,745,980	702,588	78,000	128,000

支	營業費用	79,793,623	52,000	52,000	85,000
	營業外費用	109,837,572	3,400	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	1,688	0	0
	建設改良費	43,582,823	33,700	20,000	22,000
	貯蔵品	8,637,380	16,900	10,000	12,000
	企業債償還金	21,441,523	0	0	0
	一時借入金返還	226,200,000	560,000	0	0
	預り金返還	2,276,465	1,000	1,000	1,000
	前受金	1,406,075	1,000	1,000	1,000
	計	493,175,461	684,983	84,000	121,000
出					
	収支差引額	82,583,253	17,600	11,600	18,600

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年6月13日

監査委員 西口 喜一郎  
同 竹下 義章

記

1. 検査実施日 昭和53年6月13日
2. 検査の対象 昭和53年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。



3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

3 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 53 年 3 月 31 日 現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸			方	
残高	合計		当 月	勘定科目	合計		残高	
	累 計	当 月			当 月	累 計		
158,235,865	158,235,865	224,000	資産の部	土地				
2,222,815,988	2,238,095,732	1,997,680,073	建物	建物	15,779,749	15,779,749		
2,946,791	3,768,487	920,000	構築物	構築物	821,696	821,696		
338,000	338,000		自動車	自動車				
613,742,690	613,742,690	504,298,165	機械及備品	機械及備品				
7,215,404	7,215,404	7,077,280	有価証券	有価証券				
880,0818	9,499,285		投資	投資	698,417	698,417		
1,256,201,08	7,974,729,232	6,150,699	減価償却引当金	減価償却引当金	15,589,520	89,260,360	88,109,661	
162,435,036	799,205,998	2,145,576,548	普通預金	普通預金	203,256,6355	7,849,109,129		
9,766,654	311,424,185	94,731,959	未収金	未収金	65,944,611	686,770,962		
750,000	53,600,17	2,736,9238	貯蔵品	貯蔵品	32,956,119	301,627,531		
3,100,000	48,100,000	15,977	前払金	前払金	78,056	461,0017		
16,094,000	142,708,871		定期預金	定期預金		40,000,000		
			遇年度未収金	遇年度未収金		1,266,14,871		
			負債の部	負債の部				
	4,130,000,000	980,000,000	一時借入金	一時借入金	1,100,000,000	5,330,000,000	1,200,000,000	
	241,034,240	236,821,50	未払金	未払金	59,188,182	327,472,282	86,713,042	
			仮受金	仮受金				
	131,411,706	11,485,396	預り金	預り金	15,577,389	144,576,620	13,164,914	
	10,468,000	290,000	予納金	予納金		10,468,000	0	
	1,232,136	308,034	固定負債	固定負債		178,65,971	166,83,835	
	40,480,000	202,400,000	公立病院特例債	公立病院特例債		283,440,000	242,960,000	
	53,512,805		遇年度未払金	遇年度未払金		53,512,805	0	



8 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和58年3月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
病院事業収益	1,079,906	1,999,569.57	1,098,243.496	△ 18,337,496
1. 医療収益	898,558	1,072,063.20	916,170,658	△ 17,612,658
1. 入院収益	519,000	63,141,625	523,873,854	△ 4,873,854
2. 外来収益	350,525	38,065,227	361,144,279	△ 10,619,279
3. その他医療収益	29,033	5,999,468	31,152,525	△ 2,119,525
2. 医療外収益	140,868	92,750,637	141,592,838	△ 724,838
1. 受取利息配当金	1,300		1,511,718	△ 211,718
2. 他会計補助金	128,299	89,592,000	128,299,000	0
3. 患者外給食収益	7,814	1,595,610	8,008,480	△ 194,480
4. その他医療外収益	996	379,027	1,314,640	△ 318,640
5. 国庫補助金	2,459	1,184,000	2,459,000	0
3. 特別利益	40,480		40,480,000	0
病院事業費用	1,433,273	285,962,814	1,405,927,856	273,451,444
1. 医療費用	1,249,013	205,896,881	1,223,447,158	25,565,842
1. 給与	735,155	83,819,178	733,897,18	1,815,282
2. 材料	851,964	62,086,223	84,572,1538	6,242,462

3. 經費	181,803	81,859,184	114,340,516	16,962,484
4. 減價償却費	15,637	15,589,520	15,589,520	47,480
5. 資產減耗費	10,451	10,450,746	10,450,746	254
6. 研究修費	4,503	1,641,530	400,5120	497,880
2. 醫業外費用	183,959	80,566,433	182,480,698	1,478,302
1. 支私利息及 企業償取投諸費	176,714	29,675,686	175,236,267	569
2. 患者外給食材料費	7,165	810,747	7,164,431	0
3. 雜損失	80	80,000	80,000	1,000
3. 特別損失	1			
4. 予備費	300			300,000
資本的收入	2,262,323 <sup>冊</sup>	860,508,417	2,155,421,417	106,901,583
1. 他會計出資金	59,223	38,410,000	59,223,000	0
2. 企業債	2,203,100	821,400,000	2,095,500,000	107,600,000
3. 貸付金償還金	0	698,417	698,417	△ 698,417
資本的支出	2,302,803 <sup>冊</sup>	873,702,275	2,190,409,727	112,393,273
1. 建設改良費	2,248,243	853,462,275	2,135,850,357	112,392,643
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233	308,034	1,232,136	864
2. 器械備品購入費	573,181	504,293,165	568,330,165	4,850,335
3. 病院增設事業費	1,648,729	347,661,076	1,565,088,056	83,640,944
4. 看護婦宿舍增設事業費	25,100	1,200,000	1,200,000	23,900,000
2. 企業償還金	14,080		14,079,370	630
3. 公立病院特例債	40,480	202,400,000	40,480,000	0

8 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和58年8月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当	月	累	計
1. 医 業 收 益				
人 院 收 益	63,141,625,		523,873,854	
外 来 收 益	38,065,227		361,144,279	
そ の 他 医 業 收 益	5,999,468		81,152,525	
計		107,206,320		916,170,658,
2. 医 業 費 用				
給 与 費	83,810,178		733,330,718	
材 料 費	62,036,223		345,721,538	
経 費	31,850,184		114,340,516	
減 価 償 耗 費	15,589,520		155,895,20	
資 産 減 耗 費	10,450,746		10,450,746	
研 究 研 修 費	1,641,530		4,005,120	
計		205,396,381		1,223,447,158
医 業 利 益		△98,190,061		△307,276,500

3. 医業外収益				
受取利息配当金			1,511,718	
他会計補助金	89,592,000		128,299,000	
患者外給食収益	1,595,610		8,008,480	
その他業務外収益	379,027		1,314,640	
国庫補助金	1,184,000		2,459,000	
計		92,750,637		141,592,838
4. 医業外費用				
支払利息及び			175,236,267	
企業債取扱諸費	29,675,686		7,164,481	
患者外給食材料費	810,747		80,000	
雑損損失	80,000			
計		30,566,433		182,480,698
經常利益		△36,005,857		848,164,360
5. 特別利益			40,480,000	
6. 特別損失				
当月分純利益		△36,005,857	当月迄の純利益	△307,684,360
上記当月分収益中	未収金	94,781,959円		
上記当月分費用中	未払金	59,188,182円		

資 金 予 算 表

昭和58年3月末日

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	3月の執行済額	4月予定	5月予定
収	事業収益	82,747,354	1,000,000	15,000,000
	固定資産売却代金			
	企業金	821,400,000		
	過年度未収金		70,000,000	65,000,000
	一時借入金	1,100,000,000	1,200,000,000	1,000,000,000
	預り金	13,147,389	1,000,000	1,000,000
	他会計繰入金	128,002,000		
入	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
	仮受金			
	合計	2,145,296,743	1,290,000,000	90,000,000



支	事業費用	154,588,985	60,000,000	80,000,000
	建設改良費	842,252,385	50,000,000	
	企業債償還金	20,548,084		
	貯蔵品購入費	23,682,150		
	過年度未払金		50,000,000	25,000,000
	一時借入金返還	980,000,000	1,200,000,000	
	預り金還付	11,120,001	10,000,000	10,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	100,000		
	仮受金還付			
	合計	2,032,286,555	1,870,000,000	115,000,000
	収支差引	118,010,188	△ 80,000,000	△ 25,000,000
	前年度又は前月より繰越	12,609,915	125,620,108	45,620,108
	翌年度又は翌月へ繰越	125,620,108	45,620,108	20,620,108
引				

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第8号より第16号までの報告を終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第20「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第5号

##### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第2号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和53年4月19日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第11号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例(昭和85年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表を次のように改める。

法	人	等	の	区	分	税	率
(1)	<p>資本の金額又は出資金額(保険業法(昭和14年法律第41号)に規定する相互会社)にあっては、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第48条の2に定めるところにより算定した純資産額。次号から第4号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されているものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第4号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が100人を超えるもの。</p>					年額	1,000,000円
(2)	<p>資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの。</p>					年額	560,000円
(3)	<p>資本の金額又は出資金額が10億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの。</p>					年額	134,000円
(4)	<p>資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人</p>					年額	40,000円

法人等	区分	税率
(6) 前各号に掲げる法人以外の法人等		年額 13,000円

第12条の2中「180,000円」を「190,000円」に改める。

第14条の4中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号)」を「施行令」に改める。

第58条中「100分の0.2」を「100分の0.3」改める。

附則第18条を削り、附則第14条を附則第13条とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第12条第2項の規定は、昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る法人の市民税について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

2 法人の適用日以後に終了する事業年度に係る地方税法の一部を改正する法律(昭和58年法律第9号)による改正後の地方税法第321条の第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第84号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の申告書に係るものに限る。))の提出期限が適用日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告に係る市民税として納付した。又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第12条の2の規定は、昭和58年度分の個人の市民税から適用し、昭和52年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

( 都市計画税に関する経過措置 )

第 3 条 新条例第 58 条の規定は、昭和 58 年度分の都市計画税から適用し、昭和 52 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

( 軽自動車税に関する規定の適用 )

第 4 条 改正前の和泉市税条例附則第 13 条の規定は、昭和 52 年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

報告第 5 号参考資料

和泉市税条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧								
<p>( 均等割の税率 )</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものは(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1049 989 1227 1752"> <thead> <tr> <th>法 人 等 の 区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資本の金額又は出資金額(保険業法(昭和14年法律第41号)規定する相</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法 人 等 の 区 分	税 率	(1) 資本の金額又は出資金額(保険業法(昭和14年法律第41号)規定する相		<p>( 均等割の税率 )</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本項において「法人等」と総称する。)の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1049 200 1227 989"> <thead> <tr> <th>法 人 等 の 区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超える法人(法第812条第8項第3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法 人 等 の 区 分	税 率	(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超える法人(法第812条第8項第3	
法 人 等 の 区 分	税 率								
(1) 資本の金額又は出資金額(保険業法(昭和14年法律第41号)規定する相									
法 人 等 の 区 分	税 率								
(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超える法人(法第812条第8項第3									

法人等の区分	税率
互会社にあっては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。第48条の2に定めるところにより算定した純資産額。次号から第4号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公益法人及び同条第6号の公益法人等）で均等割のみを課されているものを除く。次号から第4号までにおいて同じ。）で市内に有する事務所、事業又は寮等の従業員（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の合計数（次号から第4号までにおいて「従業員数の合計数」という。）が100人を超えるもの。	年額 1,000,000円
(2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員の合計数が100人を超えるもの。	年額 560,000円
(3) 資本の金額又は出資金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金	年額 134,000円

法人等の区分	税率
号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。）及び保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。）の数の合計数が100人を超えるもの	年額 134,000円
(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げる以外のもの並びに資本の金額又は出資金額1,000万円を超え1億円以下である法人。	年額 40,000円
(3) 前2号に掲げる法人以外の法人等	年額 13,000円

額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの	年額 134,000円
(4) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 400,000円
(5) 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 13,000円

(個人均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年中の所得の金額が190,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。

(外国税額控除等)

第14条の4 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び施行令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、その者の第14条、第14条の2及び

(個人均等割の非課税の範囲)

第12条の2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年中の所得の金額が180,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては均等割を課さない。

(外国税額控除等)

第14条の4 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、

新	旧
<p>法第314条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(都市計画税の税率)</p> <p>第58条 都市計画税の税率は、100分の0.8とする。</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の特例)</p> <p>第13条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により、昭和51年4月1日以降に適用されるべきもの及び昭和58年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車の排出ガ스에係る保安基準に適合する自動車に係る軽自動車税の標準税率は、昭和52年度分の軽自動車税に限り、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市税条例第8号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2~5 略</p>	<p>その者の第14条、第14条の2及び法第314条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(都市計画税の税率)</p> <p>第58条 都市計画税の税率は、100分の0.2とする。</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の特例)</p> <p>第13条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定により、昭和51年4月1日以降に適用されるべきもの及び昭和58年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車の排出ガ스에係る保安基準に適合する自動車に係る軽自動車税の標準税率は、昭和52年度分の軽自動車税に限り、第32条の規定にかかわらず、和泉市税条例の一部を改正する条例(昭和51年和泉市税条例第8号)による改正前の和泉市税条例第32条に規定する税率とする。</p> <p>(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2~5 略</p>



- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） たいま御上程いただきました報告第5号、専決第2号「和泉市税条例の一部を改正する条例」につきまして、専決の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、その負担の適正化及び税源の充実強化を図るため、本年4月1日、地方税法の一部を改正する法律が施行され、法人市民税均等割及び都市計画税の適用税率並びに個人の均等割の非課税の範囲等の条項が改正されました。賦課期日、課税事務等の関係から、市議会において御審議いただくいとまがございませんでしたので、議会の代表者会議で御説明申し上げ、僭越ではございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月19日、専決処分させていただいた次第であります。何とぞ事情御賢察の上、御了承賜りたいと存じます。

改正いたしました事項につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、第12条第2項でございますが、法人市民税の均等割の額を表に掲げてございますように、法人等の区分に応じ、従来三段階を五段階に区分いたしまして、従来、年額1万3千円から、13万4千円の区分であったものを、1万3千円から百万円の区分に改めたものでございます。

次に、第13条の2につきましては、個人均等割の非課税の範囲をございまして、控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えて乗じる金額を、従来は18万円であったものを19万円に改正したものであります。

第14条の4につきましては、第12条第2項の改正に伴う用語の整備をいたしたものでございます。

次に、第58条につきましては、都市計画税の税率をございまして、百分の0.2を百分の0.3に改正いたしましたものであります。

附則13条、14条につきましては、軽自動車税の特例措置が廃止されましたので、条の整備をいたしました。

次に、本条例の附則について御説明申し上げます。

第1条は、改正条例の適用期日を本年4月1日と定めたものでございます。

次に、第2条でございますが、事業年度が4月1日以降に終了する法人については新税率を適用し、3月31日以前に終了する法人については、改正前の税率を適用いたすべく定めたものであります。

第2項は、事業年度が4月1日以後に終了する法人の予定申告についての提出期限が3月31日以前である場合は前項の規定によらず、その申告に係る税として納付、又は納付すべき市民税

については、改正前の税率を適用いたすべく定めたものであります。

次に、第3項でございますが、新条例第13条の2の規定は、昭和53年度分の個人の市民税から適用いたすものであり、昭和52年度分までの個人の市民税については、改正前の税率によるものであります。

次に、第3条でございますが、都市計画税に関する経過措置を定めたもので、新条例第58条の規定は昭和53年度分から適用し、昭和53年度分から適用し、昭和52年度分までの都市計画税については、改正前の税率を適用いたすものであります。

次に、第4条でございますが、軽自動車税の軽減措置が今回の改正で削除いたしておりますが、昭和52年度課税分については、なお効力を有しておりますので、条文の整備をいたしたものであります。

以上、簡単でございますが、専決をさせていただきました。「和泉市税条例の一部を改正する条例」につきましての専決の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君）本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決めます。

- 
- 議長（柳瀬美樹君）次に、日程第21「専決処分の承認を求めることについて」（昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

専決処分 of 承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第1号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第7号)

昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ564,189円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,464,496円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和53年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

(単位千円)

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地方交付税		2,888,057	17,630	2,850,687
	1. 地方交付税	2,888,057	17,630	2,850,687
7. 分担金及負担金		726,668	△ 45,374	681,289
	1. 分担金	25,147	△ 6,099	19,048
9. 国庫支出金	2. 負担金	701,516	△ 39,275	662,241
		3,324,150	△ 182,422	3,141,728
10. 府支出金	2. 国庫補助金	1,755,584	△ 182,422	1,573,112
		1,456,526	△ 77,788	1,378,738
14. 諸収入	2. 府補助金	1,257,716	△ 77,788	1,179,928
		2,941,365	1,624	2,942,989
15. 市債	4. 受託事業収入	121,760	1,624	123,384
		2,749,814	△ 277,859	2,471,955
歳入	1. 市債	2,749,814	△ 277,859	2,471,955
	合計	19,410,685	△ 564,189	18,846,496

(単位千円)

## 2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,156,884	△156,823	2,000,061
	1. 総務管理費	1,487,158	△156,823	1,330,335
3. 民生費		4,421,329	△1,018	4,420,311
	1. 社会福祉費	1,514,833	△1,018	1,513,815
4. 衛生費		1,457,886	△16,596	1,441,290
	2. 環境衛生費	949,518	△16,596	932,922
6. 農林水産業費		277,314	△32,786	244,528
	1. 農業費	271,488	△29,278	242,210
8. 土木費		5,826	△3,508	2,318
	2. 林業費	5,826	△3,508	2,318
10. 教育費		3,588,721	△335,969	3,252,752
	2. 道路橋梁費	585,400	△85,769	499,631
	3. 河川水路費	58,001	△4,900	53,101
	4. 都市計画費	1,367,017	△245,300	1,121,717
		3,195,566	△53,116	3,142,450
	2. 小学校費	1,401,491	△38,898	1,362,593

	3. 中 学 校 費	676,690	△ 19,223	657,467
	5. 社 会 教 育 費	424,921		424,921
11. 災 害 復 旧 費		6,450	△ 3,980	2,470
	1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,303	△ 3,980	1,323
12. 公 債 費		2,043,284	36,099	2,079,383
	1. 公 債 費	2,043,284	36,099	2,079,383
歳 出	合 計	19,410,685	△ 564,189	18,846,496

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	細街路整備事業	61,054 <sup>千円</sup>	細街路整備事業	78,241 <sup>千円</sup>
教育費	社会教育費			図書館建設事業	285,128



第 8 表 地方債補正

起債の目的	補			正				前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法		その他	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法		その他	
							償還の方法	その他								償還の方法	その他		
公共駐車場整備事業	152,988 千円	普通借入又は証券発行	年%以内 10.0	政府 その他	年以内 25	年以内 3	償還の方法 年賦又は半年賦元利均等又は、当初発行額の8%以上半年賦償還。	その他 左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合、その条件に従うことができる。但し、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。	0	-	年%以内	-	年以内	年以内	償還の方法	-	-		
国民年金保険事業	678 千円	同上	無 利子	大阪府	無		各年度の償還額については、借入先(大阪府)に協議のうえ	同上	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

起債の目的	補 正 前				補 正 後											
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法						
				資金区分	償還期限	据置期間				償還期限	据置期間	償還の方法	その他			
	千		年%以内		年以内	年以内		年%以内		年以内	年以内					
老人集会所 建設事業	10,000	同上	10.0	政府 その他	25	3	年賦又は半年賦元利均等元金均等又は、当初発行額の3%以上半年賦償還	8.3	普通借入又は証券発行	10,400		政府 その他	25	3	年賦又は半年賦元利均等元金均等又は、当初発行額の3%以上半年賦償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合、その条件に従うこととする。但し、財政上の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えを行うことができる。
共同浴場 整備事業	500	同上	10.0	同上	25	3		8.3	同上	573		同上	25	3		同上

災害援護金事業 貸借事業	1,200	同上	10.0	大阪府	20	8	同上	同上	0	普通貸借又は証券発行	8.3	政府その他	20	3	-	-	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合、その条件に従うことができる。但し、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し若しくは繰上償還又は借り換えることができる。
児童福祉施設整備事業	2,000	同上	8.8	政府その他	20	3	同上	同上	5,000	普通貸借又は証券発行	8.3	政府その他	20	3	-	-	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合、その条件に従うことができる。但し、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し若しくは繰上償還又は借り換えることができる。
塵芥処理施設整備事業	3,200	同上	10.0	同上	25	3	同上	同上	2,500	同上	8.3	同上	25	3	-	-	同上
道路橋梁整備事業	78,500	同上	8.8	同上	25	3	同上	同上	84,400	同上	8.3	同上	25	3	-	-	同上

起債の目的	補				正				補				正				前								
	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	他の	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	他の	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	他の	
																									償還の方法
河川整備事業	※ 3,800	普通貸借又は証券発行	年%以内 10.0	政府その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は半 年賦元利均 等元金均等 又は、当初 発行額の8% 以上半年賦 償還。	左記の条件 の範囲内にお いて借入先 に融通条件 がある場合、 その条件に 従うこと が、財政の 都合により 償還期限 及び据置期 間を短縮し 若しくは繰 上償還又は 借り換え ことができる。	※ 3,000	普通貸借又は証券発行	年%以内 8.8	政府その他	年以内 25	年以内 8	年賦又は半 年賦元利均 等元金均等 又は、当初 発行額の8	左記の条件 の範囲内にお いて借入先 に融通条件 がある場合、 その条件に 従うこと が、財政の 都合により 償還期限 及び据置期 間を短縮し 若しくは繰 上償還又は 借り換え ことができる。									
水路整備事業	25,000	同上	8.8	同上	25	3	同上	同上	84,700	同上	8.8	同上	25	3	同上	同上									
環境改善道路整備事業	187,200	同上	8.8	同上	25	3	同上	同上	86,887	同上	8.8	同上	25	3	同上	同上									

都市計画事業	406,700	同上	8.3	同上		同上	同上	5	30	同上	8.3	同上	386,519	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	13,600	同上	8.3	同上		同上	同上	3	25	同上	8.3	同上	15,640	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	666,648	同上	8.3	同上		同上	同上	3	25	同上	8.3	同上	564,086	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
幼稚園施設整備事業	34,800	同上	10.0	同上		同上	同上	3	25	同上	8.3	同上	43,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
図書館建設事業	175,900	同上	10.0	同上		同上	同上	3	25	同上	8.3	同上	172,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業													1,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
災害復旧事業	1,400	普通貸借又は証券発行	10.0	政府その他		年賦又は半年賦元利均等元金均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還。	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合に従うこと。但し、財政の都合によ	3	25				0							



農林水産 施設整備 事業	0	-	-	-	-	-	28,100	同上	8.3	同上	8	同上	同上
計	2,749,814						2471,955						

1. 歳入 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑤ 地方交付税	2,833,057	17,630	2,850,687			特
(1) 地方交付税	2,833,057	17,630	2,850,687			
1. 地方交付税	2,833,057	17,630	2,850,687	1. 地方交付税	17,630	特別地方交付税追加
⑦ 分 担 金 及 負 担 金	726,668	△45,374	681,289			
(1) 分 担 金	25,147	△ 6,099	19,048			
1. 農林水産業 費 分 担 金	24,921	△ 6,099	18,822	1. 農 業 費 分 担 金	△6,099	農業構造改善事業分担金 更正成 △1,500

科目	補正前の額	補正前	計	節		説明
				区分	金額	
						水路整備事業分担当金更正減 $\Delta 3,355$ 溜池整備事業分担当金更正減 $\Delta 885$ 土地改良調整事業分担当金更正減 $\Delta 409$
(2) 負担金	701,516	$\Delta 39,275$	662,241			
2. 農林水産業 費負担金	1,775	$\Delta 1,575$	200	1. 林業事業 費負担金	$\Delta 1,575$	林業事業負担金更正減
3. 土木 費負担金	549,085	$\Delta 37,700$	511,385	1. 都市計画 費負担金	$\Delta 37,700$	光明池公園住宅公団負担金更正減 $\Delta 20,000$ 光明池春木線住宅公団 負担金更正減 $\Delta 7,200$ 光明池1号線住宅公団 負担金更正減 $\Delta 10,500$
⑨ 国庫支出費	3,324,150	$\Delta 182,422$	8,141,728			



科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(2) 国庫補助金	1,755,534 円	△182,422 円	1,573,112 円			円
4. 土木費国庫補助金	1,400,011	△159,467	1,240,544	1. 都市計画費補助金	△129,400	旭公園整備事業補助金更正減 △27,000 光明池公園整備事業補助金更正減 △20,000 王子西公園整備事業補助金更正減 △66,000 王子東公園整備事業補助金更正減 △12,000 光明池春木線整備事業補助金追加 5,600 光明池1号線整備事業補助金 更正減 △10,000
				2. 防衛施設整備費補助金	△28,867	上代伏屋線整備事業補助金更正減
				5. 河川改修費補助金	△ 1,700	東松尾川河川改修事業補助金 更正減

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 教育費 国庫補助金	268,185	△ 20,328	242,857	1. 小学校費補助金	△ 5,608	鶴山台北小学校プール新設事業費補助金更正減
				2. 中学校費補助金	△17,720	信太中学校プール新設事業補助金追加 1,056 信太中学校増築事業補助金更正減 △12,558 郷荘中学校増築事業補助金更正減 △ 6,218
7. 災害復旧費 国庫補助金	3,504	△2,627	877	5. 社会教育費補助金	3,000	図書館建設事業補助金追加
				1. 災害復旧費補助金	△ 2,627	東松川右岸災害復旧事業補助金更正成
⑩ 府支出金	1,456,526	△77,788	1,378,738			
(2) 府補助金	1,257,716	△77,788	1,179,928			

1. 総務費 府補助金	42,756	△ 3,770	38,986	1. 交通安全施設 整備費補助金	△ 3,770	公共駐車場設置事業補助金 更正減
4. 農林水産業 費府補助金	116,980	△ 13,850	103,080	2. 農業費 補助金	△ 6,372	水路整備事業補助金更正減 △ 2,013 溜池整備事業補助金更正減 △ 4,597 土地改良調整事業補助金追加 288
				3. 農業振興費 補助金	△ 6,078	農業構造改善事業計画樹立費補助 金更正減 △ 150 農業構造改善事業補助金更正減 △ 5,928
				4. 林業費 補助金	△ 1,400	林道整備事業補助金更正減
6. 土木費府 補助金	505,256	△ 47,350	457,906	1. 道路橋梁費 補助金	△ 250	唐国池田線整備事業補助金更正減
				2. 河川費 補助金	△ 1,700	東松尾川河川整備事業補助金更正減

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	預	預	預	4. 都市計画費補助金	△45,400	旭公園整備事業補助金更正減 △29,800 王子西公園整備事業補助金更正減 △13,200 王子東公園整備事業補助金更正減 △2,400
7. 教育費府補助金	98,361	△218	98,143	2. 中学校費補助金	△1,718	信太中学校プール新設事業補助金更正減
				4. 社会教育費補助金	1,500	図書館建設事業補助金追加
9. 市町村振興府補助金	30,600	△12,600	18,000	1. 市町村振興補助金	△12,600	市町村振興補助金更正減
⑬ 諸収入	2,941,365	1,624	2,942,989			
(4) 受託事業収入	121,760	1,624	123,384			
2. 教育費受託収入		1,624	1,624	1. 教育費受託収入	1,624	小中学校児童生徒受託収入

⑮ 市	債	2,749,814	△277,859	2,471,955			
(1) 市	債	2,749,814	△277,859	2,471,955			
1. 総務	債	478,488	△152,988	320,500	2. 公共駐車場 整備事業債	△152,988	公共駐車場整備事業債更正減
2. 民生	債	14,378	1,595	15,973	1. 老人福祉 施設整備 事業債	400	老人集会所整備事業債追加
					2. 国民年金債	△ 678	国民年金保険料納付資金債更正減
					3. 共同浴場 整備事業債	78	共同浴場整備事業債追加
					4. 災害援護 資金貸付 資金債	△ 1,200	災害援護資金貸付資金債更正減
					5. 児童福祉 施設整備 事業債	3,000	和泉市保育園整備事業債

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 衛生債	76,600	△ 700	75,900	1. 塵芥処理施設整備事業債	△ 700	塵芥処理施設整備事業債更正減 甲
4. 土木債	1,088,400	△ 56,094	1,032,306	1. 道路橋梁債	5,900	道路整備事業債更正減 △4,500 上代伏屋線整備事業債10,400
				2. 河川整備事業債	△ 800	東松尾川河川整備事業債更正減
				3. 水路整備事業債	9,500	水路整備事業債追加
				4. 環境改善道路整備事業債	△ 50,518	地区内道路整備事業債追加 1,794 信太16号線整備事業債更正減 △52,312 換地造成事業債追加 5
				5. 都市計画	△ 20,181	肥子池公園整備事業債更正減

				旭公園整備事業債更正減 △ 800
				△ 12,476
				王子西公園整備事業債更正減 △ 19,468
				王子東公園整備事業債更正減 △ 1,842
				和泉中央線整備事業債追加 13,400
				泉大津阪本線整備事業債更正減 △ 16,200
				都市下水路府中北幹線整備事業債 追加 5,000
				浸水対策伯太東排水路整備事業債 更正減 △ 1,200
				都市下水路小田第2幹線整備事業 債追加 5,600
				松尾寺公園整備事業債追加 700
				南大阪湾岸北部流域下水道事業債 追加 100
				街路和泉府中北通線整備事業債 6,500

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 消 防 債	13,600	2,040	15,640	1. 消 防 施 設 整備事業債	2,040	消防施設整備事業債追加
6. 教 育 債	877,348	△96,312	781,036	1. 小 学 校 債	△100,196	幸小学校増築事業債更正減 △80,436 鶴山台北小学校プール新設事業債 更正減 △18,900 緑ヶ丘小学校プール新設事業債更 正減 △13,600 光明台南小学校用地取得債追加 500 小学校整備事業債追加 12,300
				2. 中 学 校 債	△ 2,476	郷荘中学校増築事業債追加 3,200 信太中学校プール新設事業債 更正減 △17,100 信太中学校増築事業債追加10,524 石尾中学校給食室整備事業債追加 300





2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区	金 額	
				国 府 支出金	地 方 債	其 他				
② 総 務 費	2,156,884	△1,568,823	2,000,061	△3,770	△1,529,888	△65				
(1) 総務管理費	1,487,158	△1,568,828	1,330,335	△3,770	△1,529,888	△65				
11 交 通 安 全 施 設 費	213,896	△1,568,23	57,073	△3,770	△1,529,888	△65				
(1) 交 通 安 全 施 設 費	213,896	△1,568,23	57,073	△3,770	△1,529,888	△65	15 工 専 請 負 費		△4,718	更 正 減
③ 民 生 費	4,421,329	△1,018	4,420,311		2,795	△3,813	17 公 有 財 産 購 入 費		△152,110	更 正 減
(1) 社会福祉費	1,514,888	△1,018	1,513,815		△205	△818				
9. 国民年金費	689,371	△1,018	688,353		△678	△340				

(2) 國民年金 事務費	11,658	△1,018	10,640			△678		△840	21 貸付金	△1,018	更正減
④ 衛生費	14,578.86	△16,596	1,441,290			△700		△15,896			
(2) 環境衛生費	9,495.18	△16,596	932,922			△700		△15,896			
4. 塵芥処理費	382,524	△16,596	365,928			△700		△15,896			
(1) 塵芥処理費	284,904	△18,531	271,373			△0		△12,831	18 委託料	△7,321	更正減
									15 工事請負費	△3,081	更正減
									16 原材料費		更正減
									18 備品購入費	△1,466	更正減
(2) し尿処理費	97,620	△3,065,	94,555					△3,065	18 委託料	△624	更正減
									19 負担金補助 及交付金	△2,441	更正減
⑥ 農林 水産業費	277,314	△32,786	244,528	△13,850	26,100	△7,674	△37,362				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国府支出額	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
(1) 農業費	271,488	△29,278	242,210	△12,450	26,100	△6,099	△36,829			
3 農業振興費	99,859	△11,082	88,777	△6,078	6,500	△1,500	△10,004			
〔8〕 農業構造改善事業費	74,352	△11,082	63,270	△6,078	6,500	△1,500	△10,004	11 需用費	△56	○印刷製本更正減
								13 委託料	△176	更正減
								14 使用料及賃借料	△41	更正減
5. 農地費	88,280	△18,196	70,084	△6,372	19,600	△4,599	△26,825	15 工事請負費	△10,461	更正減
								18 備品購入費	△280	更正減
								19 負担金補助及交付金	△74	更正減

[2] 水路事業費	6,826	△ 6,826	△ 2,018		△ 3,355	△ 1,458	9 旅 費	△ 22	更正減
							11 需用 費	△ 149	○消耗品費更正減 △ 61 ○食糧費更正減 △ 22 ○印刷製本費更正 減 △ 66
							15 工事請負費	△ 6,600	更正減
							19 負擔金補 助及交付金	△ 55	更正減
[3] 溜池事業費	34,634	△ 6,321	28,313	△ 4,597	1,200	△ 835	△ 2,089	△ 47	更正減
							15 工事請負費	△ 6,214	更正減
							19 負擔金補 助及交付金	△ 60	更正減
[6] 農免道路 事業費	23,974	△ 5,049	18,925		1,840		△ 23,449	△ 5,049	更正減

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
(2) 林 業 費	5,826	△3,508	2,318	印 △1,400	印 △1,575	印 △588				
2. 林 業 事 業 費	5,518	△3,508	2,010	△1,400	△1,575	△588				
〔1〕 林 業 事 業 費	3,508	△3,508		△1,400	△1,575	△588	9 旅	△ 3	更 正 減	
							11 需 用 費	△25	○消耗品費更正減 △10	
									○食糧費更正減 △ 5	
③ 土 木 費	3,588,721	△335,969	3,252,752	△188,817	△56,094	△37,700	15 工 事 請 負 費	△3,480	更 正 減	
(2) 道 路 橋 梁 費	585,400	△85,769	499,631	△ 22,617	△44,618	△18,539				

3. 道路橋梁 新設改良費	9,000	△ 70	8,930	△250			180					
(1) 唐国池田線 道路改良 事業費	9,000	△ 70	8,930	△250			180	18委託料	△ 70			更正減
4. 環境改善 施設整備 事業費	831,951	△49,799	282,152		△505,13		714					
(1) 地区内道路 整備事業費	117,923	△27,671	90,252	△29,710	1,794		245	9旅費	△ 70			更正減
								11需用費	△ 308			○消耗品費更正減 △150
								18委託料	△1,655			更正減
								15工事請負費	△5,509			更正減
								18備品購入費	△ 150			更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
(3) 信太 16号線 (地区内 8号線) 道路整備事業費	68000	△22,128	40,872	29,710	△52,312	474	22 補償補填及 賠償金	△19,984	更正 減	
5. 防衛施設 整備事業費	94,854	△35,900	58,954	△28,367	10,400	△17,988	17 公有財産 購入 費	△22,128	更正 減	
(1) 上代伏屋線 整備事業費	94,854	△35,900	58,954	△28,367	10,400	△17,988	15 工事請負費	△31,900	更正 減	
(3) 河川水路費	58,001	△ 4,900	53,101	△ 3,400	8,700	△10,200	22 補償補填及 賠償金	△ 4,000	更正 減	
2 河川改修費	14,214	△ 4,900	9,314	△ 3,400	△ 800	△ 700				
(1) 東松尾川河 川改修事業費	14,214	△ 4,900	9,314	△ 3,400	△ 800	△ 700	13 委託料	△ 600	更正 減	



(4) 都市計畫費	1,367,017	△245,300	1,121,717	△162,800	△20,181	△37,700	△24,619	15 工事請負費	△ 4,300	更正 減
2 公園費	395,494	△221,900	173,594	△170,400	△38,381	△20,000	1,881			
{3} 旭公園整備 事業費	140,000	△ 69,500	70,500	△56,800	△12,476		△ 224	15 工事請負費	△20,000	更正 減
								17 公有財產 購入費	△29,500	更正 減
								22 補償補填及 賠償金	△20,000	更正 減
{4} 光明池公園 整備事業費	70,223	△ 37,400	32,823	△20,000		△20,000	2,600	18 委託料	△37,400	更正 減
{5} 王子西公園 整備事業費	105,200	△ 99,000	6,200	△79,200	△19,468		△337	17 公有財產 購入費	△99,000	更正 減
{6} 王子東公園 整備事業費	60,300	△ 16,000	44,300	△14,400	△1,842		242	17 公有財產 購入費	△16,000	更正 減

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
8 街路事業費	384,174	△28,400	360,774	7,600	3,700	△17,700	△17,000			
(4) 泉大津阪本 線街路整備 事業費	216,622	△ 4,500	212,122	12,000	△16,200		△ 300	22 補償補填及 賠償金	△4,500	更 正 減
(5) 光明池1号 線街路整備 事業費	60,808	△18,900	41,408	△10,000			△10,500	13 委託料	△18,900	更 正 減
⑩ 教育費	3,195,566	△58,116	3,142,450	△51,146	△96,312	1,624	92,718			
(2) 小学校費	1,401,491	△88,898	1,367,598	△ 5,608	△100,136	701	71,150			
1. 小学校 管理費	469,704	△ 9,986	459,768		12,300	701	△22,987			
(2) 一般管理費	106,296	△ 9,986	96,360				△ 9,986	11 需用費	△ 9,506	○消耗品費更正減 △ 9,129

												○燃料費更正減 △ 377
											18委託料 △ 480	更正減
4 学校建設費	792,205	△23,957	768,248	△ 5,608	△112,436	94,087						
(4) 鶴山台北小 学校プール 新設事業費	24,506	△23,957	549	△ 5,608	△ 18,900	551					17公有財産 購入費 △23,957	更正減
(3) 中学校費	676,690	△19,228	657,467	△19,438	△ 2,476	1,768						
4 学校建設費	379,581	△19,228	360,308	△19,438	△ 2,476	2,691						
(2) 信太中学校 増築事業費	59,836	△19,228	40,613	△18,220	△ 6,576	578					17公有財産 購入費 △19,228	更正減
(6) 社会教育費	424,921		424,921	△26,100	△ 3,000	29,100						
11 図書館 建設費	285,166		285,166	△26,100	△ 3,000	29,100						

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
(1) 図書館建設 事業費	285,166		285,166	△26,100	△3,000		29,100	13委託料	△2,311	更正減
								15工事請負費	△38,200	更正減
								18備品購入費	85,511	館用備品購入費
① 災害復旧費	6,450	△3,980	2,470	△2,627	△1,400		47			
(1) 土木施設 災害復旧費	5,303	△3,980	1,323	△2,627	△1,400		47			
1 土木施設 災害復旧費	5,303	△3,980	1,323	△2,627	△1,400		47			
(1) 東松尾川河 川災害 復旧費	5,303	△3,980	1,323	△2,627	△1,400		47	15工事請負費	△3,980	更正減

② 公債費	2,043,284	36,099	2,079,383		△100		36,199			
(1) 公債費	2,043,284	36,099	2,079,383		△100		36,199			
2. 利子	1,417,487	36,099	1,453,586				36,099			
(1) 利子	1,417,487	36,099	1,453,586				36,099	23 償還金利子 及割引料	36,099	一時借入金 利子追加
歳出合計	19,410,685	△564,189	18,846,496	△260,210	△277,859	△43,750	17,630			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

区分	前々年度末現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み				当該年度中現在高見込額
	借入済額	事業費繰越による延伸分	計	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額		
				補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	15,876,474	714,497	18,898,761	2,427,914	△276,459	2,151,455	587,523	20,462,698	
(1) 総務	812,926		1,880,517	152,988	△152,988		4,558	1,375,959	
(2) 民生	1,254,105	122,657	1,588,605	42,428	1,545	43,973	95,000	1,537,578	
(3) 衛生	757,151	12,200	842,015	108,000	△700	102,800	42,500	901,815	
(4) 農林水産	26,500		58,442		26,100	26,100	550	78,992	
(6) 土木	1,101,704	393,840	2,016,787	651,400	△56,094	595,306	80,950	2,581,118	
(8) 消防	325,092		296,429	13,600	2,040	15,640	49,608	262,461	
(9) 教育	8,997,482	186,800	9,927,282	1,006,598	△96,362	910,236	238,642	10,598,826	
2. 災害復旧債	99,085		105,289	1,400	△1,400		7,174	98,115	
(1) 土木	18,990		23,733	1,400	△1,400		2,809	20,924	
計	16,899,959	714,497	19,563,000	2,821,814	△277,859	2,543,955	600,797	21,506,158	

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第6号「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

諸般の財政事情、補助起債対象事業の認承額の決定によりまして、昭和52年度最終時点において、補助金、起債等の確定に伴いまして補正させていただいたものでございます。去る3月31日、専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

それでは、これらの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算をそれぞれ5億6千4百18万9千円を減額し、補正後の予算額を188億4千6百49万6千円と定められたものでありまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の追加及び変更でございまして、細街路整備事業費千7百18万7千円、図書館建設事業費2億8千5百12万3千円をそれぞれ追加し、第2表のとおり定めさせていただいたものでございます。

第3条は、地方債の追加、廃止及び変更でございまして、各種起債の限度額の補正並びに償還方法を変更させていただいたものでございます。事業ごとの個々の借入れ条件等は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。まず、69ページの歳出から御説明申し上げます。

総務費でございますが、交通安全施設費として、公共駐車場用地及び整備費一億5千6百82万3千円を減額計上いたしてございます。

次に、民生費でございますが、国民年金事務費百1万8千円を減額いたしました。

衛生費でございますが、環境衛生費といたしまして、塵芥処理費千3百53万1千円、し尿処理費3百6万5千円をそれぞれ減額計上いたしてございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の農業振興費千8万2千円、水路事業費6百82万6千円、溜池事業費6百32万1千円、農免道路負担金5百4万9千円をそれぞれ更正減額。また、農林業費の林業事業費として、3百50万8千円減額計上いたしてございます。

次に、土木費でございますが、3億3千5百96万9千円の更正減額と相なっております。これらの内容を申し上げますと、道路橋梁費につきましては、環境改善整備事業費として、地区内道整備事業費2千7百67万1千円、信太16号線（地区内3号線）整備事業費2千2百12万8千円、上代伏尾線整備事業費3千5百90万円をそれぞれ更正減額いたしました。

河川水路費につきましては、東松尾川河川改修事業費4百90万円更正減額いたしましたものでございます。

次に、都市計画費につきましては、公園費として、旭公園整備事業費6千9百50万円、光明池公園整備事業費3千7百40万円、王子西公園整備事業費9千9百万円、王子東公園整備事業費千6百万円をそれぞれ更正減額。また、街路事業費として、泉大津阪本線街路整備事業費4百50万円、光明池1号線街路整備事業費千8百90万円を更正減額いたしましたものでございます。

以上が土木費でございます。

次に、教育費でございますが、5千3百11万6千円の更正減額と相なっております。これらの内容を申し上げますと、小学校費につきましては、小学校管理費として、一般管理費9百93万6千円減額。また、学校建設費として、鶴山台北小学校プール新設事業費2千3百95万7千円減額計上いたしましたものでございます。

中学校費でございますが、学校建設費として、信太中学校増築事業費千9百22万3千円を更正減額いたしました。

次に、社会教育費でございますが、図書館建設事業費として、設計委託料及び工事請負費を館用備品購入費に組みかえ計上いたしましたものでございます。

以上が教育費でございます。

次に、災害復旧費でございますが、土木施設災害復旧費として、東松尾川河川災害復旧費3百90万円減額計上いたしました。

次に、公債費でございますが、財政調整資金に充当すべき一時借入金利子の追加でございます。3千6百9万9千円を追加計上した次第でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。追加7千百61万円、更正減額6億3千5百79万9千円、差し引き5億6千4百18万9千円の減額と相なる次第でございます。

引き続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。(53ページ)

まず、地方交付税でございますが、特別交付税千7百63万円の追加でございます。52年度の特別交付税の交付金は、2億8千76万3千円と相なった次第でございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、農林水産業費分担金6百9万9千円の更正減額でございます。また、負担金につきましては、農林水産業費負担金百57万5千円、土木費負担金8千7百70万円の更正減額でございます。

次に、国府支出金でございますが、主として歳出の各事業の更正減額に伴いまして、それぞれ対応する補助金等の減額をするものでございます。国府補助金につきましては、土木費国府補助金1億5千9百46万7千円、教育費国庫補助金2千32万8千円、災害復旧費国庫補助金2百



62万7千円をそれぞれ更正減額いたしてございます。

次に、府支出金でございますが国庫支出金と同様の趣旨によりましてそれぞれ減額及び財源構成を変更するものでございます。

次に、諸収入でございますが、小中学校児童生徒受託収入百62万4千円の追加計上でございます。

最後に、市債でございますが、ほとんど全事業にわたって調整いたしており、差し引き2億7千7百85万9千円の減額計上でございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額5億6千4百18万9千円を更正減額いたした次第でございます。

以上が専決処分させていただいた昭和52年度一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。

何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（寺田茂君） 52年度補正ということですが、この議案は、更正減という形が出てきてるんですが、われわれ、更正減といっても、必ずしも喜ぶべきかどうかわかりません。今回の更正減という基本的な問題でひとつお聞きしたい。

この中でいま財務部長が説明されましたが、この更正減がこのままでいくものだけではなく、復活されるだろうというものもかなりあると思うんですが、その辺につきまして一、二点、ここでちょっと出しておきたいので、ひとつお答え願いたい。

まず、歳出の総務費の1億5千6百82万円の減、これをもう少しお聞きしたいのと、土木費の3億余の問題。それと、最後の公債費だけが減にならんとふえてる。歳出ではこの3点申し上げましたが、歳入のところでは、教育、土木の関係の国の補助金が大きく減ってるが、この辺とのからみもひとつお聞きしたい。

それと、昨日の私の一般質問で防衛施設の整備事業補助金、上代伏尾線が減額になってるんですが、この上代伏尾線をやるときには、相当町会とも話し合い、町会がなかなか納得しないものを協力してもらってやってる工事なんです。これが今回、予算の見積り誤りか、それとも帳ずらの合わり方なのか、とにかく減額になってる。

今後、この減が復活されるという見通しがあるのかどうか。当初、市当局としてはどれだけ見積もって、現在、幾ら入ってきてるのか。

この減は、すぐに防衛庁と折衝して取れるのかどうか。それでない、当初、国からこれだけもらいませと言いながら年々減ってきてるとなると、工事そのものが計画よりぐんとおくれるこ

ともはっきりしている。住民にはうそになるし、市当局としても、もらうべきものももらえないということになるので、防衛庁との関係ではっきりしておきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、歳出のところが聞きたいのは、特に私が気になるのでは公債費です。私たち共産党議員団としては、いつの議会でもいまの財政危機の中、和泉市の公債費比率がすでに大きなウェイトを占めていること、更正減の中で、公債費だけが増、借金だけがふえていくことについて、議案の審議なので端的に言ってください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 今回の専決処分いたしました更正減の基本的な考え方、それから公債の増並びに公債費比率等の増について、国庫補助金の減とのからみ等、4点についてお答え申し上げます。その他の個々の事業内容につきましては、各部長から御答弁申し上げます。

まず、更正減額の基本的な考え方でございますが、先ほど申しあげましたように、国庫補助対象並びに府の補助対象事業の関係が、年度末、新年度とともに集中して確定が行われました。それに伴いまして補助申請、交付申請起債の認可申請、借り入れ申請等の事務が集中して春に行われるわけですが、関連して減額されたものを、予算上で減額措置したという次第でございます。

その他事業費外の物件費関係でございますが、これについても、当初の世帯数、人口等の伸びを若干見込んだわけでございますが、一応、その枠内でとどまったということでございます。

それから、その他の物件費、需用費の減額でございますが、いろいろと、協力を求めて減額に持っていた次第でございます。基本的には、そういう考え方で減額いたしました。

それから、公債費のプラスの要因ですが、52年度当初予算で議決をいただきました一時借入金の利子につきましては、1億3千8百万円でございますが、今回の補正は3千6百9万9千円ということで、加えて52年度に財政調整資金として借り入れを行いました金額の利子は、1億7千4百万円に上るということでございまして、本件につきましては、後ほどまた、53年度の補正第1号で御報告申し上げますが、52年度の赤字額が一般、出納閉鎖期日にまとまりました12億1千万円ということで、単年度でかなりの赤字が出、そういった赤字相当分並びに運転資金相当分の金利がかさんだということでございます。

それから、公債費比率の関係でございますが、御承知のように、当該年度を含む過去三年の平均の率が20%を超えると制限を受けるといった基準がございます。

本年度の場合、過去3年平均すると17.2%になり、直接的には、一時借入金の利子は計算の過程において算入されないということございまして、長期の元金、利子について、計算過程で算入されるということでございます。

それから、国庫補助の減のからみでございますが、これも先ほど申し上げましたように、事業各般にわたっての関係機関との折衝の過程から、52年度最終に補助金が確定いたしました次第でございます。そういった関係から今回、更正減額させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部長（山本俊兼君） 土木費関係につきまして御説明申し上げます。

御指摘のように、今回の補正は、土木費の3億3千5百96万9千円の減でございます。この理由につきましては、用地の取得が非常に難航したのが大きな理由でございます。さらに、国、府当局に対しても、予算編成前にいろいろと折衝も持ち、それだけの予算措置を期待してきたところでございますが、やはり国、府の予算枠との関係等で減額せざるを得なかったという、2つの大きな理由がございます。

なお、上代伏尾線の関係についても指摘いただいておりますが、当初予算で9千百万円程度見込み、さらに、補正で人件費を60万円程度計上いたしました。これらについても、やはり国の予算の枠という関連の中で、これだけの事業執行ができなかったという現状でございます。

なお、昨日も御説明申し上げましたように、上代伏尾線については、49年度から約4千2百メートルの計画で取り組んでいるところでございます。特に土質、地下水等を53年度において十分調査し、二度とあわいった繰り返しが起こらないような築造計画を持っていきたいということで、防衛施設局の対策第一課の係官とも現地調査を願い、53年度は調査を基本として行い、さらに、用地買収、築造ということで進んでまいりたい、こういうことで協議をしてある現状でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 産衛関係の減額の事情でございますが、御存知のとおり、王子西公園の公共駐車場で予算化していただいたものでございますが、この公共駐車場に並行接近しております9号線の道路事業からいたしまして、現状では、駐車場の設置をしても機能が十分果たせないということから、明年度以降に延期したということで、減額させていただいた次第でございます。

○ 一番（寺田茂君） 3人の方にお答え願いました。基本的に52度の予算減額から決算に入っていくんですが、非常にずさんなやり方で、議案書の中での魔術が起こってくる。決算に入る前にちょっと聞いたのですが、いま一番後で答えてもらうた王子西公園の駐車場、9号線とのからみで次年度にまた繰り越しという話の中で、52年度では更正減をさせてもらったということなんですが、実際無理と違いますのか、復活できるんですか、それだけ言うてください。

- 産業衛生部長（内田繁君） やはり道路事業等を勘案して、明年以降に延期したいということでして、道路事業ができ次第設置したいということとでございます。
- 1番（寺田茂君） 私は、あの場所では無理だろうという含みの中で減額されたんじゃないかなるかと思うんです。それはそれで結構ですが、建設部長にお答え願った用地取得の難航というのは、それなりにわかるんですが、もう一つ私が部分的に聞いた上代伏尾線問題で、当初9千百万円の見込みで、実際入ったのは幾らですか。
- 建設部長（山本俊兼君） 先ほど申し上げましたように、当初予算で9千41万8千円の予算措置をお願いしたわけでございます。以後、人件費関係で66万7千円の追加をお願い、補正前の額9千4百85万4千円ということに相なってるわけでございます。結果的に補正額を差し引きいたしましたして、5千8百95万4千円、延長2百30メートルができたということでございます。

なお、内訳は、用地で5百20平米の御協力をいただき買収、倉庫一件が2百万円で御協力を得、それ以外は築造工事でございます。

- 1番（寺田茂君） 倉庫の移転料2百万円、持ち主はどなたでしたか。本来の持ち主でなく違うわけですね。名前、言うてください。言われへんかったらよろしい。この問題やなく、他のところで問題にしたかったが、複雑な要素がからんでいるので……。

昨日も申し上げましたように、上代伏尾線はいろんな問題、山崩れが起こったりしてややこしい。一応、そこへつけなさいと言った国の責任もあり、市道として認定したところですので、今後の問題として、更正減の中からもっともっと前向きで、町会の方々にもそう言ったんですから力を入れてやってもらわないかと思えます。

それと、53年度補正で出てくる公債費とのからみ、53年度までいく節合いはないんですが一時借入金の利子について、当初といっても、最終的に出すときと5年も10年も後の話でないのに、当初より、なぜ、これぐらい多くなってくるのか。平たく言えば、甘さが出てきてるんですね。これを何とかしようと思って、一時借入金とか、他のところに求めていく。

だから、今度借るときには、大きな額を借らんと処理できない形が出てきている。52年度単年度で12億の赤字の累積、事実上赤字再建団体転落の数字です。どないごまかしたんか知らんがいま11億7千万ぐらいと違うんですか。18億ですか、その数字をちよっと言って下さい。

- 財務部長（麻生和義君） 52年度の標準財政規模から勘案いたしまして、赤字限度額は18億1千8百2万5千円、それ以上の赤字の場合は、再建団体の申し出をしなければならぬということとでございます。

各年度で標準財政規模の額は変更いたします。

- 1番(寺田茂君) 危ないところですね。こんなことが論議にならないかんというのは大変なことですが、後で53年度のからみで出てくると思いますが、20億円の借り分、長期債になると思いますが、これを含めて53年度でも私たちは質問したいと思います。

いま、更正減について聞きましたが、決して更正減が喜ばしいのではなく、いまの事業の1つの見通しの問題から、国の補助金もまともにつかないものも出てくるだろうし、また、遅延が目立ってきている。こういうふうに公債費だけ上がっていかなしようがない。

国がくれたら公債費も利子も下がる。市長がよく言う十条規定の問題にしても、地方債は減っていかないかんのに、ふえていってることの問題があるんだということを共産党議員団は絶えず指摘しておりますので、また、別に53年度の問題のときにお聞きしたい。53年度については、これで終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 21番(直村静二君) 48ページの公共駐車場の整備事業債補正、この年率が10%ということで今回、零になってるんですが、端的にお尋ねいたしますが、公共駐車場は、53年度と同じ規模で、同じ内容で施行ということになるのかどうか。もし施行するならば、面積、だれに貸してだれが管理し、どういふふうに収入が上がっていくか、その辺の積算基礎を出してください。それから、54ページの借換債でお尋ねしますが、いまの公共駐車場の件は10%ということで異議はあるのですが、今度の地方債補正が8.3と確定しております。その辺の詰めもしておかなければならないと思います。

それから、この54ページの分は、2億4百60万円が補正後2億4百50万円、確認しますが、10万円違うだけで上げたんですか。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 産業衛生部長(内田繁君) 公共駐車場の起債等に関連しての問題を提起されましたが、これにつきましては、先ほど申し上げておるように、道路事業がまだうまくいってませんので、53年度ではいまのところ、まだ見通しは立っておりません。道路事業ができ次第、補正していきたいという考えでございます。
- 21番(直村静二君) 53年度も見通しが立っていないということですね。54年度ぐらいになるんじゃないかろうかということですが、その確認だけ。
- 産業衛生部長(内田繁君) いまの道路事業がうまく進めば、53年度で予算化したいのですが、いまのところ、ちょっとまだ見通しが立っていないという状況の中ですので、現時点では、ちょっと申しかねる状況でございます。
- 21番(直村静二君) こういうやれないものを組んで、いまになって、道路事業でぐんと後に

なるという組み方自体問題もあろうかと思っておりますので、言うときます実際問題、公共駐車場の計画、構想、何ほ出るんかという資料をいただけませんか。こんだけ道路にかかってくるやつ、うまくいかないものを最後から組んでいくのは、規模、位置も問題があるのではないかと思います。上乘せして計画をつくり、そのために道路をひけひけと促進のためにやって、実際やる気はあるのかどうか。計画の無理、ずさんさの点できちんとしてもらいたいと思います。資料ももらえますね。

- 産業衛生部長（内田繁君） はい。
- 議長（柳瀬美樹君） 次
- 財政部長（麻生和義君） 52年度の借換債と呼んでますが、7年前に発行した縁故資金の最終償還期間が参りましたので、もう10年、借りかえさせてほしいということで議決をいただいたわけですが、この中で一件やなく3件ございまして、その積み上げが2億4百60万円ございまして、その借り入れの段階で、たしか5万円、5万円の端数が生じ、10万円単位の事務的な扱いが提起され、それを除いて10万円減額した発行をしたということでございましてそのため2億4百60万円が、2億4百50万円の限度額にさせていただいた理由でございまして。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 15番（横田憲治郎君） 簡単に言いますが、答弁も伺っておりますが、年度末のいわゆる締めという点では、一応の理解はしますけど、市長、助役、5億6千万円の更正減ということで、これだけの予算額を専決してるわけでございまして、いかん専決やむを得ないという背景は理解できて、それなりの議会に対する態度、配慮があってしかるべきだと思います。

1つには、赤字再建団体転落回避ということについては、議会人一同、事のほか懸念する中で3月予算市会を通じて、財政対策委員会の設置等々も要望しながらの審議の経過も踏まえていただければ、いかん形式的、時期的背景があって年度末の帳尻合わせとはいえ、5億数千万円の金額を出し入れしてるわけです。常設の委員会もあることですので、それなりの理事者、議会あるいは市民一体性を持った中で、現下の地方自治、財政を考えていこうという姿勢がなければならぬと思います。そういう点で、最初に意見を言っておきまして、簡単で結構ですので市長の所信を伺っております。

2点目、地方交付税ですが、当初28億3千3百万円、今回、特交で千七百万円金ということとで28億5千万円ですか、どの程度本市の状況をこれで吸収されたのかどうか問題ですね。靴の上から足をかいてる感じで理解できないのですが、現下の財政実態という立場からも、今回の補正についてどのような内容であったのか。可能な限りの御報告を要点のみで結構ですのでお願いしたいと思います。

それと、いま出た質問は避けますが、3点目に、特に物件費あるいは需用費関係の更正減が各課にわたっているんですが、衛生あるいは教育関係でしんぼうしてもろうたんや、御協力を願うたんやと言ってますが、これらのいわゆる節減あるいは協力については、52年当初は申すに及ばず、一定の指標の中でお互いに確認し合う中でできているわけですが、答弁を引っくり返すつもりはありませんが、帳尻を合わせるために泣く泣く差し引いたんだ、しわの寄せやすいところへ寄せやすいところへ寄せたんやという感触が伺える。先ほどの説明からもう一步突ッ込んだ実態、赤裸々な報告を願いたい。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） 横田議員さんの御指摘をいただき、基本的な姿勢といたしまして、現下の財政実態の中、今後とも議会の御指導と御協力を賜らなければならない問題が多々ございます。そうした意味合いから、御指摘をいただいております財政再建委員会発足に向け鋭意努力させていただきます、お願いしつつある段階でございます。未曾有の財政危機の中、御指摘肝に銘じて今後とも連携を密にさせていただきます、対処させていただきたいと存じております。

なお、特交の点についても後ほど、担当からお答えさせていただきますが、可能な限り努力、御無理をお願い申し上げ、国にも鋭く迫ってまいったわけで、結果といたしましては、51年度比約2千4百万円の増にとどまったということでございます。今回の最終的な補正が千7百万円、今後とも本市の置かれている事情を国に訴え、特別交付税の増額に懸命の努力をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

- 助役（坂口禮之助君） 私から補足して申し上げます。

御指摘どおり、最終的な補正予算とは申しながら非常に金額が大きく、各事業軒並み更正をしておることについては、まことにわれわれとしても、予算編成段階での見通し、事業の内容等に対する精査に欠けるところがあったのではないかとこのことを反省しております。関係各部課に対しても、このような最終の補正でこれだけ大量の更正減等を伴うことのないように、厳密に事業の査定を行うようにということは指示しております、まだまだ十分に事業費等の査定につきましては、内容等について精査をして計上していくという考え方でございます。

御承知のとおり、52年度につきましては、国の体制なり、府の財政が非常に大きな変動を伴ってきたことも事実でございます。したがって、52年度当初段階での事業費査定の関係等は、実際、府、国等の財政の大きな影響を受け、事業費の当初の関係からの削減等も行われたことも一部理由でございます。

しかし、一番大きなウエイトを占めますのは、やはり公有財産購入費、用地買収に伴う見通し

の誤りが、今回の5億6千万円の減額補正の最大の要因でございます。

こうした点についても、今後の予算編成の中では慎重に対処していきたいと存じております。

それから地方交付税の関係でございますが、市長からも御説明がございましたように、数字上では、特別交付税が昨年度が2億8千万円ということで、金額的には約2億4千万円ぐらゐの増となっております。内容を申し上げますと、51年度の地方交付税、特別交付税は、職員の定数条例等の削減を行っていただき、かなりの方が退職されました。それに伴っての退職債が51年度いただいておったわけでございます。特別交付税の第一次の段階では、その退職債に振りかわる特別交付税が約6千万円が、51年度の2億5千6百万円の中に含まれてございます。

52年度には、そのような条件がない中での実質2千4百万円の増ですが、内容的には、約8千万円の増ですが、内容的には、約8千万円近い特別交付税の増をしていただいた、かなり政策的な面での御協力をいただき、前年度実績よりも上回る金額を獲得できたというふうに、事務的には理解しておるわけでございます。

その他事務経費、物件費等の削減が特に大幅でございますが、後で財務部長等からなにかつ詳細に説明させますが、総体的には、やはり財政困難な実情の中で、冗費の節減等各課に御協力を賜ったということでございます。特に大きな削減の内容は、事実上他の費目に転用している措置も含まれております。そうした関係は、財務部長初め関係部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 教育次長（広岡史郎君） 82ページの小学校費の一般管理費の中の需用費9百50万6千円の更正減について説明申し上げます。

小学校及び中学校は、3年に1度教科書の改定がございまして、52年度、小学校の改定年度でございます。これに伴い教師用の指導書並びに指導用の教材費等について改定が行われるわけで、教科書の出版社等から改定用の指導書並びに指導用教材等の通知をいただき、各学校において必要だという中で御審議をいただき、予算措置をお願いしたわけでございます。

ところが、新学期と同時に実物が出版され内容検討の中、出版改定のなかったものや、一部改定にとどまったものがあり、従来の指導用教材で十分間に合うものが相当ございました。現場の先生方の選択の結果、購入せずに済んだものがあつたので、予算の不用額が生じたということでございます。

教師用の指導書並びに教材用の経費は、当初3千8百73万6千円を見込み、今回、千9百60万7千円の経費で済みまして、これだけの残額が生じたということでございます。

- 15番（横田憲治郎君） 一応答弁をいただいたわけですが、釈然としない部分もあります、意見として最初に言ったように、やはり6億の出し入れですので、やはり大きくしたくないとい



う理事者の立場は、一応は理解しますが、やはり常設の委員会、特別委員会があるのですから、付託案件でなくても、協議会ということで、やむにやまれない議案については事前に理事者からこのいう大型の事業の繰り延べ、聞かなくては内容がわからない需要費、物件費の問題等もあるのですから、それぞれセクション単位の常設の委員会で報告すべきであろうと思います。理事者、議会の一体感の中で、もっと親切な扱いをとってもらいたい。多くを言いませんが、意見として言うときます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第6号を承認することに決めます。

お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

○  
（午後1時17分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22及び第23「専決処分の承認を求めることについて」（昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第1号））、（昭和53年度和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号））は関連しておりますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規程により次のとおり専決処分したので、同条第8項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和53年度 和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和53年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,210,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,741,800千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和53年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.4. 諸収入		1,989,804	1,210,000	3,199,804
	5. 雑収入	1,814,954	1,210,000	3,024,954
歳入	合計	1,753,180	1,210,000	1,874,180

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.4. 前年度繰上充用金			1,210,000	1,210,000
	5. 前年度繰上充用金		1,210,000	1,210,000
歳出	合計	1,753,180	1,210,000	1,874,180

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
⑭ 諸収入	千円 1,989,804	千円 1,210,000	千円 3,199,804		千円	
(5) 雑入	1,814,954	1,210,000	3,024,954			
1. 雑入	1,814,954	1,210,000	3,024,954	4. 雑入	1,210,000	雑入追加
歳入合計	17,531,800	1,210,000	18,741,800			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
(1) 前年度繰上 充用金	千円 1,210,000	千円 1,210,000	千円 1,210,000	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(1) 前年度繰上 充用金		1,210,000	1,210,000				1,210,000			
1. 前年度繰上 充用金		1,210,000	1,210,000				1,210,000			
(1) 前年度繰上 充用金		1,210,000	1,210,000				1,210,000	22 補償補填 及賠償金	1,210,000	前年度繰上充用金
歳出合計	17,531,800	1,210,000	18,741,800				1,210,000			

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

昭和53年度 和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

昭和53年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,341千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和53年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金			12,147	12,147
	1. 国庫負担金		12,147	12,147
歳入	合計	1,194	12,147	13,341

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 前年度繰上充用金			12,147	12,147
	1. 前年度繰上充用金		12,147	12,147
歳出	合計	1,194	12,147	13,341

土地区画整理特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		明
				区 分	金 額	
② 国庫支出金	千円	千円 1 2,1 4 7	千円 1 2,1 4 7		千円	円
(1) 国庫負担金		1 2,1 4 7	1 2,1 4 7			
1. 土地区画 整備負担金		1 2,1 4 7	1 2,1 4 7	1. 第二版和国 道公共施設 管理者 負担金	1 2,1 4 7	第二版和国道管理者負担金
歳入合計	1,1 9 4	1 2,1 4 7	1 8,8 4 1			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区	分		金	額
				国府支出金	地方債	その他						
② 前年度繰上 充 用 金	千円 12,147	千円 12,147	千円 12,147	千円 12,147	千円	千円	千円	千円	千円			
(1) 前年度繰上 充 用 金		12,147	12,147	12,147								
1. 前年度繰上 充 用 金		12,147	12,147	12,147				22. 補償補装 及賠償金	12,147	前年度繰上充用金		
歳 出 合 計	1,194	12,147	13,341	12,147								



- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明をお願いします。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました報告第7号及び報告第8号を合わせて御説明申し上げたいと存じます。昭和53年度一般会計補正予算（第1号）及び昭和53年度土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、いずれも前年度同会計が赤字決算となりましたので、これを補てんすべく繰上充用措置を講じ、5月31日出納閉鎖期日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたく存じます。

まず、一般会計でございますが第1条で、歳入歳出それぞれ12億1千万円を追加計上いたしております。これは昭和52年度までの累積赤字額を補てんすべく措置をしたものであります。

これに充当いたします財源は、金額雑入で計上いたしてございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ13841千円を追加計上いたしております。これは昭和52年までの累積赤字額を補てんすべく措置いたしたものであります。

これに充当いたします財源につきましては、金額国庫支出金で計上いたしてございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） 私の方は、一般会計補正予算（第1号）についてお聞きしたいと思います。

雑入で12億1千万円と出ておりますけれども、中身は大体わかっていますが、雑入の収入の見込みが立つのかどうか。先ほどの午前中に出ました52年度赤字相当額という話でございましたので、その辺をひとつ出していただきたいのと、12億1千万円が、即52年度の決算で赤字になるのかどうかについての点。それと、単年度で幾らの赤字になったか。前年度が7億幾らでしたか、そのきちんとした数字を出していただきたいということです。

さらに、そういう赤字になってきた理由を出していただき、お聞きしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

いまの歳入の雑入の収入見込みがあるかどうかといったお尋ねでございますが、残念ながら、現時点では、赤字補てんをいたすべきその収入というものは伴っていないわけでございます。今後、赤字を少なくしていくべく努力を重ねてまいりたい、かように考えておりますので、御了承賜りたく存じます。

それから、12億1千万円の予算総額は、すべて52年度の赤字額かどうかの御質問でございますが、52年度一般会計の赤字が12億940万8千円に最終的に落ち着き、12億1千万円の予算措置をさせていただいたというものでございます。

それから、52年度単年度の収支でございますが、5億1,786万1千円の赤字が出たというものでございます。したがって、本年度12億940万8千円と単年度赤字との差額が、51年度までの累積の赤字ということに相なるわけでございます。

それと、赤字の理由でございますが、これは常々御心配いただいております本市の構造的な財政基盤の脆弱と申しましょうか、そういった面からの累積でございまして、単年度では人件費の増、それから長期債元利償還金の増加が累増してまいっている半面、大幅な収増が見込めない、そういった理由によりまして、52年度単年度で5億1,700万円の赤字が発生したというわけでございます。

以上でございます。

○ 2番(天堀博君) それでは、先ほど52年度の標準財政規模と赤字再建団体転落ラインが出ましたけれども、53年度は見込みとなると思いますが、標準財政規模と再建団体転落ラインはどの程度になるか。あわせて本年度で雑入で収入見込みをしておりますが、予算委員会等でももうひとつはっきりしないということだったので、その辺とのからみで、財務当局としてどのように考えておられるのか、お答え願いたい。

○ 財務部長(麻生和義君) 本年度の財政規模等から察しての赤字の限度額でございますが、御承知のように、標準財政規模と言いますのは、地方交付税の普通交付税算定の結果出てくる数値でございますが、8月31日に確定するわけでございます。現在、事務レベルで試算いたします中では、標準財政規模が70億から72、3億、14億数千万円の赤字が限度になるであろうという予測をいたしております。

それから、53年度当初予算で御審議を煩わし、現在執行している予算の中での雑入の扱いにつきましては、現在、鋭意努力して十分見通しをつけているというところでございます。今後とも引き続き努力してまいりたいと考えております。

○ 2番(天堀博君) 53年度の雑入に対して鋭意努力して、ということですが、これは例の開発負担金として取ったりしてる分は、別に収入役扱いが何かになってるんですか。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

別途、経理を明確にして管理しております。その扱い等につきましては、今後、議会の皆さん方とも協議させていただく中で決定をしていただきたいと思います、かように考えております。

○ 2番(天堀博君) 市長でも助役でも結構ですが、53年度当初から雑入の見込みが立たな

いということが出され、問題化されてきたのですが、すでに52年度の赤字が12億940万8千円、単年度で5億1700万余ということですね。さらに、この上に本年度のそういう収入見込みが立たない分が、当初予算に雑入として組まれているということからいきますと、先ほどの事務レベルでの試算でいけば、14億数千万円が赤字再建団体転落のラインとして出ておるわけです。

この点からいくと、非常に厳しい財政状況だということで赤字の理由がいろいろ述べられまして、予算委員会等でわれわれはやっていますので、この場でそれらについて云々は申しませんが、こういう厳しい状況ということで、いま、本年度の雑入見込みを安易に帳面ずらを合わすだけでつくったという点と、今後の見込みについては確固たるものを持っていかなければならぬし、また、収入不足が生じてくると思いますので、市長、助役はどういうふうにご考えておられるか、お答えを願いたい。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

御指摘のとおり、本市の財政事情は、年々悪化しているような傾向で決算が行われてまいっておりまして、12億の累積赤字についても、過去3年間、当初3億、次年度4億、52年度は5億と、単年度赤字すら累増している状態にあることは、まことに憂慮しておるわけでございます。どうしても現在の財政規模を維持していかなければならない現状の中では、むやみやたらに事業を縮小したり、行政水準を落としていくこともできない、いわゆる一定の行政水準を維持していくためには、いかにして財源を確保していくかに集中してあらゆる努力を傾注してまいっている次第でございます。

53年度の財政運営の見込みにつきましては、先ほど財務部長も一部説明いたしておりましたように、当初予算の段階でもある程度不確定要素を持った財源の収入見込みを支えてございますが、私たちといたしましては、12億の累積赤字を直接減額するということは、53年度の財政運営では至難だと存じておりますけれども、少なくとも、53年度の予算執行の段階では単年度収支のバランスは維持していくことをまず第一の目標に掲げて現在、予算執行に当たっているわけでございます。

御承知のとおり、人件費等についても4月から労働組合と協議を重ねながら、その節減方を強く要請しておりまして、半面、あらゆる歳出面についても細かく点検しながら、合理的な全く効率的な経費の使用ということで、徹底した緊縮体制を組んでございます。

半面、税の増収とか、地方交付税等の増収のために、現在、あらゆる角度で全力を尽くしてまいっておりまして、少なくとも、52年度の収支の関係については、単年度のバランスがとれるようにということで努力を続けてまいりたいと存じております。

なお、開発事業収入等で比較的不安定な要素を持っておる収入も当初予算から組んでおるじゃないかという御指摘でございますが、これらの収入については、現在行われている各種の開発事業等の中で、何とかその分については確保するように、現実の段階ではあらゆる努力を払ってゐるわけでございます。厳しい財政運営の中でいろんな行政需要にいかにかたえていくか、私らも非常に苦慮しておる状況でございますので、今後とも議会皆さん方の絶大なる御協力、御支援をお願いしてまいりたいと存じております。

- 2番(天堀博君) いま、助役さんから答弁していただきましたが、先ほど財務部長の言葉尻をとらえるわけではないのですが、ちょっと気になりましたのと、助役さんの答弁の中で、開発事業の中がそういうものもやっていきたいということですので、開発負担金については、別途、他の形でちゃんと置いてある、こういうことですね。

ところが、議会の皆さんともいろいろ御相談して云々ということもございました。ということは、そういうものをほり込んでいくことになるのか。それによって赤字の穴埋め、補てんをしていく。たとえば今年度は14億数千万円が赤字再建団体転落のラインで、そういう事態が生じたとき、その分について補てんをして薄めていく、そういうこともされるのかどうか。その辺について、明確に答えられれば答えてほしいし、今後、議会の皆さんと云々ということになりましたら、その辺のからみもあるのでしょうか。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

財務部長が答弁しておりますように、いわゆる一定の目的を持って収入いたしております開発事業収入につきましては、現在、措置しておりますのは、住宅供給公社との関係で、小学校等の増改築の関係の9億円余をいただいております。これは別途、基金という形できちんと保管しております。しかし、その他の開発事業収入の中で、特定の目的を持たずに開発負担金という形で細かいものを収入してまいっているものもございます。それらに関連する公共事業の施行に伴う一般財源に充当させていただけるのが、現在までの開発事業収入に対する経理のあり方でございます。

53年度の赤字のラインが14億数千万円という見込みでございますが、これをどうしても上回る段階になった場合、いわゆる基本的な積み立てをしておるそういう開発事業収入の問題もからませて検討するのかどうかというお話でございますが、私たちは、できるだけそのようなことはしたくないという現在の決意なんです。しかし、現実の問題として、どうしても再建団体に転落せざるを得ないという状態に陥った場合、改めてその時点で議会の皆さん方にも財政実態を御報告申し上げながら、いかに対応すべきかについて御協議を申し上げたいという気持は持っておるわけでございます。いまの時点では、やはり公共施設のために収入していくそ

うした開発事業収入というものは、目的どおりの施設の充実の方向に持っていきたいという基本的な考え方は変わってございません。

- 2番(天堀博君) 長くなりますので、この辺でやめますが、全く助役さんが言われるとおりだと思います。そういうものは使いたくないというのがたてまえでありましょうし、本音はまたそのときになればいろいろ出てくると思いますが、そういう基金をくずしていくようなことはすべきではないとわれわれも考えますし、ただ、そうなったとき云々については結果の問題でして、その結果に至るまでは、現在もそうなのですが、ぜひともそういう結果に至らないようにしなければならないと思うんです。

そのためには、もちろん税の増収を図るために、後でも出てきますが、特別土地保有税の問題も市民にとっては痛いですが、片方で税の増収、他方で人件費も含めて切り詰めていくということですね。ことしの予算委員会では、深夜にまで至る状況がございましたが、これは予算委員の各メンバーが、今日の事態でこういうものは見直し、手直しをしていかなければならないんじゃないかということも含めて厳しく指摘し、追及した結果であろうと思います。そういう点を十分理事者は腹に据えてかかっていかなければ、ここで出ている前年度繰上充用金という形でほり込んだ12億1千万円、これがさらに来年度大変なことになると思います。

われわれが常に指摘しておりますように、同和問題についても特別措置法との関連もあるでしょうが、やはり見直し、手直しも図り、市長が言われるように、市民合意の同和行政をやるんだということであればそうやっていくべきだ。一般質問でもちょっと出ましたが、市同足の副会長、竹内務氏が逮捕されたという状況の中で、今後、市長初め理事者は襟を正し、腹を据えてやっていかないと大変なことに結果としてなるということを、意見として申し上げておきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。

- 21番(直村静二君) この雑入の件で、これは空だということですね。私は市長に聞いたんですが、あなたは公約で赤字は減らすんだと、どんなことがあってもやるんだということですが、実際は、累積赤字はふえるわ、単年度赤字もふえてきている。市長の態度に真剣味がないと思いますよ。その一つの理由は、まかり間違えば背に腹はかえられんから開発負担金を流用すればいけるという、私は、それが腹の底にあると見てる。いまだに掘ったままでしょう。いつでも使える体制になっている。金利も稼げるんじゃないですか。私は、一般質問でもはっきりしときなさいと言ったが、まさに当てにせないかんようになってきてる。

53年度は14億、いまは12億円の赤字、これをどうして救っていくか。助役さんの答弁では、人件費は削るわ、開発負担金は持っているわ、こういうことでは私は、市長の政治姿勢

公約実現の信念を疑う。どんなタブーでも打ち破って、和泉市民のためにはむだなものは省くという決意がなぜできないのか。私ら、最初からえらいことになるよと言ってます。維持費、管理費、そんなものをどうしてよう外さんの。市の職員の人件費、定期昇給の延伸とか、そんなことばかりさわってね。やめてもらうんやと退職者を出して、一方ではどんどん入れてるんじゃないですか。一銭も要らん非常勤に4千万円も出してる。

通常、12億も赤字を出せばもっと真剣になるんじゃないですか。結局、犠牲はだれにいくのか。市政が困った場合は、平等に全部節減してあたりまえじゃないですか。この点、いまの助役さんの答弁を聞いて、単年度でさえどんどん赤字がふえてる。58年度は何とかとんとんでいくというが、後の補正予算の関係は離れますが、そんなことで真剣味があるとは言えない。

市長、この12億の雑入予算、空予算、この責任をひとつきちんとしてもらわんと、はっきり言って、財政のためには、少々問題があっても市民のためになることはやる。同和関係は削るという決意がなければ、同和でも全部とは言っていない。むだな不要不急のものは省けと言ってる。その点のことも提起してますから、今日の時点で天堀議員が言うて、あえて私も言う必要はないと思っておりましたが、余りにも無責任な財政運営で、解同タブーがまかり通ってるようでは、市財政を真剣に立て直ししようとしているとは認められない。そういうところにも思い切ってメスを入れる心構えでやってもらわないかん。安易なことでは困る。その点、もう少し真剣に市財政のために、多少問題があるところについては、きちんとむだを省く決意表明だけやってください。

- 議長(柳瀬美樹君) 市長答弁。
- 市長(池田忠雄君) 先ほど助役からお答えさせていただきましたが、累積赤字が12億に達している中で、私たちとしても決して安易には考えてございません。何とか財政を立て直してまいりたいと考え、そのための方策を立てさせていただきたいと存じておるわけでございます。決して安易に開発負担金とかでなく、現状の中でこれからどう見直していくか、あらゆる問題点を現在、整備をさせていただいております。今後、対処させていただきたい決意でございます。何とか再建団体転落を回避していく努力の中で、再建の方途を講じさせていただきたい、こういう決意でございます。よろしく御支援、御協力のほどお願い申し上げます。
- 21番(直村静二君) 意見だけ。前々回でしたか、財源獲得委員会とかをつくっていくとか、私はそのとき、それは大変結構だが、むだを省くことも同時にやってもらったら賛成だと言った。それが全然やられていない。あらゆる方策という点で、その点も含めて、市民のために市財政の立て直しをきちんとやる、むだも省く。むだの見解は言わない。全くむだということではなく、違法性とか不要不急のものについては、速慮せんとバサバサ削りなさい。その辺

の決意をしてもらわんと簡単にいかない。12億の赤字がふえないためにどうするか、その点、いまの答弁では不十分だと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 1番（寺田茂君） 報告第8号の土地区画整理事業の問題で一つ質問申し上げたいと思います。

これはわが党議員団も前回までかなり一つの食いつぶしの問題ということで、これはいろいろ第2阪和のからみて区画整理方式に変わるという過渡期の中で、新たな予算計上と思うんですが、今回、1200万円余の追加が出てきてます。これは国府負担金との関係で出てるんですが、その基礎というか根拠は何か、計算の基礎は何か、かなり細かい数字が出てるので、それをまずお願いしたい。

それと、いままで私たちが言うてきたように、いままで国庫負担が全然つかなくて、とうとう予算上で一応つぶれとなったんですが、今後新たにこれをやる上で国庫負担に対する予算編成をしているわけなんです、これの見通しなんです。一般的に見て、53年度の補正予算でつけるほど地域の話が進んでるのかというと、これまた、困難な事態に置かれてるのと違うかと思う。ややもすると、今回の補正を組んだ次のときにややこしくなりませんか、この点についてお答え願いたい。計算の根拠と見通しをちょっと聞かせてください。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 建設部長（山本俊兼君） 土地区画整理特別会計の関係についてのお尋ねでございます。御承知のとおり、40年から葛の葉地区並びに以後におきましては富秋地区の区画整理によりまして、第2阪和国道の完成を図っていくということで計画をしたものでございます。

51年度から53年当時の繰上充用の実態は1,178万4千円ということで、本年は、約85万7千円増額になっております。これも先ほど財務部長が答弁されましたように、現時点におきましては、葛の葉地区の第2阪和、府道松原泉大津線、この問題につきましましては、用地買収方式で進むということで3月議会で御議決をいただき、国においても承認をされてるという実態でございます。そういった中で、何とか早期にこれらの問題が解消でき得ますように、ただいま鋭意努力をしておるところでございます。過日も特別委員会の委員長さん初め委員の皆様方に現状の経過報告、今後の進め方等についていろいろ御指導いただいたところでございます。

したがって、これらの財源1,214万7千円なるものは、第2阪和国道管理者負担金として計上しておりますが、まず、第2阪和、府道松原泉大津線の早期用買開通の解消策になるんではないかと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

- 1番(寺田茂君) 管理者負担金は根拠があると思うんですけど、根拠がなかったら数字が出ない。だから、その根拠を聞いたんです。
- 建設部長(山本俊兼君) 第2阪和の計画につきましては、葛の葉地区が約20,160平米、松原泉大津線が約11,825平米という買収計画があるわけでございます。40年から51年までの国の管理者負担金総額1,761万7千円をいただいております。十分ではございませんが、先ほど言いました用地買収面積を勘案して、53年度の補正として1,214万7千円、すなわち赤字補てん額をこれに頼って計上したというのが現実でございます。
- 1番(寺田茂君) 私、心配なのは、今回の分も合わせて現在まで1,714万、和泉市が組んでもらおう、もらおうとしたやつが焦げついて、長いことかかっているまいらわらない現状がどんどん重なっていく。今度、国庫補助金をそういうことで上げてあるんですが、お金の負担金についても何とかなるだろう、また、せないかん問題なんです。そうでないと、また年度末がきて、もらえないやつを空がけばかりしてる。負担がどんどん大きくなるということで私、心配しましたので聞いている。積算の基礎についても、いろんな何%ぐらいと、私の間違いやったかなと思います。ただ、いま言ったように、こういう積み重ねが委員会でもかなり問題になり、こういうことがないようにということであったわけですが、今後、ただここへ乗せてやっぱりもらえませんでした、進まませんでしたということのないように、次の決算にはきれいになっていないと、10年越しの問題なんですから、またそろ、53年度末にまだもろうてない、申しわけ おまへんね、ということのないように、一遍途中で断念した形の再出発です。厳しく言うとかないかん問題だと思います。それだけお願いしておきます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本2件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)、御異議ないものと認め、報告第7号及び第8号を承認することに決めます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次に日程第24、第25、第26、第27までは、「昭和52年度和泉市一般会計継続費繰越繰越計算書について」、「昭和52年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「昭和52年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について」、「昭和52年度和泉市公共団地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」はいずれも関連いたしておりますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)



報告第9号

昭和52年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について

和泉市一般会計継続費の昭和52年度年割額に係る歳出予算の経費のうち支出を終わらなかつたものにつき、次のとおり繰越しをしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和52年度和泉市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	昭和52年度継続費額			支出済額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	現計				繰越金	既収入特定財源	特定財源
8	5	(仮称) 和泉第4団 地建設事業	2,327,689 000	1,407,105 000		1,407,105 000	484,912 503	484,912 503	62,160 000	262,674 000	83,044 000	74,040 000

報告第10号

昭和52年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について

昭和52年度和泉市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	市債その他	
8	4	環境改善 施設整備 事業費	円 78,241,000	円 78,241,000	円 45,121,000	円 8,920,000	円 24,200,000	円	
10	5	社会教育 費	285,123,000	285,123,000	45,000,000	22,500,000	172,900,000	44,723,000	
			363,364,000	363,364,000	90,121,000	31,420,000	197,100,000	44,723,000	

報告第11号

昭和52年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、昭和52年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				明 説
				支出 未済額	支出済額		既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋梁 費	市道整備 事業	19,174,000	19,174,000	19,174,000	19,100,000			74,000		他の公共事業の 実施により建設 着工が遅れた為 年度内に支出で きなかった。
		府立伯太 高校前線 整備事業	88,588,820	7,773,000	7,773,000		7,773,000				高校建設の資材 搬入により建設 着工が遅延して 年度内に支出で きなかった。
		北信太駅 前線整備 事業	82,717,905	15,606,000	15,606,000	15,800,000			306,000		用地買収の交渉 が難航し、年度 内に支出できな かった。
		市道光明 池和田線 整備事業	60,819,290	30,319,000	30,319,000	88,319,710				999,290	用地買収の交渉 が難航し、年度 内に支出できな かった。

3 河川水路 費	水路整備 事	10,261, 000								7,800, 000	2,461, 000	光明台団地関連 事業であり、光 明池和田線の用 地買収難航に伴 い、建設着手が 遅れ年度内に支 出できなかった。
	5 住宅費	492,021, 000	224,121, 000	267,900, 000	72,600, 000	147,392, 000	41,590, 000				6,318, 000	建設用地の買収 交渉が難航し、 それに伴い建設 着手が遅延して 年度内に支出で きなかった。
合 計		657,577, 015	297,544, 015	360,033, 000	145,319, 710	147,392, 000	49,363, 000			8,799, 290	9,159, 000	

報告第12号

昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源		一般財源
				国庫支出金	府支出金	市債	その他	円	
1.	公共用地 先行取得 事業	公園用地先 行取得事業	164,000	163,800	円	円	円	円	円

○ 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第9号、報告第10号、報告第11号及び報告第12号につきまして、概要の御説明を申し上げます。

報告第9号「昭和52年度和泉市一般会計継続費繰越計算書について」、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、昭和52年度当初予算におきまして継続費を設定いたしました（仮称）和泉第4団地建設事業費総額23億2千768万9千円のうち、昭和52年度継続費予算現額14億710万5千円について、年度内に執行できなかった経費4億8千491万2,503円を翌年度へ逐次繰り越しの措置をとらせていただいた継続費の繰越計算書でございます。

繰越予算の財源のうち、特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上が 報告第9号の内容でございます。

次に、報告第10号「昭和52年度和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、今回、報告第6号で提出いたしております昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、第2条で定めさせていただきました細街路整備事業費7千824万1千円及び図書館建設事業費2億8千512万8千円、以上2件の繰越明許費の繰越計算書でございます。

財源でございますが、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。また、一般財源の4千472万8千円につきましては、52年度より繰り越すことといたしてございます。

以上が、報告第10号の内容でございます。

次に、報告第11号「昭和52年度和泉市一般会計事故繰越し繰越計算書」につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容は、市道整備事業につきましては、建設着工がおくれたもので1千917万4千円、府立伯太高校前線整備事業につきましては、高校建設の資材搬入により建設着工がおくれたもので777万3千円、また北信太駅前線整備事業1千560万6千円、市道光明池和田線整備事業3千931万9千円、水路整備事業1千26万1千円、（仮称）和泉第4団地建設事業2億6千790万の諸事業につきましては、用地買収の交渉が難航し、やむを得ず事故繰越の措置をとらせていただいた次第でございます。

以上、6件の事故繰越の総額は、3億6千3万3千円となっております。

財源といたしましては、既収入特定財源はすでに52年度に収入しており、翌年度へ財源を繰り越しをするとともに、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。また、一般財源の915万9千円につきましては、52年度より繰り越すことといたしてございます。

以上が、報告第11号の内容でございます。

続きまして、報告第12号「昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

内容につきましては、去る3月の定例市議会において御議決を賜りました昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）で、公園用地先行取得事業費16万4千円を翌年度で執行できるよう定めさせていただきました繰越明許費の繰越計算書でございます。

財源は、すでに収入しております財源を充てるものでございます。

以上が、報告第9号、第10号、第11号、第12号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第9号、第10号、第11号、第12号の報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第28「昭和52年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

昭和52年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和52年度年割額の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	52年度継続費予算現額		支払義務 発生（見 込）額	残 額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る 財源内訳			翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額				計	企業債	国庫 補助金	
資本的 支出	建設 改良費	和泉上 水道第 3回拡 張事業	8,464,000 000	480,000 000	66,914, 382	418,233, 382	128,681, 050	128,681, 050	112,000, 000	13,900, 000	2,781, 000	0



- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） ただいま上程されました報告第13号「昭和52年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」御説明申し上げます。

継続事業として施行しております第3回拡張事業費の52年度支出予定額のうち、工事工程のおくれにより年度内に完成しなかった福瀬加圧ポンプ設備並びに和田浄水場排水処理設備工事の工事費を翌年度へ繰り越し支出するものでございます。

内容としては、継続費の総額34億6千400万円、52年度予算現額5億4千691万4,382円に対し、支払義務発生額4億1千823万3,332円、残額1億2千868万1,050円のすべてを53年度へ繰り越しするものでございます。

この財源といたしましては、企業債1億1千200万円、国庫補助金1千390万円、借入金278万1,050円でございます。

なお、繰り越しに係る工事につきましては、福瀬加圧ポンプ設備は5月末日に完成し、和田浄水場排水処理設備工事の完成は、8月末日の予定でございます。

以上、簡単でございますが、報告第13号についての御説明を終わらせていただきます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） 水道の福瀬加圧ポンプは5月末に終わった。和田浄水場は8月末に終わるということですが、第3回拡張事業というのは、これで全部終わりかどうかということ。

それから、その後、いわゆる第4回の4拡というのはどういうふうになるのか、やるのか、やらないのか。やるとしたら、どれぐらいの規模でいつからか。それまで空白があるのかどうかについてお聞きしておきたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 水道部理事（福本喬久君） 第3回の拡張事業は、53年度ですべて完了する予定でございます。次期の四画については、来年度から56年度までは、一広、市内の配管整備事業及び各施設の整備事業をしたいという計画で、四拡につきましては、府営水の取水関係もございまして、57年度以降の予定でございます。

- 2番（天堀博君） 具体的な数字、規模は結構ですが、一広、これで三拡は大体終わり、来年度から56年度にかけて整備事業をやるということですね。そこで、私が一般質問で出しましたように、水質が非常に大きな問題になってきております。現に例の蔵之上の件は、平井と国分の間村界、橋に流れ込んで、さらに和田浄水場の取水池まで流れてくる結果にもなり、さらに黒石残灰処理でも同じように榎尾川があります。現在和田浄水場で榎尾川から取水する

量はごくわずかと聞いておりますが、そのことだけではなく、光明池は横山あるいは南横山等からの水が国分から水路を通じて流れ込むわけです。その辺でのいろんな染剤とかの問題も出てきます。その点で春先から初夏にかけて非常に水が臭くなるという状況も起きたりしております。特に水質の管理は大切な時期にきてるんじゃないかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

- 水道部長（田中稔君） 水質の管理につきましては、私どもも常日ごろ、十分監視しておるわけでございます。現在、川からはほとんど取水しておりませんが、この間からの天堀議員さんからの御質問の水質汚濁ということから、私どもはできるだけ池から取るということで、よほどのことがない限り、川から取ることはしておりません。現在、川から取っても、私どもが取水している地点は異常がないわけでございます。

なお、水質の関係等についても、年次を追って監視体制を完全なものにしていきたいと考え、もちろん、四画を待たずに実施していきたいと考えております。

- 議長（柳籍美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告13号の報告を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第39（昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第14号

昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施工令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項前段の規定による和泉市病院事業会計継続費昭和52年度年割額の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長

池田忠雄

昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	52年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算上額	前年度繰越繰越額	計				
1.資本的支出	1.増設改良費	病院増設築事業	2,297,210,000 円	804,110,000 円	902,100,000 円	1,706,210,000 円	1,622,570,000 円	88,640,000 円	88,640,000 円	0 円
		看護婦宿舍増設事業	202,100,000 円	25,100,000 円	0 円	25,100,000 円	1,200,000 円	23,900,000 円	23,900,000 円	23,900,000 円

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 報告第14号「昭和52年度和泉市病院事業会計継続費繰越計算書について」御説明申し上げます。

市立病院の増改築事業並びに看護婦宿舍増設事業につきましては継続費を御承認いただき、本年度を最終年度として工事施行中でございますが、昭和52年度の支出予定額の一部は支払の確定に至りませんでしたので、昭和53年度へ繰越をさせていただきました。

増改築事業は、昭和50年度から昭和53年度までの4カ年について継続費総額22億9千721万円であり、うち昭和52年度は、前年度繰越概を含め17億621万円の予算額であります。年度内の支払い確定額は16億2千257万円と相なり、残額8千364万円を昭和53年度へ繰越をいたしました。

昨52年12月に新館完成によりまして、増築事業費はほとんど執行いたしました。引き続き本館の改築事業につきましては、53年1月設計委託、同年3月に施行業者指名競争入れを行い、事実上の着工は53年度と相なりますため、52年度の支払い額は、設計料の一部120万円にとどまり、残額を繰越いたした次第でございます。

看護婦宿舍についても、本館の一部を除却して建設用地に充てますため、52年度支払い確定は改築事業同様設計料の一部120万円にとどまりまして、残額2千390万円を53年度へ繰越させていただきました。看護婦宿舍増設事業は、52、53の2カ年継続事業で総額2億210万円、52年度の予算額2千510万円でございます。

繰越残額の財源は、両事業とも企業債を予定いたしまして、53年10月に本館改築、11月には看護婦宿舍を完成いたしまして、本継続事業は、53年度をもって完結する計画でございます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、報告の説明を終わらせていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号の報告を終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に日程第30「和泉土地開発公社昭和52事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和52事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により和泉市土地開発公社の昭和52事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第2号、報告第3号及び報告第4号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（財政状況の公表等）

第243条の3略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。<sup>(1)</sup>  
<sup>(2)</sup>

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資する民法第84条の法人、株式会社及び有有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金）の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類である。



昭和52事業年度

和泉市土地開発公社決算書

昭和52事業年度和泉市土地開発公社決算審査意見書

和泉市土地開発公社定款第7条第5項の規定により理事長提出の決算書に基づき、関係帳簿及び証書類審査の結果、その収支は正確であることを認めます。

昭和53年5月30日

和泉市土地開発公社

監事 中塚

白

監事 田中

稔

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄 殿



事 業 報 告 書



## 1. 総括事業

和泉市土地開発公社は、昭和48年4月2日財団法人和泉市開発協会より、「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に基づき、組織変更設立して以来5年目の決算を迎えたのでありますが、昭和48年末における石油ショックによる経済情勢の悪化とそれに伴う政府の総需要抑制策が反映して、現在尙厳しい経済情勢の中で、地方財政は一段と困窮状態が増して来ております。一方土地情勢につきましても、昭和51年1月1日から施行された土地税制は、土地所有者にとって従来と比較して非常にきびしくなり、公共用地取得についても最大の支障となっておりますが、最近において政府は経済の建て直しを主眼として土地税制の緩和が叫ばれており、公社運営も見通しが明るくなって来たかと思われまします。

以上のような情勢の中で昭和52事業年度においても、財政硬直化の折ではありましたが和泉市からの依頼に基づき公共用地の確保に努力を重ねてまいりました。

当事業年度における事業執行は、昨年度に引き続き、和泉市の最重点施策であります環境改善整備事業用地を年次別事業計画に基づき効率的に買収を進めてまいりましたが、反面（仮称）池上小学校建設用地につきましても、権利者との目途はついたものの、当年度決算時点では買収完了に至らなかったものであります。

## 2. 事業概要

### (1) 受託事業

当年度における事業用地の買収は、環境改善整備事業用地18,471.65平方メートルを総額1,874,700,730円で（仮称）池上小学校建設用地、不燃性廃棄物処理場用地等一般公共事業用地43,656.43平方メートルを995,849,745円で合計いたしました62,128.08平方メートルを2,870,550,475円で事業執行を行ったものであります。（先行取得調査参照）

## (2) 売 渡 事 業

当年度で売却したものは、府施行、府道大阪和泉南線改修事業用地等の公共事業用地として4,072,011平方メートルを325,346,700円で大阪府等へ、和泉市施行、改良住宅建設事業用地等の公共事業用地として25,124,944平方メートルを2,000,948,508円で和泉市へ譲渡いたしました。又、公共用地取得の促進を図るための換地用地4,136,988平方メートルを309,813,356円で各権利者へ、合計いたしました33,333.93平方メートルを2,636,108,564円で売却いたしました。(売渡調書参照)

## (3) 土 地 保 有 状 況

昭和53年3月31日現在の公社保有地は、総面積240,865.05平方メートル、帳簿価格1,357,985,643円で平均いたしましたと、1平方メートル当り47,155円となっております。(財産目録参照)

## (4) 借 入 金 状 況

当年度において、事業資金の借入金に住友、泉州両銀行をはじめ、大阪府同和対策施設建設用地先取得資金等の貸付金融機関から4,852,547,905円を借入れましたが、土地等の売却収入、前年度からの繰越金等により3,735,500,000円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は1,867,547,905円となり、昨年度末と比較いたしました1,117,047,905円の増加となり、その主な原因は、学校建設用地及び光明池緑地用地等の買収資金が次年度以降の買上げとなりまして増加いたしました。(借入金明細書参照)

## (5) 損 益 の 状 況

当年度における土地等の売渡しに対する附帯事務費等、経常経費に充当出来る利益金は4,287,338円で経常経費の支出は職員給与等事務管理費及び財産管理費の経費は203,987,017円でありましてので差引いたしまして、当年度の純損失額は161,113,659円となり、前年度の欠損金と合せて次年度への繰越欠損金は174,648,446円となります。

以上は、本年度における事業概要であります、公社運営の建て直しについては、かねてより御指摘をいただいておりますが、昭和53事業年度は、公社再建のために、保有資産を効果的に早期処分することを第一義の課題として、効率的な資金運用による金利負担の軽減に全力を傾注し、和泉市の方針にそって、公共事業が円滑に推進でききより、尚一層努力する所存であります。

### 3. 理事会議決事項

区分	開催日	議案番号	議 題	議決内容
第 1 回	52. 4. 9	議案第 1 号	理事、監事の選任について	原案可決
第 2 回	52. 5. 31	議案第 2 号	昭和 5 1 事業年度和泉市土地開発公社決算並びに事業報告について	"
		議案第 3 号	和泉市土地開発公社事務分掌規程の一部を改正する規程の制定について	"
第 3 回	52. 12. 17	議案第 4 号	和泉市土地開発公社の業務に係る公金の出納取扱金融機関の指定に関する規程の一部を改正する規程の制定について	"
		議案第 5 号	和泉市土地開発公社理事会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する規程の制定について	"
		議案第 6 号	工事請負契約締結について	"
第 4 回	53. 1. 28	報告第 1 号	専決処分の報告（昭和 5 2 事業年度和泉市土地開発公社補正予算（第 1 号）について）	原案承認
		報告第 2 号	専決処分の報告（和泉市土地開発公社職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の制定）について	"
		報告第 3 号	昭和 5 2 事業年度和泉市土地開発公社上半期決算報告について	"
		議案第 7 号	昭和 5 3 事業年度和泉市土地開発公社予算について	原案可決
第 5 回	53. 3. 2	議案第 8 号	土地処分について（伯太町 4 丁目 1 0 4 番地の 2 9）	"
		議案第 9 号	土地処分について（伯太町 2 丁目 3 1 9 番地）	"
		議案第 1 0 号	換地譲渡価格設定について	"

4. 役員及び職員に関する事項

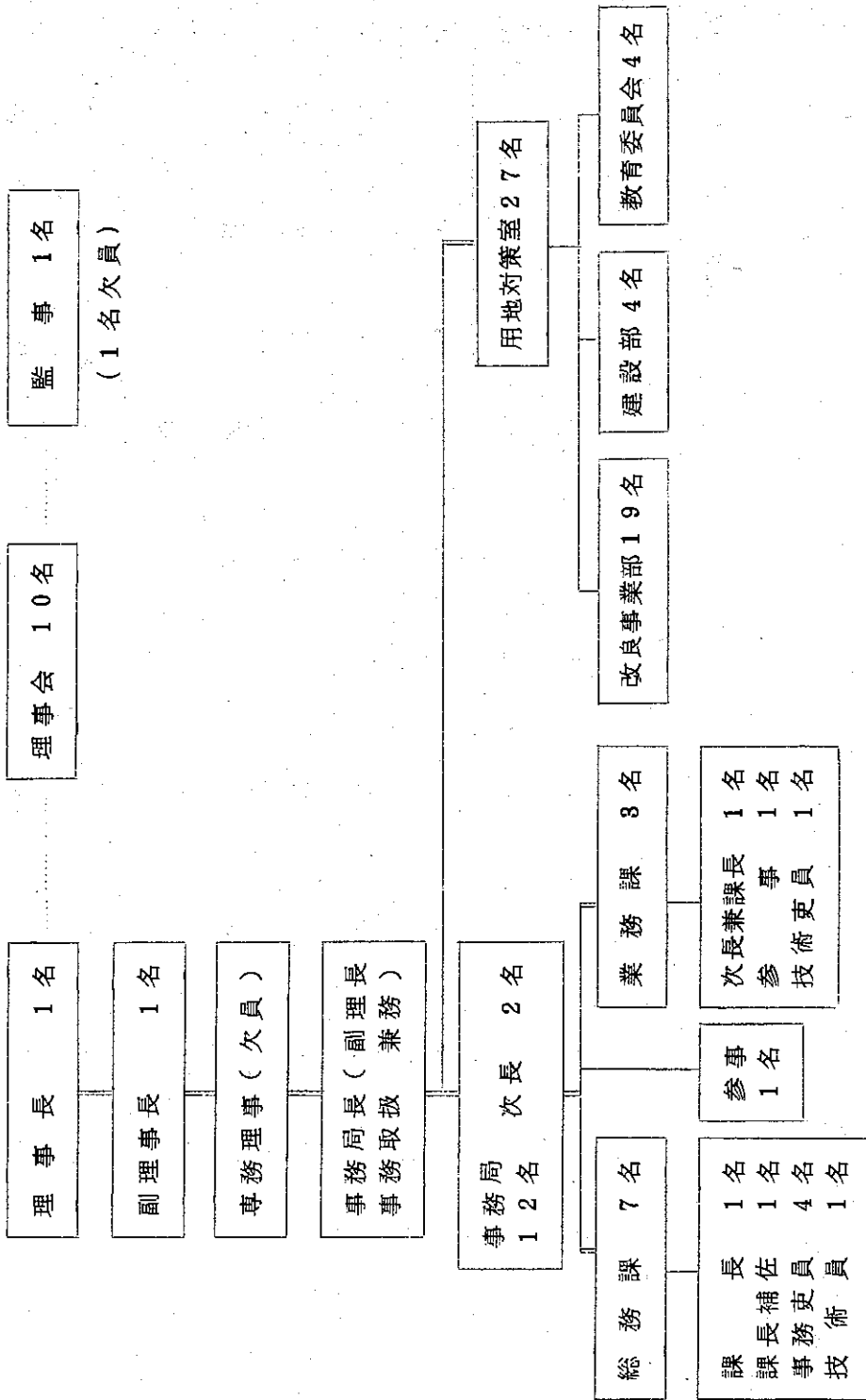
(1) 役員名簿

(昭和53年3月31日現在)

役職名	氏名	備考
理事 長	池田 忠雄	市長
副理事 長	坂口 礼之助	役
理事	中塚 塚白	収入
"	佐原 行雄	同 和 対 策 部 長
"	西川 喜久	市長 公 室 長
"	葛城 宗一	教 育 長
"	宇沢 清	財 務 部 長
"	吉岡 昭男	市 議 会 事 務 局 長
"	林 徳次	改 良 事 業 部 長
"	西川 武雄	公 社 事 務 局 参 事
監 事	田 中 稔	水 道 部 長

(2) 機構及び組織

昭和53年3月31日現在





# 5. 事業実績

## (1) 先行取得調書

事業名	土地		地		建			物		補償		合計
	筆数	面積 m <sup>2</sup>	積	金額 円	件数	面積 m <sup>2</sup>	積	金額 円	件数	金額 円		
(府施行事業)												
池上下宮線用地	3	1,777.00		180,615,000	-	-	-	-	1	3,000,000		183,615,000
計	3	1,777.00		180,615,000	-	-	-	-	1	3,000,000		183,615,000
(一般事業)												
光明池緑地用地	2	24,985.00		461,547,905	-	-	-	-	-	-		461,547,905
府中北通線用地	1	39.48		12,000,000	-	-	-	-	-	-		12,000,000
唐国池田線用地	2	221.00		4,607,718	-	-	-	-	-	-		4,607,718
上代伏屋線用地	1	456.00		8,208,000	-	-	-	-	-	-		8,208,000
(仮称)池上小学校用地	2	2,133.00		119,381,112	-	-	-	-	-	-		119,381,112
南池田小学校用地	1	1,236.00		48,605,700	1	260.35		18,394,300	-	-		67,000,000
不燃性廃棄物処理場用地	3	12,809.00		139,490,010	-	-	-	-	-	-		139,490,010
計	12	41,879.48		793,840,445	1	260.35		18,394,300	-	-		812,234,745

事業名 (環境改善整備事業)	土			地			建			物		補		價		合		計		
	筆数	面積 ㎡	積	金額 円	件数	面積 ㎡	積	金額 円	件数	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円	金額 円
改良住宅用地	84	10,118	72	569,739,146	86	7,017	93	468,593,300	60	32,349,600	1,070,682,046									
地区内1号線用地	3	224	34	14,384,192	3	242	42	18,662,800	2	10,840,000	43,886,992									
地区内3号線用地	4	1,056	10	66,538,261	—	—	—	—	—	—	66,538,261									
地区内4号線用地	1	224	79	11,261,979	2	537	77	33,700,000	—	—	44,961,979									
地区内5号線用地	2	207	46	12,112,456	2	89	37	4,540,000	2	1,327,100	17,979,556									
地区内9号線用地	2	193	91	9,768,405	1	112	43	8,900,000	—	—	18,668,405									
保育所用地	22	2,382	36	137,021,024	27	1,976	82	136,406,200	16	11,483,620	284,910,844									
公園用地	13	998	97	66,282,035	7	769	09	64,250,000	1	4,000,000	134,532,035									
公営住宅用地	6	2,391	00	120,845,350	3	396	17	40,780,000	3	1,351,600	162,976,950									
代替用地	1	674	00	29,563,662	—	—	—	—	—	—	29,563,662									
計	138	18,471	65	1,037,516,510	131	11,142	00	775,832,300	84	61,351,920	1,874,700,730									
合 計	153	62,128	08	2,011,971,955	132	11,402	35	794,226,600	85	64,351,920	2,870,550,475									

(2) 売渡調書

事業名	種目	筆数又 は件数	面積	譲渡 年月日	譲渡 価格	取得 価格	利子相当額	工事費	利子 相当額	事務費及び その他経費	
府 施行事業 及 公共事業	和泉南線 改修事業用地	24	2,421.07 <sup>m<sup>2</sup></sup>	53.3.31	212,817,550 <sup>円</sup>	145,025,574 <sup>円</sup>	62,774,532 <sup>円</sup>	109,276 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	4,908,168 <sup>円</sup>	
	建物	2	181.59	"	17,600,100	8,632,347	6,447,158	—	—	252,0595	
	計				230,417,650	153,657,921	69,221,690	109,276	—	7,428,763	
	公共事業用地	1	1,650.94	53.3.31	94,929,050	47,962,948	29,171,389	4,180,000	115,870	13,498,843	
合 計	土地	25	4,072.01		307,746,600	192,988,522	91,945,921	4,289,276	115,870	18,407,011	
	建物	2	181.59		17,600,100	8,632,347	6,447,158	—	—	252,0595	
	計				325,346,700	201,620,869	98,393,079	4,289,276	115,870	20,927,606	
一 般 事 業	土地	9	1,590.87	53.3.31	197,679,017	144,118,225	46,602,599	—	—	69,580,93	
	補償	1		"	141,419	100,000	34,574	—	—	6,845	
	計				197,820,436	144,218,225	46,637,173	—	—	69,649,38	
	肥子池公園用地	1	72.78	52.7.30	423,439	291,408	1,279,507	—	—	40,795	
	不燃性廃棄物処理場用地	3	12,809.00	53.3.31	149,590,372	139,490,010	6,670,262	—	—	3,430,600	
	土地	13	14,472.65		351,504,279	286,522,423	54,552,368	—	—	10,429,488	
	補償	1			141,419	100,000	34,574	—	—	6,845	
	計				351,645,698	286,622,423	54,586,942	—	—	10,436,333	
	北部第1住宅地区 改良事業用地	建物	48	4,564.17	52.5.31	352,524,491	329,314,850	8,737,076	—	—	14,472,565
	補償	37		"	174,128,60	162,688,50	330,568	—	—	—	8,134,42
環	計			369,937,351	345,583,700	9,067,644	—	—	—	15,286,007	

事業名	種目	筆数又は 件数	面積	譲渡 年月日	譲渡価格	取得価格	利子相当額	工事費	利子 相当額	事務費及び その他経費
境 北部第1住宅地区 改良事業用地	土地	23	2,719.39 <sup>㎡</sup>	S52.9.10	200,955,203 <sup>円</sup>	161,200,613 <sup>円</sup>	34,725,786 <sup>円</sup>	-	-	5,028,804 <sup>円</sup>
	建物	6	521.83	"	54,887,923	48,431,200	4,422,669	-	-	1,984,054
	補償	3		"	1,973,325	1,624,700	269,186	-	-	79,439
	計				257,766,451	211,256,513	39,417,641	-	-	7,092,297
改 北部第1住宅地区 改良事業用地	土地	21	3,516.60	S53.2.28	300,762,212	214,194,922	78,648,186	-	-	7,919,104
	建物	5	410.22	"	45,758,811	39,402,800	4,743,432	-	-	1,612,579
	補償	7		"	12,926,543	11,581,300	810,395	-	-	534,848
	計				359,447,566	265,179,022	84,202,013	-	-	10,066,531
善 北部第1住宅地区 改良事業用地	建物	53	3,660.37	S53.3.31	274,756,383	240,942,824	21,741,174	274,710	69,943	11,727,732
	補償	40		"	27,050,402	23,559,200	2,351,936	-	-	1,139,266
	計				301,806,785	264,502,024	24,093,110	274,710	69,943	12,866,998
	土地	1	13.00	S53.3.31	1,024,399	975,000	649	-	-	48,750
整 北部第1住宅地区 改良事業用地	土地	45	6,248.99		502,741,814	376,370,535	113,374,621	-	-	12,996,658
	建物	112	9,156.59		727,877,608	658,091,674	39,644,351	274,710	69,943	29,796,930
	補償	87			59,363,130	53,034,050	3,762,085	-	-	2,566,995
	計				1,289,982,552	1,087,496,259	156,781,057	274,710	69,943	45,360,583
備 地区内4号線用地	土地	3	304.14	S53.3.31	26,628,370	21,407,955	4,308,232	-	-	912,133
	建物	1	419.22	"	30,860,751	28,000,000	1,522,280	-	-	1,338,471
	計				57,489,121	49,407,955	5,830,512	-	-	2,250,654

事業	地区内5号線用地	8	277	69	S53.3.31	21,373,793	17,931,169	25,573,336	-	-	885,288	
	細街路用地	1	92	33	"	5,872,634	5,659,829	2,513	-	-	210,292	
	身体障害者解放 会館用地	14	1,368	26	"	111,298,000	84,131,715	22,096,748	-	-	5,069,537	
		1	95	92	"	11,359,525	8,860,000	1,971,043	-	-	5,285,582	
	計					122,657,625	92,991,715	24,067,791	-	-	5,598,119	
	旭公園用地	2	1,180	00	S52.9.10	69,877,498	57,502,527	10,903,746	-	-	1,471,225	
	王子東公園用地	1	591	00	S53.3.31	21,579,671	12,515,016	8,229,977	-	-	834,678	
	換地造成事業用地	2	589	88	"	60,469,916	30,098,429	22,050,355	650,000	1,049,930	771,202	
	小計	土地	76	10,652	29		819,841,696	605,617,175	183,523,528	650,000	1,049,930	23,151,063
		建物	114	9,671	73		770,097,984	694,951,674	431,37,674	274,710	69,943	31,663,983
		補償	87				593,631,30	53,034,050	3,762,085	-	-	2,566,995
		計					1,649,302,810	1,353,602,899	230,423,287	6,774,710	1,119,873	57,382,041
		土地	89	25,124	94		1,171,345,975	892,139,598	238,075,896	650,000	1,049,930	33,580,551
	合計	建物	114	9,671	73		770,097,984	694,951,674	431,37,674	274,710	69,943	31,663,983
補償		88				595,045,49	53,134,050	3,796,659	-	-	2,573,840	
計						2,000,948,508	1,640,225,322	285,010,229	6,774,710	1,119,873	67,818,374	
換地对策事業用地	14	4,136	98		309,813,356	225,806,208	132,965,881	683,9268	376,100	56,174,101		
總計	土地	128	33,333	93		1,788,905,931	1,310,934,328	462,987,698	17,628,544	1,541,900	4,186,539	
	建物	116	9,853	32		787,698,084	703,584,021	49,584,832	274,710	69,943	34,184,578	
	補償	88				595,045,49	53,134,050	3,796,659	-	-	2,573,840	
	計					2,636,108,564	2,067,652,399	516,369,189	17,903,254	1,611,843	32,571,879	
	換地对策事業用地	14	4,136	98		309,813,356	225,806,208	132,965,881	683,9268	376,100	56,174,101	



決 算 報 告 書





収 入 支 出 決 算 書

1. 収 入

款 項	予 算		現 額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	計			
1. 事 業 収 入	4,225,545,000	△1,589,431,000	2,636,114,000	2,636,114,000	2,636,108,564	△5,436	
1. 土 地 売 却 収 入	4,225,545,000	△1,589,431,000	2,636,114,000	2,636,114,000	2,636,108,564	△5,436	
2. 借 入 金	4,231,670,000	620,878,000	4,852,548,000	4,852,548,000	4,852,547,905	△ 95	
1. 借 入 金	4,231,670,000	620,878,000	4,852,548,000	4,852,548,000	4,852,547,905	△ 95	
3. 事 業 外 収 入	510,000	520,200	1030,200	1030,200	10,301,479	△ 521	
1. 利 息 収 入	500,000	371,900	871,900	871,900	8,718,575	△ 425	
2. 雑 収 入	100,000	1,488,000	1,588,000	1,588,000	1,582,904	△ 96	
4. 繰 越 金	1,000,000,000	△ 418,804,000	581,196,000	581,196,000	581,195,208	△ 792	
1. 繰 越 金	1,000,000,000	△ 418,804,000	581,196,000	581,196,000	581,195,208	△ 792	
合 計	9,462,315,000	△1,382,155,000	8,080,160,000	8,080,160,000	8,080,153,156	△6,844	

2. 支出

款 項	予 算		現 額		決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	計			
1. 事業費	4,458,598,000	△1,512,226,000	2,946,367,000	2,946,350,745	16,255		
1. 土地取得費	2,985,413,000	△1,028,150,000	2,882,598,000	2,882,584,475	13,525		
2. 土地造成費	280,000,000	△216,231,000	63,769,000	63,766,270	2,730		
3. 信太山丘陵開発費	1,193,180,000	△1,193,180,000	0	0	0		
2. 管理費	1,707,220,000	2,996,000	1,737,180,000	1,737,10,140	7,860		
1. 財産管理費	337,000,000	△233,200,000	538,000	537,450	550		
2. 事務管理費	1,673,520,000	5828,000	1,731,800,000	1,731,72,690	7,310		
3. 借入金償還金	4,630,000,000	338,220,000	4,663,822,000	4,663,821,815	185		
1. 借入金償還金	4,630,000,000	338,220,000	4,663,822,000	4,663,821,815	185		
4. 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000		
1. 予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000		
5. 繰越金	200,000,000	932,530,000	2,932,530,000	2,962,70,456	△3,017,456		
1. 繰越金	200,000,000	932,530,000	2,932,530,000	2,962,70,456	△3,017,456		
合 計	9,462,315,000	△1,382,155,000	8,080,160,000	8,080,153,156	6,844		

貸借対照表

(昭和53年3月31日)

資産		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
I 固定資産	11,358,491,646	I 固定負債	11,867,547,905
土地		借入金	11,867,547,905
建物		II 流動負債	396,159,970
備償		未払金	395,991,861
備品		未払費用	168,109
電話加入権		III 基本金	5,000,000
II 流動資産	735,567,783	IV 欠損金	174,648,446
現金預金		繰越欠損金	13,534,787
未収金		当年度純損失	161,113,659
前払費用			
合計	12,094,059,429	合計	12,094,059,429

損 益 計 算 書

( 自 昭和 5 2 年 4 月 1 日  
至 昭和 5 3 年 3 月 3 1 日 )

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 事業費用	2,793,518,652	I 事業収益	2,636,108,564
土地建物等 売却原価		土地建物等 売却収入	2,636,108,564
土地取得費	12,034,000	II 事業外収益	10,301,479
土地造成費	3,362,700	利息収入	8,718,575
財産管理費	537,450	雑収入	1,582,904
事務管理費	173,172,690	III 固定資産 評価益	906,164,789
減価償却費	875,127	当年純損失	161,113,659
II 事業外費用	920,169,839		
支払利息			
合 計	3,713,688,491	合 計	3,713,688,491

欠 損 金 計 算 書

自 昭和52年4月1日  
 ( 至 昭和53年3月31日 )

1.	前年度繰越欠損金	1,353,478.7円
2.	当年度純損失	1,611,136.59円
3.	当年度未処理欠損金	1,744,648.446円

欠 損 金 処 理 計 算 書

( 昭和53年3月31日 )

1.	当年度未処理欠損金	1,744,648.446円
2.	欠損金処理額	0円
3.	翌年度繰越欠損金	1,744,648.446円



財 產 目 録





(1) 公共事業用地

府施行事業用地

事業名	面積	金額
池上・下宮線用地	3,416 <sup>10</sup> 27	283,408,176
岸和田・南海線用地	5,85419	280,553,725
和泉・泉南線用地	15976	20,419,290
合計	9,43022	584,381,191

一般事業用地

小田池公園用地	15,83500	416,198,175
松尾寺公園綠地整備用地	26,43800	90,592,877
黒島山公園綠地整備用地	19800	6,916,919
光明池綠地用地	24,98500	461,547,905
泉大津・阪本線用地	2,11879	293,259,004
泉大津・粉河線用地	59686	40,303,198
府中・北通線用地	20957	77,862,494
東側2号線用地	22300	14,332,087

事業名	面積	金額
唐国・池田線用地	221 <sup>m</sup> 00	4,611,810 <sup>円</sup>
上代・伏屋線用地	456 00	8,747,010
府中駅前地区整備用地	865 00	244,584,844
(仮称)池上小学校用地	13,103 00	640,383,525
南池田小学校用地	1,236 00	72,657,908
青小年会館用地	816 42	82,189,988
南松尾幼稚園用地	1,888 81	50,739,274
その他の公用地	1,127 57	90,243,786
サントリ一東側用地	7,025 05	623,963,359
丸笠団地南用地	4,524 25	168,403,438
合 計	101,367 32	3,387,487,596
環境改善整備事業用地		
改良住宅用地	20,913 30	1,763,149,384
地区内1号線用地	2,670 93	216,224,829
地区内2号線用地	1,166 58	84,228,112

地区内 3 号線 用地	963 77	61,004,806
地区内 4 号線 用地	185 28	9,587,233
地区内 5 号線 用地	666 94	94,491,745
地区内 7 号線 用地	152 89	11,527,104
地区内 8 号線 用地	553 73	41,565,306
地区内 9 号線 用地	283 27	26,772,127
細街路地区内 換地事業 用地	2,454 23	300,687,121
幸小 学校 拡張 用地	1,273 80	123,725,791
消防 分団 詰所 用地	18 02	1,490,267
(仮称) 信太 第2 保育所 用地	1,122 00	42,018,391
保育 所 用地	3,027 91	269,965,904
共同 浴場 用地	744 65	52,899,469
診療 所 拡張 用地	203 44	53,122,447
駐車 場 用地	2,451 91	210,307,393
王子 西 公園 用地	1,252 22	112,627,425
王子 東 公園 用地	524 00	18,392,255
旭 公園 用地	2,227 80	231,701,989

事業名	面積	金額
公営住宅用地	3,896 <sup>㎡</sup> 74	336,535,914
池上・下宮線残地	2,190 74	164,655,616
岸和田南海線東側	3,176 00	115,755,128
解放センター周辺	10,010 42	577,531,025
サントリー北側	12,785 00	776,318,525
阪和線西側	2,085 00	104,047,602
その他の	3,035 38	298,353,934
聖神社南側(通称青少年グラウンド)	11,984 61	392,230,852
合計	91,520 51	6,490,867,644

信太山丘陵開発事業用地

信太山丘陵開発事業用地	38,547,00	895,299,212
合計	38,547,00	895,299,212
総計	240,865,05	11,357,985,643

2. 備品

区別	数量	金額	備考
車輛	2	180,618 円	
備品	3	224,790	
合計	5	405,408	

3. 電話加入権

区分	金額	備考
電話加入権	100,600 円	

4. 現金預金

	普通預金	通知預金	定期預金	合計
住友銀行和泉支店	1,925,086 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	2,500,000 <sup>円</sup>	4,425,086 <sup>円</sup>
泉州銀行和泉支店	28,138,822	0	2,500,000	30,638,822
大和銀行泉大津支店	55,116	0	0	55,116
三和銀行和泉支店	34,126	0	0	34,126
和泉市幸農業協同組合	880,987	15,477,065	0	16,358,052
信太農業協同組合	502,934	2,000,000	0	2,502,934
尼崎低速信用金庫上野芝支店	6,625,909	10,000,000	0	16,625,909
住友信託銀行難波支店	88,806	0	0	88,806
合計	38,241,786	27,477,065	5,000,000	70,718,851

5. 未 収 金

区 分	金 額	備 考
泉大津阪本線用地売渡代金	197,820,436 円	和 泉 市
地区内 4 号線用地売渡代金	57,489,121	"
地区内 5 号線用地売渡代金	21,873,793	"
身体障害者解放会館用地売渡代金	122,657,625	"
細街路用地売渡代金	5,872,634	"
王子東公園用地売渡代金	21,579,671	"
和泉泉南線改修事業用地売渡代金	72,168,105	大 阪 府
換地对策事業用地売渡代金	127,582,081	
合 計	626,543,466	

6. 前 払 費 用

区 分	金 額	備 考
大阪府信用農業協同組合連合会	11,457,533 円	前 払 利 息
大 和 銀 行 本 店	13,423,969	"
三 和 銀 行 和 泉 支 店	6,711,982	"
住 友 銀 行 本 店	6,711,982	"
合 計	38,305,466	

7. 借 入 金

区 分	金 額	備 考
住友銀行和泉支店	4,092,000,000 円	
泉州銀行和泉支店	3,680,000,000	
(財) 大阪府都市整備協会	13,000,000	都市整備資金
大阪府信用農業協同組合連合会	700,000,000	大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金
大和銀行本店	1,215,000,000	"
三和銀行和泉支店	607,500,000	"
住友銀行本店	607,500,000	"
尼崎浪速信用金庫上野芝支店	200,000,000	
和泉市小田農業協同組合	100,000,000	
住友信託銀行難波支店	101,000,000	
和泉市	551,547,905	
合 計	11,867,547,905	



8. 未 払 金

区 分	金 額	備 考
池 上 下 宮 線 用 地	1,500,000 円	用地買収代金
唐 国 池 田 線 用 地	2,231,718	"
松 尾 寺 公 園 緑 地 整 備 用 地	4,334,132.5	"
改 良 住 宅 用 地	161,615,591	"
地 区 内 1 号 線 用 地	17,058,021	"
地 区 内 3 号 線 用 地	22,142,061	"
地 区 内 5 号 線 用 地	4,780,000	"
地 区 内 9 号 線 用 地	3,680,005	"
身 体 障 害 者 解 放 会 館 用 地	1,860,000	"
保 育 所 用 地	43,924,987	"
公 園 用 地	16,057,303	"
公 管 住 宅 用 地	49,583,850	"
造 成 工 事 費 等	28,217,000	工事請負代金等
合 計	395,991,861	

9. 未 払 費 用

区 分	金 額	備 考
(財) 大阪府都市整備協会	168,109 円	未 払 利 息

10. 基 本 金

区 分	金 額	備 考
基 本 財 産	5,000,000 円	

決 算 附 屬 書 類



# 1. 収入支出決算事項別明細書

## 1. 収入

款	項	目	予 算			現 額			決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	明 説
			当初予算額	補正予算額	計	区 分	節 金	額			
1. 事業収入			4,225,545,000	△1,589,431,000	2,636,114,000			2,636,108,564	△ 5,486		
		1. 土地売却収入	4,225,545,000	△1,589,431,000	2,636,114,000			2,636,108,564	△ 5,486		
		1. 土地建物等売却収入	4,225,545,000	△1,589,431,000	2,636,114,000	1. 土地建物等売却収入	2,636,114,000	2,636,108,564	△ 5,486	公共事業用地 114 筆 29,196.95㎡ 2,326,295,208 換地対策事業用地 14 筆 4,196.98㎡ 309,813,356	
2. 借入金			4,231,670,000	620,878,000	4,852,548,000			4,852,547,905	△ 95		
		1. 借入金	4,231,670,000	620,878,000	4,852,548,000			4,852,547,905	△ 95		
		1. 借入金	4,231,670,000	620,878,000	4,852,548,000	1. 借入金	4,852,548,000	4,852,547,905	△ 95	事業資金借入金	
3. 事業外収入			5,100,000	5,202,000	10,302,000			10,301,479	△ 521		
		1. 利息収入	5,000,000	3,719,000	8,719,000			8,718,575	△ 425		
		1. 利息収入	5,000,000	3,719,000	8,719,000			8,718,575	△ 425		

款	項	目	予 算			現 額		決 算 額	予算額に比へ 決算額の増減	明 明
			当初予算額	補正予算額	計	区 分	節 金 額			
			円	円	円	1.利息 収入	円 8,719,000	△ 425	歳計現金預金 普通通知定期 貸付金利息等	
	2.雑収入		100,000	1,488,000	1,588,000			△ 96		
		1.雑 入	100,000	1,488,000	1,588,000	1.雑 入	1,588,000	△ 96		
4.繰越金			1,000,000,000	△ 418,804,000	581,196,000			△ 792	土地建物賃貸料 境界明示手数料	
	1.繰越金		1,000,000,000	△ 418,804,000	581,196,000			△ 792		
		1.繰越金	1,000,000,000	△ 418,804,000	581,196,000			△ 792		
						1.繰越金	581,196,000	△ 792	前年度繰越金	
合		計	9,462,815,000	△ 1,382,155,000	8,080,160,000			△ 6,844		

2. 支 出

款	項	目	予 算			現 額		決 算 額	不 用 額	説 明
			当初予算額	修正予算額	計	区 分	部 金 額			
1. 事業費	1. 土地取得費	1. 環境改善整備事業用地取得費	4,458,598,000	△1,512,228,000	2,946,367,000			2,946,350,745	16,255	
			2,985,413,000	△ 102,815,000	2,882,598,000				2,882,584,475	13,525
			1,507,110,000	978,442,000	1,885,552,000			1,885,541,730	10,270	
						1. 委託料	10,841,000	10,841,000	0	土地建物等鑑定委託料 土地 61 件 建物 147 件 その他 5 件
						2. 用地費	1,813,357,000	1,813,348,810	8,190	土地 138 筆 18,471.65㎡ 1,037,516.510 建物 131 筆 11,142㎡ 775,832,300
						3. 補償費	61,354,000	61,351,920	2,080	物件等移転補償費 84 件
		2. 学校用地取得費	1,155,303,000	△ 988,618,000	186,685,000			186,683,112	1,888	
						1. 委託料	302,000	302,000	0	土地建物等鑑定委託料 土地 11 件 建物 1 件
						2. 用地費	186,383,000	186,381,112	1,888	土地 3 筆 3,369㎡ 167,986,812 建物 1 筆 260.35㎡ 18,394,300

款	項	目	予算				現額		決算額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	計	節金額					
						区分	金額				
		3.公共用地取得費	円 323,000,000	円 487,861,000	円 810,361,000			円 810,359,633	円 1,367		
						1.委託料	891,000	891,000	0	土地鑑定委託料 土地 8件	
						2.用地費	806,470,000	806,468,639	1,367	土地 12筆 35,969.43㎡	
						3.補償費	3,000,000	3,000,000	0	物件等移転補償費 1件	
	2.土地造成費		280,000,000 △	216,231,000	63,769,000			63,766,270	2,730		
		1.土地造成費	265,000,000 △	201,979,000	63,021,000			63,019,070	1,980		
						1.委託料	3,080,000	3,080,000	0	造成工事等設計委託料 基本設計委託 1,160,000 実施設計委託 1,080,000 用地測量委託 300,000 申請書作成委託 540,000	
						2.工事請負費	50,975,000	50,974,370	630	造成等工事費 宅地造成工事 42,550,000 建物除却工事 3,290,000 排水管設工事 4,654,370 下水管理設工事 480,000	
						3.使用料及賃借料	103,000	102,200	800	汚水専用管使用料	





款	項	目	予算現額				決算額	不用額	説明	
			当初予算額	補正予算額	計	節金額				
						区分				金額
	2.事務 管理費		167,852,000	5,828,000	173,180,000	173,172,690	7,310	円		
		1.事務 管理費	167,852,000	5,828,000	173,180,000	173,172,690	7,310	円		
						300,000	0	顧問鑑定士報酬(2人)		
						84,062,000	104	職員給料(39人分)		
						62,790,000	196	扶養手当 2,941,674 管理職手当 7,037,848 調整手当 7,584,494 住居手当 1,139,400 通勤手当 8,216,600 特殊勤務手当 312,500 時間外手当 1,175,879 期末勤勉手当 39,296,409 児童手当 185,000		
						20,558,000	950	職員互助会負担金 4,716,515 職員共済組合負担金 9,658,109 職員健康保険組合負担金 6,042,768 職員団体定期保険料 49,920 職員災害補償負担金 89,738		
						219,000	810	職員府外旅費 153,010 職員府内旅費 65,180		

6. 交際費	242,000	241,213	787	公社交際費
7. 需用費	1,924,000	1,922,557	1,443	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消耗品費 391,798 事務用消耗品、図書追 録代、自動車消耗品、 その他</li> <li>○ 燃料費 210,717 自動車ガソリン代</li> <li>○ 食糧費 38,770 来客陪</li> <li>○ 印刷製本費 968,662 予算書、決算書、伝票 印刷代</li> <li>○ 修繕料 312,610 自動車修理代</li> </ul>
8. 役務費	235,000	284,040	960	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車保険料 136,610</li> <li>電話使用料 124,920</li> <li>郵送料等 22,510</li> </ul>
9. 使用料 及 賃借料	47,000	46,220	780	道路通行料
10. 備品 購入費	137,000	136,200	800	テープレコーダー、卓上機購入
11. 負担金 補助及 交付金	129,000	129,000	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員厚生会負担金 93,600</li> <li>阪南公社協議会負担金5,000</li> <li>登記事務協議会負担金5,000</li> <li>研修会参加負担金 25,400</li> </ul>
12. 公課費	74,000	73,600	400	自動車重量税

款	項	目	予 算 現 額				決 算 額	不 用 額	明 明	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節				
						区 分				金 額
			円	円	円	円	円	円		
						2,418,000	80	登記手續業務委託料 2,400,000 結核集団検診委託料 12,920		
3.借入金 償還金			4,630,000,000	33,822,000	4,663,822,000		185			
	1.借入金 償還金		4,630,000,000	33,822,000	4,663,822,000		185			
		1.元 金	3,630,000,000	105,500,000	3,735,500,000		0			
						3,735,500,000	0	借入金元金償還金		
		2.支 払 利 息	1,000,000,000	< 71,678,000	928,322,000		185			
						928,321,815	185	借入金支払利息 銀行、都市整備、信運等		
4.予備費			3,000,000	0	3,000,000		3,000,000			
	1.予備費		3,000,000	0	3,000,000		3,000,000			
		1.予備費	3,000,000	0	3,000,000		3,000,000			
							3,000,000			
5.繰越金			200,000,000	98,253,000	298,253,000		>8,017,456			
	1.繰越金		200,000,000	98,253,000	298,253,000		>8,017,456			

		200,000,000	98,253,000	298,253,000			296,270,456	△3,017,456	
1.繰越金					1.繰越金	298,253,000	296,270,456	△3,017,456	翌年度繰越金 ①現金預金 65,718,851 ②未収金 626,543,466 ③未払金 395,991,561 ①+②-③ 296,270,456
合 計		9,462,315,000	△1,382,155,000	8,080,160,000			8,080,159,156	6,844	

## 2. 公共事業用地明細書

財產調查書（總括）

事業名	種目	筆數又 件數	面積	取得價格		工事費		合計
				原價	利子	原價	利子	
府 施行 事業 用地	土地	29	9430 <sup>m</sup> 22	434,957,727 <sup>円</sup>	112,155,472 <sup>円</sup>	540,000 <sup>円</sup>	87,224 <sup>円</sup>	547,740,423 <sup>円</sup>
	建物	2	532.86	24,246,080	8,392,023	357,000	114,862	33,109,965
	補償	3		3,380,200	150,603	—	—	3,530,803
	計			462,854,007	120,698,098	897,000	202,086	584,381,191
一 般 事 業 用 地	土地	78	101,367.32	260,069,472 <sup>円</sup>	690,999,865	4,247,200	350,730	3,296,292,516
	建物	2	1,971.65	25,894,300	24,343,56	—	—	28,328,656
	補償	6		48,876,010	13,940,414	—	—	62,816,424
	計			2,675,465,031	707,374,635	4,247,200	350,730	3,387,437,596
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地	土地	395	91,520.51	4,031,854,697	1,255,134,097	47,973,185	155,792	5,335,117,771
	建物	101	11,993.55	918,594,172	178,806,062	10,351,943	233,4377	1,105,086,554
	補償	47		43,573,320	7,089,999	—	—	50,663,319
	計			4,989,022,189	1,441,030,158	58,325,128	249,0169	6,490,867,644
信 太 山 丘 陵 開 發 事 業 用 地	土地	12	38,547.00	614,998,364	280,300,848	—	—	895,299,212

總 合 計	土地	514	240,865.05	7,682,505,509	2,338,590,282	52,760,385	593,746	10,074,449,222
	建物	105	144,980.06	963,734,552	189,632,441	10,708,943	2,449,239	11,665,251,175
	補償	56		95,829,530	21,181,016			117,010,546
	計			8,742,069,591	2,549,403,739	63,469,328	3,042,985	11,357,985,643

府 施 行 事 業 用 地

事 業 名	種 目	筆 数 又 は 件 数	面 積	取 得 価 格		工 事 費		合 計
				原 価	利 子	原 価	利 子	
池 上 ・ 下 宮 線 用 地	土 地	8	3416 <sup>m<sup>2</sup></sup> .27	251,632,480 <sup>円</sup>	284,622,18 <sup>円</sup>			280,094,698 <sup>円</sup>
	補 償	2		3,230,000	83,478			3,313,478
	計			254,862,480	285,456,96			283,408,176
岸 和 田 ・ 南 海 線 用 地	土 地	19	5854.19	172,107,081	751,193,54			247,226,485
	建 物	2	532.86	24,246,080	83,920,23	357,000	114,862	331,099,65
	補 償	1		150,200	67,125			217,325
計				196,503,361	835,785,02	357,000	114,862	280,563,725
和 泉 ・ 泉 南 線 用 地	土 地	2	159.76	112,181,166	85,739,900	540,000	87,224	204,192,900

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
合計	土地	29	9430 <sup>m<sup>2</sup></sup> 22	434957,727 <sup>円</sup>	112,155,472 <sup>円</sup>	540,000 <sup>円</sup>	87,224 <sup>円</sup>	547,740,428 <sup>円</sup>
	建物	2	532.86	24246,080	8,392,023	357,000	114,862	38,109,965
	補償	3		3,380,200	150,603	-	-	3,530,803
	計			462,584,007	120,698,098	897,000	202,086	584,381,191

一般事業用地

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
小田池公園用地	土地	3	15335 <sup>m<sup>2</sup></sup> 00	292,930,000 <sup>円</sup>	128,268,175 <sup>円</sup>	- <sup>円</sup>	- <sup>円</sup>	416,198,175 <sup>円</sup>
松尾寺公園緑地整備用地	土地	4	26,438.00	794,443,325	11,148,552	-	-	90,592,877
黒鳥山公園緑地整備用地	土地	1	198.00	5,999,994	916,925	-	-	69,169,919
光明池緑地用地	土地	2	24,985.00	461,547,905	0	-	-	461,547,905
泉大津・阪本線用地	土地	20	2,118.79	186,515,385	68,866,326	-	-	255,381,711
	補償	4		27,487,610	10,389,683	-	-	37,877,293
	計			214,002,995	79,256,009	-	-	293,259,004



泉大津・粉河線用地	土地	1	596 86	23,773,418	16,529,775	-	-	40,303,198
府中・北通線用地	土地	3	209 57	5,987,535	17,987,141	-	-	77,862,494
東側 2 号線用地	土地	1	223 00	11,192,500	3,139,587	-	-	14,332,087
唐国・池田線用地	土地	2	221 00	4,607,718	4,092	-	-	4,611,810
上代・伏屋線用地	土地	1	456 00	8,208,000	5,390,10	-	-	87,470,10
府中駅前地区整備用地	土地	1	865 00	172,169,600	72,365,244	-	-	244,534,844
(仮称) 池上小学校用地	土地	7	131.03 00	574,556,592	464,225,31	747,200	1,328	621,727,651
	建物	1	1,711 30	7,500,000	881,024	-	-	8,381,024
	補償	1		9,150,000	1,074,850	-	-	10,224,850
	計			591,206,592	483,784,05	747,200	1,328	640,333,525
南池田小学校用地	土地	1	1,236 00	48,605,700	4,104,576	-	-	52,710,276
	建物	1	260 35	18,394,300	1,533,332	-	-	19,947,632
	計			67,000,000	5,637,908	-	-	72,637,908
青少年会館用地	土地	2	316 42	60,003,040	22,186,948	-	-	82,189,988
南松尾幼稚園用地	土地	6	1,888 81	26,761,605	5,413,986	350,000	349,402	36,024,993
	補償	1		12,238,400	2,475,881	-	-	14,714,281
	計			39,000,005	7,889,867	350,000	349,402	50,739,274

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
その他公共用地	土地	2	1,127.57 <sup>m<sup>2</sup></sup>	588,999,975 <sup>円</sup>	813,438,111 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	90,248,786 <sup>円</sup>
	土地	17	7,025.05	420,966,683	202,996,676	—	—	623,963,359
	土地	4	4,524.25	104,636,928	637,665,100	—	—	1,684,034,388
合計	土地	78	101,367.32	2,600,694,721	690,999,865	424,720	350,730	3,296,292,516
	建物	2	1,971.65	258,943,300	243,435,600	—	—	283,286,556
	補償	6		488,760,100	139,404,140	—	—	628,164,240
	計			2,675,465,031	707,374,635	424,720	350,730	3,387,437,596

環境改善整備事業用地

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
改良住宅用地	土地	156	20,913.30 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,101,218,036 <sup>円</sup>	175,290,369 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	1,276,508,405 <sup>円</sup>
	建物	60	5,949.90	418,845,318	41,972,294	1,689,000	445,528	462,952,140
	補償	34		217,378,000	195,103,900	—	—	236,888,839
	計			1,541,801,154	219,213,702	1,689,000	445,528	1,768,149,384

地区内 1 号線用地	土地	26	2,670	93	163,166,462	84,069,705	-	-	197,236,167
	建物	2	179	23	15,521,080	3,319,184	140,000	8,398	18,888,662
	計				178,687,542	37,388,889	140,000	8,398	216,224,829
地区内 2 号線用地	土地	11	1,166	53	59,494,788	15,516,486	-	-	75,011,274
	建物	1	44	91	7,133,600	1,650,838	-	-	8,784,438
	補償	2			309,800	122,600	-	-	432,400
	計				66,938,188	17,289,924	-	-	84,228,112
地区内 3 号線用地	土地	4	963	77	60,878,432	126,374	-	-	61,004,806
地区内 4 号線用地	土地	1	185	28	9,282,528	254,705	-	-	9,537,233
地区内 5 号線用地	土地	10	666	94	35,860,878	8,319,903	-	-	44,179,781
	建物	3	457	15	40,958,400	7,244,268	1,570,000	107,532	49,880,200
	補償	1			355,200	76,564	-	-	431,764
	計				77,174,478	15,639,735	1,570,000	107,532	94,491,745
地区内 7 号線用地	土地	3	152	89	9,856,788	1,670,316	-	-	11,527,104
地区内 8 号線用地	土地	4	553	73	26,199,158	15,366,148	-	-	41,565,306
地区内 9 号線用地	土地	2	283	27	15,259,656	2,094,548	-	-	17,354,204
	建物	1	112	43	8,900,000	517,923	-	-	9,417,923
	計				24,159,656	2,612,471	-	-	26,772,127

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
細街路、地区内 換地事業用地	土地	14	2454.23 <sup>㎡</sup>	109,626,865 <sup>円</sup>	54,788,886 <sup>円</sup>	5,268,185 <sup>円</sup>	155,792 <sup>円</sup>	169,934,678
	建物	6	1,336.90	89,751,223	37,723,093	2451,000	827,127	130,752,443
	計			199,378,088	92,511,929	7,814,185	982,919	300,687,121
幸小学校拡張用地	土地	6	1,273.80	82,276,911	17,600,799	-	-	99,877,710
	建物	1	196.46	20,298,000	29,479,931	570,000	82,150	238,480,81
計				102,574,911	20,548,730	570,000	82,150	123,725,791
消防分団詰所用地	土地	1	18.02	1,363,360	1,269,07	-	-	1,490,267
(仮称)信太第2保育所用地	土地	5	1,122.00	30,854,484	11,168,907	-	-	42,018,391
保育所用地	土地	25	3,027.91	159,599,017	12,682,855	-	-	172,281,872
	建物	14	1,210.91	87,028,200	29,196,71	-	-	89,947,871
	補償	5		7,475,720	260,441	-	-	7,736,161
計				254,102,937	15,862,967	-	-	269,965,904
共同浴場用地	土地	9	744.65	45,883,815	7,015,654	-	-	52,899,469
	土地	1	203.44	129,235,26	3,422,413	-	-	163,459,989
診療所拡張用地	建物	1	201.72	29,076,474	7,700,034	-	-	36,776,508
	計			42,000,000	11,122,447	-	-	53,122,447

駐車場用地	土地	9	2451	91	109629118	49758881	-	-	159387999
	建物	4	445	31	33988038	14262665	2010,943	657,748	50,919394
	計				143617156	64021546	2,010,943	657,748	210,307,393
王子西公園用地	土地	5	1252	22	58123280	23490961	-	-	81,614,241
	建物	1	282	95	22835000	8173,184	-	-	31,013,184
	計				80,958,280	31,669,145	-	-	112,627,425
王子東公園用地	土地	2	524	00	11,096,224	7,296,031	-	-	18,992,225
	土地	7	2227	80	156,018,646	75,683,293	-	-	231,701,939
	土地	10	3396	74	172,271,881	18,253,234	-	-	190,525,115
公営住宅用地	建物	5	1,016	49	102,679,400	24,177,457	650,000	129,787	127,636,644
	補償	5			13,694,800	4,679,355	-	-	18,374,155
	計				288,646,081	47,110,046	650,000	129,787	336,535,914
代 替 用 地	池上・下宮線残地	10	2,190	74	109,862,469	54,793,147	-	-	164,655,616
	岸和田・南海線東側	7	3,176	00	72,265,917	43,489,211	-	-	115,755,128
	解放センター周辺	30	10,010	42	397,710,522	130,616,327	42,610,000	0	570,936,849
	建物	1	118	30	4,290,341	1,586,728	591,000	126,107	659,4176
	計				402,000,863	132,203,055	43,201,000	126,107	577,531,025

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計	
				原価	利子	原価	利子		
代替用地	サントリー北側	25	12,785.00	522,674,412	253,644,113	—	—	776,318,525	
	阪和線西側	2	2,085.00	75,989,155	28,058,447	—	—	104,047,602	
	その他	7	3,035.38	164,542,882	76,236,162	—	—	240,779,044	
	計	1	440.89	322,890,998	24,605,792	680,000	0	57,574,890	
神南側 (通称青少年グラウンド)	計	3	11,984.61	1,968,319,800	1,008,419,540	680,000	0	2,983,539,340	
	合計	土地	395	91,520.51	4,031,854,697	1,255,134,097	47,973,185	155,792	5,335,117,771
		建物	101	11,993.55	913,594,172	178,806,062	10,351,943	2,334,377	1,105,086,554
		補償	47		485,733,200	7,089,999	—	—	50,663,319
計			4,989,022,189	1,441,030,158	58,325,128	249,0169	6,490,867,644		

信太山丘陵開発事業用地

事業名	種目	筆数又は件数	面積	取得価格		工事費		合計
				原価	利子	原価	利子	
信太山丘陵開発事業用地	土地	12	38,547.00	614,998,364	280,300,848	—	—	895,299,212
合計				614,998,364	280,300,848	—	—	895,299,212

### 3. 借入金明細書

	前年度末借入残額	本年度借入額	本年度償還額	本年度末借入残額
住友銀行和泉支店	3,742,000,000	1,400,000,000	1,050,000,000	4,092,000,000
泉州銀行和泉支店	3,685,500,000	1,700,000,000	1,705,500,000	3,680,000,000
(財)大阪府都市整備協会	163,000,000	0	150,000,000	13,000,000
大阪府信用農業協同組合連合会	700,000,000	0	0	700,000,000
大和銀行本店	1,125,000,000	500,000,000	410,000,000	1,215,000,000
三和銀行和泉支店	562,500,000	250,000,000	205,000,000	607,500,000
住友銀行本店	482,500,000	250,000,000	125,000,000	607,500,000
尼崎迅速信用金庫上野芝支店	200,000,000	0	0	200,000,000
和泉市小田農業協同組合	0	100,000,000	0	100,000,000
住友信託銀行難波支店	0	101,000,000	0	101,000,000
和泉市	90,000,000	551,547,905	90,000,000	551,547,905
合計	10,750,500,000	4,852,547,905	3,735,500,000	11,867,547,905

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 参与（林徳次君）ただいま御上程いただきました報告第2号、昭和52事業年度和泉市土地開発公社決算の内容について御説明申し上げます。

まず、事業実績の概要でございますが1ページをお願いいたします。和泉市土地開発公社は昭和48年4月2日、財団法人和泉市開発協会より「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に基づき、組織変更設立して以来、5年目の決算を迎えたのでありますが、昭和48年末における石油ショックによる経済情勢の悪化と、それに伴う政府の総需要抑制策が反映して、現在なお厳しい経済情勢の中で、地方財政は一段と困窮状が増してきております。

一方、土地情勢につきましては昭和51年1月1日から施行された土地税制は、土地所有者にとって非常に厳しくなり、公共用地取得についても最大の支障となっておりますが、最近において、政府は、経済の立て直しを主眼として土地税制の緩和が叫ばれており、やや見直しが明るくなってきたように思われます。

以上のような情勢の中で、昭和52事業年度においても財政硬直化の折ではありましたが、和泉市からの依頼に基づき、公共用地の確保に努力を重ねてまいりました。当事業年度における事業執行は、昨年度に引き続き環境改善整備事業用地等年次別事業計画に基づき、効率的に買収を進めてまいりましたが、半面、（仮称）池上小学校建設用地につきましては、権利者との目途はついたものの、当年度決算時までには買収完了に至らなかったものであります。

それでは、事業概要について説明いたします。

まず、受託事業といたしまして、和泉市の依頼に基づき、当年度における事業用地の買収は、環境改善整備事業用地1万8千471.65平米を総額18億7千470万730円で、（仮称）池上小学校建設用地、不燃性廃棄物処理場用地等一般公共事業用地4万3千656.43平米を9億9千584万9千745円で、合計いたしまして、6万2千128.08平米を28億7千55万475円で事業執行を行ったものであります。事業別明細につきましては、7ページの先行取得調書を御参照願います。

次に、売渡事業につきましては、当年度で売却したものは、大阪府施行の府道大阪和泉南線改修事業用地等の公共事業用地として、4千720.1平米を3億2千534万6千700円で大阪府等へ、和泉市施行改良住宅建設事業用地等の公共事業用地として、2万5千124.94平米を29億94万8千508円で和泉市へ譲渡いたしました。また、公共用地取得の促進を図るための換地用地4千136.98平米を3億981万3千356円で各権利者へ、合計いたしまして3万3千333.93平方を26億3千610万8千564円で売却いたしました。事業別明細につきましては、9ページの売渡調書を御参照願います。



続きまして、土地保有状況でございますが、昭和58年3月31日現在の公社保有地は、総面積24万86505平米帳簿価格113億5千798万5千643円で、平均いたしますと、1平米当たり4万7千155円となっております。事業別保有内容につきましては、17ページの財産目録を、また、事項別明細につきましては、36ページの財産調書を御参照願います。

次に、借入金の状況でございますが、当年度の事業執行に必要な事業資金の借入金は、住友、泉州両銀行を初め、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金等の貸付金融機関から48億5千254万7千905円を借り入れましたが、土地等売却収入、前年度からの繰越金等により、37億3千550万円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は118億6千754万7千905円となり、昨年度末と比較いたしますと、11億1千704万7千905円の増加となります。その主な原因は、学校建設用地及び光明池緑地用地等の買収資金が次年度以降の買上げとなりますので増加いたしました。金融機関別借入状況につきましては、45ページの借入金明細書に記載のとおりでございます。

続きまして、損益の状況でございますが、当年度における土地等の売り渡しに対する付帯事務費等、経常経費に充当できる利益金は4千287万3千358円で、経常経費の支出は、職員給与等事務管理費及び財産管理費の経費2億398万7千17円でありますので、差し引きいたしまして、当年度の純損失額は、1億6千111万3千659円となり、前年度の欠損金と合わせて次年度への繰り越し欠損金は、1億7千464万8千446円となります。

以上が本年度における事業概要であります。

公社運営の立て直しについては、かねてより御指摘いただいておりますが、昭和53事業年度は保有資産を効果的に早期処分することを第一義の課題として、効率的な資金運用による金利負担の軽減に全力を傾注し、和泉市の方針に沿って公共事業が円滑に推進できるよう、なお一層努力する所存であります。

それでは、7ページ公共事業用地等の先行取得の内訳でございますが、大阪府施行事業用地として、都市計画街路池上下官緑用地、土地1千777平米と補償を合わせ、1億8千361万5千円で取得いたしました。

次に、和泉市の委託による一般公共事業用地として、光明池緑地事業用地、不燃性廃棄物処理場用地並びに(仮称)池上小学校用地等7事業の土地4万1千879.43平米と建物を合わせて、8億1千233万4千745円で取得いたしました。

また、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、地区内道路用地並びに保有所用地等10事業用地の土地1万8千471.65平米と建物、補償を合わせて、18億7千470万730円で取得いたしました。

以上、昭和52事業年度において先行取得いたしました事業用地は、土地で153筆、6万2千128.08平米、建物で132件、延べ1万1千402.35平米、補償で85件、金額にして28億7千55万475円で取得いたしました。

次に、公社で先行取得いたしております各事業用地の譲渡の内訳を御説明申し上げます。9ページをお開き願います。

まず、大阪府施行、府道大阪和泉南線改修事業用地及び航空局職員宿舍建設用地として、土地4千720.1平米と建物を合わせ、3億2千534万6千700円で大阪府並びに航空局へ譲渡いたしました。

次に、和泉市の委託による一般公共事業用地として、泉大津阪本線を初め肥子池公園用地、不燃性廃棄物処理場用地の土地1万4千472.65平米と補償を合わせ、3億5千164万5千698円で和泉市へ譲渡いたしました。

また、環境改善整備事業用地として、改良事業用地及び地区内道路用地並びに公園用地等の土地1万652.29平米と書物、補償を合せて、16億4千930万2千810円で和泉市へ譲渡いたしました。

また、公共用地取得の促進を図るための換地対策事業用地として各権利者へ土地4千136.98平米を3億981万3千356円で譲渡いたしました。

以上、52事業年度で譲渡いたしました事業用地は、土地で128筆、3万3千333.93平米、建物で延べ9千853.32平米、補償で88件金額にして26億3千610万8千564円でございます。

引き続きまして、これらの事業を執行するために要した収入、支出予算の決算内容を御説明申し上げます。12ページをお開き願います。

まず、収入の部でございますが、第1款、事業収入は、さきに御説明申し上げましたように、大阪府、和泉市等へ譲渡いたしました土地、建物等の売却収入でございまして、総額26億3千610万8千564円の執行でございます。積算内容を申し上げますと、取得原価20億6千765万2千399円、利子相当額5億1千636万9千189円、整備工事費等で(利子含む)1千951万5千97円、事務費及びその他の経費が3千257万1千879円でございます。内訳明細につきましては、9ページから11ページに事業名別に記載いたしております。

なお、公社予算は、企業会計方式に準じて執行しておりますので、3月31日までに譲渡契約を完了したもので予算執行いたしておりますが、市の一般会計による買い戻し代金の納入が、補助金及び起債の収入時期の確定により行われますので4月1日以降の収入予定額は、53

事業年度へ繰り越すべく、支出予算の繰越金で未収金として計上いたしております。

次に、45頁でございますが、第二款、借入金につきましては、用地等の取得資金及び関連業務執行に必要な資金に充当すべく、住友銀行から14億円、泉州銀行から17億円、大阪府同和对策施設建設先行取得資金として10億円、小田農協から1億円、住友信託銀行から1億100万円、和泉市から光明池緑地用地先行取得資金を含め5億5千154万7千905円、合計いたしまして、48億5千254万7千905円を借り入れいたしました。期末の借入残金は、118億6千754万7千905円となり、期首の借入残金と比較して、11億1千704万7千905円の増加と相りました。

第3款、事業外収入1千30万1千479円の内訳でございますが、歳計現金預金利子として871万8千575円と、土地、建物、賃貸料等の雑入158万2千904円でございます。

第4款の繰越金は、前年度からの繰越金であり、5億8千119万5千208円で、収入合計は、80億8千15万3千156円と相ります。

次に、支出の部でございます。13ページをお開き願います。第1款の事業費は、土地取得に要する経費及び処分するに必要な造成費、調査費、計画策定経費でございます。総額29億4千635万745円を支出いたしました。まず第1項の土地取得費は、28億8千258万4,475円でございます。その主な内容は、さきに御説明申し上げました先行取得用地等の買収費及び土地、建物等の鑑定委託料等でございます。

第2項、土地造成費でございますが、6千376万6千270円の支出でございます。その内訳は、宅地造成工事の実施設計、基本設計等の委託料及び宅地造成工事、建物除却工事の請負費並びに宅地造成関連工事費として6千301万9千70円を、遺跡調査費として、(仮称)池上小学校建設用地に係る試堀調査経費74万7千200円は、市教育委員会の指導のもとに調査いたしました経費でございます。

次に、第2款の管理費については、総額1億7千371万140円を支出いたしました。その内訳は、公社が保有いたしております土地等の管理に要する草刈等の工事請負費等財産管理費として53万7千450円と、事務管理費として、1億7千317万2千690円の支出でございます。職員39名分の給与費、共済費等の人件費及び登記業務並びに事務局の運営に必要な経費の支出でございます。

次に、第3款、借入金の償還金として、46億6千382万1千815円を支出いたしました。年度内に償還した元金は37億3千550万円、年度内に支払った借入金利子は、9億2千832万1千815円でございます。

第4款の予備費の支出はございません。

第5款、繰越金は、年度末における現金と未収入から未払金を差引いた額2億9千627万

4) 56円を翌年度予算へ繰り越します額でございます。支出の総額は、80億8千15万3千156円と相なり、収入の総計と均衡いたします。

14ページ以降に損益計算書、貸借対照表、財産調書等を添付いたしておりますので御参照願います。

以上、簡単でございますが、報告第2号、昭和52事業年度和泉市土地開発公社の決算内容についての御説明を終わります。

なお、最後に土地開発公社の運営につきましては、昭和51年12月20日、公社特別委員会を設置していただき、もろもろの公社運営について御指摘、御指導を賜り、まことにありがとうございます。議員皆様の御指導を肝に命じ今後とも公社保有財産並びに借入金に伴う金利負担につきまして、保有財産の処分を促進するため、和泉市を初め各関係機関に積極的に働きかけ、早期買い上げに格段の御尽力をお願いし、また、公社の事業資産につきましては、和泉市と十分協議し、資産の見直しを行い、早急な処分に全力を傾注するとともに、優良市場からの資金導入により、金利負担の一層の軽減に努力いたします。

また、諸事業を効果的かつ円滑に実施するため、市長部局と密接な連携を保ちつつ職員一丸となり、全力を挙げて厳正に業務を執行する決意でございます。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番(天堀博君) 2点あります。まず第1点目、13ページの支出の項で、信太山丘陵開発費が前年補正で減額され、決算が零、不用額も零と出てますが、この辺とそれから、この調書の最後の欄の44ページ、信太山丘陵開発事業用地と出てまして、利子が2億8千万余上乘せられてきているということです。これは全部が本年度9億何ぼの利息のうちでこれだけということではなく、いままでの利息の積み重ねがこれだと思います。こういう毎年々々利息を払っているが、ことしも9億2千800万円ですか、こういう信太山丘陵開発用地がこのまま残っているために利息の上積みがされている。また、支出の項で全く零になったということについては、これは公社事務局長にお聞きするだけではなく、助役なり市長にお聞きしたいと思いますが、信太山丘陵開発事業そのものについては、今後、どういうふうにやっっていこうとされますか。以前にお聞きしたら、一応、そのまま凍結して置いとくんだということでしたが、この辺、大体結着として、やめるならやめる、そういうかっこうにするんやということが、この決算書を見てもはっきりすると思いますので、はっきりした方がいよいよじゃないかと思うんです。その点まずお伺いしたい。
- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 参与(林徳次君) 信太山丘陵開発事業費が決算の中で零になっていることと、あわせて金

利負担があるという御指摘だと思います。御承知のように、基本的には昨年でしたか、公社特別委員会にこの丘陵開発事業計画を御提案申し上げた経過がございます。全体的な大規模な丘陵地の開発計画を、基本的には事務局として御提案申し上げておりますが、この経過の内容につきましても、御案内のとおりでございます。

ただ当面、過去、特別委員会等から御指示、御指摘、御教示もいただき、現在、手持ち資産等の資金圧迫の対処に全力を挙げる方針になってございます。したがって現在、保有地についても、いわゆる公拡法に基づき取得いたしております土地である以上、金利等の負担も考えながら、早い時期に一般的な公共事業の用に供すということで計画中でございます。

なお、長期にわたる累積の金利が非常に大きいということですが、すべてについて言えるということですので、御批判は厳しく胸に体し、今後とも低利長期資金の導入を軸にして、なお一層努力したいと存じております。

- 2番(天堀博君) 信太山丘陵開発事業については、これ以上質問しても答えは同じやと思いますが、一応、器だけは残しておくということになると思います。

第二点目に、純損失が1億6千万円出てます。かなりの額になってるわけですし、すでに換地対策事業などで赤字が発生したりしてますので、そういうことも合わせ、現在、赤字が発生してきている主な原因について説明をしていただきたい。

赤字発生の原因なり、今後発生する見込み、状況等については、再建計画が出てますね。この前にいただき、論議にも乗ったのですが、今後、かなり不用地の処分、この決算書にも出てますが、そういう状況の中で赤字が発生するのはわかりませんが、どの程度見込まれてるのか。特に事務局長がかわられたので、その辺の説明を願いたいと思います。

- 参与(林徳次君) まず当面の決算書に見られます赤字発生要因の御質問でございますが、大まかなところ、2つございます。1億6千万円余の赤字要因の中には、前々から御指摘をいただきましたように、39名の人件費、それに見合うだけの収入がない、その差が約1億円ございます。したがって、これに対しましては、毎年度、このまま放置すると危険性がございます。

ただ、人件費対策といたしましては当然、両面考えられるわけです。1つは、事業量あるいは手数量の料率等を含めて入るを図る、収入を増加できる余地がございます。これはそれぞれ無制限にはできませんので、市なり大阪府の買い戻しに際し、料率が補助金のついでます範囲内で、現在よりも幾分か期待できる余地があるやに聞いております。この点、市長部局とともに、今年度早い時期に一定の前進を図るめどをつけたいと思います。

もう一面、出るを制する方でございます。正常な現在の公社の規模に見合う人員に整理をし

なければならないという原則は、百も承知しております。ただし御存知のように、現在、市の立場で人件費問題を考えますとき、退職債等の発行による定数制限がございます。公社がしんどいからといって、10人とってくれ、よし、とりましょう、といった任意の処理ができない窮屈な状態でございます。したがって近い将来、そういった規制のない時期に徐々に解消していくことが、私の基本的な考え方でございます。毎年予算編成に当たって市長部局と十分協議し、こういった面からの赤字解消に充てたい。

以上の2面が経常経費赤字、人件費の赤字でございます。もちろん、事業費全体が大幅に増加すれば、たとえば30億の買収が来年度60億になるとしても、シビアに受けとめたいと思います。

もう一点は、先ほど、昨年度の換地対策事業の一部から5千万円余の赤字が発生しておりますが、これは路線価買収の関係で金利が一部逆ザヤといったことでございます。しかも、これは将来、年々発生するかどうかでございますが、当面御承知のように、この3年間予定しております解放センター周辺の地域を代替用地に当てたいと考えておりますが、これにつきましては、すでに委員会等で販売価格と見合い、3年間で処分を終えるという想定で、全筆売り尽くせば一切赤字が出ない、収支とんとんといった内容でございます。今後、あの土地からは、いまのところ赤字の発生は予想されないという現況でございます。

それから、土地処分に伴う赤字発生はどうかという、一番大きな問題でございます。公社の当面の運営を軌道に乗せるために先般、一連の計画を特別委員会に御提案申し上げ、いろいろ御指摘、御教示をいただいたところでございます。

なお、中身につきましては、できるだけ公共用地等への買い上げ促進といった観点から具体的に個々に精査し、経済的な数字を伴うものでございますので、単純な見込みで、いまずく売るとすれば数億の赤字ということも言えますが、私どもとしては、そういった単純な払い下げとか、とにかく早く売ってしまおうとい 考え方ではなく、土地の立地条件、過去の経過等を十分検討させていただき、土地のグルーピングを行った中での位置づけで適正な価格で処分し、そのことによって赤字が発生すれば、長期計画の中で一定の考えを述べさせていただきたい、そういった基本的な考え方で解消していきたいということでございます。

- 2番(天堀博君) 赤字の問題なんです、土地のグルーピングということが公社の委員会でお聞きしましたが、その中でも不要不急の土地を売っていくと、どうしても赤字が出てきます。単純に数億ということではなく、いろいろその中でやりくりをつけていく。また、今回の議会にも出されておりますが、補正予算の中で20億の公社債の債務保証で一部の対策をとっていかうというわけですが、再建の案が出され、具体的に20億の債務保証が補正予算で出て

くるといふ状況から、こういうことていくといふことが本格的に決まると見ていいんじゃないか、いいとか、悪いとかは別にしてね。

そういうことて赤字が発生していく、あるいは20億の公社債を発行していくのですが、いままでそういうむだな土地を買ってきた間における疑惑の問題は、全く零になったといふことではないわけて。前に調査委員会が提案され、賛成少数で否決されておりますが、そのときの反対理由でも、三物件だけではなく他にももっとあるんじゃないかといふこと、三物件だけ出してくること自体おかしいといふことてでした。議会として、それで済んだといふことではなく、52年度の決算でもすでに赤字だ、人件費中心てございまして、出てきています。今後、そういうことてかなり予想されるといふ状況の中で、一定の処分といふことて出されたとは聞いてますが、それだけでおさまる問題ではないと思ひますので、その辺、市長なり助役の方から見解をお聞きしておきたい。私も特別委員でありますので、細かい点についてはその場てお聞きしておりますので、その点だけ聞いておきたい。

○ 市長(池田忠雄君) 天堀議員さんからの御指摘にお答え申し上げたいと思ひます。

ただいま事務局長から御答弁を申し上げましたように、いろいろ議員皆様方におきましても、開発公社の運営について格段の御鞭撻と御理解、御協力をいただいておりますことを心から厚く御礼申し上げる次第てございまして。

当面する課題は、何とか置かれた開発公社の再建を行ってまいらなければならないといふ立場の中で特別委員会の皆さん方にも種々御論議をいただき、御指導もいただきつつ運営をさせていたでいる次第てございまして、何とか計画を立て、公社の運営を襟を正して再建してまいりたいといふ決意てございまして、先般、決算の問題をともいろいろ御提示させていただいた経過てございまして、今後とも私たち理事会一同、議会皆様方の御指摘を肝に銘じつつ一生懸命再建に当たりたい、その決意てございまして、よろしく御願ひ申し上げる次第てございまして。

○ 2番(天堀博君) 意見だけ。いろいろ今後、再建の中でやっていきたいといふことてですが、そちらは行政マンてすし当然の話てですが、赤字を少なくしていくといふことてですが、例の疑惑、いろいろむだな土地を買ったとかの責任問題も、もっと明確にすべきだと指摘もしておきたいのと、特別委員会でもありましたが、決算審査の意見書を見て、全くごく簡単に済ましてる。後に総括の事業説明とかが出てくるからええんだとしておられるのかどうか。その点では、もう少しここはこういうふうにすべきではないかとか、意見書とはそういうものでなければならぬと思ひます。これは中塚収入役と田中さんの二人が監事といふことて出ておりますが、何か「収支は正確である」といふだけで、審査意見書になつていないと見るわけて。なかなか

か本来の意見を出しにくいのかもかもしれませんが、もう少し具体的に指摘をすとかいうこともすべきではないか、意見として申し上げておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 21番（直村静二君） 28ページの換地対策事業用地売渡代金1億2千758万2千81円、これは未収となっていますね。これは売って代金がまだ入っていないという処理だと思うんですが、これは何坪で、どこへ売って、なぜ未収になっているのか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 用果担当参事（岩井益一君） お答えいたします。

未収金の1億2千758万2千81円ですが、昭和52年度分の換地対策事業の金額でございまして、10件分でございます。この換地対策事業につきましては、用地を売り払いして、まず、契約時点において契約金、あと登記完了後に精算いたしますので、年度末との関係で、こういう未収金という形で計上されてまいるわけでございます。

以上でございます。

○ 21番（直村静二君） 和泉市の下に大阪府と書いてますが、この分が5千万円の赤字ですか。

○ 用地担当参事（岩井益一君） そういうことではございません。これはあくまでも譲渡代金の総額の中から、当初の契約金等を引いた分、まだ入っていない未収金ということでございます。というのは、換地分譲いたしましても、先方さんが立ち退きするまでの間、そのまま明け渡しさがれないという一定の期間がございまして、その期間の未収金ということでございます。

○ 21番（直村静二君） 換地対策で売ったわけでしょう。

○ 用地担当参事（岩井益一君） 未収金につきましては、譲渡代金の未収金でございまして、直接、損益とは関係ございません。

○ 21番（直村静二君） 損益だけの説明ではなく、和泉市とか大阪府と書いてあるでしょう、あとは個人でしょう。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） 補足いたします。

私の方で買収したときの支払い方法といたしましては、契約のときに5割、登記完了で8割、そして、完全に明け渡した時点で2割を支払っておるわけでございます。公社の代替地を渡したときに、そういう代金と差し引きいたしておりますので、最後の2割の明け渡しを完了するまで、公社の方にも待っていただきます。その明け渡しの2割の押さえてる分で公社に支払うという条件をつけておりますので、その分だけがこういう形の未収金となってくるということでございます。

○ 21番（直村静二君） 念を押したいが、代替地の契約をして、必ず最終的には両方がきちん



となるのかどうか。

○ 改良事業部長（逢野一郎君） そういうことです。

○ 21番（直村静二君） 代替地は、必ず買収が条件ということでしょう。その点では、赤字の発生原因ではないということですか。

そうすると、先般来の5千万円の赤字はどれですか。35万円になってるのに25万円で売り渡して10万円の赤字、決算書のどこですか。公共用地なんかは絶対にありませんね。

○ 参与（林徳次君） お答えいたします。

換地対策事業用地の赤字分は、11ページの下から5行目、換地対策事業用地の土地14筆、4千186.98平米、譲渡価格が3億981万8千356円でございまして、これの差損が5千617万4千101円でございます。

なお、この主な個所といたしましては、改良事業部跡の周辺に6筆、それから跡一筆、ヤクルト跡4筆といったところが、路線価との関係で差損が非常に大きく出てございます。

なお、これと別に代替地といたしまして、伯太高松横の1千173万6千円の赤字も含めた金額が5千617万4千円の内訳でございまして。

○ 21番（直村静二君） 前の換地のときには委員会に報告があったのに、この分は全然報告がなかった。やはり委員会に報告してもらわんと困る。

そこで市長。52年度決算において政策赤字が出た。それと、先ほどの林参与の答弁では、このままでいったら人件費はしょっちゅう赤字、毎回、公社の決算は人件費で赤字だという、これでええのかどうか。

○ 参与（林徳次君） 人件費赤字が非常に大きなウェイトを持つてことは事実でございまして、このままでええんかということではございません。先ほどお答え申し上げましたように、細かいことは申し上げておらなかったわけですが、たとえば本年度においても、退職債等の関係で人数の制限が市長部局にあると確認いたしまして、人数の垂減はできないということではございましたが、小手先の少額の減ということにしか相なりませんでした。約1.300百万円の人件費の減少、個々の給与費を精査して節減を図りました。細かい事務局部内での赤字対策ということも、昭和53年度から有効にやらせていただいております。基本的には1億前後の赤字、したがって、事業量の増大を図り、手数料収入の増加、それから、適正な人数にしたいという2つをもって、御指摘のような状態から脱却したいということです。

○ 21番（直村静二君） そんな答弁は聞いていない。あなたの答弁は事務屋の答弁ですよ。そういう答弁を聞いても、実際1千万やそこの赤字を減らす、事務的に努力するといっても、基本的には赤字の決算がこれから出てくる。この前も言ったが、同和関係では何て和泉市の職

員が公社の中で人件費までなぜ持たないかんの。あんた、国の責任やど言ってるんでしょ。これから440億円組んで何ぼ用地を買いますんや。私は、この改築赤字の5千万円でもあかん。こんなもん、市が持ったらあかん。赤字が出るんでしょ。何のために出るんか、同和のために赤字が出る。同和のために赤字が出るなんてよう言わん。何で和泉市だけがこんなえらい目に遭わないかんのか。同和施策で用地を買うんでしょ。だから、そのために要った人件費も全部持ってもらってあたりまえと違うんですか。換地の赤字かて持ってもらってええのと違いますか。損失を出したらいけませんね。はっきり言ってね。

公共用地を売り渡す事業に限ってるわけでしょう。それが赤字だからといって、義務づけられた事業計画について買いに走ってる。こういう同和関係を特別会計にしなさいと言った。計画は何ぼでもつくって、金は国からさっと流してもらえと言った。法的にそうはならないにしても、こういう決算がしょっちゅう出てくることについては抜本的な対策、市長は副会長ですから、直接政府に言えるんじゃないですか。全国が一番えらいさんが首振ったら同和事業はとまる。あんたはそういうやつを持ってる。国から金もらうために受けた、とあんた、言うてました。何で公社の決算に人件費の赤字が累積してくるのか。同和事業はやらないかんが、だれが持ちますね。

あんた、たまたま大阪府下の会長、市民の前でええかこうするわ、赤字は市が持つわ、こういうルールは解消してもらいたい。私は皮肉に言ってるのではない。こういう赤字は認められない。公社の出発時点では、物価が上がってきてもうかる、市の財政の方へ回せるんと違うかも言われた。しかし、いまや和泉市が保証をせないかん。ええかげんにしてくれと言いたい。赤字を出してまで何で土地を買わないかんのか。後仕末を通じて積極的な公社運営をせないかん。

この赤字だけでも大変でしょう。この解消をきっちりせんと、いまの林参与の答弁は事務屋の精いっぱい答弁です。1千100万円の人件費を減らすという、小さな答弁でしょう。何億の赤字をどう解消するかについて、あんたは二束のわらじやから、和泉市は10数億の赤字です。はっきりと解消してもらわんと、1千万円ぐらいの解消ではあきまへんぜ。明快な答弁を願いたい。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいておりますが、最重点施策の同和対策事業に伴う観点から、いろいろ問題がございます。その意味合いから、御指摘を待つまでもなく、やはり現行制度のいろんな問題点について、全力を挙げて国に対して、見直しと改善を迫っているのが実態でございます。今後もそうした努力は一層続けてまいりたいと存じております。また、公社運営の具体的な諸点についても、何とか赤字の解消に向けて努力を続けていきたい。一生懸命やらさせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他にございませんか。

○ 15番（横田憲治郎君） 簡単にやります。

52年度末で帳簿価格が113億5千万円ですか、保有地の価格がね。事業別にきちんと言っていたかどうかわかりませんが、いわゆる事業の張りつけ不可能なものを掌握してはると思うがその内容を第1点、報告していただきたいと思います。

それと二点目は、開発公社の特別委員会で、この決算内容についても一定の報告もされているんだらうと思いますが、それと並行して、もろもろの報告、質疑を通して、再建計画なるものを鋭意作成をし、提示をしておるといような内容もあったように思いますが、これだけの内容の公社運営の実態、構造的な赤字が話題になっておりますが、それらも含め、信頼に裏打ちされた、健全な方向へ向けての厳しくとも再建計画案なるものを、決算策示のときには出すべきではなからうか、そういう点での所見をお伺いしたいと同時に、もう一点は、企業会計でございましてかねがね勉強、掌握もさせていただきますが、もう少し平易にわかるような、図形等も利用した決算の出し方をしていただきたい、形式に属しますが、これは要望にとどめておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 参与（林徳次君） 順序が前後いたしますが、再建計画の問題の御指摘にお答え申し上げます。

先ほど議員さんが触れられましたように、先般特別委員会の席上、決算の御報告とあわせて、いわゆる公社の将来計画なるものを中心に御説明申し上げ、いろいろ御議論をいただいたところでございます。できますれば、一定の機会に議会皆様方に直接その内容等を確立いたしました時点でお示し申し上げ、いろいろ御意見を賜りたいとは存じております。ただ、私どもが作成しております基本的な再建計画の考え方を先般、御提示申し上げた段階でございますので、今後、引き続き特別委員会で御審議をいただく過程が予想されますので、そういった過程を経たのちにおいて、そういった御指摘に対してもお答えできるかとも思います。

それから、決算書の要望にとどめておくということでございますので簡単に申し上げますと決算書の出し方につきましては、いろいろ御意見を拝聴いたしました。今後、十分事務局で検討させていただきます。

それから、第一点の事業別の土地保有状況の事業張りつけ明細ですか、それとも、個々に御提示申し上げます昨年度の事業別買取でございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 現在の保有財産のうち、現実に使用不可能という、不用地とか、断念せざるを得ないという、売り渡しもできない公社の持ちになっておるものがあると思

う。それらを明確に示しておくべきではないかと思うんです。

○ 用地担当参事(岩井益一君) お答えいたします。

その点につきましては、現在再建計画とのからみでいわゆる一般用地、事業張りつけのないものでございますが、計数的に約28億ぐらいと考えてございます。と言いますのは、現在113億余の保有資産がございます。そのうちいわゆる公共事業の張りつけがなされておる分は約72億、それから換地对策事業関係が約13億、その他につきましては、われわれが一般用地と位置づけておりますが、現在、私どもはあらゆる機会を通じ、また、さまざまな機関にできるだけ事業の張りつけに努力をしておりますので、そういう面から非常に流動的な要素がございます。したがって、ただいま28億と申しましたけれども、今後、特別委員会と再建計画の素案を作成する中で明らかにしていきたいと考えます。

○ 15番(横田憲治郎君) 53年度の事業計画のときにも出てこなかったし、決算のときにさぞや、と期待しておったわけです。そういう意味から、51年12月に特別委員会が設置され、議会も過去のすべてをすっきりとさせるべく、前向きの姿勢で発足して2年目です。今回の決算では、構造的な問題も含めての再建計画が出てきて当然ではなからうか。単なる理論的なことではなく、計数的な問題ももちろんですが、やはり信頼の裏打ちが一番大事な焦眉の課題ではなからうか。そういう意味では、この場ではあえて触れませんが、そういうところに原点を置いて、誠意のある対応を当局として積極的にされなければいけないということを抽象的にすぎましたが、わかってくれると信頼して申し上げますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君)

○ 20番(田中包治君) 御存知のとおり、協会から引き継いだ公社の問題で、私たちも非常に心痛してるのが現実です。ただ言えることは、一つは、人件費が一般会計予算から当然持たないかんやつを出している、これは言えると思う。改良事業、教育委員会でこういう予算が出されている、こういうことが第一に問題やと思う。こういう根本的な問題が解決されていない。

そういうことと、この間のすでにわかっているとおり、20億の債務負担行為の問題があるのではっきりしておかなければいけないと思いますが、5段階に分けて不良地というものが18億以上あるわけです。それを処分しなくてはならないが、処分するとかなりの欠損が見込まれてくる。ここらの問題をお互いに腹を割って話し合う時期ではないかと考えております。私たちが心配するのは、何か普通の価格で、高い値段であっても帳簿価格とした場合、かなりの欠損が出てくる。こういう問題をお互に考える時期ではないだろうか。

それから、協会行為は御存知のとおり、理事長が市長であり、副理事長が議会議長という関連の中で、いわゆる理事者と議会代表というかっこうでこの理事執行をやってきておる。この中では、やはり議会でも十分しなくてはならない問題ではないだろうか。問題はここで私たちが一番心配し、今後再建計画を立てるにしても損失をどうするか、こういう基本的な問題をはっきりさせることが再建の第1条件ではなからうかと考えますので、まず、基本的な問題をどうするんだという執行機関の責任の態度をはっきりさせないと、結局、いつまでも土地開発公社の問題がゴタゴタし、いろいろ億測が流れると思いますので、そこらの問題の処理について、この際、はっきりとした方向を述べてもらいたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） いま、公社委員長の田中議員さんの端的な御質問がございました。常々、公社特別委員の皆さんにはいろいろと御心労を煩わし、御協力をいただいております。心から感謝いたしております。先ほど来、委員長から御指摘がございましたように、人件費問題も、早期に一般会計との間で詰めていかなければならない、赤字問題も解消していかなければならない要素がございます。この辺は鋭意努力させていただきたいと存じております。

なお、土地処分に伴う赤字の問題についてでございますが、今回の再建案の中でもいろいろ御提示させていただいておりますように、何とかこうした現状の中にあって、率直な話、再建していこうと思えば、基本的にやはりそうした張りつけのいままでであった中で現在張りついでおらないという用地の性格から、そういった諸問題について、これから解決していかなければなりません。そのまま温存しておれば、大きな金利が伴ってしまいます。後ほど御提案させていただきます債務保証の20億の公社債問題も、いままでの土地騰貴の中で金利の高い金を借りてきているのを何とか値下げを図りたいということで、再建計画の一環として、より安い金利のものに借りかえていくという基本的な対策をとってまいりたい。

同時に、そうした土地について十分整理をした中で、公共的な施設を張りつけていけるものは張りつけていく、どうしても張りつけができないものは、処分させてもらわなければならないという段階になっております。そのときに起こってくる赤字問題等についても、いろいろと高度経済成長の中で取得した土地の値下がり等いろんな課題の中、いま抱えている土地について、御相談させていただきながら計画を立て、この赤字の解消に向かっていかなければならない。

処分に伴います赤字は御案内のとおり、理事者としても非常に頭を痛めている課題でございます。しかし、これを何とか御相談をしながら処理をさせていただかなければならない課題でもございます。議会の皆さん方、特に特別委員会の皆さんとも協議する中、具体的な進捗を図

ってまいりたい、かように存じておりますので、何とぞ委員長におかれましても、今後ともひとつ特段の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

○ 20番(田中包治君) 別にくどくど言おうとは思いませんが、私たちは、釈明と再建という2本立てで入ってまいりました。釈明の報告もしておりますが、公社の問題がいろいろ憶測される、そうすると、ますます処分ができなくなるということでございます。何とかすっきりとしたかっこうの解決方法を理事者の中でやってもらいたいと考えますので、あえてくどくど言いませんが、いまの状態で20億の債務保証をしても問題解決ができることではないと思いますので、何とかの解決方法を見出すことが最大の課題ではなかろうかと考えますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 28番(坂上國治君) 開発公社の問題でお伺いいたします。

先ほど来、事務局局長並びに市長の方からの話を聞いてますと、実は委員会でお話したとおりでございます。ということですが、われわれはこの委員会に所属しておりませんので、全然わからないわけでございます。そういうことは聞いていないとして、ちょっとさかのぼって以前のことを私は申し上げたいと思うでございます。

この開発公社が隠れみのだと、私たちは盛んに申し上げたわけですが、ところが理事者は、絶対に損しません。もうけたらどないする。市の方へ寄付します、ということの中で現在に至ったのです。こんなことはとやかく言う必要はない。開発公社の責任で仕末しなさい。市民にこれかけるのは全く間違いです。開発公社が土地を買うときは、その土地が即市の使用するところへ利子、人件費をつけて売るのが当然です。ところが、これを処分したら赤が出るというようなことは、もってのほかやと思うんです。

そこで、もう一つ申し上げたいのは、当然、議会にも責任があるとするならば、私は市長に言うたでしょう。その当時の市の理事者の中にも、それだけの責任がおるんやから処分しなさいよと。そこで、初めて市の理事者がそこまでしてるんだから、議会の方もひとつ協力して、できるだけ損の少ないようにやっていきましょう、ということをお私に申し上げたんです。

ところが市長の曰く、それは処分には値しません、と議会の前で言われたと思う。ところが後日巷間伝わるころによりますと、その当時の理事の方々はどうやら全部一定ではないと思いますが、3万円、4万円と自主的に月給から引いてもらうてるといふ。そうすると、この方々はちょうど暗がりて手を詰めるようなものです。それをやったら、私が市長に言うたときに、あんたがなぜはっきり返事をしなかったのか。あんたが自分の部下に対して、暗がりて手を詰めさせるようなこと自体おかしいやないか、違いますか。

これは前々から言うてるとおり、いろいろと百条云々という時期があったわけです。そのとき、9名の人がやるんだということだった。後日、すっかりしたものにしなくてはこの解決がむずかしい。この人らの顔の立つようにやってくれ、そのためにはこうだということを申し上げたと思うんです。けれども、それを市長が聞き入れず、いまになって、その処分に値しない人から何ほか引いてる。あんた、とめたげなさい。処分に値しないから、自主的にそんなことする必要はないというのが親心と違いますか。ずるいよ。どういう考え方でそういう発言をしたのかわかりませんが、現実には私はそういうことを聞いたんです。しかし、それがうそかまことかわからないわけです。本当にそういうことであれば、あんた自身、あんたらはそんなことをする必要はない。私は議会でああいう発言をしたんだ、と言うたげなさいよ。それを言わずに、甘んじてそれを受けてるということになれば、私は問題だと思うんです。

あんた理事長やから、とやかくこんな問題を長引かさんと、ひとつ理事長の手腕で議会に迷惑をかけずに解決しなさいよ。何ほもうけても、市へ入れてくださいと言えへんよ。私は、開発公社は隠れみののだとはっきり申し上げた。損しません、そういう経過が議事録にあると思う。見てもろうたらあると思います。損しないのなら、こんな問題は出てこない。ところが、現実には損が出ている。それで私は林参与に聞いた。恐らく近い将来、7、8億の赤字が出ると思う。しかし、これをあんた方がいかに努力しても、半分の3億か3億5千万円に赤字を縮めたと仮定しても、あんたが努力してくれたとだれも思いません。5千万円の赤字が出てもどうしたんや、となる。

私もこの間申し上げた。これは理事長の手腕にかかってくることでございますので、ひとつこの開発公社がもうけて市へ入れてもろうたんやったら、それだけ吐き出さないかんが、現在まで何も入れてもろうてない。

われわれは、市民の代表として立候補して出てきた。ところが、それらの運営については何もわからない。そして、損害が出たら市民の頭にかぶせる。しからは、一代表として、われわれもそのことを全部わかっておらなければならない。わかっておってそういうことになれば、われわれは市民に申しわけ立つが、何にも知らんでは、市民に申し訳は立たんと思います。

それで、こんな問題で余り時間を取らんと、わずか5億や10億の損害であれば、ひとつ若い力のある市長でございまして、そこらの辺で市民に迷惑をかけんと処理してやりなさい。しれてます。わずか5億や10億、しれたはした金や。それぐらいのことは、あんたが別にのりくりりと答弁をせんと、わかりました。私が全責任をもって処理しますとね。残ってる土地を値よく売ってね。その期間はしょうがない。いままで手がけた公社でやらなしょうがない。

そして、今後の同和事業の問題については、直接要るところが、要るときに買うて進めてい

ったらどうですか。せやないと、こんなややこしい開発公社なんか、わしはいつもそう思うてる。わしの言うたことは合うた。やはり隠れみので、最後の段階で市民がしわ寄せを食うなとね。そこらの辺、市長、余りおかしな答弁をしてもろうたところでとうてい納得はできんと思えますので、速やかにひとつ私の方でその責任は持ちます、と言うてもらわな、あんな、前の理事さんから何ほか私は遠慮させてもらいます、とちゃんと認めてる。

わしの言うことは聞かへん。私は後の解決の方法がしやすいように言うた。だから、そのときには、ひとつ皆がこぞってこうやろうやないかということをおんたに言うた。私は皆にお願ひしてでも、できるだけそういう方向に持っていきたいと、そのときには処分に値しないとけつといて、仮に後からそれを受けてるとすると、私はもってのほかやと思う。

○ 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

いろいろと御心労を煩わして恐縮です。公社債建につきましては、全身全霊を挙げて理事者一同、取り組んでまいる決意でございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

ただ議員さん御指摘のように、前回の議会で当時の西川事務局長の処分だけではなく、他の理事の処分はどうかというお尋ねでございました。過去の経緯からしてお答えしたのは、処分対象にはなりがたい、ということをお申し上げました。そのとき議員さんから、法的にはいかがであっても、道義的にはどうか、というお尋ねでございました。われわれも道義的には十分感じておりまして、今後対処させていただきたい、というお答えをさせていただきました。

その後4月に入り、当時の幹部であるいまの三役が相集い、いろいろ御指摘をいただく中、市長が言われるように公的な処分にはならないが、当時の幹部として、道義的な責任からすれば、市長の嚴重注意だけでは私たちは気がすまんということで、助役、収入役、教育長の3人が私の方に、一定の2万円前後ですが、3ヵ月間、4、5、6月分から自主的な返上をさせていただきたいという申し出をいたしてまいりました。

この間お答えいたしましたように、処分対象にはならないが、その当時の幹部、そして現幹部として自主的に返上しようという御指摘をいただいておりますので、お受けしようということで、一般会計に納めるようにいたしてございます。

こうした点について御報告がおくれておりましたが、議会がなく、今日に至ったわけでございます。これは処分対象ではなく、自主的な返上で襟を正す意味合いでございますので、前の答弁との食い違いということについて御指摘をいただきましたが、自主的に襟を正すということで御理解をいただきたいということで御報告申し上げ、御理解を賜りたいと思います。理事者一同深く反省する中、公社の再建に当たってまいりたいということで現在、一生懸命に再建案を立てているわけでございます。公社特別委員の皆さん方にもいろいろと御協議をいただく



中で今後とも進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 28番(坂上國治君) あんた、そういう答弁してもろうたら困る。私があんたに言うた、4月から今日まで何日かかかってますね。そういうことであれば、その報告が私にあってしかるべきでしょう。いま、ついでに私が質問したから言うてるだけで、それで報告してるんか。余りにもなめたらあかん。人の言うことは、もうちょっと性根入れて聞いてもらいたい。そして、最終段階でいよいよ張りつけるときには、それはこうやったからこうです、と言うのが当然や。あんたみたいな賢い人がね、もっとあほども言う。4月から私がちょっと聞いたのはまだ日時が浅い。その4月から私が聞いたまでの間、私はその気持ですっときてます。

ところがそういう態度をとったことに対して、ほんまにその方々におわびしなければいかん。なぜならば、あんたは何も言わず隠してるからです。当然私に報告、皆にいちいち言うていく必要もなからうかと思うが、やはりそのときには、実はあんたからあのととき、ああいう質問があったが、実はこうです、という報告があつてしかるべきやないか。それをいままで報告もしないで、たまたま私が質問したから、あんたが言うてるだけ。もし、私が聞かんなら、3カ月かが済んでしもうて知らんかもわからない。恐らく28名の議員さんも知らんだらと思う。

そこで、私もう1点聞きたいのは、いま聞いたら助役さん、収入役さん、教育長さんが自主的に出し、理事長たる市長が自主的にどのぐらいされてるのか。先ほどの8名の方々が、私は3、4万円と聞いたが、2万円前後という、そこで理事長自身はどのぐらいしてるのか。ただ、8名だけにやらせて、自分はもろうただけポッポへ入れてるのか、あるいは市へ出してるのか。

- 市長(池田忠雄君) 端のお尋ねでございますが、お答えを申し上げたいと存じます。

御提案のとおり、公選によって出てまいっております市長という立場でございます、公選法からいたしまして、そうした自主返上というわけにはまいらない、こういう一つの法律の制約がございまして、私自身、気持はありながら出しておらないという実態がございまして、この点は、ひとつ御理解いただきたいと存じます。先代までのことだからということではなく、責任は十分痛感しております。私たちとども、何とか公社を再建してまいりたい、こういう反省と決意に燃えて現在、この問題に当たっております。この辺の真意を御理解いただきたいと存じます。また、報告がおくれました点につきましては、おわびいたしたいと思ひます。

- 28番(坂上國治君) しかし、いままで8名の方々のことは全然わからなかった。自主的にということでしょう。大きなお金ならともかく、市長が月々10万円ぐらいの金やたら、自主的に出せばわかりません。公選法云々と言いますが、あんたがそういうことを言われるんやたらむずかしいぜ、結婚式や葬式あつて、お祝いや香典持って行ったら言われる、そうで

しょう。はっきり出てます。選挙で出た者はそういうことです。ところが、隣近所でそういうことがあったら、やむを得ないということではっきり法的にうたわれておりますよ。そういうふうに私は聞き及んでるわけです。

まあ、そんなことは余談として、ひとつ損をしないように、林参与の方に市民に損をかけないようにこの土地売却をお願いしたい。損したら、その責任は理事者に持ってもらいたい。私は最初、円満策を講じていくよう言うたが、市長は聞かんとやってきた。損したら承知せん。損したらまどえと言ってる。ここでひとつ、もし損しても皆さん方に御迷惑はかけません、ということをして市長から一言いただいたら、私はこの質問を終わります。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと御意見をいただいております。お気持はよくわかりました。私たちといたしましても、何とかもろもろの経過を踏まえて現在に至る中で、公社再建に全力を挙げて取り組んでるわけでございまして、いま、端的なお尋ねでございまして、高度経済成長下の土地騰貴と現状の横ばい、こうした大きな問題もございまして。こうした中で現状、土地処分について苦慮してるのが実態でございまして、何とかあらゆる創意工夫をこらして対処してまいりたい、この一念でございまして。損得についての端的なお尋ねでございまして、やはりこの辺についての今後の努力をしていきたいという気持でございまして、御理解、御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 28番（坂上國治君） 私はいま、この掌に当たって努力されている局長以下がかわいそうだから言ってる。何ぼ一生懸命やってもこの状態では赤字が出る。先ほど言ったように、5億、7億の赤字が出るやつをできるだけ縮めて、仮に3億にしたところで、その努力は実らないと言うんです。5千万円に縮めても、あの人の努力は実ってこない。そんなかわいそうなことをしないように、それはいたし方ない、ひとつ皆で協力してやろうという状態をつくるべく、私はいままで進言してきたと思う、違いますか。

ところがあにはからんや、あんたの考え方と私の考え方とは、相反したものです。あんな者一匹、何ぬかしてるんや、というお気持やったと思う。しかし、われわれはこうした議席を汚して、一議員として出ておる限りは、やはり市民の代弁者であるという感覚に立ってものを言ってます。だから、一坂上という考え方やなく、私には何千人の支持者がついてるんやから、何千人の人間がこれを言うてるんやという気持で聞いてもらわんと、1人の値打ちのない男やからとなめられたんでは、わしの支持者はたまったものではない。

だから、理事者各位の中では、私の心中をよくわかってくれる人もあると思う。私は何も蔭で云々と言うてない。皆さんにひとつお願いして、できるだけうまくいけるように、と私は言ってる。何もほっといたらええ、苦勞するのは勝手や、とは思ってまへん。

私はくどくど申し上げますが、私の言うてるのは、過去にそういうことがあったから、その方々のメンツというのもあると思うんです。そんなもん、絶対損して売ってもろうたら困る、ということが必ず出てくる。それでは、処分に当たる人が非常に御迷惑、そういうことのないように、理事者はこういう考え方でこうしてくれてる、だから、議会も協力していく、私もお願いに行きます、とあなたに言うた。あなたは、あんな頼りないやつに協力を求めるもんか、と思ったんか、ああいう答弁やった。

あなたは、値しません、と言うてますが、そんなら、なぜ自主的にこの方々がしても、あなたがそれを受け取らんんだら、あなたはえらい。そんなこと、お前からする必要はない。私は和泉市の市長、開発公社の理事長としてはっきり明言したんだから、そんなことをする必要はない、受けつけない、と言うたんか、言わんか知らんが、それがあってしかるべきです。

あなたはどう思うてるか知らんが、ここにおける人は皆、何千票という票をもらって、市民から推挙されて出てきてる人ばかりです。その人たちの前ではっきりと言うてるんやから、言うておきながら、蔭で自腹を切らすというのねめんよ。恐らく私の満足のいく答弁は何遍言うてもできんと思う。そこで、えらい気の毒なことやけど、ひとつここで開発公社の事務局長さんをお願いして、損せんと、赤字を出さんよう処分していただくよう、この席からお願いして、私は終わりたいと思います。それでもし、ここで損害があったら、そっちでひとつええようにして、市民の頭に絶対乗せんという確信を持っていただいて、私はこれで了としてもろうたもんとして、私は終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時56分休憩）

（午後4時18分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。赤坂君。

○ 18番（赤坂和見君） 先ほどの市長の答弁の中に、議会がなかったので…という、ああいう答弁は、私自身も心外なんです。というのは、議会というのは、市民生活擁護のために皆さとともに行政というのがあるといことから言えば、何もここで皆さん方のやってることをどうのこうのという問題ではなく、もっと前進的な方向で話し合い、そして、よりよき方向をとっていかなければならないのが議会の鉄則であると思うわけです。

私もここへ来て2年足らずの間に、北池田幼稚園しかり、図書館しかり、また、寺田議員さんの質問の中にあつた名尾中学校の事故、また北池田小学校の事故等々、すべてのものが事後報告であり、議員の側から聞かれて出るという方向で非常に心外であると思うんです。やはり

一つのことが起これば、特にその中から一步前進していこう、こういう事故を二度と繰り返さない方向でいこうというのが当然だと思うわけです。今後、私たちも市改発展のために協力していきますし、また、いろんな皆さん方の問題があれば、ともに手を携えて市民生活の安定のために行政を行っていきたいと願いますので、どうかそういうことのないように今後気をつけてもらいたいし、揚げ足を捨てることは言いたくありませんので、そういう点をひとつよく注意してもらいたい。これだけ意見を述べて終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 直村君。

○ 21番（直村静二君） 先ほどの坂上議員の質問に対する市長の答弁。一部分聞き取れないところがありましたので、ひとつ答えてほしいのは、助役、教育長、収入役から金額で約2万円、それを一応、一般会計に入れたということですが、お名前と、いつ一般会計に入れたのか、その点、ひとつきちんと答えてください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答えいたしたいと存じます。

先ほど御回答申し上げましたとおり、法的な処分対象ではないけれども、その当時の幹部であり、また、現在の幹部として、いろいろのことがありましたので、道義的な意味で自主返上したいということで、助役、収入役、教育長の三者が相寄りまして自主的に話し合われた結果、自主返上という形で4月から5月、6月の3ヵ月間、助役が2万円、収入役、教育長がそれぞれ1万8千円ずつ4月から自主返上いたしておりまして、それは会計に納入いたしてございます。こうした自主的なことでございますので、特別委員会にも御報告ができておりましたし、いろいろこうした措置をとったことの御報告ができておりましたことをお喜びをした次第でございます。こうした一連の措置を通じて、今後とも襟を正して公社の再建に当たってまいりたい、こういう気持のあらわれと御理解をいただきまして、よろしくお願いをしたいと存じます。事実は、そのとおりでございます。

○ 21番（直村静二君） 4, 5, 6の3ヵ月、あと7, 8, 9はないんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 3ヵ月でございます。

○ 21番（直村静二君） いつ納入しましたか。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

御承知のように、給与支給日については21日でございます。先ほど市長から申し上げておりますように、自主的に返上という形の中で、21日には全額支給しております。支給後、助役2万円、収入役、教育長が1万8千円ずつ、人事当局に自主的に返上されますので、その都度、戻入しております。

- 21番(直村静二君) 市長がOK、戻入の措置決定というか、その承諾はいつ市長が与えたかということです。それは一般会計の財源として使えるんですね。自主的に返上された総金額は、計算すれば出ますが、その金は、どこへ使ってもええということですか。市長が予算執行者ですから、市長が措置決定しなければね、それをいつやったかということです。後に補正予算が出てますから、その追加になるんか知りませんが、事務的な段取りについてひとつ。
- 参与(西川喜久君) 4月21日に一応、自主的返上という申し出の中で、市長がそれをしたわけでございます。戻入については、その都度4月21日、5月21日、6月21日の支給後、自主的返上が人事課にございますので、その都度、給与費に戻入しております。
- 21番(直村静二君) 私は先ほどの答弁によると、4、5、6とまとめてしたのかなと思ってました。ところがいまの答弁では、4月から入ってる。公社の特別委員会は4月21日に開かれてるのに何の報告もなかった。
- 市長(池田忠雄君) 先ほど申し上げましたように、3カ月それぞれの月に、3名の幹部がそれぞれ自主返上しております。冒頭おわび申し上げましたように、自主返上の措置をとった道義的責任を感じてこうするんだということで、私もそれを了としたということでございます。ただ御指摘のように、自主的な返上ということで、つい報告がおくれました点については、おわびを申し上げたいと存じます。今後とも気をつけます。
- 21番(直村静二君) あなたは、公社の特別委員会にどんなことでも、公社に関することは報告する、答えます、と言った。きょうの時点で出たということは、やはりよく委員会がなめられるという表現をしていますが、不誠実やないですか。  
もう1つ、一般会計に戻した分は、一般会計として何にでも使えますね。
- 参与(西川喜久君) 給与の支払いについては、予算措置の中で給与費から支給しております。したがって、給与費から支給された一定の自主的返上につきましては、その都度、給与費に戻入しております。
- 21番(直村静二君) 給与費に戻された場合、余ってくるのと違うか。
- 財務部長(麻生和義君) 財務制度上の問題ですが、現年度の給与費でございますので、即日、現年度の現科目へ戻入を行います。直村議員さんがおっしゃるように、試算いたしますと約16万8千円でございますが、最終的に、現計予算からそれだけの予算残が生ずるということで更正減額の対象になり、その財源が、本年度中に他の財源に使用可能となるわけでございます。
- 21番(直村静二君) 確認だけしておきたい。  
私は、それは公社のことで発生したのだから、ひとつ公社の方にくれまへんか、その16万

は。この際、金利の一部にでも入れてもろうたらどうですか。一応、意見だけ言うときます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 28番（坂上國治君） ちょっと関連。私は先ほどから市長に迫ってるんですが、そのとき相談を受けておったら、そこまでの気持だけで結構です、そんなもんもらいなさんな、と言いたかったんです。だから遅まきながら、本当に自分たちは理事であったと、これはそのときのことは全然わからなかった。しかし、理事であったという責任で、ともどもに自主的にやるんですから、この際、気持は十分わかっておりますので、ひとつ市の方へ納まった分を、市長の方から速やかに三人の方々に返してやってほしい、こう思うんです。気持だけは十分よくわかりましたということですので、市長の方からひとつ返してやってほしい。そんなもん、一人出したんやからいらん、と言うかもわからんが、何かの方法で返してやってほしいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 田中君。

○ 20番（田中包治君） ちょっと関連。取り扱い方が、会計法上ちょっとおかしいと思う。というのは、減給処分なれば、戻入は正しいと思う。ところが、減給処分でないとするならば、返上やなくて寄付なんですね。道義的責任はさておき、法的な論法からいくと寄付金になる。そうすると結局雑収入か、あるいはそういう方向の取り扱いにいかざるを得ないというのが一般上の問題やと思う。減給とか賃金カットとかの問題についてはそれでよろしい。しかし、自主的返上となると問題がある。寄付行為だと思う。処分なら、給与計算上で天引きする。ところが一人もらったやつをね、会計法上出てるわけでしょう。そうすると、普通の寄付金として入れざるを得ないというのが、普通の会計法上の処理かと思います。扱いをちょっと誤っておるんじゃないかという考え方です。

いま、坂上議員が言われるように、返すとかのお話が出てきてますが、そこらの問題では、一般職員に適用する場合はそうなるんじゃないか。過去、国鉄総裁なんか給料全部返上とかありましたが、あれは全部寄付金で処理したはずで。公的機関ですから、そこらの扱い方をもう少し研究しておく方がええんじゃないか。意見だけ言うときます。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘ありがとうございます。

○ 19番（貝淵博治君） 市長が正副議長と相談して戻すようにしなさい。

○ 議長（柳瀬美樹君） わかりました。

質疑、御意見をこれにて打ち切ります。報告第2号の報告を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 3 1 及び第 3 2 「財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 2 事業年度決算書類の提出について」、「財団法人和泉市商工業振興会昭和 5 3 事業年度事業計画書類の提出について」は、いずれも関連しておりますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 3 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 52 事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により財団法人和泉市商工業振興会の昭和 52 事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 53 年 6 月 27 日提出

和泉市長 池田忠雄



昭和52事業年度財団法人和泉市商工業  
振興会事業報告並びに収入支出決算書

財団法人 和泉市商工業振興会

昭和53年5月16日

財団法人和泉市商工業振興会

理事長 池田 忠雄 殿

財団法人和泉市商工業振興会

監事 中 塚 白 ㊟

監事 向 井 洋 ㊟

昭和52事業年度財団法人和泉市商工業  
振興会収入支出決算の監査結果について

寄附行為第10条第2項の規定により、昭和52事業年度財団法人和泉市商工業振興会収入支出決算及び証書類を審査した結果は次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果、その収支は正確である事を認めます。

# 昭和52事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業報告

## I 事業概要

### 1. 地場産業振興に関する事業

#### (1) 地場産業の振興対策について

長期にわたる不況に加えて、最近の異常な円相場の急騰は、わが国経済界の正常な発展を阻害する深刻な事態に立ち至っております。わけても輸出関連中小企業の経営は悪化の極度に達し、採算割れ、あるいは輸出成約難に陥いるなどの企業経営上余断を許さぬ状況にあります。

ことに本市を代表する繊維、人造真珠産業にあっては円相場の高騰と発展途上国の追上げなどが併さって本業界に新たな対応を迫られるものであり、当振興会といたしましても和泉市の地場産業の復権を図るためにひたすら努力を重ねております。

本年度においては繊維の総合的産地形成をめざした体質改善を進めるため国の繊維工業審議会との整合性を図りながら市内業界の生産工程、流通、配給ルート、下請取引関係等の実態あるいはアパレル産業などについて基礎調査を行ないました。

#### (2) 情報提供事業について

##### 商工ニュース編集受託

商工会との共同編集により、企業の経営に役立つ国、府、市の施策の紹介や税務、社会保険等の実務に関する記事を掲載、市内事業所へ情報を提供するため本年度では6回発行しました。

### 2. 特産品振興に関する事業

#### (1) 地場産業まつりの開催並びに大阪の伝統産業市への参加

繊維、人造真珠産業等の地場産業製品について、市民の認識の高揚と販路開拓を図るため、昨年10月8日、9日の2日間国府小学校において「和泉市地場産業まつり」を開催した。

これには産業別代表による実行委員会を組織し、市をはじめ商工会や当振興会の後援のもとに実施したものであります。

また泉州各地の特産品の販路を広く国内全般に求め、消費者指向を一層明確にするため本年2月17日から22日まで6日間広島県天満屋百貨店において泉州五市協賛、大阪府後援の「大阪の伝統産業市」が開催されました。これに本市の代表的な地場産業である綿製品、人造真珠製品の即売ならびにガラス細工の実演販売のため出品したものであります。

## (2) 特産品パンフレットの刊行

特産品振興事業活動の一環として市内個有の物産を広く宣伝するため、本年度において繊維、人造真珠製品を中心に農産物、食品、観光みやげ品等を盛り込んだ特産品パンフレットを刊行しました。

発行 財団法人 和泉市商工業振興会  
発行部数 5,500部

## 3. 観光に関する事業

市内観光地を市民をはじめ近在府民に広く宣伝し、憩の場を提供するため、昨年4月10日槇尾山において桜まつりを実施すると共に、秋期には初めての試みとして11月3日市内観光めぐりバスツアーを実施しました。

## II 理事会並びに役員の変動に關すること

### 1. 理事会

#### (1) 第1回理事会(昭和52年5月21日)

- ① 昭和51事業年度事業報告並びに収入支出決算について
- ② 昭和52事業年度収入支出補正予算について
- ③ 理事選任について
- ④ 特産品まつり開催要領について

#### (2) 第2回理事会(昭和53年3月31日)

- ① 昭和53事業年度事業計画及び収入支出予算について

#### (3) 役員協議会(昭和52年7月15日)

- ① 地場産業まつりについて

### 2. 役員の変動

就任 理事 林 徳次(昭和53年4月8日)

理事 内田 繁( " )

理事 麻生 和義( " )

退任 理事 宇沢 清(昭和53年3月31日)

理事 山本 俊兼(昭和53年4月8日)

### 3. 事務局に關すること

#### 職員の変動

商工課兼務職員 8名

昭和52事業年度財団法人和泉市商工業振興会収支決算書

自 昭和52年4月1日  
至 昭和53年3月31日

収入の部

款 項	目	予 算 額	節	収 入 済 額	予算額に対する過不足額	備 考
① 財産収入		87,000 <sup>円</sup>		136,000 <sup>円</sup>	49,000 <sup>円</sup>	
(1) 基本財産 利子収入		67,000		67,500	500	
	1. 定期預金 利子	67,000		67,500	500	
			定期預金利子	67,500	500	
(2) 運用財産 利子収入		20,000		68,500	48,500	
	2. 普通預金 利子	20,000		68,500	48,500	
			普通預金利子	68,500	48,500	
② 寄付収入		820,000		1,140,000	320,000	
(1) 指定寄 付収入		820,000		1,140,000	320,000	
	1. 事業指定 寄付収入	820,000		1,140,000	320,000	
			補 助 金	500,000	0	観光事業補助金 500,000 円
			受 託 金	640,000	320,000	情報提供事業 640,000 円
③ 事業収入		410,000		381,721	△ 28,279	
(1) 事業収入		410,000		381,721	△ 28,279	
	1. 観光事業 収 入	300,000		214,200	△ 85,800	
			パンフレット 売 払 収 入	172,700	22,700	
			観光事業参 加者徴収金	41,500	△108,500	
	2. 特産品 売払収入	110,000		167,521	57,521	
			特産品 売 払 収 入	167,521	57,521	
④ 繰越金		3,951,000		3,951,497	497	
(1) 繰越金		3,951,000		3,951,497	497	
			前年度繰越金	3,951,497	497	
合 計		5,268,000		5,609,218	341,218	

支出の部

款 項	目	予 算 額	節	支 出 済 額	不 用 額	備 考
① 事務費		701,000 <sup>円</sup>		198,850 <sup>円</sup>	502,150 <sup>円</sup>	
(1) 事務費		701,000		198,850	502,150	
	1. 事務費	701,000		198,850	502,150	
			旅 費	32,120	880	
			需 用 費	166,730	471,270	○消耗品費 72,870 円 ○食料費 50,310 円 ○印刷費 43,550 円
			役 務 費	0	10,000	
			備品購入費	0	20,000	
② 事業費		4,500,000		2,337,421	2,162,579	
(1) 観業光費		530,000		337,681	192,319	
	1. 観業光費	530,000		337,681	192,319	
			報 償 費	93,000	17,000	
			需 用 費	121,821	53,179	○消耗品費 16,821 円 ○食料費 105,000 円
			使用料及 賃借料	119,860	122,140	
			負 担 金	3,000	0	
(2) 特産品宣伝事業費		2,450,000		1,309,740	1,140,260	
	1. 特産品普及宣伝費	2,450,000		1,309,740	1,140,260	
			商品買上費	141,740	8,260	
			需 用 費	580,000	120,000	○印刷製本費 580,000 円
			委 託 料	0	10,000	
			備品購入費	63,000	87,000	
			負 担 金	52,500	82,500	





# 財 産 目 録

昭和53年3月31日現在

摘 要	内 訳	金 額
基本財産 備 品	定期預金 住友銀行	1,000,000
	観光行事用放送設備一式	128,790
	紅白幕 6張	63,000

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により財団法人和泉市商工業振興会の昭和53事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 昭 和 5 3 事 業 年 度 財 団 法 人 和 泉 市 商 工 業 \*  
\* 振 興 会 事 業 計 画 並 び に 収 入 支 出 予 算 書 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

財 団 法 人 和 泉 市 商 工 業 振 興 会

## 1 昭和53事業年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画

財団法人和泉市商工業振興会は設立以来役員各位をはじめ、関係官庁、業界のご指導、ご協力を得まして、小規模企業共同利用工場（工場アパート）建設譲渡事業のほか地場産業製品の普及、宣伝事業並びに観光事業等多岐にわたり地域経済の振興と取り組み、精進を重ねてまいっております。

しかしながらオイルショック以来低迷を続けるわが国経済は、不況の長期化と共に鉄鋼、造船、繊維等の構造的な不況業種を筆頭に益々混迷の度を深め、企業の経営環境は予断を許さぬ状況にあります。

殊に、本市のごとく繊維産業に特化する産業構造では、これら業界のすう勢が市民経済に及ぼす影響も大きく、今後、国の繊維工業審議会の提言内容の具体化に沿って、国・府並びに業界との緊密な関係のもと具体的対応策を講ずる必要を感じるものであります。

また、短期的には最近の円高、ドル安傾向が続くなかで輸出比率の高い市の代表的な地場産業である繊維、人造真珠産業等についても国内需要の開拓に力点を置き、これら産地製品の普及、宣伝事業の強化を図るものであります。

一方商業面にあっても、泉北ニュータウン光明池地区開発事業の進捗化とあいまって市域内商業立地条件の変化が顕著となりつつあることを踏まえ、より良好なる商業環境づくりが望まれるところであります。

当財団法人の昭和53事業年度予算の編成に際しましては、これら諸般の事情を勘案のうえ、本年度事業計画を策定したもので、その概要は次のとおりであります。

(1) 地場産業振興に関する事業

1. 工業会組織の育成
2. 商工ニュースの編集、受託
3. 商工施策に関する啓蒙、普及指導
4. 情報・資料の収集並びに提供
5. 広域商業診断の受託

(2) 特産品振興に関する事業

1. 地場産業まつり及び大阪の伝統産業市の開催
2. 特産品業者の組織化
3. 特産品の普及・宣伝並びにあっせん紹介

(3) 観光に関する事業

1. 槇尾山さくらまつり行事の実施
2. 市内観光めぐりの実施
3. 観光施設の整備、点検

(4) 小規模企業共同利用工場（工場アパート）の建設譲渡に関する事業

1. 建設事業化に対する指導

## Ⅱ 昭和53事業年度財団法人和泉市商工業振興会収支予算書

自 昭和53年 4 月 1 日  
至 昭和54年 3 月 31日

### 1. 収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
①財産収入	102	87	15			
(1)基本財産利子収入	52	67	△ 15			
1.定期預金利子収入	52	67	△ 15	1.預金利子	52	年利5.25%
(2)運用財産利子収入	50	20	30			
1.普通預金利子収入	50	20	30	1.預金利子	50	運用資金利子
②寄附収入	1,540	820	720			
(1)指定寄附収入	1,540	820	720			
1.事業指定寄附収入	1,540	820	720	1.補助金	500	観光事業市補助金
				2.負担金	640	情報提供事業負担金
					400	広域商業診断調査受託料
③事業収入	315	410	△ 95			
(1)事業収入	315	410	△ 95			
1.観光事業収入	195	300	△ 105			
				1.パンフレット 売払収入	150	観光パンフレット 及び観光絵はが き売払収入
				2.観光事業 参加者 徴収金	45	観光事業参加者 負担金 @ 1,500円× 30人 =45,000
2.特産品売払収入	120	110	10	1.特産品 売払収入	120	特産品売払収入
合 計	1,957	1,317	640			

2. 支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
①事務費	45	200	△155			
(1)事務費	45	200	△155			
1.事務費	45	200	△155	旅 費	10	府内旅費
				需 用 費	25	○消耗品費 10,000 ○食糧費 10,000 ○印刷製本費 5,000
				役 務 費	10	郵送料
②事業費	1,890	1,050	840			
(1)観光事業費	500	530	△30			
1.観光行事費	450	530	△80	報 償 費	110	出演者謝礼 80,000 観光案内謝礼 30,000
				需 用 費	175	○消耗品費 40,000 ○食糧費(来賓及 び出演者等陪) 125,000 ○印刷製本費 10,000
				使用料及び 賃 借 料	165	バス借上料 100,000 会場借上料 30,000 臨時電話 35,000
2.観光事業費	50	0	50	委 託 料	50	観光地整備委託 料
(2)特産品宣伝事業	350	200	150			
1.特産品普及宣伝費	350	200	150	商品買上費	100	商品買上等
				負 担 金	250	地場産業まつり 負担金 150,000 大阪の伝統産業 市負担金 100,000

科 目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	節		説 明 円
				区 分	金 額 千円	
(3)受託事業費	1,040	320	720			
1.商工業振興費	1,040	320	720	報 酬	250	通行量調査 200,000 買物動向調査 50,000
				需 用 費	150	○消耗品費 50,000 ○食糧費 30,000 ○印刷製本費(各 種用紙報告書) 70,000
				負 担 金	640	情報提供事業
③予備費	22	67	△ 45			
(1)予備費	22	67	△ 45			
1.予備費	22	67	△ 45			
合 計	1,957	1,317	640			

### 3. 予算流用の範囲

予定支出の各項経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 事務費、事業費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。



- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 産業衛生部長（内田繁君） ただいま一括して御上程をいただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和52事業年度決算書類の提出について」並びに報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容を御説明申し上げます。

初めに、昭和52事業年度決算書類関係で別紙の2ページでございます。事業概要の地場産業の振和対策といたしまして、市内繊維業界の総合的産地形成を目指した体質改善を図るため、生産工程、流通、配給ルート、下請取り引き関係等の実態あるいはアパレル産業などについて、基礎的な調査を行いました。

また、情報提供事業といたしましては、市内事業所の経営に役立つ国、府、市の施策の紹介や、税務、社会保険等の実務に関する記事などの情報を流すため、商工会との共同編集による商工ニュースを6回発行したものであります。

次に、2ページから3ページに移ってまいりますが、特産品振興に関する事業につきましては、昨年10月8日、9日の2日間にわたり、国府小学校におきまして、関係業界の御協力を得まして、「和泉市地場産業まつり」なるものを開催し、市民が産業に寄せる愛着心の立場を図ったものでございます。

また、特産品の販路を広く国内全般にも求めるため、泉州5市協賛によりまして、本年2月17日から22日までの6日間、広島県天満屋百貨店において開催された「大阪の伝統産業市」に、本市の代表的な地場産業であります綿製品、人造真珠、ガラス製品などを出品いたしました。

また、これらと関連いたしまして、市内国有の特産を広く宣伝するため、「いずみの特産」と題する特産品パンフレットを刊行いたしました。

次に、観光に関する事業として、市内観光地を市民を初め近在府民に広く宣伝し、憩い場を提供するため、春には槇尾山桜まつりを、秋には初めての試みとして、11月3日には市内観光施設めぐりのバスツアーを実施いたしました。

続きまして、4ページでございます。理事会並びに役員の変動に関する事で、まず、理事会開催が2回、地場産業まつりに関する役員協議会が1回開催され、当振興会の事務事業等に関する事項6件を御審議いただき、可決決定いただいております。

また、役員関係では、就任された理事3名でございまして、52事業年度末での役員構成は、理事長を含め理事12名、監事2名となっております。

事務局につきましては、商工課の職員8名を兼務職員として当振興会の事務を担当しており

ます。

以上、簡単ではございますが、事業の概要でございます。

続きまして、収支決算についての概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの収入の部では、財産収入では、市より百万円の出資をいただいているものに対する定期預金利子として6万7千500円と、運用資金の普通預金利子6万8千500円を収入いたしました。

次に、寄附収入として、市から観光事業補助金50万円、情報提供事業として、商工ニュース編集委託料64万円であります。

次に、事業収入では、観光パンフレット及び絵はがきの売り払いで17万2千700円、観光施設めぐりバスツアーの参加者からの徴収金4万1千500円、特産品売払収入16万7千521円。

次いで繰越金として、前年度繰越金395万497円となっております。

以上、収入総計560万9千218円と相なっております。

続いて、6ページの支出の部でございますが、まず、事務費として、19万8千850円を支出しております。

次いで、事業費につきましては、233万7千421円を支出いたしておりまして、桜まつり、バスツアー、その他観光事業の経費として、33万7千681円を支出いたしました。

また、特産品普及宣伝費では、商品買上費14万1千740円、和泉市地場産業まつり開催負担金、「大阪の伝統産業市」負担金として52万5千円、特産品パンフレットの印刷費として58万円、行事用紅白幕6万3千円、計139万9千740円を支出いたしました。

また、受託事業では、商工ニュース編集委託料64万円、産業構造改善基本調査委託料5万円を支出し、計69万円を支出いたしました。

以上、支出合計253万6千271円となっており、収入支出差し引き307万2千947円を次年度へ繰り越いたしました。

なお、8ページの当該事業年度末の当振興会の財産目録は、設立したときに市より出資を受けた基本財産100万円と、観光行事用放送設備1式12万8千790円、紅白幕6張り6万7千円がございます。

以上、簡単でございますが、昭和52事業年度和泉市商工業振興会事業報告並びに収入支出決算書類提出についての報告内容の御説明といたします。

続きまして、報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容を御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画につきましては、不振かつ地場産業の振興を図るため、繊維関連業界については、国の繊維工業審議会の提言に基づく施策に対する対応と、人造真珠関連業界については、小規模企業共同利用工場建設計画の事業化に対する指導、また市内工業者間の横の連携を密にし、相互に情報交換を容易ならしめるよう、工業会組織の育成を図ってまいり所存でございます。

一方、商業関係におきましては、泉北ニュータウン光明池地区の開発が促進される中にあって、市内商業立地条件の変化が予想され、このため広域商業診断の受診などを主要な柱として、地場産業振興に関する事業、特産品振興に関する事業、観光に関する事業、小規模企業共同利用工場の建設譲渡に関する事業を策定いたしましたものでございます。

次に、この事業計画を進めるための予算について御説明申し上げます。

まず、3ページの収入の部で、基本財産収入として、設立当時市よりの出資金100万円を定期預金いたしておりますが、これの預金利子として5万2千円と運用資金の普通預金利息5万円を見込み、総計財産収入として、10万2千円を計上いたしました。

次に、寄附収入では、観光事業に対する補助金50万円及び情報提供事業として、商工ニュース発行に対する負担金64万円、商工環境の変化に対応するための広域商業診断調査受託料40万円をそれぞれ市から受けるものでありまして、計154万円を寄附収入として計上いたしました次第でございます。

次に、事業収入といたしましては、まず、観光事業収入としては、昨年度作成いたしました観光絵はがきと観光パンフレットの売払収入に15万円、市内の史跡名所のバスツアーの参加者負担金として4万5千円、市内特産品売払収入として12万円を見込み、計31万5千円を事業収入として計上いたしましたものでございます。

以上、収入総額195万7千円と相なっております。

続きまして、4ページの支出の部では、事務費の諸経費として4万5千円。

事業費としては、観光事業の経費50万円と、特産品宣伝事業の「地場産業まつり」及び「大阪の伝統産業市」開催に伴う負担金25万円、展示用商品買い上げ費10万円の35万円を計上。

受託事業では、広域商業診断実施に伴う経費に40万円、情報提供事業費に64万円の104万円を計上いたしました、事業費総額189万円を計上いたしました。

予備費につきましては、2万2千円を計上し、支出総額195万7千円となっております。

なお、予算流用の範囲としては、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるように定めさせていただいたものでございます。

以上、簡単ですが、報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和53事業年度事業計画書類の提出について」の報告内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号、第4号の報告を終わります。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

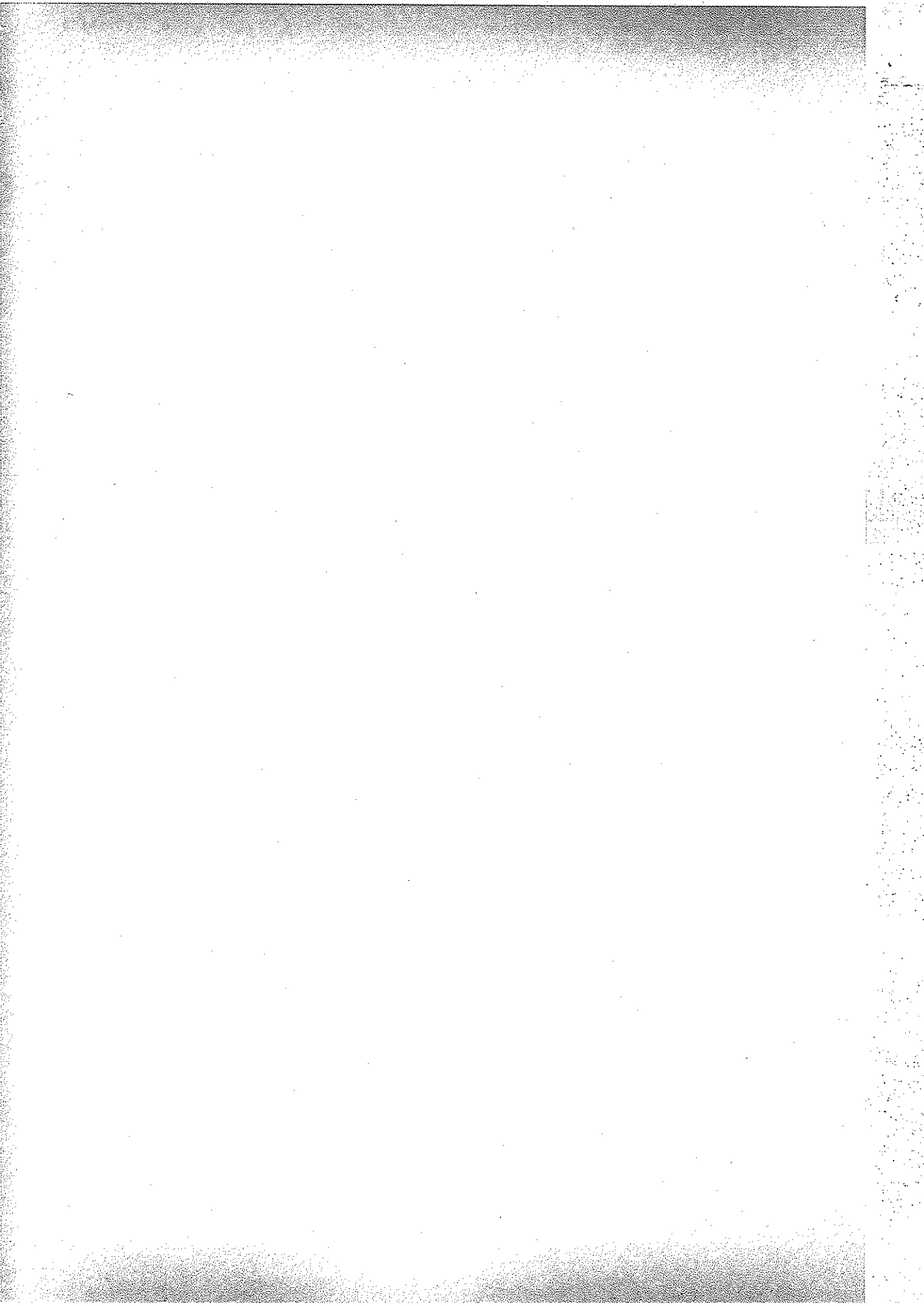
御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明30日も引き続き議案審議を続行いたしますので、定刻御参集くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。長時間まことに御苦勞様でございました。

（午後4時48分散会）

---

第 4 日



昭和53年6月30日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	桂行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤阪	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	市長公室 企画担当理事	佐原行雄
助	役	坂口禮之助	市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田明郎
収入	役	中塚白	財務部長	麻生和義
参 兼市長公室長事務取扱		西川喜久	財務部次長	北野敦雄
参 土地開発公社事務局長		林徳次	財政課長	大塚孝之

同 和 対 策 部 長	中 西 淳 富	消 防 長	松 村 吉 堯
同 和 対 策 部 次 長	生 田 稔	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
市 民 部 長	森 保	用 地 担 当 参 事 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一
市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	富 田 宏 之	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
産 業 衛 生 部 長	内 田 繁	教 育 長	葛 城 宗 一
産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫	教 育 次 長	広 岡 史 郎
建 設 部 長	山 本 俊 兼	管 理 部 長	杉 本 弘 文
建 設 部 次 長 兼 建 設 総 務 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
改 良 事 業 部 長	逢 野 一 郎	指 導 部 長	高 橋 貞 良
改 良 事 業 部 次 長 兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱	明 坂 貞 士	指 導 部 次 長	橘 木 昭 夫
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	萩 本 啓 介	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	味 谷 日 吉
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局	岸 田 秀 仁
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	監 査 委 員	西 口 喜 一 郎
病 院 事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
水 道 部 長	田 中 稔	農 業 委 員 会 長 事 務 局	信 田 種 行
水 道 部 理 事 兼 工 務 課 長 事 務 取 扱	福 本 喬 久		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

市泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡 昭 男  
次 長 吉 田 種 義  
議事係長 西 垣 宏 高  
議 事 係 佐土谷 茂 一  
議 事 係 山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第2回定例会議事日程 (6月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案 第43号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P112
2	議案 第37号	和泉市特別土地保有税審議会条例制定について	P1
3	議案 第38号	和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例制定について	P4
4	議案 第39号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定につ て	P9
5	議案 第40号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関 する条例の一部を改正する条例制定について	P12
6	議案 第41号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例制定について	P17
7	議案 第42号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例制定について	P21
8	議案 第2号	農地の固定資産税に関する要望決議	別紙

(午前10時20分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、連日お疲れのところ、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは、16名でございます。欠席の届け出ある議員さんはございません。なお、木下議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われまます。現在、16名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと在じます。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第一「昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第43号

##### 昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和53年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,938千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,746,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.自動車取得税交付金		124,520	4,938	129,458
	1.自動車取得税交付金	124,520	4,938	129,458
歳入合計		18,741,800	4,938	18,746,738

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,502,845	2,266	1,505,111
	1. 総務管理費	823,628	1,930	825,558
	2. 徴税費	335,663	336	335,999
3. 民生費		4,786,410	182	4,786,592
	1. 社会福祉費	1,759,557	182	1,759,739
4. 衛生費		1,233,193	300	1,233,493
	1. 予防衛生費	317,401	300	317,701
7. 商工費		178,876	112	178,988
	1. 商工費	178,876	112	178,988
10. 教育費		2,771,436	2,078	2,773,514
	1. 教育総務費	330,056	2,000	332,056
	5. 社会教育費	354,462	78	354,540
歳出合計		18,741,800	4,938	18,746,738

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事項	期間	限度額
和泉市土地開発公社 が発行する公社債の 債務保証	昭和 53 年度	元金
	}	2,000,000
	昭和 63 年度	及びその利子

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
③ 自動車取得税 交付金	千円 1 2 4,5 2 0	千円 4,9 3 8	千円 1 2 9,4 5 8		千円	円
(1) 自動車取得税 交付金	1 2 4,5 2 0	4,9 3 8	1 2 9,4 5 8			
1. 自動車取得税 交付金	1 2 4,5 2 0	4,9 3 8	1 2 9,4 5 8	1. 自動車取得税 交付金	4,9 3 8	自動車取得税交付金追加
歳入合計	1 8,7 4 1,8 0 0	4,9 3 8	1 8,7 4 6,7 3 8			

2 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				国府支出金	特定	財源				区分	金額
						地方債	その他				
② 総務費	千円 1,502,845	千円 2,266	千円 1,505,111	千円	千円	千円	千円	千円			
(1) 総務管理費	823,628	1,930	825,558			1,930					
5. 財産管理費	55,682	1,200	56,882			1,200					
(3) 車輛管理費	1,9832	1,200	21,032			1,200	<sup>18</sup> 備 購入	1,200	自動車購入費		
13 諸費	1,9990	730	2,0720			730					

② 町会等活動費	7,429	730	8,159							町会連合会活動補助金追加	730		
(2) 徵稅費	335,663	336	335,999										
1. 稅務總務費	250,686	90	250,776										
〔4〕特別土地保有稅審議會費		90	90							1. 報酬	45	委員報酬	
										11 需用費	35	消耗品費	10
												食糧費	15
									18 備購入費	10	圖書購入費		
3. 徵收費	52,733	246	52,979										
〔1〕徵收費	52,733	246	52,979							19 負擔金補助及交付金	246	市納稅貯蓄組合補助金追加	
③ 民生費	4,786,410	182	4,786,592										
(1) 社會福祉費	1,759,557	182	1,759,739										
1. 社會福祉總務費	242,029	92	242,121										
〔2〕社會總務費	67,289	92	67,381							19 負擔金補助及交付金	92	社會福祉協議會補助金追加	
9. 國民年金費	815,587	90	815,677										

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特定財源			一般財源	区 分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
(2) 国民年金事務費	12,196	90	12,286			90	19 負担金補助 及交付金	90	国民年金保険料 納付組合補助金 追加	
④ 衛生費	1,233,193	300	1,233,493			300				
(1) 予防衛生費	317,401	300	317,701			300				
1. 予防衛生総務費	215,053	300	215,353			300				
(2) 予防衛生総務費	136,107	300	136,407			300	19 負担金補助 及交付金	300	横山慶協立病院 補助金追加	
⑦ 商工費	178,876	112	178,988			112				
(1) 商工費	178,876	112	178,988			112				
2. 商工振興費	13,082	112	13,194			112				
(2) その他振興費	4,107	112	4,219			112	19 負担金補助 及交付金	112	小規模事業対策 補助金追加	
⑩ 教育費	2,771,436	2,078	2,773,514			2,078				
(1) 教育総務費	330,056	2,000	332,056			2,000				

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金額	千円	
				国府支出金	地方債					
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2. 事務局 費	千円	千円	千円			千円			千円	
	196,916	2,000	198,916			2,000				
{2} 一般管理費	3,073	2,000	5,073			2,000	18 備 購 入 費	2,000		自動車購入費
(5) 社会教育費	35,4462	78	35,4540			78				
1, 社会教育総務費	77,969	60	78,029			60				
{5} 各種行事費	2,739	60	2,799			60	13 委 託 料	60		婦人会行事委託料追加
2. 青少年対策費	8,764	18	8,782			18				
{2} 子供会費	752	18	770			18	13 委 託 料	18		子供会行事委託料追加
歳 出 合 計	18,741,800	4,938	18,746,738							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出  
 額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の			左 の 財 源 内 訳			
		支 出 見 込 額		支 出 予 定 額			特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
和泉市土地開発公社 が発行する公社債の 債務保証	元 金 2,000,000 及びその利子			昭 和 5 3 年 度 } 2,000,000 昭 和 6 3 年 度 } 及びその利子	元 金 2,000,000 及びその利子				元 金 2,000,000 及びその利子	



○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました議案第43号「昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、補助金等審議会に審議をお願いし、最小限の追加可能額について議を経ました各種団体に対する補助金の追加と、耐用年数の到来に伴う自動車の買いかえが主なものでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出総額にそれぞれ4億93万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百87億4千6百73万8千円と定めるものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、土地開発公社の再建の一助といたすべく金利の変更、さらには、長期安定資金確保のため、土地開発公社が今回、公社債を発行する運びとなりました。これによりましてその発行額20億円とその利子を、本年度から昭和63年度までの間、債務保証いたすものでございます。

以上が、予算の条項でございます。

それでは、事項別明細書により、各項目ごとの御説明を申し上げます。

まず、総務費でございますが、総務管理費といたしましては、軽自動車2台分の買いかえによる百20万円、町会連合会活動補助金73万円の追加計上でございます。

徴税費につきましては、特別土地保有税審議会費として9万円、また、市納税貯蓄組合補助金24万6千円の追加計上でございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉協議会補助金9万2千円、国民年金保険料納付組合補助金9万円のそれぞれ追加計上でございます。

衛生費につきましては、横山農協立病院補助金30万円。

商工費につきましても、小規模事業対策補助金1万2千円のそれぞれ追加計上でございます。

教育費につきましては、教育総務費として、教育委員会公用車の買いかえ200万円。

また、社会教育費につきましては、婦人会行事委託料6万円、子供会行事委託料1万8千円のそれぞれ追加計上でございます。

以上が歳出でございまして、総額4億93万8千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

今回の財源は、すべて自動車取得税交付金をもつて充当すべく53年の見通しを勘案し、4億93万8千円を追加計上いたしました。

以上が、補正予算第2号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜

りますようお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 今回の補正で一つお聞きしたいのは、福祉関係の見直しというか、追加ということは考えておらなかったのか。ここで出てるのは、横山の病院が30万円、その他町会、婦人会、子供会、社協に9万円、これらを見ますと、結局、入ってくる金が4百93万円しかないんだから、それを配分するというので、何ら前回の予算委員会などで論議されたが、それなりの福祉の見直しは反映されてないと思うんです。だから、その辺の福祉関係の増額はどのように見込めなかったのか、ひとつお答えを願いたい。

それから、開発公社の公社債の債務保証についての問題これは新しい一つの制度と私は思いますので、端的にお尋ねしますが、きのう論議された開発公社の赤字1億7千4百64万8千円というものは、この公社債の発行で具体的にどうなっていくのか。

もう一つは、公社自身が低利の分もあれば、都市銀行の分もあると思うが、その辺から利子がどのように軽くなっていくのか。何ほ軽くなるのか、その辺をちよっとお答え願えますか。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

今回の各種団体に対しまする一部補助金の見直しによる追加でございますが、本件につきましては、去る3月の定例会、予算委員会の審議等を通じまして、議会の意向を体しての補助金を追加させていただいたということでございます。

福祉関係の補助金の追加という、趣旨の御質問でございますが、社会福祉協議会に若干の追加をいたしてございます。その他、特に今回の補助金の追加につきましては、昨年というか、前年度で協力を願って今日まできたという補助金等について、財源の許す限り、最小限にしほらせていただいたという実態でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 参与（林徳次君） 公社債の発行に伴う債務負担行為の中身について、2点御質問をいただいております。

第1点目の昨日御説明申し上げました欠損金との関係はどうか、という端的な質問でございます。欠損金と公社債発行は関係ございません。いわゆる御質問の趣旨は、赤字公債的な意味があるのではないかと受けとめますが、そのような意味は全くございません。御説明申し上げましたように、長期低利の資金を導入して、比較的金利の高いものを借りかえて金利負担の軽減を図るということと、長期安定資金という経理上のメリットがございます。

それから、具体的に金利の軽減は幾らかという御質問でございます。単年度試算しております資

料によりますと、約千六百一十萬円の金利の軽減が図られる。もう少し具体的に申し上げますと、一部大阪府からお世話願っております、府の同和对策事業用地の先行取得資金がございます。そのうち約一十億円は8%で割り高、残り二十億近くございますが、これが7.5%、当面、これらを7.2%の長期低利のものに借りかえたいということで、その試算が千六百一十萬円に相なるというものでございます。

以上です。

- 21番(直村静二君) よくわからないのは、借りかえで金利が少し軽くなるというのは、それなりのメリットがあるのはわかりますが、長期安定資金というのはどういうことですか。つまり、いまの公社の借入金は、皆不安定資金という意味ですか。その辺の不安定な要素の説明。
- 参与(林徳次君) あくまでも、金融情勢の見通しの問題にも係るわけでございますが、御存知のように、ここ数年来、一番高いときは、10%を上回る高金利の時代もございました。これが急速に長期プライムレートで現在、7.1%というところまで下がってまいりました。経済的には、底ではないとも言われております。まだもう一段下げがあるという声もございますが、大きな流れでは、今後、金利はこれ以上下ならず、わずかではあります、横ばいから上昇に向かうのではないかと、これは10年間の見通しの話でございます。

したがって、現在まで公社で扱っております市中銀行の金利は、御存知のように、固定金利ではございません。その都度、プライムレートの変更によりまして協議し、改定に應ずるという約定に基づいております。たとえば4月から7.1に下がったと仮定しても、来年度、さらにその先に8%、9%という上昇の予測が経理上つかないというデメリットもございますし、現実の金利差のデメリットの2点が考えられ、そういった意味での長期安定資金と申し上げたわけでございます。

- 21番(直村静二君) さすれば、この7.2の公社債、だれが引き受けてくれますの。
- 参与(林徳次君) 登録並びに引受金融機関は、泉州銀行でございます。
- 21番(直村静二君) 泉州銀行が7.2で引き受けてくれ、その20億円の保証をするということですか。
- 参与(林徳次君) はい。
- 21番(直村静二君) そうすると、公社債の発行で大変得になるという説明、助役さんにお聞きしますが、開発公社の赤字の対策とは関係がないということでの公社債の発行、こういう発想ですか。その辺の確認をしとかんとね。
- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

先ほど来、公社の局長からもお答えしておりますように、公社の赤字対策として、公社債を発

行するということではございません。あくまでも、現在、高金利でお借りしておるものにつきまして、7.2%の長期低利で固定した、安定した性格の資金を導入し、それらの借りかえと申しますか、償還に引き当てていく、高金利の資金の償還に引き当てていきたいということから、公社債の発行を発議させていただいたということでございます。

○ 21番(直村静二君) もう少しよく聞いとかないかんのは、20億の根拠がよくわからない。どれだけ借りかえていけるのか。当面、20億しかあかんのか。その辺のところですね。現在、53年度の公社の運営をやっていますが、一番低利のものは府の同和関係の資金、それ以外の市中銀行のものは高いとなります。そうすると、20億の限度額の根拠、もっとよけい泉州銀行が引き受けてくれるんやったら、百億でも引き受けられるという可能性もありますわな。

○ 参与(林徳次君) 20億の根拠ですが、当面これが発行になりましたら、先般、大阪府の同和对策室へ参りましてこういった経過を御説明申し上げ、内容の御理解を賜っておりますので、8%分の約10億、7.5%のうちの10億、これの繰り上げ償還をお認め願いたいということでの折衝をして、その分に充当する金額でございます。

たとえば50億、百億とかいったように理論上は可能でございますが、それぞれいまままで導入しておる資金は、一定の約定に基づいてやっております。債務保証の内訳も御存知のとおり、事業別、いわゆる物件別に保証をいただき、それぞれ事業執行を終わって返済することが原則でございます。無目的というか、低利であれば幾らでも借ればよいということではございません。当面、20億の繰り上げ償還の話し合いをつけ、その上に立ってやるということでございます。

○ 21番(直村静二君) この泉州銀行にした理由、住友もあれば三和もある。ボーナス時期には、職員のおふところをねらって、執務中でも出せ、出せと、かなりきわどい場面も見てますが、泉州銀行に限った理由、他の銀行ではあかんかったのか。

○ 参与(林徳次君) 公社債の発行については、私も初めての経験でございます。金融機関の詳しい内部事情は在りませんが、まず第1点は、住友、泉州は、和泉市のメインバンクでございます。その中で引受機関を求めるといった、正常な考え方に立っております。

それから、こう言っただけですが、泉州と住友さんは、地銀さんと都銀さんという相違がございます。御存知のとおり、公社債という市場性の薄いものを手がけるのは、地銀さんの方が適当であるといったことから、まず、お話を持ち込みましたところ、心よく引き受けていただいたということでございます。したがって、泉州銀行さんということでございます。

○ 21番(直村静二君) 私も銀行関係は詳しくないが、一地方銀で、しかも市場性が薄いという、銀行は落ち目ですから、繊維がだめだから、自治体をねらってきたという感じがせんでもないが、それはともかく、相手がどこであれ、市の財源が担保に入るかっこうですから、その辺の

癒着的な問題をこの際、私は気をつけておかないかということも一つあると思います。

世間一般では、こういう公社債の発行は、どうしても赤字のしりぬぐいの発行であるという疑いがあるんです。いわゆる奇策ではないか。本来ならば、高金利であれ、低金利であれ、公の公社の用地買って、少なくとも事業に乗っていくんですから、全部管理費も維持費も金利も乗せて相手に買ってもらうというのが本来の業務でしょう。これで一体だれを助けていくんかということです。その点、大きな疑問があるんです。和泉市に債務保証させて公社債を発行し、低金利にしていくという発想、すでに公社があちこちに買ってますよね。公共用地の先行取得という事業はわかっている。いまになってどうしても公社の赤字のしりぬぐいのための公社債の発行という疑いは、いまだに私には消えない。

だから、こうしてしつこく細部にわたって聞いてるんですが、この辺については、もう少しここへくるまできちんと公社の分は間違いない、赤字が発生しないで売り渡しておつて、事業に乗っておつたら、こんな問題が起こらないと思います。その辺について、きちんと市長から答えしてもらいましょうか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

御承知のとおり、公社の資金運営について、現在までの経過から申し上げまして、決して行き詰まって、借入れ先がないから困っておるんだという状況ではございません。公共用地の取得という目的を持っておりますから、その都度、メーンバンク等から、あるいは同和対策資金等から借入れ可能でございます。現在の資金事情が困っておるという状態ではない、どうにか資金は確保できております。

したがって、このままいっても資金融通に苦労するという意味のものではないわけなんです。先ほどから何回か御答弁申し上げておりますように、いわゆる金利等が、そのときの金融情勢によって非常に高下はなはだしいでございます。かつて高いときには10%のものを借らざるを得なかったという時期もございます。現にお借りしているものでも、8%といっても、利息の先払いとかがございまして、結果的に8.2とかの高金利になることもございます。そういうものも抱えておる中、非常に金利負担が重なってまいりますので、何らかの形で軽減を図ることは、公社運営上欠くことのできない問題であるということから、いろいろ検討いたしまして、こういう公社債発行に切りかえまして、長期的に金利の固定した資金の借入れをして、それでもって現に高金利で借りているものを返済し、金利負担の軽減を図りたいという正直申し上げまして、うそ偽りのない、本当の考え方でございますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと在じます。

○ 21番（直村静二君） 安い金利になった理由は何ですか。泉州銀行が特に和泉市に対して7.2で長期に融資しましょうとね。

○ 助役（坂口禮之助君） 一つは、やはり現時点における金融市場の利率が、公定歩合等の引き下げによって一般的に下がっており、これが一番大きな原因でございます。

将来に対する金利の見通しについては、なかなか経済専門家でも、確たる見通しは立ちにくい状態でございます。現在の公定歩合が非常に低いということは、恐らくこれ以上下がって低金利になることはないんじゃないかという見方が非常に強うございます。そういう時期に長期低利の安定した公社債を発行するのは、タイミングとしては一番いいんじゃないかということで踏み切らせていただいたわけでございます。そうした一般金融市場の状況の中で、7.2%ということで了承を得られたということでございます。

○ 21番（直村静二君） 期間がかなり長い。53年から63年、10年間は金利変動はない、7.2でいくという契約ですね。

○ 助役（坂口禮之助君） 金利の変動にかかわらず、10年間7.2で固定していくという契約になっております。

○ 21番（直村静二君） やはり泉州銀行との癒着の関係で、他の銀行の申し入れについては断るという。市が担保に入るんやから金利は間違いなく入ってくる。繊維企業に貸すよりも銀行側はメリットがありますわね。一地方銀行ですがな、その辺の考えはどうかということです。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

非常にこういう金融市場が非常に複雑な状態にあることは、議員さんもよく御存知だと思います。公社債というのは、一般の株式会社が発行する株式とか有価証券のごとく、その時点での相場によって自由に売買できる性格のものではなく、特殊公法人という形で発行はできますが、市場性はございません。

したがって、こういう公社債の引き受けとなりますと、どこの銀行でも喜んで引き受けしてくれるかという、銀行によって業務方針がございまして、なかなか引き受け手というものは探すのにむしろ困難といった実態でございます。大阪府下の全体の市町村もそうでございますし、いわゆる市場性がないので引き受け手が見つからないのが実態でございます。

直村議員さんがおっしゃいます泉州銀行との特別な癒着という形でお引き受け願ったというのはさらさらございません。むしろわれわれといたしましては、よく引き受けていただいたというように受けとめておるのが実態でございます。

○ 21番（直村静二君） 私は逆のことを考えてます。結局、こういう癒着的な、特定のことによって、他の金融機関が、それなりに市もいろんな事業の面についての一定の制裁的なことがされないかどうか、実は、そういう感じを持つので、そういう発言をして確認してるんです。あなたの答弁では、むしろ探すのに困難だという。他の市中銀行が、和泉市と泉州銀行との癒着につ

いてどういう反応を示すか、今後、マイナスにならないかどうかが本当の心配なんです。

- 助役（坂口禮之助君） 私たちは担当部局ともども、この公社債引き受け機関等につきましては、事前に種々検討もし、研究もしております。しかし、結論から申し上げまして、そのような他の銀行から泉州銀行に引き受けていただいたからということで問題が起き、今後の市並びに開発公社の金融に影響があることはないというふうに確信をしております。
- 21番（直村静二君） ないようにしてもらいたいし、そういうことがあつては困るということで確認してもらわないかん。

ひとつ意見として、この補正予算は苦しまぎれのものだと思うんですよ。特に歳入を見れば明白です。こういう科目でその分をばらまいた。予算委員会でアンバランスの問題とか、かなり論議されたのに、それらはオミットして依然手をつけてない。だから、ちょっとでもばらまいとけばいいということだと思います。3月の当初予算の後の6月ですので、これ以上言いませんが、次の9月の補正のときには、十分その辺の見直しを考えてもらいたい。福祉関係の補正をうんともらわんと、こんな3月の結着に対してあめをねぶらすような補正でごまかすのはどうも聞こえが悪い。こんな補正なんてちょっと考えられない。その辺をよく胸に入れて、9月には福祉関係にうんと補正を積めるように要望しておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 赤阪君。
- 13番（赤阪和見君） 2、3点お聞きしたい。

いまも直村議員さんからお話がありました。3月の予算委員会が済んで後の補正で、私自身も大変苦しい補正を組んでるんじゃないかと思うんです。まず、車の買い入れが2百万円、あと先ほどの言葉では、ちょっとばらまいたということですが、この教育長の車につきまして、私自身も教育長さんにはええ車に乗ってもらえればけっこうもええと思うんです。しかし、住民感情というのがある、この点と、さらに、3月の予算でたしか助役さんの車が入りましたね。そうでしょう。そのときの答弁によると、助役の車が古くなったと。教育長の車も古いけど、まず、助役さんの車を買って、そして、教育長に回すという答弁だった。私たちはそれを聞いて、悪いさかひに買いかえるのに、その古くて悪くなった車を教育長に回すとは何ちゅうこと言うんや、ということで問題になったことを覚えてるわけです。

そのような当初の考えで、1台買って事が終わった。議会でいろいろ言われたので、今度の補正に出してきてると思うんですが、何だか、つじつまが合わんような感じもするわけです。

そういう点で、最初に言ったように、教育長さんにはええ車に乗ってほしい。しかし、この赤字財政の中で市民感情も考えたとき、市は赤字やけど親方日の丸や、ポコポコ車を買いかえてるやないか、ということで、ちょっとこれは考えてもらいたい。

それと、福祉関係が全く入ってない補正ですが、大変な中で検討され、ほらまいたと言っでは怒られるが、最小限補正した。検討課題にはなったが、残念ながら入らなかったものもあったと思うが、2、3あれば言っほしい。言えなければ結構です。今回の議会でも昌頭、身障者(児)の福祉に関する請願などが出されています。7月から市、府は何もしてくれないから、自分たちで助産所をつくって協力してやってる中で、3月議会でも言いましたが、その点で新たな項目もいただけないし、非常に私自身も心外なんです。

3点目に、一般質問でも話したように、この2百万円あれば、水槽の管理もうまくいく。教育長は何もさらの車には乗りたくない。皆さんの子供を大事に守っていきたいという気持の方が強いと思いますが、教育長が答えるわけにもいかないので、関係の方から答えていただいたら結構ですが、まず、ことし1年はしんぼうしていただきたい。去年は市長の車を買いかえ、ことし当初は助役の車、6月には教育長、教育長には申しわけないが、ことし1年はしんぼうしていただきたい。当初の方針はそういうはずです。しかし、議会でああいうことになったので、これが出てきたと思うんですが、ひとつお答え願いたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 参与(西川喜久君) 車の件につきまして、私からお答えを申し上げたいと思います。

お説ごもっともな点もございます。しかし、現在、教育委員会が使用しておる車につきましては、昭和43年6月に購入した車でございまして、走行距離にして約12万キロ走ってます。非常に古うございまして、それらの点で年間の維持経費等も非常にかかっております。

また、特に最近の教育行政につきましては、御承知のように、日増しに複雑多様化し、日常の活動はもとより、活動範囲も広くなり、それがため現在使用しておる車では、非常に無理が生じておるのが実態でございます。お説のように、非常に苦しい財政状況の中ではございますが、ひとつ御承認をいただきまして、これによってより一層行政効果を上げてまいりたい、このように考えておりますので、その点御理解願いたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 先ほど言ったように、教育長には大変御苦労願ってるので、ええ車に乗ってもらいたい。しかし、3月議会でああいう話が出て、すぐこういう形で補正を出してきたという、悪く言えば、お手盛りのような感が多々する。何も買うなどは言いません。しかし、ことし1年はしんぼうしていただき、3台の車、他の車もありますので、回し乗りをしていただきたい。鉛筆1本にしても節約してやってるときですから、買うなどは言いません。何とか来年の予算まで待ってもらうたらどうか。そう細かいことは言いませんが、そういう考えもあるんじゃないか。やはり行政効果を上げるためにしっかりとがんばっていただきたいと要望しておきます。

福祉行政でお答えをちょっといただきたいと思います。



○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 財務部長(麻生和義君) 福祉関係の補助金の補正に至りました理由というか、そういった御質問でございますが、各種団体はいろいろ数あるわけですが、その中で特に御負担をかけている、市の行政の一翼を担っていただいていると、市全域にわたって活動していただいている組織、現在も活発に市発展のために活動を願っている団体の中で、財源の事情を考慮しながら今回、ごしんほうを願ったということでございますので、事情御賢察いただきたいと在じます。

○ 13番(赤阪和見君) もう1点、各団体に対する補助金は、当に決定したらすぐ全部渡すんですか。それとも、向こうからの請求によって出すんですか。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

各種団体につきましては、年度当初に必要な活動団体にあつては、その都度必要な時期に、それから、決算の実績、事業効果等を勘案して出す団体にあつては年度末といった、これは画一的ではなく、個々の事情に応じて補助金を交付している実態でございます。

○ 13番(赤阪和見君) 今回の補正で出てる補助はどうですか。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

今回の補正につきましても早急に執行すべく、そういった緊急を要する団体ばかりでございますので、議決いただきましたならば、各部局に予算配当を行いまして、その部局と補助団体との協議の中で執行を行っていくということでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 今回の予算措置の中で、なるほど市全般に及ぶところは十分わかります。そういう点では結構かと思いますが、もっと小さい予算で、1回事があつたら使ってしまうしかし、それが大きな補助効果をあらわしているという団体はたくさんあると思います。私自身も要望しておきますが、9月市会の補正については、他の本当に大変なところ、また、あたりまえの福祉について補正をしっかりとお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 28番(坂上國治君) 3月議会で議員さんからいろいろ要望のあつた点について、今度5百万円足らずの補正がなされたということでございます。そこで私、ちょっと聞きたいのは、この昭和51年度の各種団体の補助金を52年度に減額された。しかし、3月議会で議員皆様方の強い要望があつてこれを元へ戻せ、51年度の補助額に復活せよということであつたと思うんです。それがこの5百万円の補助ばかりではないと思うんですが、それがどういう割合になつてののか。51年度に戻つてののかということが1点。

もう一つ、ここに小規模事業対策補助金というのが出てますが、よくわかりませんので、ひと

つあわせて御答弁願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

51年度の補助金の実績につきましては、いろいろ積み上げると1億7千7百69万4千円ということでございまして、52年度削減に御協力願って計上いたしました額は、1億3千5百96万9千円ということでございまして、51年度実績に対する計上率は、76.5%であったわけでございます。その金額の上に今回、百64万8千円を計上させていただいたというのが実態でございます。

各種団体について検討して復活したかということでございますが、一部団体につきましては、活動状況、経理状況を勘案して、実績に上積み等の措置を講じた、若干ではございますが、講じたところもございます。

それと、小規模事業の補助金でございますが、この件につきましては、商工会の経営指導事業に対する補助でございます。商工会の補助金でございます。

- 28番（坂上國治君） ちょっとわかりにくいんですけど、そうすると、51年度に出した補助を52年度に何ぼ減らしたのか。そして今度、何ぼふやしたのかと言ってもらったら一番よくわかると思うんです。
- 市長（池田忠雄君） 御指摘の向きについてお答え申し上げたいと思います。

先ほど財務部長が御答弁申し上げましたが、すべてのいろいろの補助団体に対する数字を申し上げたわけでございます。今回、3月議会で御指摘をいただきまして、いろいろ全市的な御協力をいただいている団体、卒直な話、町会等については51年度の額に戻ってる、このように私は理解をいたしております。今回、必要最小限の御協力をいただいているものにしぼらせていただいている補助の見直しの中で、審議会等の議を経て御提案させていただいているものでございますので、町会等については、これで51年度に戻っていると理解をしております。そういうことで、全体の補助金等の見直しの中での数字を申し上げたわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

- 28番（坂口國治君） そうすると、町会長さんがフルに活躍していただいていることはわかるのですが、各種団体にはいろいろ大小あると思います。やはり市のために貢献してくださると思うんです。そこで、多少とも51年度に戻せという要望があったと思うんですけど、町会長だけをやり玉に挙げて町会の場合はこうです、ということですが、全般にわたっては、減額したときに比べ戻ってないということですね。100%戻ってるんですか。
- 財務部長（麻生和義君） 市長からお答え申し上げましたように、大半の団体については51

年度実績に戻っておりますが、一部団体については、なお削減に御協力願っているという実態がございます。

- 28番(坂上國治君) 御協力願ってる、しんぼうしてもろうてるということですか。
- 財務部長(麻生和義君) そうです。
- 28番(坂上國治君) 満足はしていただけないが、ひとつこれにしんぼうしていただくということで、十分織り込んでないというふうに理解してよろしいですか。
- 財務部長(麻生和義君) 一部団体については、そういった事実がございます。
- 28番(坂上國治君) そういうことであれば、やはり不公平ということになるんで、今後、ひとつ十分肝に銘じて平等にいける方法を考えてもらいたいことを要望して、終わります。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。

- 2番(天堀博君) いま、各議員から種々質問が出てますので細かい点は避けますが、やはり横山病院などの補助金にしても30万円程度以前削ってまた復活ということですが、削る段階でも、横山病院は山間部で南横山の診療所についても御協力願ってることからいっても、経営的にも大変しんどい中でがんばっていただいていると思う。そういうところの補助金を削って後で復活するというのではなく、もっと当初から真剣に取り組むべきだと思います。

それから、3月の予算議会で坂上議員からお話が出ましたように、私どもも含めて相当論議が出たように思います。ところが、それに対して理事者は十分こたえていないと見てるわけです。財源の点でむずかしい問題がいろいろあると思いますが、たとえば雑入とかいろんなことで、言わばごまかしの歳入を見込むわけですから、そういう点ではベテランがそろっておられると思いますので、ひとつ十分考えて予算措置をしていくこともできるんじゃないかと思います。

福祉問題についても、私どもの直村議員からも申しましたが、9月の補正ということで要望しておきますと同時に、開発公社の債務負担については、今後の推移を見守っていきたいと思います。

以上、意見を述べて終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 25番(竹内修一君) 財源の乏しい中から、各種団体の補助の増額、見直しをされた努力に対しては多としますけれども、予算委員会で、付帯条件としてアンバランスを修正しなさい、ということに十二分どころか、十分にもこたえてない感じをだれもが持ったということ、各議員の質問を聞いておって感じたと思います。

特に市長は、重点施策という言葉が使われますけれども、青少年の非行防止という観点からするならば、これに係する諸団体の補助を思い切ってなすべきであり、そして、総合した施策を

お考えになる必要があろうかと思ひます。片や8百15万9千円、そして、それと同等に活動しておられる団体が66万円、それから、無期等の補導しておられる団体、保護士会が44名おつて10万円余、民生児童委員等々と比較してね、大阪府の各種団体と関連があるわけです。一生懸命活動しておるので、市も活動補助を出してるといふ向きもございまして、そういうことを勘案されて、9月補正なりに本当に意のあるところを対処してもらいたいと思ひます。私は要望だけしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 質疑、御意見をこれにて打ち切ります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第43号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第二「和泉市特別土地保有税審議会条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第37号

##### 和泉市特別土地保有税審議会条例制定について

和泉市特別土地保有税審議会条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

##### 和泉市特別土地保有税審議会条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第603条の3第3項の規定に基づき、和泉市特別土地保有税審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 審議会は、土地利用、都市計画又は土地に関する税制について学識経験のある者及び地方公共団体の職員のうちから、市長が任命する5人の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開会することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出等の要求)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、財務部資産税課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続、その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行され、特別土地保有税の課税の合理化を図るため、一定の基準に適合することについて、市町村長が特別土地保有税審議会の議を経て認定した土地については、納税義務を免除することとされたことに伴い、本市においても所要の規定を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第37号「和泉市特別土地保有税審議会条例制定について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本年4月1日、地方税法の一部を改正する法律が施行され、特別土地保有税につきましては、土地の所有者から、その土地が事務所、店舗、その他の建物又は構築物で、その構造、利用状況等が恒久的な利用に供され一定の基準に適合するもの又は工場施設、競技場施設、その他の施設で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供され一定の基準に適合するもので、かつ、当該土地の利用が土地利用、都市計画、その他の土地利用に関する計画に照らし、これらの土地が計画的な土地利用に適合するものであって、土地の所有者から特別土地保有税の免除の申請のなされたものについて、市長が認めた場合、納税義務が免除されることとなるものであります。市長がこの認定を行う場合には、特別土地保有税審議会を設置し、調査審議し、議を経ることと定められたものでございます。本市におきましても、これを設置させていただきたく、御提案申し上げる次第でございます。

次に、この条例案の内容を御説明申し上げます。

第1条は、設置の目的でございます。

第2条につきましては、委員の構成を定めるものでありまして、土地利用、都市計画又は土地税制についての学識経験のある者及び市の職員のうちから選任し、5人をもって組織いたしたく在するものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、会長の選任及び会議方法を定めるものでございます。

第5条につきましては、必要に応じ、市長に対し、資料の提出を求めることといたすものであり、第6条は、事務局を定めるものでございます。

第7条につきましては、補則として、議事の手続等を審議会に諮って定めることといたすものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） この条例改正の元となるのは、地方税法の改正に伴ってこうなってきたと思いますが、大体、この土地保有税が緩和されるということで、それに適合されるような対象の物件が和泉市内にどのくらいあるのか。また、その総面積がどれくらいで、そこから上がる税金はいかほどになるのかということが第1点。

それから審議会の委員ですが、「学識経験のある者及び地方公共団体の職員」ということでございますが、職員の中には特別職とか、あるいは議員とかの議会関係も含まれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 天堀議員さんのお尋ねの物件数と総面積でございますが、筆数で申し上げますと、52年度実績では、保有税の対象で6百35筆でございます。納税者につきましては、38人でございます。対象の総面積は、80万2千2百25平米でございます。それによる調定額が、7千6百9万3千3百50円と相なっているわけでございます。

○ 助役（坂口禮之助君） 2点目につきまして、私からお答えいたします。

この条例にございますように、第2条にございますように、審議会の委員の選任の基準としては、土地利用、都市計画、それから、土地税制についての学識経験者、それから、市職員となつてございます。最後の地方公共団体の職員の中には、議員さんも含まれるかという御質問でございますけれども、議員さんは含んでございません。理事者の職員と御理解いただいたら結構かと思えます。

○ 2番（天堀博君） 特別職は……。

○ 助役（坂口禮之助君） 現在の考え方は、一般職によって選任したいと考えております。

○ 2番（天堀博君） 2点目は結構です。

1点目の7千6百9万余という52年度の実績ですが、全部申請が出て適用されると見て、これだけの税の減収となるわけですね。大体どのようなものが適用されるか、されないかについて、市長だけがよっしゃ、ということではなく、審議会でいろいろ審議し、その辺の歯どめというのがあるんですか。たとえばこの間の総務委員会等では、原野にテニス等のネットを張って、これはテニスコートにするんやさかいに、というようなものはあかんということ、それはわかります。しかし、それ以外は、よほどのことがない限り、ほとんど適用されるというふうに考えますが、これは法律上やむを得ないのか、あるいは審議会の方で、これはあかんぜ、と相当しぼれるのかどうか。この減額はどれくらい見てるのか。法的な解釈の問題もちょっとお聞きしたい。

○ 財務部長（麻生和義君） お答えいたします。

すべてがすべて、申請が出ればまるまる減額されて、7千百万円の税額が免除されるかと言いますと、決してそうではございません。いわゆる地方税法603条の2でございますが、この税法の関係、それから、この税法の施行令の関係、さらには、自治省の税務局長通達、大阪府の指導いたします一定の扱いの基準等を勘案して複雑な基準になるわけでございますが、最終的には、保有税審議会の議を経たものに限るということでございまして、これについては、厳密なチェックはいたします。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） そういうことでやってもらわな困るわけです。そうすると、特に大型の土地保有者、平米の筆数からいって38名の納税者、5千平米以上の大きなものですが、そういう

大きな土地の申請が出て減免される、あるいは動く。土地が動きやすいようにしようとする今回の措置だろうと思うんです。そういうことがよくわからない。たとえばどんな土地が減免をされるのかわからないという点から、これは審議会そのものの委員さんの意見も尊重しなければなりません、その結果について一定の常任委員会、たとえば総務委員会になりますが、こういうところなり、議会筋に、こういう申請があって、本年度はこれだけ減免をされました、というふうな報告等についてはどう考えておられるのか、ぜひやっていただきたいと思います。それを覆すとかでなくてね。

○ 財務部長（麻生和義君） そういった状況等については、しかるべく調査の上、決定状況等を議会の所管の委員会等に御報告申し上げてまいりたいと思います。

○ 2番（天堀博君） 結構です。意見を言う態度を決めたいと思いますが、やはり先ほど言ったように、今回の改正そのものは、以前、日本列島改造とかで非常に土地の騰貴が問題になって、こういう特別土地保有税、その他がつくられてかなり厳しい状況になったわけですが、今回、大型の土地所有者が優遇されるという措置、こういう点は、私どもは反対なんです。

いま聞いたところでは、通達とかで慎重審議をするけれども、申請が出て法にかなっておればパスしていくという結果になるんじゃないか、こういう観点から見て、この審議会は非常に慎重にやってもらわないかんとすることはありますが、そういう民主的な措置がとられているように見えて、隠れみよ的な役割りを果たすことにもなりかねない、委員さんには非常にお気の毒ですが、あるいは市長の独断をここでとめていくといういい面はありますが、そういうことでパスさせていきかねないということからこの条例制定そのものについては、法律が改正されてきておりますが、私どもとしては、賛成するわけにいかんという意見を申し上げておきたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 15番（横田憲治郎君） これは前年度当初が7千万、滞納繰越もあるんですが、一応、計上してますね。今年度は4千5百万円、前年度比2千5百万円減の計上。繰り越しが3百万円ほどあって4千5百万円ですが、これは保有税の緩和を見越した予算措置であったのかどうか。いまの天堀質問では、7千69万余の対象を発表されておりましたが、それらとの関連がちょっと理解できないので、ちょっと説明してください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

優遇税制の改正につきましては、例年、年度末の3月31日に集中的に成立するのですが、国の税制審議会につきましては、その都度、いろんな情報も入ってくるわけでございます。実際の



法律的手続は年度末に集中いたしますので、その見込みの計算、財政運営等に及ぼす影響については、事前に全国市長会等を通じて情報が入ってくるので、当然、それに向けて財政運営を行わなければならないというのが、われわれの責務でございます。

実は、2千4百万円の減収ということになってございますが、これらについては、全国市長会を通じて、財源措置の手はずは、その段階で政府、自治省に向けて話が進んでございます。具体的には、落ち込み分については、地方交付税の歳入、すなわち、基準財政収入額でその分は差し引きしてもらうということでございます。すなわち、落ち込み分の75%が基準財政収入額で差し引きしていただく、平たく言いますと、減収になる分の25%が、公共団体の減収分であるということでございます。

以上でございます。

- 15番(横田憲治郎君) 減収分の対応を答えていただいて結構ですが、ここでの焦点はそれなりに聞かせていただいていいんですが、私の聞いている焦点は、4千5百万円計上して約2千5百万円の減収、3百30万円の滞納繰り越しがありますから、実際には2千8百万円ぐらいの減収になりますが、2千8百万円の減は、この法律の改正を見越して当初予算を計上したということであれば、先ほど来の質疑を聞いておって、一定の緩和策との具体的な接点というものが言えるんじゃないか。

審議会の審査を経て答申に乗っかるという形式を踏むわけです。ところが実際には、当初予算でそのような目安をつけとるわけでしょう。形式だけがこっちへ回ってきてるわけです。実のある審議をするためにも、当初のことも踏まえて、内示的にどうしても、というときには、事前審議にわたらない範囲で、もっと議会に対するコミュニケーションを図るべきでしょう、そういうことでしょう。大体数字がはっきりしてるんでしょう。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

法律、政令の基準はかなり複雑多岐にわたり厳しい事情になってますが、これも議を経るわけでございますが、明らかにこの免税の対象になるものは、実は正直申し上げまして、本市では、一件は該当するであろうということは確認できるわけでございます。これは当然、その基準に合致しているとわれわれは思うわけですが、それにしても、法律の趣旨からして、議を経なければどうこうすることはできないわけです。そういった観点を踏まえて今回、こういった措置をとらせていただくということでございます。

- 15番(横田憲治郎君) 余り深く聞くと困りはる、困らせるつもりはありませんのですが、やはり筋目はきちんとすべきだと思います。

終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 質疑、御意見ないものと認め、これを打ち切ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声錯綜）

本件に対し反対の声がありますので、挙手により採決いたします。

本件について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数でありますので、議案第37号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第3「和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第38号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中各号を次のように改める。

- (1) 前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前前年の所得）が規則で定める額を超える者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の2第1項に規定する老人医療費の支給を受けることができる者

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。
- 2 改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例第2条の規定により助成を受けていた者のうち改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に該当するものに対しては、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から昭和53年9月30日までの間は、新条例による老人医療費の助成を行うものとする。

理 由

昭和53年度の大阪府の予算編成に際し、事務事業の全般にわたる見直しを行った結果、老人医療費の助成事業についても一部見直しのやむなきに至ったことにかんがみ、本市においても府の方針に基づき、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第38号参考資料

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(対象者)	(対象者)
<p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者のうち、年齢65歳以上の者とする。ただし、次の各号の1に該当する者を除く。</p> <p>(1) <u>前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は、前前年の所得）が規則で定める額を超える者</u></p> <p>(2) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の2第1項に規定する老人医療費の支給を受けることができる者</u></p>	<p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者のうち、年齢65歳以上の者とする。ただし、次の各号の1に該当する者を除く。</p> <p>(1) <u>所得税法（昭和40年法律第30号）第233条の規定による公示のあった者</u></p> <p>(2) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定等により国の老人医療費支給制度の適用を受けることができる者</u></p>

新	旧
<p>2 <u>前項第1号に規定する所得の範囲及び</u> <u>その額の計算方法は規則で定める。</u></p>	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（森保君） それでは、ただいま御提案いただきました議案第38号「和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制度について」の提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

老人医療費の公費負担事業は、昭和47年1月より70歳以上の老人を対象に実施され、続いて、昭和48年1月より67歳以上に、さらに、昭和49年3月より現行の65歳以上に対象年齢を引き上げ、現在に至っているところでございます。

昭和53年度の府予算の編成に際し、開設以来の厳しい財政事情の中で、政府、府政全般に事務事業の見直しを実施した結果、本事業についても、一部見直しのやむなきに至り、本所得制限を改正することとされたことに伴い、本市においても、府の方針に基づき改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、現行の所得制限は、所得税法昭和40年法律第33号、第233条の規定により、税務署の確定申告等に係る金額が1千万円を超える高所得者のみ除かれておりましたが、今回の改正は、国の所得制限よりゆるい、夫婦2人の場合の収入金額が3百万円の基準となります。この改正に伴いまして適用除外となる人員は、約107名と相なります。

なお、附則といたしまして、本条例は、昭和53年7月1日から実施いたしたく在じますが、以降、新規条例に該当する人に対しても9月30日までの間、調整期間として助成を行いたく考えております。

以上、簡単ですが、よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（寺田茂君） 今回の老人医療に対する条例改正の問題なんです、いま、市民部長の説明を聞いてますと、大阪府が変わりましたから、ということなんです。私、あえて質問申し上げたいんですが、国の基準は現在、70歳以上なんです。幸い大阪府は65歳以上について黒田府政の中で進めてきた。さすれば、いま、大阪府の基準を数字に出してもらうたが、国が一体どのぐらいまで所得制限してるんか。大阪府の基準よりはるかに低く、たくさんの方が対象になるのではないかと思いますので、その数字だけちょっと言うてください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

国の基準につきましては、夫婦2人で2百万2千円でございます。

○ 1番（寺田茂君） 和泉市に当てはめたら何人になりますか。

○ 市民部次長（富田宏之君） 該当者は、4,121名になります。

○ 1番（寺田茂君） 今回の改正によって107名という数字は事実だろうと思います。国の基準では、いまのお答えのように4,121名が、対象になる。私、ここで言いたいのは、やはり革新府政の問題を皆さんがどう見てるかということになると思うんです。4,121人が国の基準になるのを107名、必ずしもこれがいいということではないが、国の施策のひずみを府政がこういう状態にしてきたんです。和泉市独自でやれるんなら特にいいんですが、そういう意味で、この改正案で国と府との関連を見させてもらいましたので、それだけで結構です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 坂上君。

○ 28番（坂上國治君） ちょっとお尋ねいたしたいんですが、仮に67歳の老夫婦がおるとした場合、その御主人が3百万円を超える収入があるとしたら、その奥さんもなくなるわけですか。しかし、9月いっぱいまでは認めてやるという言い方のようにでしたが、そうですか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市民部長（森保君） 確かに3百万円以上はなくなります。しかし、勤労控除とか、税法上の控除等の計算でかなり変わります。

○ 28番（坂上國治君） そうしますと、仮に現在の市会議員の場合で計算したらどうなるんですか。

○ 市民部長（森保君） 先生方の場合、全部だめになります。

○ 28番（坂上國治君） 角度を変えて問題が違うので、お願いするのですが、以前、私たちと同期の議員が退職されて、議員をやめておっつけ2年がくる。それにもかかわらず、保険料が最高額を掛けてるんだというわけです。そこで、この国民健康保険の関係の方々に来ていただいて説明もしていただいたんですが、2年をさかのぼることなんです。しかし、私は、これは正しくないと思うんですよ。というのは、前年度の分であればいたし方ないが、失業して金もうけもできないのに、自分の身すら心配せないかんようになってきてから最高の保険料を支払わなにかんということがあるわけです。それで、これは掛けられる人もあるし、掛けるのに非常に苦労なさる方もあると思うんですが、そこの辺をこの機会にお願いしたいのですが、2年というやつを1年に改めてもらいたいと思うんです。

これは日本全国どこへ行ってもそうか、とお聞きしたところ、全国的ではないらしいです。だ

から、市民から喜ばれることは和泉市独自でやってもらったら結構ですが、和泉市だけがそういう市民に悪感情を持たずようなことはできるだけ避けていただいて、今後は、そういうものについては、1年間さかのぼってやるという確約をひとつ言うていただけますか。

○ 助役（坂口禮之助君） 御指摘をいただきまして、まことに痛み入ります。現在の健康保険料の算定基準の中では、いわゆる前年度の市民税を対象にしてございます。したがって、前年度の市民税は、さらに、その前年度の所得を対象にして算定されております。御指摘の国保料から申しましたら、前々年度の2年前の所得が対象になるということになります。

この点につきましては、特に退職された方々の保険料負担が非常に過大になることは、十分われわれも承知しております。ただ、前年度の所得を対象にすることになりますと、53年度で申しましたら、53年度の市民税を対象に持っていかなければならないことになるわけです。御承知のとおり、4月1日から保険料は2カ月分割で収入していただいております。前年度の所得を対象にしての市民税の最終決定の段階は、5月ごろになります。そういうことから、いわゆる前年度の市民税を対象に持ってまいっておるわけですが、非常に事務作業上複雑な問題もございまして、十分関係部局と御相談申し上げまして、できるだけそのような変則的な方を救済する方法を検討させていただきたいと在じます。

○ 28番（坂上國治君） 市民税でいろいろ換算してることはよくわかるんです。だから、仮に議員をやめても、これはずっと永久に市民税を掛けないかん人もあると思うんです。しかし、ただ議員だけやっておって、そしてやめる。恐らくやめるのは、年がたってやめる人、どこかへ働きに行く人はほとんどないと思う。そうすると、失業してる中で最高額を掛けていくのはしんどいと思う。その点を十分肝に銘じて内部調整をやっていただき、私のいま申し上げましたことをひとつ守っていただくようお願いしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 21番（直村静二君） ちょっと答弁が非常に不親切です。7月1日から実施ということは、ことしの3月に確定申告を出し、その分の写しが返ってきて、市が6月に市民税の納税通知を発送しましたね。そこで所得税の分を見ていくのか。それとも、3月の段階で税務署へ行って3百万円を超えたということしていくのか。それとも、6月の令書の発送の段階で保険証の切りかえ、その他にするのか。暫定措置として9月までということですか。

たとえば来年度の場合、来年3月に確定申告をする。そして、3百万円以下になった分については、6月の市民税の通知のときに、この人はいけます、とするのかどうか。その辺の上がり下がりによる実施のずれ、本人に対して、その辺の2、3カ月のことをもう少しきちんと整理された答弁がほしい。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市民部長（森保君） 細かい点は担当課長から御説明申し上げますが、1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者については、前々年度の所得で計算してございます。切りかえは7月1日、これは毎年やってございます。だから、1月から6月までの期間については前々年度、51年度の所得で計算して決定しております。
- 21番（直村静二君） 来年3月に確定申告をすると、国保と同じように前の線でいくの。
- 市民部長（森保君） そうです。
- 21番（直村静二君） 1年間得をする場合がある。
- 市民部長（森保君） ただし、その反対の場合もございます。
- 21番（直村静二君） 国保関係の点については、坂上議員のおっしゃる点は、私も前から言っている。そういう救済措置は当然つくっておかんと、収入がなくなった人に対しても、実際の国保の賦課は前々年度の所得、まして年がたって収入がなくなるという。その点は、きちんと条例などで研究してもらって出してください。そうしないと、浮き袋がないと沈んでしまいます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見がないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第38号を原案どおり可決決定いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
 お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_  
 （午後1時10分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第39号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和泉市立国府老人集会所	和泉市府中町810番地の5
-------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上、健康の増進等老人クラブの活動の促進を図り、福祉の向上を期するため、今般国府校区に新設する老人集会所の位置及び名称を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



和泉市立老人集会所条例の一部改正（案）新旧対照表

新			旧		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1,177番地の1	和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1,177番地の1
和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町5丁目174番地	和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町5丁目174番地
和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3	和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3
和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2	和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2
和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台2丁目1番地	和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台2丁目1番地
和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地	和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地
和泉市立芦部老人集会所		和泉市鶴音寺町128番地	和泉市立芦部老人集会所		和泉市鶴音寺町128番地
和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地	和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地
和泉市立国府老人集会所		和泉市府中町810番地の5			

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長（森保君） それでは、ただいま御提案いただきました議案39号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

老人福祉対策の一環といたしまして、老人クラブ活動の促進並びに老人の健康の増進を図っていくために、昭和48年度から老人クラブ常設集会所の整備を進めてまいったわけですが、今般、国府校区に新設いたしましたもので、その集会所の名称及び位置を定める必要が生じたので、御提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、今般、老人集会所を新設するに伴いまして、名称及び位置第2条の和泉市立南池田老人集会所の次に、新設の「和泉市立国府老人集会所 和泉市府中町810番地の5」を設定させていただきたく、場所は和泉市立体育館の東側、休日診療所の手前に位置いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと在じます。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議くださいますと、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 15番（横田憲治郎君） 基本的に、これはこれで結構なんです、関連して府中町の番外地ということで810番地の5、この府中は1丁目から8丁目までですが、住居表示がされておっかなり長年になりますので、住民生活にも浸透してるわけです。ところが、この810番地となりますと、お年寄りがどこにあるんや、ということで非常にわかりにくい。この老人集会所だけではなく、この辺には図書館、休日急病センター、さらに青少年ホール、商工会あるいは市立病院、体育館等々、一連の公共的な施設が張りついてるわけです。2丁目は、大体粉河線から南側という形になっているわけでございますけれども、公共的な建物の点在するこの辺一帯が番外地である。これは提案ですが、できれば2丁目に編入して住居表示を打ってはどうか、このように思うわけです。新たにここに9丁目を設定するとややこしくなる。8丁目はあっち、9丁目はこっちとなるので、できれば市役所も所在しておりますし、2丁目に整備することはできないのかどうか。これは従来からの問題であるわけでありまして、これをひとつ提案というか、要望したいと思います。建設部の所管でやってるそうですが、予定等がありましたら披瀝願いたいと思います。

それと2丁目は、場所がなかったのでやむを得ないと言っは何ですが、供給会社のものもここに張りついておりますが、旧和泉町の府中町、繁和、いわゆる国府校区、肥子町も含めたものですが、これで一つの集会所ということの張りつけだろうと理解します。そうなっても、一番南のすみということ。もう一つは、計画街路岸和南南海線上にあるか、それに面してるかのような

位置にあるわけで、でき得べくんば、もっとこっちの近隣中央に、お年寄りが気楽に行けるようなところに位置づける場所が好ましかったのですが、いろいろ関係者の方々も長年にわたって努力しておったんではございますが、最終的にここになったといういきさつがございます。できれば非常に人口集中地のことでございますし、校区単位に1カ所張りつける中で、肥子町、繁和町等も踏まえながら、一校区2カ所あるところはおまへんけど、そういう立地条件、人口の集中の度合い等を考えて、もう1カ所考えていただける余地があるんじゃないか、このように思いますので、それについてのお答えを賜りたい。

3点目として、現実的な措置として、でき得べくんば、中央線は歩道もちゃんとできてますから、中央線にさえ入れれば歩いて行き着くわけですが、中央線の入り口あたりにはっきりとした表示を、老人集会所だけでなく、休日急病センター、市立病院、その他の施設を網羅したものが必要ではないか、このように思いますので、提案とお答えがいただけるならば、3点についていただきたい。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市民部長（森保君） 第1点目につきましては建設関係になりますので、2点、3点についてお答えいたします。

2点目の偏在している点は、議員さん、おっしゃるとおりでございます。もう少し中央にあれば最適だということは、同感でございます。ただ、本市16校区の中で現在、10校区しかできておりません。あとできていない校区もございますので、全部でき上がった時点で検討したいと思っております。

3点目につきましては、中央線の入り口でございます。そういった点で、各関係課とも協議して、表示については考えていきたいと思っております。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設部長（山本俊兼君） 横田議員さんの1点目の御質問についてお答え申し上げます。

御存知のとおり、住居表示に関する法律、条例等が定められておるわけでございます。特に老人集会所、市立体育館、休日急病診療所等、公共施設ができてくる中で、当然、住民の生活便等を考えて住居表示等をやっていくべきだと、私どもも考えております。

ただ、これらの実施方法につきましては、住居表示に関する審議会規定等もございまして、関係の町会長さんはもちろんのこと、議会の皆さん方の御意見、過去のいきさつ等を勘案の上やっていかなければならないと思っております。一定の調査等にもかなり時間がかかるわけでございます。

現在、建設部内で考えておりますのは、御指摘の府中町、桑原、観音寺、このあたりを重点的

に取り組んでいかなければならないということで、実は過日来、登記所の関係の調査に入りつつあるような現状でございまして、即これが実施に踏み切るといふわけにはまいりませんが、いろいろ準備を重ねて、できるだけ早い時期にそういうものをしていくようにしなければならぬと考えております。考え方の一端を申し上げまして、御理解賜りたいと思います。

○ 15番(横田憲治郎君) とにかく公共機関の所在地でございまして、早急に前向きに結論を見出せる方向で進めていただきたいと強く要望しておきます。

終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 21番(直村静二君) 一つお尋ねしたいのは、岸和田南海線の東側か西側か、その辺はつきり。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 市民部長(森保君) 岸和田南海線の東側に位置します。

○ 21番(直村静二君) 東になった場合、建設部長のお答えでは、桑原も、その他も含めて住居表示もかなり変えていかなければならないということです。東側なれば、桑原の住民が一番近く、府中の人とか、また、阪和線の西の肥子の人とは全然行けない、そういう位置づけにもなる。私は見に行つて知つてますから、あえて言いませんが、あれやったら、桑原の老人集会所といつた方がよっぽど皆納得します。

そういう点で、もう1カ所つくることについて、議会も市もつくりますと言つたところで、実際に利用される関係者が一致して場所の選定、その他をしないと進まない話ですが、非常に交通の便からいって、お年寄りがいちいち足を運ばないかんという問題がある。場合によっては、早くもう1カ所計画して桑原に譲つてあげるよう変更してもええと思いますよ。その辺、私はあそへ立つたびに、えらいこつちや、これやったら桑原の老人集会所と言つても通る。この辺を懸念いたします。

岸和田南海線の東側でしょう、これまた、道路一つ越えないかん。桑原の人が利用するのはあかん、これは国府やと、そんなことはなからうけど、結局、もう1カ所どうしても要ると、その辺の詰めがもう少し弱かつたのではないかと思います。岸和田南海線の東側、桑原に向いたる。この条例が公布されればじやんじやん使つてもらいますが、不便だということはわれわれが見てもわかりますので、市長、そういう地理的条件です。もう1カ所、桑原方面に持つていくことも含んで計画してもらいたい。そうしないと、さっきの建設部長の答弁でも、これから相談して、ということですが、最終的には地番の問題で、岸和田南海線の東側、向こう向きになり、別の番地をつけるとか、非常に不便なものになると思いますので、この点市長、特別にひとつこの

問題の審議を庁内でやってほしいのです。

いま、16校区のうち10校区できて、あと六つつくったら考えよかということでしょう。その辺の実際上の問題として、しやくし定規で答えてもらったら後で問題が起こるんやないか。議員は何してるんや、ようそんなもん認めたな、となったらね。一半の責任は住民にもありますが、こんな場合、変更しなければならぬという条件がありますので、ひとつ答えてください。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

いろいろ御意見いただいておりますが、確かにおっしゃる御意見もあることは、私たちもよくわかります。地理的に南に偏在していることは事実でございます。しかし、国府校区の老人集会所の場所をどこに定めるかにつきましては、決して安易にあの場所を選んだのではございません。当該老人会の関係の方々とあらゆる角度でできるだけ市街地の中心にということでお求めになるべく、最善の努力をなされたわけでございますけれども、なかなか適地が見つからなかったわけでございます。

適地が見つかるまで設置を延期すればいいじゃないかということでございますけれども、半面、和泉市の一番中枢である国府校区において、ぜひ1日も早く老人集会所を設置していただきたいという老人の方々の強い要望もございまして現在の位置を選定せざるを得なかった、この事情はひとつ現時点での御議論はよくわかるのですが、実際は理屈どおりにいかなかったという事情は御賢察賜りたいと思います。

それから、地番整備、住居表示の問題等、いわゆる岸和田南海線の東に位置することは事実でございます。その岸和田南海線が実際に開通した段階におきましては、確かに幅員20～30メートルの道路を渡りながら、国府校区の老人憩いの家の利用には、いろんな問題ができてまいると在じます。

そうした意味から、先ほど市民部長がお答えしておりますように、他の施設等の整備等との関連を見まして、適切な場所に土地が得られれば、国府校区に非常に人口が集中しておりますので、第2の老人憩いの家等についても考えていきたい。先ほど、市民部長が答弁しておるとおりでございます。時期的には、各校区の関係等も十分勘案しながら、将来、そうした趣旨を十分考慮に入れてまいりたい、このように在じております。

それから、地番関係の問題ですが、現時点ですぐに南海線をオーバーした東側の方も、すべて桑原の方の地番に入れるかどうかにつきましては、非常に御議論があると思います。当然、住居表示を改める場合は、住居表示審議会を設置して、関係の町会長さんなり、あるいは議員さん方等々の御協議を経て定める手法でございます。一概に南海線以南は府中町名を名乗らないという

ことになることも考えられます。これはそのときの各委員さんの協議の上で定めていきたい。原則的には、府中地番は府中町名を名乗っていくという、基本的な考え方で進めていくのが普通だと理解いたします。

- 21番（直村静二君） そういう理由もわかりますが、と同時に、関連して桑原の住民のお年寄りの方はどこへ行きはるのか。
- 助役（坂口禮之助君） 現在、芦部校区には、観音寺町に老人憩の家をつくってございます。
- 21番（直村静二君） 私は、将来起こってくるであろう場所、位置の問題から言うてる。桑原の住民が目の前にあって使わしてくれ、これは国府校区だからだめ、向こうへ行け、という問題が出るのではないかということです。この利用については後刻十分意見を聞くというが、基本としては、横田議員も言ってますように、もう1カ所どうしても要りますよ。阪和線の西側だけでもね。この点は意見も含めて言っておきますが、もう1カ所つくることを考えてもらいたいし、桑原地区の人でも利用できるよう関係者と相談してやっていただく。そうしないとまま子扱いになる。何にも使えなくなるとはいかんとしますので、この点、懸念して言うときます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 7番（金沢勝君） 6年前の厚生文教委員会の席上であったと思いますが、各校区に毎年2カ所ずつ建設するというで府の補助がつくということで説明があったわけです。そして、いままでは2カ所ずつ建設されてきました。当時14校区ありまして、一番早く建つところと、一番後で建つところとは7年ないし8年の差があるのは、お年寄りに対して非常に気の毒ではないか、せめて3、4カ所ずつ建設したらどうかと言ったが、補助裏の問題があるということで、4年間は2カ所ずつ建ててきた。それが昨年度に限って1カ所たと、この点の説明がなかった。

それを合めて、補助裏が2カ所あるにもかかわらず土地の入手がむずかしかったという説明もなかったわけです。先に建てるどころと、後になるところが非常にアンバランスで気の毒ではないかということであったが、財政的な問題があるということで承諾を得なかった。きょう初めて議案に乗せられたのは1カ所、非常に不親切な、当を得ない説明であったと思うんですが、その点ひとつお答えいただきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

提案理由の中にそれを合めて申し上げればよかったです、失礼いたしました。議員さんのお説のとおりでございます。48年度から建設して48年度に2カ所、49年度2カ所、50年度2カ所、51年度2カ所という建設でございます。ただ、本年度から1カ所にさせていただきますが、概算で申し上げまして、千3百62万5千円かかります。そういった中での府の補助

金が3百万円という一定の財政的な面もございまして同時に、最初に建設される所と、最後の1カ所となると、かなりの手数がかかります。そういった問題を含めて種々検討したのですが、本年度の財政事情も勘案して、52年度から1カ所ということでごしんぼうをお願いしたいということでございます。

○ 7番(金沢勝君) それを提案理由の中で説明すべきではなかったかと思うんですが、それは了として、補助裏は2カ所あるんでしょう。1カ所に3百万円出るんでしょう。もう1カ所の補助裏はどないしてあるんですか。次年度に3カ所やるんですか。さっき、あんたも言ったように、一番最初と遅いところでは8年、1カ所だったら12年もかかるので、1日も早く建設するようにならなければならない中で、補助裏はどうなっているんか。来年は3カ所建てるんか、こういうことについてはっきり説明してください。

○ 市民部長(森保君) 私の舌足らずの点もあり、おわびいたします。

以前は2カ所ずつやってきたんですが、府の厳しい財政事情もございまして、毎年1カ所しか補助金が見つからないというのが現状でございます。そういった中で、52年度は国府校区に1カ所、来年度には3カ所ということには相なりません。御了解いただきたいと在じます。

○ 7番(金沢勝君) これからは1カ所、それまでは2カ所、そういう説明を先にしてもらうたら時間かかれへん。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 5番(仁井明君) 集会所に行く便利さということですが、繁和町並びに肥子2丁目並びに井ノ口町の老人の方々、その中で国府校区では、繁和町が一番お年寄りがたくさんおられるわけでございます。そこで一応、お年寄りのことを考えて、榎尾川の河川の堤防を利用できないものかどうか。中央線を行くと時間もかかるし、交通量も多い。お年寄りが繁和から行くと、恐らく1時間はたっぶりかかると思います。

そこで、体育館も青少年会館もございましてけれども、非常に中央線からの道が1本で、南の方が回って行かないかんということです。私もいろいろ聞いてますが、榎尾川の堤防を利用すれば非常に早いと思うんですが、割合交通量も少ない。泉大津の方の河川は非常にきれいに舗装もし、便利よくしてありますけれども、この榎尾川の河川の堤防を利用できないものかどうか、一言聞きたいと思うんです。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 建設部長(山本俊兼君) お話の河川に、榎尾川の堤防でございます。原則論から申し上げますならば、やはり河川、ため池、こういった堤防を道路敷に使うというのは、余り好ましくないということでございます。現実、堤防の管理者は、鳳土木でございます。そういった面も鳳土木

に一応申し入れまして、その辺を何とか対処できないものか、かけ合いをやってみたいと思います。

○ 5番(仁井明君) もう1点、そうすると、繁和町から大津へ行く両方の河川の堤防は、非常によく車も通り、有効に使ってます。ところが、井ノ口橋、柳田橋は車もたまには通ってるが、恐らく雨降りの日なんか、歩いて行くことはできないと思う、両方ともね。いままでから私も聞かれておりますが、体育館、市民球場へ行くにしても非常に便利が悪いわけです。ところが実際問題、向こうの中央線から入って南方ともがたがたの道でも、非常に車がたくさん利用しております。それで、せめて地ならしでもして、シーズンになればたくさんの方が利用すると思います。1日も早く鳳土木と交渉し、市が自由にに使わせていただく方法をとっていただくということで、私の質問を終わります。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 18番(池辺秀夫君) この際、1点お尋ねいたします。

実は、北池田に老人集会所ということにつきまして、私ども地元議員は、本当に数年前からいろいろと老人会並びに町会の方へやかましく言っておたわけでございます。しかし、建設用地の至難さにおきまして、ずっと難航してきたのは事実でございます。

その後昨年か一昨年か、南北池田で合同で、という老人会の方の話も出たわけですが、何を申しましても、いま、南池田は春日神社の境内に建設されております。北池田の老人会の方は、とうていあそこへ行けないということで、一とんざという結果になっております。その後、関係の老人クラブあるいは町会の方から、何らか市の方へ用地ができたので、というようなことがあるのでしょうか、それを一言、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

現在のところ、老人クラブの方からはきてございません。

○ 18番(池辺秀夫君) ありませんか。

○ 市民部長(森保君) はい。

○ 18番(池辺秀夫君) 実は、関係者も1日も早く集会所を建設していただいて、本当に老人の方々が一堂に会して憩いの場を持つことを希望しておるわけなのでございますけれども、私から言わせれば、本当に敷地の入手も至難かと思えます。そこで幸い、北池田にも数多くの地元議員さんがおられますので、その点、皆さんの協力、町会、老人会の皆さんのいろいろの意見等を取り入れ、用地ができ次第、何らか御無理申すやもわかりませんが、そのときはひとつよろしく頼みます。



○ 議長（柳瀬美樹君） 富山君。

○ 17番（富山敏治君） 地域地域で老人集会所の件が論議されておりますので、部長にちょっとお聞きますが、黒鳥地区においては、老人ホームの設置について再々、私自身もお願いにあがったんですが、部長がかわられる前もあると思いますが、しからば、次年度計画において、黒鳥地区の計画はできるか否や、53年度にね、まず、その点を御答弁願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

53年度につきましては、3月定例会でも御説明申し上げましたが、本年度は緑ヶ丘でございます。

○ 17番（富山敏治君） 本年度は緑ヶ丘となれば、54年度はどこかということを探ねたくなるんですが、黒鳥地区においては、ごく簡単にできる場所があるわけです。部長もわかっていると思うんで、私も余りわかりきったことを再々お尋ねするのはどうかと思いますが、忠霊塔の下に第六町会ですか、借りている管理棟というか、あの地域に相当土地もあります。あの家を改造するならば、そんな府の補助云々と言わなくても、ほんのわずかな金で老人クラブができるはずなんですが、やる気がなかったらあきません。二言目には財政や、金やと言いますが、少なくともやれるところからやるべきです。いろいろ土地の問題がありますが、すぐに市有地が簡単にあるんですからできると思うんですが、53年度は緑ヶ丘、しからば、以前からお願いしている黒鳥地区はどうなるのか。緑ヶ丘といえば、和泉市始まって以後にできたところ、黒鳥、伯太といえば、和泉市発足以前からの土地なんです。そんなところをほっといて、新しくできたところ、できたところにつくっていくことに、私はちょっと疑問を感じざるを得ないんです。

しからば、緑ヶ丘地区にある老人クラブと、黒鳥小学校地区にある老人クラブの老人の人員をここで発表してください。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

黒鳥校区の老人クラブの会員さんは293名、緑ヶ丘は256名でございます。

○ 17番（富山敏治君） さすれば、人員だけでも黒鳥の方が多い。私は、何も地域セクトにこだわりたくございません。緑ヶ丘も結構、和泉市内にできれば、どこでも結構なんですが、そういうようにできるところがありながらほっといて、よそへポツとつくるからです。しょうと思えばすぐできるじゃないですか。どうなんですか。いま聞いた忠霊塔の下の管理棟というか、あの敷地は現在、どのように管理しておられるのか。管理の問題も含めて一遍答弁してください。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

非常にいろいろ御論議をいただき恐縮しておりますが、老人憩の家の敷地につきましては、い

わゆる原則的には、市有地を使用しないという形で今日まで進めてまいっております。したがって、現在まで建設されておるところにつきましては、地元であらゆる御努力をいただき、敷地を確保してやっていただいておりますのが原則でございます。

御指摘の黒鳥山の公園下にある土地につきましては、現在、正直申しまして、遊休のままに特別な利用をしてございません。かねてから御議論をいただいておりますが、管財の方では、一応これを普通財産として処分したいということを総務委員会に提案いたしました。それに対する総務委員会の御意見では、これは売却すべきではない、もっと慎重に土地利用を考えるべきではないか、という御意見が寄せられまして、公園管理の建設部、財産管理の管財課等が相寄りまして、その利用をいかにすべきかについて協議を進めてございます。したがって、ダイレクトにあそこに老人集会場を建設することについては、ちょっと議論のあるところでございますので御理解いただきたいと思います。

あの土地の所有の問題をめぐりまして、たとえば黒鳥町会の共有地を市でお借りしておるところもございます。お話によると、それと交換してもらったらどうかという意見もあるようでございまして、そういうことを煮詰めさせていただいております。それがうまくいって黒鳥校区の所有地になり、そこに老人集会所を、という強い要請がございましたら、早い時期に建設に踏み切れることもできるやに存じます。その間の事情を御賢察賜りたいと思います。

○ 17番(富山敏治君) いまの答弁は一応、了といたします。しかし、土地の売買云々ということ、黒鳥の共有地云々という話をやってるということなんですが、これは1年以上もたつんですよ。こんな話をするのに1年も2年もかかるんですか。実際問題、これをどこどこに話したか、言うて下さい。1回もやってないでしょう。質問をすれば、いや、精査して調査してやります、とか言ってるが、現実、1回もやってないでしょう。そんな話があったことも聞いてますよ。聞いてから1年以上たつんです。私は再度、議員に出てきてからでも、かれこれ2年になるんです。その2年間、同じことを言ってる。いつになったらできるんですか。本当にやる気があるのかどうか。土地の交換とか、あるいはそこを売るということも聞いておりますが、そのことも含めて一体、どんな努力をしたんですか。やったら、やったということをここで明らかにしてください。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げますが、黒鳥山公園下の土地につきましては、ただいま助役さんからお答え申し上げましたが、先般、総務委員会にも御提案申し上げましたが、いろいろ御議論をいただきまして現在、関係部局が相寄り、先般も土地の交換等の話もしているわけでございますが、いろいろと番地の表示の問題がございまして、進入道路が忠霊塔の門の前には……。

- 17番(富山敏治君) そんなことは聞きたくない。そういうことのために何回ぐらい交渉して、現在、どうなってるんかということですよ。
- 財務部長(麻生和義君) 現在、管財課の方でその確認を行っております。現在、その普通財産への移管手続等を進めるべく、作業を行っております。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 27番(竹下義章君) 特にこの件につきましては、私も総務委員会で相当論議させていただきました。いま、助役さんの方から、黒鳥の部落共有地を市がお借りしており、場合によってはそれと交換という話をしておるんだということでしたが、これは少なくとも、助役さん、総務委員会には売りたいということでした。総務委員会に出て、まだそう日時はたちません。それまで市としては、何もそういう関係で話し合いはしてなかったんじゃないかと思う。これは老人云々ではなく、総務委員会で初めて、あの下は公園の指定を打っているにもかかわらず、その入り口を売るとはどういうことか。もし、それを売るなら、他の土地を計画変更しなさい。という論議の中から、どうしたらええかという問題が起こってる。いまやってるだけで、それまでは、そういう話し合いはなかったんでしょう。私はそう理解している。
- 議長(柳瀬美樹君) 助役。
- 助役(坂口禮之助君) 御指摘のとおりでございます。黒鳥町の共有地の一部をお借りしていることについても、総務委員会でそういうこともございますので、あわせてそうした面での交換という方法等も考えられるということで、関係部局でいろいろの角度から協議させておるといふ現状でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認め、議案第39号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第5「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第40号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「150万円」を「200万円」に、「75万円」を「100万円」に改める。

第10条第1項第1号中「35万円」を「40万円」に、「70万円」を「80万円」に、「85万円」を「100万円」に、「120万円」を「130万円」に改め、同項第2号中「35万円」を「40万円」に、「50万円」を「55万円」に、「85万円」を「90万円」に、「120万円」を「130万円」に、「損壊し、若しくは流失し」を「滅失若しくは流失し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及び同法施行令の一部改正により、災害弔慰金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額が引き上げられたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては<u>200万円</u>とし、その他の場合にあつては<u>100万円</u>とする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 <u>40万円</u></p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 <u>80万円</u></p>	<p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては<u>150万円</u>とし、その他の場合にあつては<u>75万円</u>とする。</p> <p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 <u>35万円</u></p> <p>イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 <u>70万円</u></p>

新	旧
ウ 住居が半壊した場合	ウ 住居が半壊した場合
エ 住居が全壊した場合	エ 住居が全壊した場合
(2) 世帯主の11傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合
イ 住居が半壊した場合	イ 住居が半壊した場合
ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く。)	ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く。)
エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合	エ 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合
2. 略	2. 略

1 0 0 万 円

1 3 0 万 円

4 0 万 円

5 5 万 円

9 0 万 円

1 3 0 万 円

8 5 万 円

1 2 0 万 円

3 5 万 円

5 0 万 円

8 5 万 円

1 2 0 万 円

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） ただいま御上程をいただきました議案第40号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸し付けに関しましては、自然災害により被害を受けた個人に対する救済措置といたしまして、去る第71国会において立法化された災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律に基づくものでございます。昭和49年1月1日より施行されているものでございます。

本法律によりますと、この制度の実施主体は市町村とされ、条例で定めるところによりまして実施されるものでございます。本市におきましても、昭和49年10月付、条例第25号として公布、施行したものでございます。その後昭和50年、法律第1号及び昭和51年、法律第74号の2回の法律改正により弔慰金の額並びに援護資金の貸付け限度額が引き上げられ、本市においてもその都度、条例の一部改正を行い今回の改正に至っているものでございます。今回の改正は、昭和53年3月31日付法律第6号の改正により行うものでございます。本市においてもこの法律改正を受けて、災害弔慰金の額並びに災害援護資金の貸付限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

改正の内容を説明いたしますと、条例第5条中、災害弔慰金の額につきましては、災害による死亡者が主として生計を維持していた場合は、現行150万円を200万円に、その他の場合にあっては、現行75万円を百万円にそれぞれ増額するものでございます。

第10条中、災害援護資金の貸付け限度額については、世帯主に1カ月以上の負傷がある場合を説明いたしますと、家財の損害がない場合は現行35万円を40万円に、家財の損害があり、住居の損害がない場合は現行70万円を80万円に、住居が半壊した場合は現行120万円を130万円にそれぞれ増額するものでございます。

次に、同じく災害援護資金について世帯主の負傷がない場合を説明いたしますと、家財の損害があり住居の損害がない場合は現行30万円を40万円に、半壊した場合現行50万円を55万円に、住居が全壊した場合現行85万円を90万円に、住居の全体が滅失もしくは流失した場合は、現行120万円を130万円にそれぞれ災害援護資金の限度額を増額するものでございます。

なお、災害弔慰金につきましては、和泉市内で5戸以上の住居が滅失した場合、または大阪府下の和泉市以外の市町村で災害救助法が発動された場合に適用されるものでございます。

一方、災害援護資金につきましては、大阪府下の市町村で災害救助法が発動された場合に適用されるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第40号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） この改正はスライドだと思うんですが、実際問題として、この災害関係で支払いがあったかどうか、あれば何ほあったかという点だけを御答弁願いたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 最近2、3年では、そういった災害関係の事例はございません。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第40号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第6「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制度について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第41号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄



和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)  
 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

「	110,000円	170,000円	230,000円	310,000円	400,000円
	95,000	140,000	200,000	270,000	360,000
	85,000	115,000	170,000	230,000	320,000
	75,000	105,000	150,000	210,000	290,000
」	70,000	100,000	135,000	190,000	260,000

別表中

を

「	150,000円	210,000円	290,000円	390,000円	500,000円
	130,000	180,000	250,000	340,000	450,000
	120,000	160,000	220,000	300,000	410,000
	110,000	150,000	200,000	270,000	370,000
」	100,000	140,000	180,000	250,000	340,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和53年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 山

消防団員等公務災害補償等共済金法施行令の一部を改正する政令（昭和53年政令第107号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第411号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

		新					旧				
別表		退職報償金支給額表（第2条関係）					退職報償金支給額表（第2条関係）				
階 級	勤 務 年 数	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
団 長		150,000	210,000	290,000	390,000	500,000	110,000	170,000	230,000	310,000	400,000
副 団 長		130,000	180,000	250,000	340,000	450,000	95,000	140,000	200,000	270,000	360,000
分団長及び副分団長		120,000	160,000	220,000	300,000	410,000	85,000	115,000	170,000	230,000	320,000
班 長		110,000	150,000	200,000	270,000	370,000	75,000	105,000	150,000	210,000	290,000
団 員		100,000	140,000	180,000	250,000	340,000	70,000	100,000	135,000	190,000	260,000

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（松村吉亮君） ただいま御上程いただきました議案第41号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

消防団員等公務災害補償等共済基本法施行令の一部を改正する政令が本年4月5日、政令107号で公布、施行されたことに伴いまして、本市においてもその改正趣旨に従いまして、退職報償金の支給額を引き上げるべく、本条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、改正案の内容について御説明申し上げます。

条例第2条の別表、退職報償金支給額表でございますけれども、この表には、縦の欄には階級、すなわち団長以下団員まで5段階、横の欄には、在職10年以上5年ごとに30年以上まで、これも5段階に仕切られております。この5段階に仕切られた中にそれぞれの金額が定められておりますが、これらの金額を最低3万円から10万円までの範囲で、団員平均43%、団長25%とそれぞれ引き上げようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用いたしたく在じます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。

なお、本議案書20ページに参考資料として新旧対照表を掲げてございますので、御参照の上慎重御審議賜り、原案どおり可決御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第41号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第7「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年6月27日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「4,500円」を「4,800円」に、「7,700円」を「8,300円」に改め、同条第3項中「233円」を「267円」に、「73円」を「77円」に、「150円」を「167円」に改める。

別表第1中	「6,640円	7,175円	7,710円
	5,570	6,105	6,640
	4,500	5,035	5,570

を

「7,133円	7,717円	8,300円
5,967	6,550	7,133
4,800	5,383	5,967

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定は、昭和53年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(昭和53年政令第106号)が公布施行され、補償基礎額の引上げが行われたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



新

病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については267円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ777円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合には、そのうち1人については167円）、その他の者については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  
 (2) 18歳未満の子及び孫  
 (3) 60歳以上の父母及び祖父母  
 (4) 18歳未満の弟妹  
 (5) 不具廃疾者

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階級	級	勤務年数	
		10年未満	10年以上 20年未満
団長及び副団長		7,133円	7,717円
分団長及び副分団長		5,967	6,550
班長及び団員		4,800	5,383

備考略

旧

病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については233円を、第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ73円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合には、そのうち1人については150円）、その他の者については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  
 (2) 18歳未満の子及び孫  
 (3) 60歳以上の父母及び祖父母  
 (4) 18歳未満の弟妹  
 (5) 不具廃疾者

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

階級	級	勤務年数	
		10年未満	10年以上 20年未満
団長及び副団長		6,640円	7,175円
分団長及び副分団長		5,570	6,105
班長及び団員		4,500	5,035

備考略

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程いただきました議案第42号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、それらの基準を定める政令の一部を改正する政令が本年4月5日、政令第106号で公布施行され、補償基準の引き上げが行われたことに伴いまして、本市においても所要の改正をお願いするものでございます。

次に、その内容について御説明申し上げます。

条例第2項2号、すなわち消火、救急または水防の作業に従事した協力者等に対する災害補償の額を定めるものでございまして、同号中、日額4,500円とありましたのを4,800円に、また、それらの方々の収入が、先ほどの金額に比し非常に違って、公正を欠く場合の最高額を7,700円と決めてありましたのを、8,300円に改めようとするものでございます。

次に、同条3項の扶養親族に対する加給金を定めたものでございますが、配偶者に対する日額233円を267円に、その他の扶養者に対する補償日額2人までについて、73円とありましたのを77円に、扶養親族のうち、体の不自由な方に対する加給金150円を167円に改めるものでございます。

さらに、本条例5条に別表第1、消防団員に対する補償基礎額表についても、これも縦3ランク、横3ランクに決め、それぞれの日額を定めておりますが、それらについても、300円から590円の範囲でもって引き上げようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日以降に給付すべき事由が生じた者に適用いたしたく存じます。

なお、本議案書の24、25ページに参考資料として新旧対照表を掲げてございますので、御参照の上御審議を賜り、原案どおり御可決賜りますよう、よろしく御願申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第42号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第8「農地の固定資産税に関する要望決議」を議題といたし

ます。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

## 決議第2号

### 農地の固定資産税に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

昭和53年6月27日提出

#### 和泉市議会議員

金 沢 勝  
田 中 包 治  
横 田 憲治郎  
富 山 敏 治  
貝 淵 博 治  
坂 上 國 治  
仁 井 明  
寺 田 茂

### 農地の固定資産税に関する要望決議

最近政府は長びく景気停滞から脱却するため内需喚起策として住宅、宅地開発を促進する方針をうち出したが、この開発政策と関連して昭和54年度の税制改正においては、農地課税の改変強化が憂慮され農家の不安感が強まっている。

大都市地域の農業は過去急激な都市開発と不備な農政のもとで、後退を余儀なくさせられてきた。こうした都市農業軽視の農政を是正することなく、今また問題の多い水田利用再編対策に加えて、財政危機を背景にした増税基調のなかで、再び農地に対する固定資産税の宅地なみ課税等が拡大強化される機運にあり都市農業は壊滅の危機に直面している。よって農地の固定資産税については、土地を絶対的生産手段とする農業の特性ならびに生鮮食料品の安定供給、緑地保全等に大きく寄与している都市農業の役割をふまえ、現に農業の用に供している農地については農業の低収益性にもとづき「農地評価による農地課税」を原則として下記事項を実現されたく強く要望いたします。

#### 記

1. 市街化区域内農地に対する固定資産税については、現在の軽減措置でなく宅地なみ課税を撤廃



し農地課税とすること。

2. 市街化区域以外の農地に対する固定資産税については、評価額および税額を当分の間、昭和53年度の額で据置くこと。
  3. 温室、畜舎、共同貯蔵庫等の農業用施設用地の固定資産税についても、農地に準じた評価とし軽減措置を講じること。
- 以上決議する。

昭和53年6月 日

和泉市議会

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 7番（金沢勝君） お許しをいただきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。ただいま局長の朗読どおりでございます。皆様方の御了解をちょうだいしたいわけですが、要約して申し上げますと、最近の長引く景気停滞から脱却するため、政府は宅地開発を促進し、この開発政策と関連して、昭和54年度の税制改正において農地の宅地並み課税を打ち出そうとしておるのであります。

昭和51年度の税制改正においては、一定の要件に該当する農地、すなわちA、B農地のうち、現に耕作しておる農地については、所有者の申請により、宅地並み課税と農地課税の差額を減額されてまいったのでありますが、この減額制度も、昭和53年度までの時限措置となっております。

わが和泉市は田園都市であり、農家経済の安定に皆様方の御協力をお願いするものであります。このような実態の中で、農家の不安も非常に高まっております。政府の都市農業軽視の農政を是正する意味も含めて要望する次第でございます。よろしく皆様方の御賛同をいただき、御決議くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第2号を原案どおり決議することに決します。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案審議は全部終了いたしました。よって、昭和53年度第2回定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、第2回定例会を閉会いたします。

- 
- 
- 議長(柳瀬美樹君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る27日、本年第2回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私とも御繁忙の折にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政の運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営に今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては、十分御自愛をくださいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして衷心を込めての御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

○

(議長あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 私より一言、御礼申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様方には大変お忙しいところ、連日御熱心に、しかも慎重審議を賜り、全議案を日程内に処理できましたことを、私より心から厚く御礼申し上げます。御協力まことにありがとうございました。

なお、理事者におかれましては、いろいろと指摘、御要望のあった諸事項については謙虚に受けとめ、鋭意邁進せられるよう特にお願い申し上げます。

最後に、気候不順の折から皆様方には御健康に御留意せられ、市政発展に一段の御尽力を賜らんことをお祈り申し上げます、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

(午後2時53分閉会)

---

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副 議 長

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

